

平成 18 年

塩竈市議会会議録

(第116巻)

第1回臨時会 5月22日 開 会
5月22日 閉 会

第2回定例会 6月12日 開 会
6月23日 閉 会

塩竈市議会事務局

平成 1 8 年 5 月 臨時会 日程表

会期 1 日間 (5 月 2 2 日)

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
5 . 22	月	本会議	会期の決定、諸般の報告、承認第 9 号ないし第 1 3 号 議案第 6 2 号及び第 6 3 号	1

平成 1 8 年 6 月 定例会 日程表

会期 1 2 日間 (6 月 1 2 日 ~ 6 月 2 3 日)

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
6 . 12	月	本会議	会期の決定、諸般の報告、請願第 1 8 号撤回の件、請願第 2 5 号及び第 2 6 号、議員提出議案第 5 号及び第 6 号、議案第 6 4 号 ~ 議案第 7 5 号	1
13	火	休 会		2
14	水	"	産業建設常任委員会 10 : 00 ~	3
15	木	"	総務教育常任委員会 10 : 00 ~	4
16	金	"	民生常任委員会 10 : 00 ~	5
17	土	"		6
18	日	"		7
19	月	"		8
20	火	本会議	委員長報告	9
21	水	"	一般質問 浅野 敏江 議員 田中 徳寿 議員 伊勢 由典 議員 今野 恭一 議員	1 0
22	木	"	一般質問 東海林京子 議員 木村 吉雄 議員 小野 絹子 議員	1 1
23	金	"	一般質問 志子田吉晃 議員 佐藤 貞夫 議員 吉田 住男 議員 (閉会)	1 2

塩竈市議会平成18年5月臨時会会議録

塩竈市議会平成18年6月定例会会議録

目次

(5月臨時会)

第1日目 平成18年5月22日(月曜日)

開 会	1
議事日程第1号	1
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
承認第9号ないし第13号	10
提案理由説明	10
質 疑	11
伊 勢 由 典 君	12
討 論	15
曾 我 ミ ヨ 君	15
志子田 吉 晃 君	16
採 決	17
議案第62号及び第63号	17
提案理由説明	17
質 疑	24
田 中 徳 寿 君	24
中 川 邦 彦 君	29
伊 藤 博 章 君	36
採 決	39
閉 会	39

(6 月定例会)

第 1 日 目 平 成 1 8 年 6 月 1 2 日 (月 曜 日)

開 会	41
議事日程第 1 号	41
開 議	43
会議録署名議員の指名	45
会期の決定	45
諸般の報告	45
請願第 18 号撤回の件	51
請願第 25 号及び第 26 号	51
議員提出議案第 5 号及び第 6 号	51
提案理由説明	51
採 決	53
議案第 64 号ないし第 75 号 (各常任委員会付託)	53
提案理由説明	54
総括質疑	60
曾 我 ミ ヨ 君	60
散 会	65

第 2 日 目 平 成 1 8 年 6 月 2 0 日 (火 曜 日)

議事日程第 2 号	67
開 議	69
会議録署名議員の指名	69
議案第 64 号ないし第 75 号 (各常任委員会委員長議案審査報告)	69
討 論	73
曾 我 ミ ヨ 君	73
志子田 吉 晃 君	75
採 決	79
請願第 23 号ないし第 26 号 (各常任委員会委員長議案審査報告)	79

討 論	81
伊 勢 由 典 君	81
採 決	83
散 会	84

第 3 日 目 平 成 1 8 年 6 月 2 1 日 (水 曜 日)

議事日程第 3 号	87
開 議	89
会議録署名議員の指名	89
一般質問	89
浅 野 敏 江 君	
少子化対策について	89
マタニティマークの活用について	
商店・企業の協賛などによる子育て支援	
子供の安全対策	91
「明るいまちづくり」の推進について	
「ANSINメール」システムの導入について	
福祉について	93
文化・芸術活動とノーマライゼーション	
田 中 徳 寿 君	
財政問題について	104
平成 1 8 年度の財政状況と平成 1 9 年度以降の見通し	
資本費平準化債の活用について	
・一般会計	
・下水道事業特別会計	
職員数の削減に対する仕事の削減の基本的考え方と対応について	
広報紙・封筒等への広告掲載について	
教育問題について	106
教育力の向上についてと生徒学力向上対策について	

学区制の見直しと小中一貫校の導入について	
統一模試（全国と県と本市）について	
維持管理費について	107
樹木等の選択と維持管理費について	
側溝の清掃協力のために町内会に職員派遣について（雨水の水害に 遭う地区）	
設備・建物のメンテナンス費の確保について	
道路を含む環境整備費について	
伊 勢 由 典 君	
宮城交通の路線バス廃止計画と市の対応について	119
廃止対象市内6路線と昨年の乗客数と経営状況について	
廃止対象6路線と市の方針について	
県への働きかけについて	
塩竈市立病院について	120
国の医療制度改正と市立病院に与える影響について	
療養型病床削減計画と市立病院への影響について	
市立病院再生緊急プランと医師確保について	
救急医療と6病院長会議を踏まえた対応と市立病院の役割について	
市内水産加工業の実態と漁港背後地再開発について	121
水産加工業の現状と課題について	
全国組織（全水加工連）の漁港背後地売買契約と水産物取り扱いの 事業展開と見通しについて	
地元組合の対応と市の役割、課題について	
防災対策、水害対策について	122
津波防災教育について	
三陸縦貫自動車道と県道利府中インター線の大規模災害物資搬送と 千賀の台（学校用地）の活用について	
宮町川水害対策とポンプ場整備計画について	
北浜沢乙線について	123

工事の現状と今後の工事予定について	
今野 恭一 君	
産業の活性化について	134
基幹産業の立て直しについて	
産業誘致について	
J R A ウィンズの早期誘致について	
広域市町村合併について	135
将来の市町村のあり方について	
当地域の見通しについて	
交通渋滞の緩和策について	135
八幡築港線について	
国道 4 5 号について	
散 会	143

第 4 日 目 平成 1 8 年 6 月 2 2 日 (木 曜 日)

議事日程第 4 号	145
開 議	147
会議録署名議員の指名	147
一般質問	147
東海林 京子 君	
障害者自立支援法の実施について	147
障害者にとって、何がどのように変わったのか	
法への評価と今後の課題について	
児童、生徒のための防犯強化について	148
事件、事故から子供たちを守るためのさらなる体制強化について	
携帯電話の持参許可について	
仲よしクラブの現状について	149
入会希望者の待機と定員オーバーの現状と今後の対応について	
空教室の借用は継続可能か	

市民の健康管理について	150
メタボリック症候群の有病者及び予備軍の本市のデータ把握はどうか	
メタボリック症候群を住民健診項目に加えてはどうか	
住民基本台帳大量閲覧制度について	151
商業目的のための閲覧の対処方法について	
大量閲覧制限の条例制定について	
地方自治体の知事及び首長の退職金制度について	152
本県知事の退職金制度の特例に対する市長の見解を伺う	
地方公務員及び首長の退職金制度発足の歴史的経過について	
木 村 吉 雄 君	
市長の政治姿勢について	162
リーダーシップと行政力について	
人口減少について	
都市環境整備について	163
国道・県道・市道整備について	
環境美化条例について	
重要文化財と芸術文化について	164
文化財の保存と活用について	
芸術文化の発信について	
二市三町の広域行政と合併について	165
一部事務組合の統合について	
合併について	
小 野 絹 子 君	
各駅へのエレベーター設置について	177
塩釜駅、東塩釜駅、西塩釜駅に対する市の方針について	
県道利府中インター線（越の浦春日線）の残り2キロの早期整備に ついて	177
県との協議内容と今後の計画について	
路線の線形等について	

市道藤倉梅の宮線の1～2丁目方面の雨水対策について	178
市の基本的な考え方と対応について	
市における経済の現況と大型店進出問題及びその再検討について	178
場外馬券売り場進出の見直しについて	179
場外馬券売り場進出への市長の対応について	
J R Aから示された交通規制での諸問題について	
子どもを取り巻く環境について	
散 会	193

第5日目 平成18年6月23日(金曜日)

議事日程第5号	195
開 議	197
会議録署名議員の指名	197
一般質問	197
志子田 吉 晃 君	
行財政改革の進捗	197
市長就任以来3年間の実績	
・職員定数削減	
・一般会計における歳出事項別割合の変遷	
・一般会計・特別会計、企業会計の決算収支状況	
市立病院事業	198
緊急再生プランの進捗と公営企業法全適	
医療費の適正化	199
国保・老保・介護保険事業と給付のしくみ	
国保・老保・介護保険事業の支払チェック体制	
納付期限や未利用者への割戻しの考えは	
入札制度の改善	200
債務負担行為導入による落札率の見込み	
随意契約の見直しによる効果	

競争性、公平性確保のための制度改善	
生活保護扶助費	201
自立支援対策とケースワーカーの指導徹底	
市独自の対策と不公平感の解消	
自殺者対策	202
自殺防止対策と方法	
佐藤貞夫君	
市立病院の再建について	213
再生緊急プランの進捗と今後の見通し	
病院再建のため総務省公営企業病院経営アドバイザーの診断を受け	
たらどうか	
市街地再開発と街づくりについて	214
貨物ヤード跡地の再開発の進捗と見通し	
本町旧徳陽シティ銀行跡地の活用についてはどう検討されてきたの	
か、いつ頃まで結論を出すのか	
東北本線塩釜駅前に公衆トイレの設置についてどう考えているのか	
東北本線玉川のガード下わきに歩道専用道路建設について	
新エネルギーバイオマス燃料の見通し	216
廃食用油の長期購入の見通しと経営の収支の長期計画について	
社会体育施設の充実と振興について	217
施設の整備にもっと力を入れ、各種大会を積極的に受け入れる努力	
を。スポーツ基金を創設しては	
水産振興について	218
漁船誘致を継続的に	
原料確保の現状と販路拡大の取り組み	
浦戸の振興と観光について	219
年々先細る観光客誘致を真剣に本格的に	
市民相談の充実	219
自殺の防止対策、パチンコ依存症対策について	

吉 田 住 男 君

魅力ある観光地をめざしての振興対策・地域再生への取り組みについ て	229
観光客による経済的波及効果と観光客数のとらえ方	
広域観光の取り組みと国内外の友好都市交流の推進	
いにしへの塩釜の歴史と文化をどうよみがえらせるのか	
戦略的観光振興策の推進	
ウォーターフロント（北浜造船跡地）の早期実現を	
みなとオアシスの認定による事業推進	
民生委員・児童委員の活動区域の明確化について	235
民生委員、児童委員の活動区域を町内会単位の区域に見直すべきでは	
閉 会	245

平成18年5月臨時会	5月22日	開会
	5月22日	閉会
平成18年6月定例会	6月12日	開会
	6月23日	閉会

議案審議一覽表
 請願審議一覽表
 請願文書表
 議員提出議案

塩竈市議会 5 月臨時会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議案結果	議決年月日
	承認第9号	専決処分の承認を求めることについて (塩竈市交通安全指導員条例の一部を改正する条例)	承認	18.5.22
	承認第10号	専決処分の承認を求めることについて (塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例)	承認	18.5.22
	承認第11号	専決処分の承認を求めることについて (塩竈市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例)	承認	18.5.22
	承認第12号	専決処分の承認を求めることについて (宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について)	承認	18.5.22
	承認第13号	専決処分の承認を求めることについて (平成18年(八)第1913号 学校給食費請求事件の訴えの提起について)	承認	18.5.22
	議案第62号	平成18年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算	原案可決	18.5.22
	議案第63号	平成18年度塩竈市公共駐車場事業特別会計補正予算	原案可決	18.5.22

塩竈市議会 6 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議案結果	議決年月日
総務教育	議案第64号	公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	18.6.20
	議案第65号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	18.6.20
	議案第66号	塩竈市市税条例の一部を改正する条例	原案可決	18.6.20
	議案第69号	塩竈市市税等滞納者に対する特別措置に関する条例	原案可決	18.6.20
	議案第70号	塩竈市漁港管理条例及び塩竈市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例	原案可決	18.6.20
	議案第74号	宮城県市町村自治振興センターを組織する地方公共団体数の減少について	原案可決	18.6.20
民 生	議案第67号	塩竈市保育所条例の一部を改正する条例	原案可決	18.6.20
	議案第68号	塩竈市集会所条例の一部を改正する条例	原案可決	18.6.20
	議案第71号	平成18年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	18.6.20
	議案第73号	塩竈市集会所の指定管理者の指定について	原案可決	18.6.20
産業建設	議案第72号	平成18年度塩竈市水道事業会計補正予算	原案可決	18.6.20
	議案第75号	市道路線の認定及び変更について	原案可決	18.6.20
	議員提出 議案第5号	「進行性化骨筋炎」の難病指定を求める意見書	原案可決	18.6.12
	議員提出 議案第6号	飲酒運転撲滅に関する決議	原案可決	18.6.12

塩竈市議会 6 月定例会 請願審議一覽表

受理番号	件 名	受理年月日	付託委員会名	審議結果	議決年月日
第 2 3 号	患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかけられる医療」を求める意見書提出についての請願	18. 2.20	民 生	継続審査	18. 6.20
第 2 4 号	「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する請願	18. 2.20	総務教育	不採択	18. 6.20
第 2 5 号	義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出に関する請願	18. 6. 6	総務教育	継続審査	18. 6.20
第 2 6 号	国に最低賃金制度の改正を求める意見書採択に関する請願	18. 6. 6	産業建設	継続審査	18. 6.20

平成18年6月12日 塩竈市議会定例会

請 願 文 書 表

番 号	第 25 号
受理年月日	平成18年6月6日
件 名	義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出に関する請願
要 旨	<p>【請願要旨】</p> <p>義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書を国に提出されるようお願いいたします。</p> <p>【請願理由】</p> <p>義務教育費国庫負担法は、憲法に定められた国民の教育権を保障するため「国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的」とした法律です。国はこの目的を達成するために、教職員給与費をはじめとする各費目を一貫して保障してきました。</p> <p>しかし、昭和60年度の国の予算・義務教育費国庫負担金から旅費・教材費の費目が除外されて以来、現在の国庫負担金は教職員の給与費・諸手当の費目等が適用対象とされています。しかも、「三位一体の改革」の中で、「義務教育費国庫負担制度の見直し」が余儀なくされています。</p> <p>平成18年度の義務教育費国庫負担金は、「2分の1」から「3分の1」負担に引き下げられ、約8500億円程度減額し、削減分は税源移譲予定特例交付金により措置されることとなります。</p> <p>「三位一体の改革」では、削減額の全額を地方に税源移譲すると言われていますが、移譲されたとしても、多くの県で現在の国庫負担金額より税源移譲額が下回る試算になります。全国で広がりつつある少人数学級の取り組みも、後退を余儀なくされてしまうおそれが生じてきています。</p> <p>以上の趣旨から、地方自治法第99条にもとづいて同制度の堅持を求める意見書を提出されますようお願いいたします。</p> <p>地方自治法第124条の規定により請願いたします。</p>
提出者住所・氏名	塩竈市小松崎9番43-14号 宮城県教職員組合中央支部 塩竈地区会 議長 清水 仁
紹介議員名	中川邦彦 東海林京子 福島紀勝
付託委員会	総務教育 常任委員会

番 号	第 26 号
受理年月日	平成18年6月6日
件 名	国に最低賃金制度の改正を求める意見書採択に関する請願
要 旨	<p>【請願の趣旨】</p> <p>政府は日本経済の現状について、「バブル崩壊後のプロセスを脱した」と宣言しています。確かに上場企業の業況は好転しており増収・増益が確実視されていますが、しかし、活況を呈す大企業とは異なり、地域経済や中小企業をめぐる状況は厳しく、労働者の雇用や生活に改善の兆しは見えません。鋼材価格等が上がる中で下請単価は低減され、「非正規」不安定雇用が増大し、賃金・労働条件は切り下げられています。失業率は若干低下したものの、増えたのは不安定雇用ばかりです。とりわけ青年の雇用情勢は厳しく、正規を希望してもパート・臨時、派遣、請負などで働くことを余儀なくされたり、求職も就学も諦めてニートとなる人も増えています。</p> <p>「非正規」労働者は今や雇用労働者の3割を占め、業種によっては「基幹的」「典型的」労働となっていますが、低賃金はいっこうに改善されていません。個別企業の努力で市場主義原理に抗して低賃金を引き上げることは容易ではなく、最低賃金制度によって競争条件を揃えながら社会政策的に引き上げることが、今、求められています。</p> <p>こうした重要な役割をもつ最低賃金制度ですが、宮城県の地域別最低賃金は623円にすぎず、フルタイム(8時間×22日=176時間)で働けたとしても月収10万9,648円にしかありません。最賃生活体験によれば、この金額での暮らしは健康に支障がでるほど食費を切りつめ、交際はもちろん冠婚葬祭も不義理にして節約しても収支赤字となります。およそセーフティ・ネットとしての機能を果たしておらず、このような低額の最低賃金は抜本的に引き上げる必要があります。</p> <p>また、今の最低賃金制度は、隣県との不合理な格差や、全国的に一貫した仕組みではないために社会保障制度(生活保護制度や年金制度など)との整合性がない問題や、本来の下請単価・工賃、米価・自家労賃等への連関性を引き出せない問題などを抱えています。さらに最低生計費には非課税が近代税制の基本ですが、現行制度ではこの基本も守られていません。</p> <p>憲法は「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」(第25条)を国民に保障し、働く際の労働条件は「人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」(労働基準法第1条)と定めています。働けば、貧困に苦しまず生活できるのが当然であり、これを保障する最低賃金制度は、最低賃金額について「労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の支払い能力を考慮して決める」(最低賃金法3条)としています。今の最低賃金の実態は、こうした法の趣旨をみだしていないといわざるをえません。最低賃金法を改正し、生計費原則をみたした最低賃金額を実現すること、全国一律の制度を基本として中小企業の下請単価の底支えをすることなどをもって、地域経済の回復と持続的発展をはかることが重要です。</p>

	<p>貴議会におかれましては、以上の趣旨をご理解いただきたく、下記事項につきお願いいたします。</p> <p>【請願事項】 最低賃金制度に関し、国に対して意見書を提出すること。</p>
提出者 住所・氏名	<p>塩竈市錦町16-5 塩釜地方労働組合総連合 議長 小澤 博</p>
紹介議員 氏名	<p>吉川 弘 福島 紀勝</p>
付託委員会	<p>産業建設 常任委員会</p>

議員提出議案第5号

「進行性化骨筋炎」の難病指定を求める意見書

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成18年6月12日

提出者 塩竈市議会議員

田中	徳寿	武田	悦一
伊藤	栄一	志子田	吉晃
鈴木	昭一	今野	恭一
嶺岸	淳一	浅野	敏江
吉田	住男	佐藤	貞夫
木村	吉雄	鹿野	司
志賀	直哉	香取	嗣雄
曾我	ミヨ	中川	邦彦
小野	絹子	吉川	弘
伊勢	由典	東海林	京子
福島	紀勝	伊藤	博章

塩竈市議会議長 菊地 進 殿

「別 紙」

「進行性化骨筋炎」の難病指定を求める意見書

「進行性化骨筋炎」は「進行性化骨性線維異形成症」とも呼ばれ、約200万人に1人の確率で発病し、未だ原因不明な部分が多く治療法も確定されていない難病であります。

医師や看護師でも認知度が低く、さらには患者会や支援団体も無いため、この難病に悩む患者数の実数も把握できていないのが実情であります。

「進行性化骨筋炎」は、筋肉が骨に変化し骨が身体の関節を固め、あらゆる部分の動きの自由を奪います。また、身体の変形に伴い、呼吸器官や内臓への影響もある上に、病状の進行が速く、限度のない症状悪化に患者や家族は不安を抱えながら生活しています。

アメリカなどでは、当該疾患に係る研究がなされておりますが、日本ではまだ行われておりません。

つきましては、国において早期に「進行性化骨筋炎」を特定疾患調査研究対象事業の対象疾患に指定（難病指定）され、研究を進めると同時に一日も早く治療法の発見にご尽力を賜りますようお願いいたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 年 月 日

塩竈市議会議長 菊 地 進

関係機関 あて

（衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・厚生労働大臣）

議員提出議案第6号

飲酒運転撲滅に関する決議

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成18年6月12日

提出者 塩竈市議会議員

田中	徳寿	武田	悦一
伊藤	栄一	志子田	吉晃
鈴木	昭一	今野	恭一
嶺岸	淳一	浅野	敏江
吉田	住男	佐藤	貞夫
木村	吉雄	鹿野	司
志賀	直哉	香取	嗣雄
曾我	三三	中川	邦彦
小野	絹子	吉川	弘
伊勢	由典	東海林	京子
福島	紀勝	伊藤	博章

塩竈市議会議長 菊地 進 殿

「別 紙」

飲酒運転撲滅に関する決議

交通事故のない安全で安心して暮らせる社会の実現は、市民全ての切実な願いであるとともに、長年の課題でもある。

昨年5月22日、塩釜警察署管内において発生した、学校行事で道路横断中の高校生の尊い命を奪い、幸せな家庭を一瞬にして崩壊させた飲酒運転に起因した交通事故は、市民に大きな衝撃と深い悲しみをもたらした。

飲酒運転による交通事故は、危険運転致死傷罪の新設や飲酒運転の厳罰化等を背景に、全国的には減少傾向にあるものの、依然として悪質な飲酒運転による人身事故は後を絶たない状況である。

飲酒運転撲滅のためには、運転者の交通安全意識の向上はもとより、家庭や職場さらには地域が一体となって、「飲酒運転は絶対にしない・させない」という強い意志を示すと同時に、飲酒運転の取締り、交通安全思想の普及・啓発等の施策を強化することが重要である。

よって、市当局に対し、関係機関・団体と連携のうえ、市民の交通安全意識高揚のための対策、飲酒運転等の悪質・危険運転者の根絶対策等の推進を強く要請するとともに、飲酒運転撲滅と交通事故のない安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けて不断の努力を払うことを決意する。

以上決議する。

平成 年 月 日

塩 竈 市 議 会

平成18年5月臨時会 5月22日 開会
5月22日 閉会

塩竈市議会会議録

平成18年 5 月22日（月曜日）

塩竈市議会 5 月臨時会会議録

（第 1 日目）第 7 号

議事日程 第1号

平成18年5月22日(月曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 承認第9号ないし第13号
- 第5 議案第62号及び第63号

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第5

出席議員(21名)

1番	菊地進君	2番	田中徳寿君
3番	武田悦一君	4番	伊藤栄一君
5番	志子田吉晃君	7番	今野恭一君
8番	嶺岸淳一君	9番	浅野敏江君
10番	吉田住男君	11番	佐藤貞夫君
12番	木村吉雄君	13番	鹿野司君
14番	志賀直哉君	15番	香取嗣雄君
16番	曾我ミヨ君	17番	中川邦彦君
18番	小野絹子君	20番	伊勢由典君
21番	東海林京子君	22番	福島紀勝君
23番	伊藤博章君		

欠席議員(2名)

6番	鈴木昭一君	19番	吉川弘君
----	-------	-----	------

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	助役	加藤慶教君
収入役	田中一夫君	総務部長	山本進君

市民生活部長	棟形 均 君	健康福祉部長	阿部 守雄 君
産業部長	三浦 一泰 君	建設部長	内形 繁夫 君
総務部理事 兼政策調整監	小山田 幸雄 君	総務部次長兼行財政改革推進専門監 兼政策課長	田中 たえ子 君
総務部次長 兼危機管理監	大浦 満 君	市民生活部次長 兼環境課長	綿 晋 君
健康福祉部次長 兼保険年金課長	木下 彰 君	産業部次長 兼商工観光課長	荒川 和浩 君
総務部 総務課長	郷古 正夫 君	総務部 財政課長	菅原 靖彦 君
総務部 税務課長	福田 文弘 君	総務部 防災課長	佐々木 真一 君
産業部 水産課長	渡辺 常幸 君	総務部 総務課長補佐 兼総務係長	佐藤 信彦 君
教育委員会 教育部長	伊賀 光男 君	教育委員会 教育部次長兼 生涯学習センター館長	渡辺 誠一郎 君
教育委員会教育部 総務課長	小山 浩幸 君	教育委員会教育部 学校教育課長	佐藤 福実 君
監査委員	高橋 洋一 君	監査事務局長	丹野 文雄 君

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間 明 君	事務局次長兼 議事調査係長	安藤 英治 君
議事調査係主査	戸枝 幹雄 君	議事調査係主査	斉藤 隆 君

午後 1 時 開議

議長（菊地 進君） 去る 5 月 15 日告示招集になりました平成 18 年第 1 回塩竈市議会臨時会を
ただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本日、欠席の通告がありましたのは、6 番鈴木昭一君並びに 19 番吉川 弘君の 2 名でありま
す。

本日の議事日程は日程第 1 号記載のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（菊地 進君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、8 番嶺岸淳一君、9 番浅野敏江君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

議長（菊地 進君） 日程第 2、会期の決定を行います。

本臨時会の会期は 1 日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、本臨時会の会期は 1 日間と決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

議長（菊地 進君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

報告は、さきに皆様にご配付しておりますとおり、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により
市長に指定しておりました専決処分の報告であります。

専決第 6 号塩竈市魚市場内階段転倒事故による損害賠償の額の決定については 3 月 22 日、専
決第 10 号平成 17 年度塩竈市一般会計補正予算、専決第 11 号平成 17 年度塩竈市交通事業特別会計
補正予算、専決第 12 号平成 17 年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算、専決第 13 号平成
17 年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算、専決第 14 号平成 17 年度塩竈市下水道事業特別会計
補正予算、専決第 15 号平成 17 年度塩竈市老人保健医療事業特別会計補正予算、専決第 16 号平成
17 年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算、専決第 17 号平成 17 年度塩竈市介護保険事業
特別会計補正予算、専決第 18 号平成 17 年度塩竈市土地区画整理事業特別会計補正予算、専決第

19号塩竈市市税条例の一部を改正する条例、専決第20号塩竈市都市計画税条例の一部を改正する条例、専決第21号塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、以上12件については3月31日、それぞれ専決処分がなされ、地方自治法第180条第2項の規定により5月15日付で議長あてに報告がなされたものであります。

さらに、監査委員より議長あてに提出されました定期監査の結果報告5件であります。

これより質疑に入ります。

なお、質疑に当たっては、個人情報に留意の上ご発言くださいますようお願いいたします。

18番小野絹子君。

18番（小野絹子君）では、私の方から、ただいま専決処分の報告をいただいたわけでありますが、その専決処分の第19号と第21号についてお伺いするものです。

まず最初に、19号の塩竈市市税条例の一部を改正する条例であります。この内容は、個人住民税の非課税限度額の改正をすることのようでございます。従来、生活保護が市や県民税は非課税であったということで、同程度の収入の方の均等割や所得割は非課税だったというものであります。昨今、生活保護基準が引き下げられたということに伴って、この非課税の基準額も引き下げられるという内容のようであります。その引き下げの内容は、要するに扶養親族などがある場合、加算額を引き下げることによって、均等割は16万5,000円から14万円になり、所得割が35万から32万円と。要するに、均等割は2万5,000円、所得割は3万円ほど加算額が引き下げられるという重大な内容であります。

そこでお伺いしたいのであります。この生活保護基準が引き下げられたということが大きな原因になっているわけでありますが、これは税務課の方でそれを見て、こういう引き下げに至ったのであろうというふうに思いますけれども、その中身について生活保護基準がどういうふうに下げられてきた。そこまで改定されたかどうかわかりませんが、要するに生活保護基準が引き下げられたことに伴って加算額が引き下げられた。そういう状態でありますから、今の経済状況の中で市民が生活していく上で非常に影響が出るというふうに、本当に低所得者層にとってはですよ、そういうふうに思っておりますのでそれについてお聞きしたいというふうに思います。

さらに、固定資産税における耐震改修促進制度の創設が組まれているようでありますが、これはことしの1月以降からの工事が該当するということでありましてけれども、この中身についてと、既にことしの17年12月までには、私の調査では16件ほど終わっているというふうに思う

のでありますが、既にそこは、要するに改修した分について固定資産税を2分の1減額をするという内容であります。そこは遡及されないのかどうかを含めてお聞きしたいと思います。

さらに、21号であります。国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、介護保険のかかりが、具体的には市民とのかかりで出てくる内容だと思います。これは、一つは8万円が9万円になるということで、当初平成12年に始まりました介護保険が7万円から、8万、9万と年々上がる。介護保険の改正される時期に伴って上がってきているという状況であります。そういう状況の中で実は平成15年に、調査では平成12年に7万の限度額の方が145人おったわけですが、15年には8万円に改正され124世帯とあります。124人になっておりました。それが平成17年には384世帯と。何とまあ3倍に膨れ上がっているという状況なんですね。これは、当然定率減税の問題とか、それから出てきます年金控除額の減額ですか、そういうことによってふえてきているというのがあると思います。そういう点で、このまま9万に上げていって、実際にこれは国民健康保険に介護保険料が付加されていきますから、そういう点で現在、滞納とのかかりでも非常に大変な事態になるのではないかというふうに心配しております。そういう点で、これについてご回答いただきたい。

それから、公的年金控除の140万円から120万円に控除額が減って、20万円の枠が、20万円ほど要するに所得が加算されるというふうになるわけです。限度額が、控除される金額が、20万円減ってしまったと。それが税の対象になるということですね。そのことに伴って、一定の介護の緩和措置といいますか、そういうものもあるようでありますけれども、こういった取り組みの中で市民生活に一体影響が出ないようになっているのかどうか。その辺を含めてお聞きしたいと思います。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） ただいま専決第19号塩竈市市税条例の一部を改正する条例並びに専決第21号塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご質問いただきました。お答えをいたします。

専決第19号でございますが、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、本市におきましても条例の、所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、議員ご指摘のとおり均等割の非課税限度額並びに所得割の非課税限度額を改正させていただくものでございます。

なお、加算金等につきましては、控除対象配偶者や扶養親族等がいる場合に加算等の改正が

行われるものでございます。

次に、専決第21号でございますが、これも地方税法の一部が改正されたことに伴う所要の改正でございます。内容につきましては、介護納付金分の課税限度額を現行の8万円から9万円に引き上げる等の所要の改正が行われるものでございます。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当よりご答弁をいたさせます。よろしくお願いたします。

議長（菊地 進君） 福田税務課長。

税務課長（福田文弘君） それでは、具体的な内容を私の方から説明させていただきます。

まず、個人住民税の非課税限度額の引き下げの部分でございますが、実は生活扶助額、実際支給される扶助額が246万7,000円から242万7,000円と、4万円下がっております。それを所得に換算しますと2万5,000円になりますので、加算分について2万5,000円減額させていただいております。

さらに、所得割の基準になります生活保護基準、これも収入金額でいきますと274万2,000円から266万9,000円、約7万円ほど減額になっています。これは所得に換算しますと3万円相当になりますので、今回のような補正内容となっております。

それから、耐震税制の促進の部分ですけれども、遡及しないのかという質問でございましたが、現在のつくりの中では遡及はされない形の取り扱いになってございます。私からは以上です。

議長（菊地 進君） 阿部健康福祉部長。

健康福祉部長（阿部守雄君） 今回の国保税条例の一部改正の内容でございますが、議員の方からお話ありましたとおり、介護分の賦課限度額の8万円から9万円の引き上げと、あと公的年金制度の関係での経過措置がとられる内容でございます。数値的な部分、平成12年度から介護保険がスタートしまして、その課税限度額が変わる都度の影響件数については議員の方からお話ありましたとおりでございますが、滞納とのかかわり、お話ございましたけれども、それぞれの法体系の中に減免措置等々も準備してございますし、個別面談等応じながら対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願したいと思っております。以上でございます。

議長（菊地 進君） 18番小野絹子君。

18番（小野絹子君） それでは、2回目の質問をさせていただきますが、先ほど生活扶助額、それから生活保護額ですね。これが264万から242万、そして274万から266万に下がったと。こ

れ、恐らくご夫婦と子供さん2人の4人家族を考えられた数字なのかなというふうに思うわけですが、そういう意味では先ほど市長の方から、地方税の一部改正に伴ってこうなるんだというふうなお話を受けたわけですが、しかし今回のこの税は、要するに生活保護基準、言うなれば土台になるべき生活保護基準の引き下げがやはり根本的にあるということなんです。非常に私はそこを重視したいというふうに思うわけです。ですから、そこが下がったんだから、こういう形で何とか生活保護にならしていく上で、同等にする上でこう下げたんだということのようでもありますけれども、こういうふうなこの生活保護基準が引き下げられたそのことがベースになって全体が引き下げられていくという、こういうふうな問題についても、私は議会の中で当然議論すべき内容でないのかというふうに考えているわけがあります。それについて、議会の方から専決処分が出されたからということだとは思いますが、こういう重要な問題について、そういう点では市の方でも積極的にこういうものは審議してほしいというべき内容ではないかというふうに思いますので、それについての考え方をお伺いします。

二つ目に、固定資産税における耐震改修促進税制の創設の関係で、19年度からということでお聞きしているわけですが、これはいろいろ経過措置もあるようでもありますので、その中身について、もう1回お聞きしておきたいというふうに思います。

まず、その2点についてお伺いしておきます。

議長（菊地 進君） 福田税務課長。

税務課長（福田文弘君） まず、生活保護世帯については、現在の地方税法といいますか、制度上まず個人市民税については非課税ですよという制度がございます。それと、均衡をとるような形で、その基本としてほかの方々につきましても、それより所得の低い方については非課税にするのが当然ではないかと考えてございます。

当然、我々税担当としましては、公平性、これを重大だと考えてございますので、その基準を若干上回って課税になる人との差というのは、これは解消していかなければいけないなと考えてございますので、今後ともこのような制度を堅持していかざるを得ないのかなと考えてございます。

ちなみに、先ほど言いました生活保護につきましても、16年、17年の状況から出てきた考え方でございますので、実態にあわせて、つまり所得についても18年度課税は17年中の収入で計算されますので、それと同じような制度になってございます。

それから、耐震税制につきましても、これにつきましても、56年の建築基準法の

改正以前に建てられました建物について、現在の建築基準法に基づく耐震工事を1件30万以上、平米的には120平米までなんですけれども、それを行った場合、今年の1月1日以降、その工事を行った場合、証明書等を添付して申請していただければ、19年度から、ことし申請していただければ3年間固定資産税を2分の1にするという内容でございます。対象世帯については5,500世帯ぐらいあるのかなと我々つかんでございます。

具体的に、それでは税額がどれくらい下がるのかということですが、120平米の建物を、平均単価等勘案しまして考えますと、大体固定資産税で2万4,000円ほどかかる形になります。それが2分の1ですので1万2,000円程度減額になるというのが今回の制度の概要でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長（菊地 進君） 18番小野絹子君。

18番（小野絹子君） それでは、ただいま個人住民税の非課税の限度額の改正については、生活保護、その生活保護基準の引き下げを行われたことによって、それに合わせるというのはわかったんですけども、問題は、やはりこれは市長の方にお聞きしたいんですが、やはりこういう形で生活保護基準が引き下げられていくと。そういうことで、生活水準が引き下げられていくといいですかね、今物価が安くなって非常に生活しやすくなって、そして生活保護を引き下げても大丈夫なんだと。ところがそうではなくて、条件が変わらない中で、生活に必要な金額だけが下げられていくという、こういう実態の中で生活している市民もいるわけですね。それをどういうふうに、痛みを感じながら、やはりこういうものに対してどういうふうにか考えられる余地がないのかどうかという点について、これはどういうふうに自分で思っているのか。その辺だけお聞きしておきたいというふうに思います。

それから、固定資産税における耐震改修促進の税制の改正、減免の関係ですが、5,500世帯あるということですね。そのうち実際にやられてきたのが16世帯だというふうに、16件だというふうに私は調査の結果そう思っているわけですが、そういう点でこれから、これはこの課題にはしませんが、今後これは一面ではいい減免措置であるわけですね。いろいろ改修を促進させていく上で。しかしそれをやれるような、促進できるような取り組みをどうするかというのは次の課題になりますので、これはここでは言いませんけれども、そういうことも含めて考えておくべき問題ではないかというふうに思います。そして、既に終わっている16件に対して、国がやっとこういうふうになったから、16件の方々は最初にやったんだからあきらめてくださいと。わずか金額がこのくらいだからというようなこともあるのかもしれない

が、しかしこの金額でも、市民にしてみればそれなりに大きいと思いますね。だからそういう点で、このことしの1月1日のみならず、前にでき上がったものについて、そういう点についても遡及制度というのが、実際に考えられないようなお話がありましたけれども、そういった点について、市民から何だということであるのではないかというふうに思うんですよ。その辺についての考え方をひとつお示ししていただきたいというふうに思います。

最後になりますが、こういう重要な問題について、やはり残念ながら議会で専決処分というのを出しました。私どもはこういう問題があるということで、専決処分には反対しました。専決処分何件かありますけれども、その中のこういった問題含めて、やはり十分議会で審議すべきだということで、議案を分けるわけにいきませんでしたので、反対、一本に反対したという経過があります。そういう点では議会でも十分論議する取り組みをすべきだし、安易に専決処分で対応すべきものではないということ、私ははっきり申し上げておきたいというふうに思います。

以上、ご答弁お願いします。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 初めに、生活保護費が引き下げになったことについてであります。当然のことながら、生活保護費等につきましては、例えば地域の居住費でありますとか、食費、その他生活に必要な経費をきちっと積み上げた上で、そういう根拠に基づいて取り扱われているというふうに考えております。今回の引き下げにつきましても、かつての物価の一方的な高騰から落ち着き、さらに部分的には物価が引き下げになっている等々を総合的に勘案した上で、こういう措置になったというふうに理解をいたしているところであります。

それから、耐震補強費を遡及できないのかということですが、やはりこういう制度改正の端境期には、どうしても若干こういう不都合といいますか、そういうものから外れる部分が出てくるのかと思っております。我々そういう制度のあり方につきまして、ぜひ地域の皆様方に事前に十分な情報のご提供等をさせていただきたいと考えているところでございます。以上でございます。

議長（菊地 進君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） 18番議員にお答えいたします。

専決でございますけれども、もちろん地方自治法180条で認められている長の専権でございます。要件に合致しなければ、当然それは議案として提案させていただきたいと考えておりま

す。以上です。

議長（菊地 進君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第4 承認第9号ないし第13号

議長（菊地 進君） 日程第4、承認第9号ないし第13号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました承認第9号から承認第13号につきまして、それぞれ提案理由の説明を申し上げます。

これら5件につきましては、いずれも地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をさせていただきます案件について、専決処分の承認を求めます。

まず、承認第9号は塩竈市交通安全指導員条例の一部を改正する条例でございます。

非常勤消防団員退職報償金の支給額を引き上げることを内容とした、消防団員と公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成18年3月27日に公布され、同年4月1日施行になりました。

塩竈市交通安全指導員に係る退職報償金につきましては、これに準じて規定いたしておりますので、同条例の一部を改正し、平成18年4月1日に施行する必要が生じました。このため平成18年3月27日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

次は、承認第10号塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例でございます。

補償基礎額及び介護補償の額の引き下げを内容とした非常勤、消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成18年3月27日に公布され、同年4月1日施行となりました。このため、この政令の施行に伴い条例の一部を改正し、平成18年4月1日に施行する必要が生じましたので、平成18年3月27日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

承認第11号は、塩竈市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。

承認第9号で説明申し上げましたように、非常勤消防団員退職報償金の支給額を引き上げることを内容とした消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成18年3月27日に公布され、同年4月1日施行になりました。このため、この政令の公布施行に伴い条例の一部を改正し、平成18年4月1日に施行する必要が生じたので、平成18年3月27日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

承認第12号は宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更についてでございます。

この内容ですが、公立深谷病院組合が平成18年4月1日から、地方公営企業法の全部を適用することに伴い、同日付で公立深谷病院企業団に名称変更になりました。このため、地方自治法第286条第1項の規定により、公立深谷病院企業団に名称変更を行う宮城県市町村職員退職手当組合理約変更の協議を組合に加盟する全地方公共団体で行わなければなりません。この協議は同法第290条の規定により議会の議決を必要とする事項となっております。

しかし、本年4月1日までに協議を行う必要があり、平成18年3月31日付で専決処分させていただいたものでございます。

承認第13号は学校給食費請求事件の訴えの提起についてでございます。

平成16年度分の学校給食費の支払いを正当な理由がなく行わず、督促や催促に対しても連絡がなかった生徒の保護者の方に対し、平成18年3月9日に、民事訴訟法に基づき仙台簡易裁判書に支払い督促の申し立てを行いました。

この支払い督促の申し立てそのものは、議決案件ではありません。しかし、督促の申し立てに対し、債務者の方が督促異議の申し立てを行いますと、民事訴訟法第395条の規定により訴えの提起があったものとみなされ、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決をいただくこととなります。この申し立てに対し、債務者の方から督促異議の申し立てがあり、仙台簡易裁判所からの文書送達、平成18年5月11日にございました。このため、送達日をもって、議案記載の内容で専決処分をさせていただいたものでございます。

いずれの案件も、議会を開催させていただく時間がなく、やむを得ず専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、5件の案件につきまして、ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

議長（菊地 進君） これより、承認第9号ないし第13号の質疑に入ります。20番伊勢由典君。

20番（伊勢由典君） ただいまの承認関係で、承認9号から承認13号までの、今市長からの提案が述べられました。

そこで私は、承認13号学校給食費請求事件の訴えの提起について、何点か確認をしたいと思うところであります。

経過については、今提案理由の中に述べられておりますから、重複は避けていきたいと思いますが、まず最初に、この給食費そのものの考え方について、取り扱いはどういうふうになっているのか。まずお伺いをしたい。

それから二つ目は、給食費そのものは市の一般会計あるいは特別会計、企業会計はないでしょうから、少なくとも市の会計予算区分、つまり事務ですね。そういうものの執行の対象になっているのかどうか、確認をしたいと思います。

最終的に三つ目は、この学校給食費の取り扱いの関係というのはどういうふうな、債務者が民事訴訟法ということで訴えていますので、債務者がだれである。そして支払わなければならない相手方はどういう形になるのか。その3点について、まずお伺いします。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 伊勢議員のご質問にお答えをさせていただきますが、私の方からは総括的な内容についてご説明をさせていただきたいと思います。

学校給食費の滞納対策としての専決処分でございますが、この件につきましては、さきの2月議会において承認をいただいております8件と同様の内容でございます。支払い督促の申し立てを行ったことについて、その後相手方の異議申し立てがあり、新たに専決処分を行った件につきましては、今回承認を求めようとするものでございます。

市といたしましては、負担の公平性確保の観点から、適正な対応をとることとしており、前回と同様の趣旨でございますのでご理解をいただきたいと思います。なお、詳細につきましては、担当部長よりご答弁をいたさせます。

議長（菊地 進君） 伊賀教育委員会教育部長。

教育委員会教育部長（伊賀光男君） それでは、具体的な内容につきまして、私の方から説明させていただきます。

今回の案件につきましては、さきに承認いただいております8件と同様に、支払いの督促の申し立てを行っていたものの、その内容として、支払い督促申立書の正本の送達住所の誤りにより本人に届かなかったものであります。その変更の手續となります更正処分の申し立てを

行ったことにより、初めて受理されましたが、その時点での異議の申し立てはありませんでした。そのため、次の手続となります仮執行制限付の支払い督促の申し立てを行いましたところ、今回それに対する異議の申し立てがあったため、今回新たに承認を求めるものでございます。

この異議の申し立てにつきましては、分割の支払いが可能かどうかというような問題でありまして、当方としても、分割支払いを認めていきたいというふうに考えておる次第でございます。

また、具体的な伊勢議員さんからの、学校給食の取り扱いという形で質問されておりますが、各学校で給食をつくっているとしても、各学校は塩竈の市立であります。市が教育条件整備の一環として各学校での給食の実施を行っているという形です。市が給食の提供義務を負っていて、各学校がその履行の任に当たっていると見るのが自然だと私は思っております。逆に保護者が権利を主張したり、あるいは義務を負う相手といたしますか、それは市になるというふうに考えております。

基本的には、学校給食の運営につきましては、各学校の自主運営を基本として行っているところでございます。当然ながら、支払いというのは学校長に支払っておりますが、それは間接的に市に納めているという形と同じかと思っております。私の方から以上でございます。

議長（菊地 進君） 20番伊勢由典君。

20番（伊勢由典君） ちょっとこう質問の趣旨が、ちょっと読み違えているのかなというふうに私は思うんですね。端的に、今の回答を受けまして。私が求めているのは、給食費の取り扱いは市の会計に入っているのかどうかということ、私はお聞きしている。だから、市の会計に入っている、入っていない。その点について、まずもう1回確認をしたい。

取り扱いは、今各学校ごとの運営だというふうに結論づけた述べ方がされたので、それはそれでそういうことなんだろうと思うので、私が質問した趣旨をもう一度言いますと、給食費の取り扱いは直接市の会計か、市の一般会計の予算に含まれているのか。つまり、給食費は、一般会計をくぐらせて、あるいは歳入として入り歳出として出ていくのかと。その点についてお伺いしたい。

議長（菊地 進君） 伊賀教育委員会教育部長。

教育委員会教育部長（伊賀光男君） ただいまの、先ほども若干触れましたが、塩竈市ではあくまでも各学校ごとの自主運営としております。それで、市の方では歳入としては入っており

ません。以上です。

議長（菊地 進君） 20番伊勢由典君。

20番（伊勢由典君） つまり、歳入に入っていないものとして取り扱っているわけですね。今の答弁の中で、はっきりしたと思います。

そこでなんです。市長の専決処分というのは、たしかこの議会関係の例規集を改めて振り返って読んでみたところなんです、その専決処分の規定、市長の専決処分事項の指定及び同事項に係る事務の処理について、昭和49年6月28日助役通達で出ておりまして、前の部分は除きます。2、市がその当事者であるとは、市の事務について当事者として相手方と対等の地位において民事、行政上争う場合を指すものだ。市が当事者であるとは、もう1回言います、市の事務。つまり予算も計上されて、事務的に行うという場合にのみ民事、あるいは行政の争いと。こういう取り扱いになっているわけでありまして。そうしますと、今ご回答があった一般会計には含まれていないと。こういう回答がございましたので、そうするとこれは少し違うのではないかということになりはしないのかということなんです、どうなんでしょうか。

議長（菊地 進君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） お答えいたします。

まず、学校給食でございますが、これはあくまでも学校教育に基づく市の業務でございます。確かに給食費につきましては学校管理になっておりまして、先ほどの教育部長答弁のように一般会計は通してございません。あくまでも学校は、児童生徒に対する給食を提供する義務がございます。そういう意味では市はそういう責務を負っております。その反対給付としての学校給食費でございます。そういう関係にありまして、いわゆる債権債務関係が発生してございます。それで、児童につきましては、これは学校教育法第6条第2項に規定されておりますように、保護者が当然親権を持っております。保護者がその債務を履行するというふうに規定されてございます。

それから、先ほど伊勢議員が引用されました専決でございますが、これはあくまでも179条でございます。それに基づきまして長が専決したわけでございますので、当時はかかる訴えは、いわゆる地方自治法第96条でいうところの議決事件ではございませんが、昭和59年の最高裁判例によりまして、これは訴えの提起だということでございますので、今回承認案件として今承認を求めているというところでございます。以上でございます。

議長（菊地 進君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第9号ないし第13号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、承認第9号ないし第13号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、承認第13号に対する反対者からの発言を許可いたします。16番曾我ミヨ君。

16番（曾我ミヨ君）（登壇） 承認第13号について、日本共産党市議団を代表いたしまして、反対討論を行います。

承認第13号は、学校給食費の未払いの児童の扶養者に対して、塩竈市が仙台簡易裁判所に支払いの督促の申し立てを行ったことから、それに対して債務者の方が督促異議の申し立てを行ったと。この訴えの提起があったとみなされ、この申し立てに対して債務者の方からの督促異議の申し立てがあった場合には、それに対して議会が承認をする。そういうものであります。こういうそもそものやり方が納得できるものではありません。議案別紙にありましたように、児童生徒の扶養者は被告扱いとされています。これまで塩竈市の教育行政ではなかったことであり、佐藤市政のもとで異常な事態だと言わなければなりません。

そもそも、市の事務については、市がその当事者であるとなっています。塩竈市の予算において、学校給食費に要する費用の一部助成や、補てんしているものではなく、よって学校給食費においては、市がその当事者となっているものではありません。各学校の給食費は各学校と父母教師会で管理運営されているものであります。その点からいっても、学校給食費まで市が介入して、民事訴訟法のやり方でできるものではないと考えるものであります。児童の扶養者を被告の扱いにまでしていくことは、子供の教育現場に与える点でも重大な問題であります。

日本共産党市議団は、市の事務手続上規定していないものまで踏み込むやり方を認めるわけにはいきませんし、まして学校給食の未納者に対して市が民事訴訟に訴えるやり方は、やるべきでないという立場であります。

よって、承認第13号について反対するものであります。以上であります。（拍手）

議長（菊地 進君） 次に、承認第13号に対する賛成者からの発言を許可いたします。5番志子田吉晃君。

5番（志子田吉晃君）（登壇） 承認第13号学校給食費請求事件の訴えの提起についての専決処分承認案件に関し、賛成する会派を代表して、賛成討論を行います。

小中学校の給食制度は、学校給食法に基づいて、児童生徒の心身の健全な発達に資することを目的に実施されてきております。学校給食実施の責務は、学校の設置者である市がこれを担っており、学校給食の実施に必要な施設、設備の経費やその他の運営経費は、塩竈市が負担しております。学校給食代に要する経費を児童生徒の保護者が負担するということが学校給食法に明記されております。

また、暮らし向きが困難な家庭もありますので、このような家庭には、給食費を補助する制度があります。学校給食は、保護者間の公平な負担により成り立っているわけですが、残念ながら一部の保護者において支払いが滞っております。滞っている原因にはさまざまあると思いますが、生活保護対象者などの生活困窮家庭に対しては、前述の補助制度の活用を促し、法的な支払い督促の措置を控えておりますが、今回の法的措置を講じている対象者は、基本的には支払いの能力がある方と聞いております。各小中学校では、未払いの保護者に対し、何回もお便りを渡したり電話をかけたたり、あるときは自宅へ訪問するなどして納入を促してきていると聞いております。

今回、承認を求められている専決処分は、こうした法のもとに負担しなければならない経費を、負担しない方に対し支払い督促制度を活用して未納分の支払いを促すために、結果的に訴えの提起を行うことになったケースであり、法にのっとったきわめて理にかなった手続であります。

私は、費用負担の平等を求めることこそが当たり前に、支払っている保護者に対する行政の責任ある行動であると考えております。もちろん、未払いのある保護者に対し、十分な説明や督促を行わないで拙速にこれを行ってきたということであれば、これは問題がありますが、学校の先生方を初め教育委員会において、いろいろと対策を講じた上での対応と聞いており、この手続に反対される方々の考えが、我々には到底理解できないのであります。

今回の承認案件を反対することによって、給食費を支払わない人々を助長し、まじめに支払っている多くの保護者に不当な負担を押しつける結果になるのではないかと考えております。

なお、昨年6月には食の重要性を再認識し、食育を進めていくことを目的とした食育基本法が成立し、教育機関での食育の取り組みが求められております。こうした中、給食費の未払いは、経費面では給食の質の低下につながる見過ごせない問題であります。負担をいただくべき方々に対する市の毅然とした対応は、むしろ当然の姿であり、市民相互の信頼を構築する上で必要な市政であると考えるところでございます。

よって、承認第13号学校給食費請求事件の訴えの提起についての専決処分の承認案件に賛成する立場での討論とさせていただきます。議員諸兄のご賛同をお願いいたします。ご清聴ありがとうございます。（拍手）

議長（菊地 進君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は、分割で行います。

まず、承認第9号ないし第12号についてお諮りします。

承認第9号ないし第12号については、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立全員であります。よって、承認第9号ないし第12号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、承認第13号についてお諮りいたします。

承認第13号については原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立多数であります。よって、承認第13号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第5 議案第62号及び第63号

議長（菊地 進君） 日程第5、議案第62号及び第63号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました議案第62号及び第63号につきまして、

提案理由の説明を申し上げます。

いずれも地方自治法施行令第166条の2の規定により、繰上充用を行おうとするものでございます。

まず、平成17年度の魚市場事業特別会計でございますが、委託業務の見直し等により経費節減を図るとともに、三陸塩竈ひがしもののブランド化や輸入冷凍魚の上場など、収支の改善を図るべく、業界の方々とともに取り組んでまいりました。しかしながら、まき網船の水揚げ減少などの影響もあり、なお多額の累積収支の不足額を生じておりますことから、平成18年度の歳入を繰り上げて充当する繰上充用の措置を行おうとするものでございます。

次に、平成17年度の公共駐車場事業特別会計でございますが、料金設定の見直しや、休日のサービス向上策の実施などにより、収支の改善を図ってまいりました。この結果、累積赤字額が圧縮されてはおりますが、なお生じる歳入不足について、平成18年度の歳入を繰り上げて充当する繰上充用の措置を行おうとするものでございます。

両会計ともに、今後なお一層の増収と経費削減に努め、繰上充用金の縮減を図ってまいります。よろしくご理解をお願い申し上げます。

なお、関連いたします平成17年度の一般会計の決算見通し並びに魚市場及び公共駐車場事業特別会計の決算見通しにつきまして、それぞれ担当部長から説明をいたしますので、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます提案理由の説明とさせていただきます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（菊地 進君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） それでは、平成17年度の一般会計及び各特別会計の決算見通しにつきまして、私からご説明申し上げます。

お配りしております資料 8 をご用意願います。

1 ページをお開き願います。

ここでは、平成17年度の各会計の決算見通しと、専決処分による各会計の補正の内容につきまして要約してございます。

まず1の平成17年度各会計の決算見通しでございますが、一般会計では歳入が202億8,902万4,000円、歳出が199億9,674万1,000円となり、歳入歳出差し引き額は2億9,228万3,000円となる見込みでございます。

なお、特別会計では魚市場事業及び公共駐車場事業の両特別会計につきまして、歳入不足を生じる見込みでございます。

次に、2の専決処分による補正内容についてご説明申し上げます。

一般会計では、歳入歳出ともに5,619万2,000円の減額補正を行っております。歳入におきましては財政調整基金繰入金、地方消費税交付金等を増額するとともに、地方交付税、財産収入等を減額してございます。

歳出におきましては、各特別会計への繰出金などの補正を行っております。また、各特別会計では特定財源が確定したことなどに伴う補正をそれぞれ行っております。

なお、歳入不足となります魚市場事業及び公共駐車場事業特別会計につきましては、地方自治法施行令第166条の2の規定によりまして、繰上充用で措置させていただきたいというふうを考えております。

次に、2ページをごらん願います。

まず1の一般会計についてであります。1ページでもご説明いたしましたが、平成17年度の決算見通しは、右端から三つ目の欄にございます決算見込み額、B欄でお示しのとおり、歳入が202億8,902万4,000円に対しまして、歳出が199億9,674万1,000円、歳入歳出差し引きで2億9,228万3,000円となる見込みでございます。

次、2の特別会計についてでございますが、表の右端、D - Fの欄、歳入歳出差し引き残額をご参照願います。

交通事業、国民健康保険事業、老人保健医療事業、漁業集落排水事業、公共用地先行取得事業、介護保険事業会計につきましては、収支均衡が図られる見通しとなっております。また、下水道事業及び土地区画整理事業会計につきましては黒字が生じておりますが、これは翌年度への事業費の繰り越しに伴うものでございますので、これを除きますと歳入歳出それぞれ同額となるものでございます。

一方、魚市場事業会計につきましては3億6,810万4,000円、駐車場事業会計につきましては5,935万円の歳入不足が生ずる見込みであります。この歳入不足につきましては、平成18年度の歳入をもって充ててまいりたいというふうを考えております。

以上で私の説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（菊地 進君） 三浦産業部長。

産業部長（三浦一泰君） 同じく議案第62号並びに第63号に関しまして、資料 7で、両会計

の決算見込みをご説明させていただきます。

7の6ページをお開きいただきたいと思います。

まず、魚市場会計の決算見込みをご説明申し上げます。数字は切り捨てて、一部のみ読み上げさせていただきます。

初めに、上の表の真ん中の決算見込み額の欄で、費用の主なものをご説明いたします。

まず、収入の1行目、使用料及び手数料ですが、これは水揚げ額に応じて賦課しております魚市場使用料などでございますが、合わせまして6,663万円。4行目の繰入金、これは一般会計からの繰入金でございますが5,596万円。次に、諸収入。これは貸し事務室の光熱水費や漁船への給水料金などでございますが、合わせまして1,295万円。次の災害復旧費でございますが、これは昨年8月の地震被害の復旧に係る費用でございますが1,230万円となっております、収入の合計決算額は1億4,866万円となる見込みでございます。

次に、支出でございますが、まず1行目の総務管理費。これは、光熱水費や警備委託業務などの経費でございますが1億2,953万円。3行下の公債費が530万円。次に、先ほどご説明いたしました災害復旧費でございますが、1,234万円。続きまして、繰上充用金。これは16年度の赤字分を補てんした金額でございますが、3億6,810万円で、支出合計額が5億1,677万円となっております。このため累積収支では、下の欄でございますように3億6,810万円の赤字になる見込みでございます。この額につきまして、今年度、18年度の予算に前年度の繰上充用金といたしまして、同額を補正させていただき、17年度会計の決算処理をさせていただこうとするものでございます。

次に、備考(1)。魚市場使用料についてご説明します。

内訳の表でございますように、漁船による水揚げ高が52億5,179万円、一本釣り船が3,828万円、陸送による搬入魚が31億9,787万円、輸入冷凍魚が14億3,847万円、合計99億2,643万円となりました。これにより、卸売機関からは、魚市場使用料としてそれぞれの使用料率をかけて算出した金額、合計4,520万円を納めていただいております。

次の(2)の繰入金及び繰上充用金を除いた単年度収支につきましては、5,596万円の赤字であり、この金額につきましては、(3)の繰入金にございますように のルールに基づく繰入金が3,900万円、 のルール分以外が1,696万円となっております。

7ページをお開きいただきたいと思います。

過去3カ年の漁業種別の水揚げデータをお示ししております。

17年度の欄で主なものをご説明させていただきます。

まず、上から4漁業種目の鮪延縄船でございますが、数量5,527トン、金額43億2,270万円で、おかげさまで漁船誘致活動の成果があり、数量で20%、金額では13%の増となっております。その2行下の鯉鮪巻き網船でございますが1,449トン、8億389万円で、数量では前年の45%、金額では27%となりました。これは、本マグロの記録的な不漁が大きな要因となっております。

その2行下の鯉鮪一本釣船ですが、前年度との比較では、数量金額とも大幅に伸びております。これは、水揚げ手数料を「1000分の5」から「1000分の2」に下げ、漁獲量が安定しているカツオをマグロに続く次の主要漁業種に位置づけようと、業界の取り組みをお願いしてきた漁業種でございます。ただ、一昨年の水揚げと比べますと、まだまだ努力の余地があるのではないかと考えております。この辺のことにつきましては、秋口のメバチマグロのブランド化や、ピンチョウマグロの取扱量拡大への動きなどとあわせて、今後も業界と一緒に取り組まなくてはならないと考えております。

次に、下から9行目の小舟、そしてその下のその他の刺し網、またその他の漁業ですが、合わせますと金額で1億512万円であり、一定の水揚げ量で推移しているものととらえているところでございます。

それから、下から5行目の貨物自動車でございますが、これは陸送による搬入魚をあらわしてございます。6,222トン、31億9,787万円で、昨年に比べ数量、金額とも20%程度の減少となっております。

その下の輸入冷凍魚でございますが、平成11年度から上場が途絶えておりましたが、17年2月から水揚げ手数料を1000分の2として上場の促進を図っておりましたが、おかげさまで卸売機関のご協力があり3,151トン、14億3,847万円の取扱高となっております。これらの二つの搬入物の合計では9,373トン、46億3,634万円で、数量では10%の増となりました。全体では合計の行にございますように、数量が1万7,041トンで2%の増となりましたが、金額では魚価安と高価な本マグロの割合が減少したことにより99億2,643万円、13%の減となっております。

続きまして、8ページをごらんいただきたいと思います。

8年度から10力年の状況をグラフでお示しておりますが、平成11年度までは3万トン、180億円程度となっておりましたが、その後2万トンを切り、金額もここ5年間の平均では110億円程度と極めて厳しい状況となっております。

次に、9ページをお開き願います。

ここでは、過去5年間の魚市場会計の推移をお示ししております。

初めに、下の方の歳出欄をご説明申し上げます。

1番人件費、それから6番の委託料などの欄をごらんいただきたいと思いますが、ここ数年で管理事務所職員の減員や、臨時職員への変更による人件費の削減、統計事務の電算化、電話交換業務の委託廃止、警備業務などの簡素化、修繕業務を職員ができるだけ直接行うなど、諸経費の節減に努めてまいりましたが、歳出金額上も一定の成果としてあらわれているものにとらえているところでございます。

次に、上に戻りまして歳入でございますが、3番手数料の行をごらんいただきたいと思いません。

16年度に入場車両許可手数料の改正を行い、300万円近い増収となっております。これらによりまして、17年度の会計状況は、このページの一番下の4行にございますように、総務省のルール分に基づく繰入金と、前年度の繰上充用金を除いた実質単年度収支が1,696万円の赤字となり、これをルール外の一般会計からの単年度赤字補てん分で行い、累積収支は3億6,810万円の赤字になる見込みのものとございます。

私たちといたしましては、まずは単年度収支がルール分繰り入れのみで整う体制を確立することが魚市場会計健全化の当面の目標と考えており、そのためにまずは業界とともに漁獲量の確保に向けた取り組みを進め、また一方では歳出経費の削減に向け、さらなる努力をしてまいりたいと考えております。

以上、議案第62号のご説明とさせていただきます。

引き続きまして、10ページからの資料で、公共駐車場に係る17年度決算見通しをご説明申し上げます。

真ん中の欄の決算見込み額の欄をご説明申し上げます。

収入ですが、使用料が1,451万円。2行下の一般会計からの繰入金が400万円で、合計1,876万円となりました。支出につきましては、管理費が1,496万円。繰上充用金が6,314万円で、支出合計が7,811万円となる見込みでございます。

この結果、単年度収支では繰入金を合わせまして379万円の黒字となり、累積収支では5,935万円の赤字の見込みであり、この分を18年度予算で補正していただき、前年度の会計に繰り上げて充用させていただこうとするものでございます。

続きまして、11ページをお開き願います。

平成5年から17年度までの収支状況をお示ししております。

収入の1行目の料金収入ですが、2,000万円台から平成15年度の1,200万円台へと大きく減少してきておりましたが、16年度では1,300万円台、17年度は1,400万円台と、おかげさまで一定の回復傾向とすることができました。また、2行目の諸収入ですが、これは自動販売機設置による収入でございます。

次に、支出の管理費用でございますが、16年度は1,100万円台まで経費削減に努めました。17年度は、新紙幣対応型の自動料金機の設置に593万円かかっておりますが、その他の部分で歳出削減に努め、この593万円を含めて1,496万円の支出となりました。この結果、収益的収支の収支差につきましては、中ごろの欄にありますように20万円の赤字となっております。また、資本的収支でございますが、繰入金に関しましては地方債の返還が残っております平成9年度までは1,500万円、その後は500万円となっておりますが、16年度から400万円としております。これらの結果、下から2行目の単年度収支に関しましては379万円の黒字となり、累積赤字につきましては、17年度末で5,935万円となる見込みでございます。

次に、12ページをごらんいただきたいと思います。

月別の利用台数と使用料などをお示ししております。

右端の増減率の欄をごらんいただきたいと思います。

まず、台数でございますが、前年度に比べ、7月、11月を除き減少してきており、年間でも4.8%の減少となりました。使用料につきましては、料金体系をワンコイン化し、利用者の利便性の向上を図り、休日の利用率向上につきましても、新しいサービスを導入したこともあり、特に行楽シーズンを中心に大きく伸び、年間を通じましても大きな増となっております。

次に、13ページをお開きいただきたいと思います。

上の表の1行目、時間駐車が17年度では台数で13.9%、使用料で43.3%の伸びとなり、2行目の定期駐車の減少分をカバーしている状況となっております。

その下の商店別利用状況ですが、周辺の各商店の利用は大きく減少してございます。

最後に、14ページをごらんいただきたいと思います。

17年度から28年度までの収支計画をお示ししております。

18年度から、収入を1,230万円、諸収入を20万円、管理費用を1,050万円、一般会計からの繰

入金を400万円と設定しております。

この結果といたしまして、下から3行目の単年度収支につきましては、600万円の黒字を見込んでおるものでございます。

今後とも、利用者の視点に立ったサービスの向上や施設の改善、さらなる維持管理費の節減に努め、累積赤字の解消を目指してまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、62号、63号のご説明とさせていただきます。

議長（菊地 進君） これより、議案第62号及び第63号の質疑に入ります。2番田中徳寿君。

2番（田中徳寿君） 議案第62号平成18年度魚市場事業特別会計補正予算及び議案第63号平成18年度公共駐車場事業特別会計補正予算の二つの累積欠損金と繰上充用について、佐藤市長の基本的な考え方をお聞かせください。

まず、魚市場事業特別会計について、現在の状況をどのように認識しかつ今後どのような対応を考えておられるのか、市長にお伺いいたします。

また、繰上充用の基本的な考え方をお尋ねいたします。

現在、当会計にルール分3,900万円余と、ルール外1,690万円余の合計5,596万円余の繰出金を行っている意義を市長にお伺いいたします。

また、何ゆえ毎年累積欠損金を同額計上し、半端な金額である3億6,810万3,863円の金額を毎年維持していただけるのかお伺いいたします。

次に、公共駐車場の特別会計の累積欠損金についてお伺いいたします。

当会計は、毎年累積欠損金の収支が改善され、平成17年度決算見込みでは累積欠損金5,935万円まで改善されている現状の中で、特別会計の赤字を解消される意思が市長におありなのかお伺いいたします。

結局、今までどおりの赤字を認める決算をしていくつもりなのか。あるいは、塩竈市の会計のうち、一つを黒字にする考え方を選択されるのか。また、一度に5,935万円を繰り入れて、累積欠損金を一掃される意思があるかどうかを市長にお伺いいたします。つまり、佐藤市長が就任されたことにより、塩竈市の根深い赤字財政の一つを解消されるならば、塩竈市の財政のイメージアップになり、すなわち日本一住みたいまち塩竈の実現に向けた会計のあり方と考えられますが、そのような気持ちがおありかどうか市長にお伺いいたします。

この二つの累積赤字を、政治的、政策的に解消をすることが、塩竈市の財政を立て直す大きな柱となるわけであります。これらの政策をいつごろ実行に移されるお考えなのか、市長にお

伺いたいします。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 田中議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、残念ながら魚市場事業特別会計につきましては3億6,800万円余、公共駐車場事業特別会計につきましても5,900万円余の繰上充用を諮らざるを得なかったということにつきましては、市長といたしまして大変じくじたる思いであります。

本来、繰上充用という予算措置につきましては、当然のことではありますが、緊急避難的な対応策であるかと思っておりますが、残念ながらそういった予算措置を長年続けてきているということについて、大変市民の方々の心労に対しまして申しわけないというふうに思っております。

しかしながら、今塩竈市の一般会計初め特別会計、あるいは企業会計等につきまして、大変厳しい環境にあるということにつきましては、2月定例会でも申し上げさせていただきました。市といたしまして、財政再建を最優先課題として行財政改革を推進していく。特に18年度、19年度、20年度につきましては、緊急的な対応策を考えていくというようなことを申し上げさせていただき、18年、19年度の2カ年間ににつきましては、職員の給与削減という大変厳しい選択をさせていただいたところであります。そういった中での今後の两会計の取り組みについてであります。

まず、魚市場会計につきまして、なぜこういう3億6,810万円という累積赤字を計上し続けているのかというご質問であります。

魚市場会計につきましては、昭和60年度に初めて1,216万円の赤字が発生しておりますが、当時はこの赤字につきましては、業界と市がともに努力して解決すべきだということの判断に基づきまして、これを補てんすることなく累積赤字として計上し、その後の赤字も含めまして平成11年度末には現行の3億6,810万円の累積赤字となっている経過がございます。しかしながら、平成12年度からは、累積赤字額の増加を抑制する必要があるとの判断から、基準外の繰り出しを行うこととし、平成17年度におきましても、基準外繰出金1,697万円余を含め、合わせて5,597万円を一般会計から繰り出してあります。さらにこれまでの累積赤字につきましては、繰上充用措置とさせていただいているところでありますが、当然のことではありますが、抜本的な対策が今後の大変大きな課題となってきております。しかしながら、先ほど申し上げました本市の行財政をめぐる状況、大変厳しい状況にありまして、現下の厳しい財政状況下の中

で、このような状況を早急に解決することは、大変に困難ではないかなというふうに認識をいたしております。

意義ということでございましたが、我々職員並びに魚市場関係者、一日も早くこういった置かれた状況を改善するというのが、我々に課せられた使命であるというふうなことでご理解いただきたいと思っております。

こういった繰上充用というような状況を解消し、まず単年度収支均衡、先ほど担当部長も申し上げました。単年度の収支均衡を整えるべく、水揚げ増による収入の確保のため、ここ2年、業界と一体となり漁船誘致活動を積極的に行い、水揚げの増進を図る一方、魚市場の経費の削減に努めてきたところであります。

今月の11日、12日に業界関係者、さらには議会の方から菊地議長にもご同行いただき、三重県の紀伊長島に出向き、漁業関係者と懇談をさせていただきました。席上、それぞれの船主の方々から、大変厳しい環境の中での漁場経営であり、少なくとも不適正な取引があってはならないといったようなことでありますとか、塩竈魚市場ではできるだけ高い値段で買い取っていただきたいとの要望が出され、我々業界関係者、胸にその課題を刻んできたところであります。

また、大きな意義ということになるかと思っておりますが、水産業、本市の基幹産業であります。たとえかつての500億から100億まで水揚げが減少いたしましても、私はやはりこの塩竈、水産都市だと思っております。こういったまちの活力を今後とも取り戻す上では、やはり魚市場の活性化といったようなことが不可欠であると思っております。今後も業界、市を挙げた漁船誘致活動に一生懸命取り組みながら、生産者がこの塩竈の港に立ち寄りやすい受け入れ体制の整備を行うことで、まずは水揚げ増につなげ、会計の健全化、先ほど申し上げましたように単年度収支均衡といったようなところを当面の目標にさせていただきたいと考えております。

次に、駐車場会計でございますが、出入り口の改修やワンコインシステム導入、さらには祝祭日に導入しておりますとくとくホリデーサービス等の利用促進による増収対策を行う一方、委託業者の見直しなどによるコスト縮減にも努めてまいりました結果、自動精算機の設置といった臨時的な経費を除きますと、現在でも単年度収支が均衡し、黒字基調になってきたというふうに確信をいたしております。

さらに、累積赤字も減少を続け、平成17年度では6,000万円弱まで圧縮されるなど、経営の

改善が図られたという認識をいたしております。この二つの会計の繰上充用措置の解消が先ほど来申し上げておりますが、本市の財政の大きな課題であります。大変厳しい財政状況の中ではありますが、まずは本丸の一般会計の健全化になお一層努力を図りながら、ここ数年、初めにまずは駐車場会計の累積赤字の解消といったような課題にぜひ取り組ませていただきたいと考えております。

魚市場会計につきましては、その後の大変大きな課題という認識をいたしております。今後とも、これらの繰上充用の解消に、なお一層努力を傾けてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。私のご答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（菊地 進君） 2番田中徳寿君。

2番（田中徳寿君） 答弁ありがとうございます。

そこで、お伺いしたいのであります。

なぜ、このような質問をするかといいますと、今年度の予算を組むのに、職員の方々の協力があるわけでありまして、その協力のもとに一般会計をつくったわけでありまして、そのときに、塩竈市の根深い財政を立て直す一端が見られなければ、何のために協力していくのか。いつまで協力すれば、この塩竈市の財政が立て直るかという意思表示がなければ、職員の気持ちが悪くなるのではないかと。衰えるのではないかと。いつまで続くのかということでありまして、今ここで、議事を挙げて、この根本的な問題に議論をする時代が来たのではないかと考えております。なぜかといいますと、繰上充用する魚市場会計は、はしたの数3億6,810万3,863円なのであります。なぜ同額なのでしょう。もし、財政を立て直すとき、このはしたの額10万3,863円を消すことから始まるような気がするのです。ルール外1,690万円を入れるのであれば、塩竈市の財政がそのくらいの金を入れられないのでしょうか。財政課長、お聞きしたいのであります。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） その前に、今後の見通しと、職員給与の削減分をこういった会計処理に使ってはどうかというご提案であったかと思いますが、今現在本市が抱える課題は山積をいたしているわけでありまして、例えば、福祉、教育、あるいは市立病院に代表されます地域医療の問題。そして何よりも産業の活性化といったような、大変大きな課題を抱えてきているわけでありまして、例えば、一般会計からの繰り出しにつきましても、特別会計の多岐にわたる部分に繰り出しをさせていただいております。一つ一つを見直しを行いながら、一つ一つ小さいもの

を積み上げていくことから、我々塩竈の財政再建に取り組むべきではないかというふうを考えております。

確かに、3億6,800万円余を毎年同じ金額計上することの是非論はございますが、先ほど申し上げましたように、全体のまず財政状況を見据えながら、一つ一つ解決できるものから取り組ませていただきたいというふうを考えているところであります。

なお、残余の部分につきましては、財政課長の方からご答弁をいただきます。よろしく願いします。

議長（菊地 進君） 菅原財政課長。

財政課長（菅原靖彦君） お答えいたします。

市場会計の繰上充用につきましては、先ほどの市長答弁にもございましたように、市場会計の方が昭和60年に赤字が発生ということから、長年にわたりまして赤字の状態が続いているわけでございます。そのような中で、金額の方も年々ふえ続けまして、平成12年、11年ぐらいいなりまして、現在の3億6,810万円に達するというふうな状況になったわけでございます。そのようなことから、その時点でそれ以上の累積赤字の拡大ということは、何としても防がなければならないということで、平成12年以来につきましては、単年度赤字の増加額ということにつきましてはふやさないということのもとに、議員ご指摘のとおりでございますけれども、減らしてはいないわけでありまして、1円たりともふやしていないというような状況なわけでございます。

現在のその財政状況を考えますと、本市の財政運営で一番重大課題が繰出金の抑制でございます。そういったことで、繰出金の抑制に努めているわけでございますけれども、繰出金は、これまでご説明してまいりましたように、総務省の繰出基準に基づきまして行っているわけでございますが、基準外の繰り出しをする場合には、やはりその会計側での最大限の努力といったものが確認した上でなければならないというふうには考えられるわけでございます。平成12年におきまして、市場会計の側でも大変なご努力をされまして、それまで統計処理の電算化による省略化であるとか、それから電話交換業務、そういったものもやっていたわけですが、それも廃するというふうなことで、大幅な削減が12年に経費削減が行われておりまして、そういったことも契機の一つといたしまして現在の形になっているということでございます。なかなか現在の財政運営を考えますと、なかなかその累積赤字の解消に向けた繰り出しをするということは難しいわけでありまして、ただ、赤字の会計を一つでも減らしていくというこ

とも、これもまた大変重大な課題でございますので、何とかそちらの方に、一步でも半歩でも近づくように財政運営の課題の一つとして取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

議長（菊地 進君） 2番田中徳寿君。

2番（田中徳寿君） 私が、先ほど来述べている意味は、塩竈市が財政を立て直すということは、巨額なお金を要するわけでありまして。ただし、きょう今質問してあることは、全額同じ額を維持するのではなく、半端な額をルール分で1,600万円強の1,690万円も繰り出していられるのであるならば、そのぐらいの額を入れても、何ら塩竈市の一般会計に響くとは到底思えないのです。なぜ、そのようなことを申すかというと、必ず市場会計、何々会計などと各会計の努力が必要だという話をされます。では、先ほど説明された市場の収入、この収入でどのぐらいの赤字を解消できるのでしょうか。現状の中で、毎年の経費ですら賄えないのが事実であります。だから、意思が必要なのです。アピールなのです。塩竈市の当局が市場に、絶えず君らもやってくれ、だけど市もやるという姿勢がなければ、明かりが見えないのであります。船は灯台で動くそうです。明かり、羅針盤です。そのような明かりを塩竈市も業界に示すべきときが来たのではないかと感じております。そういう考え方を今回不退転の決意で職員の給料を減額し、予算を組み、なおかつそのような第一歩の手を打つ時期が来たのではないかと思います。答弁は結構ですけども、質問を終わります。

議長（菊地 進君） 17番中川邦彦君。

17番（中川邦彦君） 風邪を引いてちょっと声が出ないので、申しわけないんですが静かに話しますので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

私、第62号について改めて質問しますが、今田中議員も言いましたように重複する部分が相当あると思いますので、単刀直入に伺いますので、ストレートに答えていただければというふうに思っております。

水揚げ額の推移で、14年度から見れば125億円、15年度が95億円と、16年度が114億円、17年度が99億円と、そういうふうに変ってきているわけですが、17年度が99億円でありますから、当初の見込みですと17年度は120億円と、そういうふうに伺っておりますが、一つは、後退してきている原因をどのようにとらえているのか、まず1点伺います。

それから、先ほど議員にありましたように、繰入金金の推移であります。ルール分を含めて14年度から17年度まで見ると、毎年5,000万円を超える繰り入れを行っているわけですけど

も、改めてその点についての見解も伺いたいというふうに思っております。

その次にですが、今魚市場を取り巻く環境というのは、全体から見れば、水産業の不振の中で一つの原因として、例えば漁船の燃料油の高騰とか、それから各国の漁場の規制とか、それから漁場から塩竈まで来る、水揚げする場合の遠い問題とか、それから一昨年の魚市場の不正取引の問題とか、幾つかあるというふうに思われるんですが、それについてどういうふうに対処してきたのか、伺いたいと思います。

私は、昨年の5月臨時会ですね、伊勢議員の質問の中で、市長が答弁されておりましたが、その中から1年間どのように取り組まれてきたのか。先ほどの市長の答弁ですと、何か昨年5月の臨時会での答弁と同じような内容だったのではないかなというふうに思いますので、改めて1年間どんなふうに取り組まれたのか。一つずつ伺いますから、お答えがあればというふうに思います。

まず一つは、不正取引問題で、市長も答弁されましたけれども、この1年間どのように取り組まれてきたのか。

それから二つ目に、漁船の誘致活動で、相当市長も、議会も、業界も苦勞して行ってきたということが報告されましたけれども、その中で出された意見というのが、さっき前段の産業建設常任委員会の方にいろいろ問題が指摘された点も出されました。その点について、どのようにこねてきたのか伺います。

それで、漁船誘致をしていった中で、17年度の水揚げにどういうふうに影響が出てきたのか。その辺なんかについても伺いたいというふうに思います。

それから、繰上充用、先ほど大きな問題として出されました。平成4年から営々と続けてきているわけですがけれども、なかなか市長の答弁の中では本来の姿ではないんだと。それで、行政みずからが何ができるのか。それから、市長はここで長期債務の解消に努めると言っておりますけれども、これは累積収支ではないかなというふうに思うんです。それで、市長はそういう答弁をしているんですけれども、では長期債務ということでは、その考え方が違うのかどうか。その点についてまず伺います。

それからもう1点は、市場の公平性、透明性、事務事業の改善など、そういうものを促進していくと言っておられましたけれども、その点についてもどのように改善されてきたのか。まず伺います。

それから、次に伺いたいのは、資料 7の7ページの表の17年度の一番上の欄ですけれど

も、ここで遠洋底びき船1隻で130トンの水揚げがされているというふうになっておりますけれども、これはどこにどういうふうに水揚げされてきたのか。

まず、第1問をそこで終わりたいと思いますので、市長の答弁をよろしく願いいたします。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 初めに、私の方からは魚市場の活性化の関連で、去年の伊勢議員の質問以降、どういう取り組みを行ってきたのかというご質問でありました。

お答えいたします。

不正取引であります。残念ながら塩竈市魚市場におきまして不正な取引が発生いたしまして、その対応策に取り組んでまいったところであります。例えば、今まで手動のはかりで重さを確認していたものを、デジタルばかりに取りかえまして、これは生産者、船主の方々もどれくらいの水揚げ高、重さであったかということが、両方で確認できるような体制の充実でありますとか、あるいは伝票の取り扱い等であります。何時まで出すんだといったような伝票の取り扱い。それから、なおかつそういったものを市場側と生産者側で、両方で確認し合いながらというようなルールも確立させていただきました。あるいは、例えばきずものがあつた場合については、何時何分まで報告をし、確認の上そういった業務を処理するといったような公平性、透明性の高い魚市場に生まれ変わる努力を、関係者並びに市がともに進めてまいったところであります。

そういった塩竈市魚市場の改善策を漁船誘致活動の中で、生産者の方々に詳しくご説明をさせていただいてまいりました。まだまだという部分も生産者の方々からは、そういった声もございましたが、大半の方々には塩竈市魚市場のこういった努力に対して一定の評価をいただいたと思っております。そういったものが17年度の水揚げ高の中に、一部プラス部分として出てきているものもございます。ただ、残念ながらまき網が大きく減少いたしておりますので、全体としては年度、平成17年度では残念ながら100億を割る状況であったということにつきましては、先ほど部長からも答弁させていただいたところであります。

それから、事務事業の改善ということでございました。行政側につきましても、先ほど来ご説明いたしております職員の定数削減でありますとか、あるいは魚市場内の保守管理といったような部分につきましては、経費の削減に努めておりますし、その他の部分につきましても、削れるものは小さいものからということで、率先して取り組みを進めさせていただいたところで

あります。しかしながら、水揚げが100億に到達しなかったという状況にあります。理由はいろいろございます。例えば、輸入物がどんどんふえてきているとか、あるいは海況、気象海象の状況であります。そういったものが思ったほど、この三陸漁場にはプラスにならなかったといったようなことでありますとか、原因はいろいろありますが、残念ながら額として100億を割ったという事実は、我々厳しく受けとめていかなければならないと思っております。

結果といたしまして、今回も3億6,800万円余の繰上充用をお願いせざるを得なかったということにつきましては、重く受けとめてまいりたいと思っております。

それから、透明性、公平性ということに関するご質問でありましたが、先ほどご説明させていただいたような内容であります。複数の方々で取り扱いの状況が確認できる。それから魚市場の方にも、魚市場事務所の方にもできるだけ速やかにそういった水揚げの状況をご報告いただく等々の手続等も進めさせていただいているところであります。なお一層、塩竈魚市場の活性化につながるような施策につきまして、一生懸命取り組んでまいりたいと思っております。

私から以上でございます。

議長（菊地 進君） 加藤助役。

助役（加藤慶教君） 私の方から、一元化のご質問がございましたので、現状をご報告させていただきたいと思えます。

昨年の11月末にこの一元化問題につきまして、両卸売機関、トップの人たち含めまして、関係する役員の方々、それから市も入りまして一定の協議の場を設けさせていただいているところでございます。その中で確認されておりますことは、将来的に塩竈市場は一つであるべきだという確認をその時点でさせていただきました。ただ、その一つに持っていくプロセスと申しますか、それが次回から、昨年の11月、それから12月、1月と1カ月1度のペースで1月まで協議をさせていただいてきておりますが、その中で、その経過が一本化に持っていくまでのプロセスが、どうもまだお互いの考え方に大分差があるということで、それぞれにいろんな問題を出し合って、現在それぞれの機関の中で一定の整理をしてほしいというようなことで、現在まだ会議、4回目の会議には至っておりませんが、両卸売機関としても、今日の前に迫っておりますお互いの決算総会が控えてございますので、そういったことを見据えた中でスケジュール調整をしていきたいという確認を最近したところでございますので、もう少し結論が出るまでには若干の時間が必要かなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（菊地 進君） 三浦産業部長。

産業部長（三浦一泰君） 私からは、水揚げ量の減少の理由につきまして、簡単にご説明を申し上げます。

まず一つは、何といても資源の減少ということが大きな理由というふうにとらえております。世界的な魚食というものの普及の中で、資源獲得というものにつきましては、極めて厳しい競争というふうなことになってございます。そういったことも含めまして、海況の変化等もあり、大きく資源が減少してきており、塩竈へ水揚げされる量が大幅に減ってきておるということがまず一番の理由かととらえております。

それからまた、過去においては空飛ぶマグロというふうな形で、マグロなら塩竈というふうに言われた時期もあったわけでありましたけれども、こういったことにつきましても、ルートがいろいろ多角化してきてございまして、従来のような形で塩竈には必ず揚げていただけというふうな状況には全然ならなくなっているということも大きな理由というふうに考えております。片方ではまた、養殖、蓄養というふうな形も出てきてございますので、新しい時代における塩竈というものがどうあるべきかというふうなことにつきましては、現在ブランド化委員会、衛生管理委員会、そういったところを通じまして、いろいろ新しい姿を打ち出しているということで取り組んでおるわけでございます。こういったことをさらに現実的なものにさせていただくこと。こういったことが一番大切かととらえておるところでございます。

それから、遠洋底びき網の漁でございますが、塩竈地区におきましては、まだこういった船をお持ちの漁業者の方がいらっしゃいます。やはり地域に還元をしていただけるという意味合いを込めて、水揚げをしていただけたものというふうに認識をしてございますし、これまでもたびたびこういった形はございました。私たちといたしましては、こうした船を今後とも、きちっと地元で揚げていただくようお願いをし、誘致をしていくことも漁船誘致の大きな役割だろうというふうと考えておるところでございます。これからも漁業者の皆様とともに、努力をしてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（菊地 進君） 17番中川邦彦君。

17番（中川邦彦君） 市当局も、業界も大変努力されていることには、私は相当敬意を表していきたいというふうに思っております。

それで、なかなか厳しいことを言ってきたんですが、やはり1年間の姿はどうだったのかということも、やはりきちっと示されるということも必要ではなかったのかなと思ったので、改めてこの問題を取り上げたんですが、第2問に入りますけれども、今部長とか市長からも出さ

れましたように、世界的にも水産業を取り巻く環境というのはますます厳しくなっている、そのように見受けられるわけですが、その中で先ほども出されましたけれども、その一定の中でもどういうふうに認識をして、今後のあるべき姿というものを、数を上げればいる切り上げられるというか、そういうものがないというふうには思うんですけれども、一つの流れとして、例えば船が、漁船が水揚げすると。そして今度それが魚市場全体に影響するんですけれども、乗組員の給料とか、それから出航していくための仕込みとか、そういうものがやはり市内の経済に対する波及効果、一隻来ることにおいて、塩竈、本市に影響というのは相当出てくると思うんですね。ですから、当局も業界も要するに漁船誘致のために相当努力されてきていると。そして、今塩竈の経済が冷え込んでいる中でも、一つずつでもいいですから、明かりを持てるような、そういう方向というものが見えてくると思うんですね。ですから私は、漁船誘致というのは何も議長とか市長とか業界の方々が行って、一覧表、私も管理事務所に行っていていただいてきたんですけれども、相当去年、おとし、ことしと努力されてきているということを認めますけれども、もともと塩竈というのはこうなんだと。市長も先ほど言いましたように、何だかんだといっても、塩竈は魚の街ですから、私らもそういうところで育ってきて今日あるわけですが、魚の臭さとか、加工屋さんの臭さとかというのは、我々はそれでここまで成長してきたわけですから、自分たちにとって決してこのままでいいというふうには思っておりません。そういう意味で、これからの塩竈のあるべき姿をもっともっと鮮明に出す意味においても、やはり塩竈に行って水揚げしてよかったとか、そういうふうに言われるような努力をされてきて示されればいいかなと思っています。

もう1点なんです、今年度のこの見通しについて、今度の議会では魚市場会計のシミュレーションというのが示されていませんね。繰上充用を行うならば、同時にこのシミュレーションというものもきちっと提示すべきではないかと。昨年度は出されましたよね。何で今回は出なかったのか。

それから、今年度の水揚げの目標をどこに設定していくのか。その点についても伺いたいというふうに思います。

それから、私思うんですけれども、魚市場前の水深の問題です。大型船が魚市場に接岸できるようにしゅんせつするとか、そういうところについての関係機関への働きかけなんかは、どういうふうに行っているのかです。そういうものもできれば伺いたいと思いますので、お答えされたらというふうに思っております。

まず、2点についてお願いします。

議長（菊地 進君） 三浦産業部長。

産業部長（三浦一泰君） まず、シミュレーションでございますが、これにつきましては昨年も何回かご説明を申し上げておりますように、市場会計が成り立つ金額、これは魚市場として水揚げ額が約130億円程度を上げていただかないと、支出に見合った収入というふうにはならないという状況でございます。

ですから、私たちといたしましては、まず業界には130億円の水揚げを、私たちも一緒になって何とかお願いをしていこうということで取り組んでおります。そして、片方ではこの130億円から上がる収入、それを少しでも使わないようにするというのも極めて大切だと考えておりますので、この辺のことにつきましては、昨年この繰上充用の議会でもご説明を申し上げさせていただいたとおりでございます。

それから、しゅんせつの働きかけでございますが、こちらにつきましても、私たちといたしましては、県の単独事業というふうなことになってございます。これらにつきましては、市の負担が半額というふうなことで、いつも2月の議会において皆様方に補正の方をお認めいただいておりますという形で実績を報告させていただいてございますが、毎年必要な箇所を県の方にお願いをし、実績として行っていただいておりますという経過でございます。以上でございます。

議長（菊地 進君） 17番中川邦彦君。

17番（中川邦彦君） では、今130億がなければ支出との均衡が図れないんだということであったんですけども、シミュレーションをやはりきちっと出して、どういうふうに持って行こうとしているのかとか、それから私は本年度の目標をどこに置くのかということも示されていないんですけども、130億まで持っていきように見ていくのかですね。それから、目標を決めているならば、どういうふうに持っていこうとしているのか。漁船の誘致とかそういうものだけでいいのかどうか。それから説明されたように、どういう方向に持っていこうとしているのかです。その点伺いたいというふうに思います。

議長（菊地 進君） 三浦産業部長。

産業部長（三浦一泰君） 今回は、繰上充用ということでございますので、今後予算編成の過程におきまして、そういった考え方もはっきり出させていただきましてやってまいりたいと思いますので、よろしくどうぞお願い申し上げます。

議長（菊地 進君） 23番伊藤博章君。

23番（伊藤博章君） 私の方からも、この魚市場、駐車場、あわせてお伺いをしたいと思いません。

まず、お伺いする前に、先ほどの学校給食費の件で、私も今頭の中の霧が晴れたようになっているんですが、これは関連しますので考え方だけ言っておきますがね。債権、学校給食の滞納になっている分の債権者が塩竈市であるということをお伺いしまして意を強くいたしましたので、それに関連してお伺いしますね。

一つお伺いします。

まず、この繰上充用、まず魚市場の3億6,000万ありますね。それから、あと魚市場の方も大体今500万ぐらいですかね、あるわけですね。そういった中でこの収支体系を見ていくと、どこからも、銀行から年度末なり年当初に借りかえしたりとかというのは全くないわけです。要は市立病院なんかの一時借入金とかと全く違うわけですね、この3億6,000万の位置づけというのが。私もそうでしたけれども、これまで議論している中で、では塩竈市が3億6,000万用意したならば、魚市場だけで言えばですよ。要は現金を要するわけですね。今までの理屈でいくと。用意したならば、そうするとその繰上充用をしなくていいという単純な理屈だと、僕思っていたんです。そのときに、では魚市場会計に一般会計から3億6,000万行ったときに、現金が行くわけですね。では、会計上は繰上充用はなくなりました。そうすると魚市場会計の中で、この3億6,000万という現金の取り扱いというのはどういうふうになるのか。この辺が、この会計上でよくわからなかったんです、正直言って。さっきのちょっと、そのために学校給食費を先に話題に出したんです。債権者、債務者の関係というのも必要なことですよね。考え方として。そうすると、魚市場会計の開設者は塩竈市長でしょう。一方で、一般会計も塩竈市長ですね、責任者は。そのかわりこの現金でやりとりをしたときに、その現金というのはどういう取り扱いになっていって、会計のというのはどうなっていくのか。この繰上充用金をまたなくすということはどういうふうな方法なのか。この辺をお伺いいたします。

議長（菊地 進君） 三浦産業部長。

産業部長（三浦一泰君） 3億6,810万円でございますけれども、これ現在は毎年こういうふうな形で、年度末に赤字になります。それを翌年度の部分で補正をしていただいて、決算処理で解消するという形でございます。これが、3億6,810万円が、もし水揚げ増とかで収入が入れば、それをもう全部今までの赤字は消えますので、そういった手続は一切なくなるというふうな、そんな理解をしております。

議長（菊地 進君） 静粛をお願いします。菅原財政課長。

財政課長（菅原靖彦君） お答えいたします。

繰上充用がどのようなときになくなるかということでございますけれども、市場会計の方での歳出が、きょうご報告しているような3億6,800万ほどの歳出なわけでございます。市場会計の17年度歳入として、その同額が確保できなければ赤字になってしまうわけでございます。ですから、その歳入の方でこの金額相当が確保できればいいわけでございます。それは水揚げ、本来の市場会計の方での収入である水揚げ使用料で賄えれば、もちろんよろしいわけでございますけれども、それが確保できないとなれば、それにかわる収入ということで、決算できる収入を市場会計としては持たなければ整わないということでございまして、その水揚げ使用料以外の一つの方法として、一般会計から市場会計への繰出金と、市場会計としては繰入金というふうな収入を確保できれば、歳入歳出は繰上充用措置はなくなるというふうなことでございます。このような、基本的なことでございますけれども、このようなことでよろしいでしょうか。

議長（菊地 進君） 23番伊藤博章君。

23番（伊藤博章君） 今までで、魚市場会計とか含めて、現金出納関係のそういった現金の流れがわかるようなものってないわけでしょう。だからね、ちょっとこうずっと疑問に思っていたんだよね。この辺の流れというのは。だから、そのこのところをまず行政側としてもぜひ、この繰上充用を考えると、議会側に対してちゃんと示してほしわけです。一つの。それが一つの解決方法ですから。

それともう1点。それからあと、これ関連していくと、塩竈市は手数料を「1000分の5」から「1000分の2」に引き下げているものが2個あるわけですね。二つです。2漁業種というんですかね。これは先ほど市長なり議長が行っていた、誘致船のときに、行かれたときに、高く買ってくれよという、理屈からいけばでしょう。塩竈市は手数料を下げた上で、塩竈市のできる範囲の生産者に対する利益還元はしたわけですね。そのときに、それだけのことを生産者に対して言われているということは、ではこの資料の出し方として、1トン当たりそれぞれどれくらい、業界も買い取るために頑張ったのか。そういう資料も一緒に出してもらえると。平均で構いません、これはもちろん。そうすると、初めて行政側と業界が一緒になってやっている意味合いもあるわけなので、その辺のちょっと判断をお伺いしたいんですけれども。

議長（菊地 進君） 三浦産業部長。

産業部長（三浦一泰君） まず、魚市場使用料の考え方でございますけれども、現在1000分の5をちょうどいするということになっております。水揚げ金額の1000分の5、これが基本でございます。それに対しまして、鯉鮪一本釣り船、それから輸入冷凍魚、この二つにつきましては、私どもは1000分の2に下げますということで、業界の方に申し上げました。そうしますと、業界といたしましては1000分の3が手元に残るわけでございます。これをもちまして、ただいま申しました2漁業種につきまして、水揚げ増進を図っていただきたいと。その使いみちは業界内部で十分協議をされまして、例えばただいまお話がありましたような生産者の方々への何らかの形での還元もございませうし、また買受人の方々に力をつけていただいて高く買っていただくような、そういった戦略的な取り組みもあるかと思えます。そういったことにつきましては、業界としてのご判断にお任せをしますので、この漁業種二つにつきまして、これからの塩竈の新しい柱となるようにお育ていただきたいということで、取り組んできているものでございます。

議長（菊地 進君） 23番伊藤博章君。

23番（伊藤博章君） 最後にお伺いいたします。お伺いと申しますが、これは要望になるんでしょう、時間的には。

今、業界、特にこの水揚げ側の方の業界ではないですよ、生産者側の業界ですよ。話を聞きますと、わざわざ遠いところまで持っていきよりも、たとえ不便でも近く、何ぼでも船走らせないとこに持って行って、陸送で運んだ方が安いというんですね、今。トラック便の方が。だから僕生産者の立場でどうお考えなのかなと思って、今言っているんです。

それから、もう1点。塩竈市の今後のことを考えていくと、製氷の部分で大変不安を覚えるところも出てきている部分がありますので、特に夏漁とか秋口にかけての漁を塩竈市が大変期待をするのであれば余計なことだと思いますので、そういったことも含めてこの魚市場の再建の部分についてはぜひご検討いただく。そういったことを、第三セクターも一つの考え方なのではないかなという考えではいるんですけれども、そういうこともご検討を賜ればと思いますので、お願いを申し上げておきたいと思えます。以上でございます。

議長（菊地 進君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第62号及び第63号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、議案第62号及び第63号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第62号及び第63号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立全員であります。よって、議案第62号及び第63号については、原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の全日程は終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、本臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時08分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成18年5月22日

塩竈市議会議長 菊地 進

塩竈市議会議員 嶺岸 淳一

塩竈市議会議員 浅野 敏江

平成18年6月定例会 6月12日 開会
6月23日 閉会

塩竈市議会会議録

平成18年 6 月12日（月曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 1 日目）第 8 号

議事日程 第1号

平成18年6月12日(月曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般の報告
 - 第4 請願第18号撤回の件
 - 第5 請願第25号及び第26号
 - 第6 議員提出議案第5号及び第6号
 - 第7 議案第64号ないし第75号
-

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第7

出席議員(23名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 菊地進君 | 2番 | 田中徳寿君 |
| 3番 | 武田悦一君 | 4番 | 伊藤栄一君 |
| 5番 | 志子田吉晃君 | 6番 | 鈴木昭一君 |
| 7番 | 今野恭一君 | 8番 | 嶺岸淳一君 |
| 9番 | 浅野敏江君 | 10番 | 吉田住男君 |
| 11番 | 佐藤貞夫君 | 12番 | 木村吉雄君 |
| 13番 | 鹿野司君 | 14番 | 志賀直哉君 |
| 15番 | 香取嗣雄君 | 16番 | 曾我三三君 |
| 17番 | 中川邦彦君 | 18番 | 小野絹子君 |
| 19番 | 吉川弘君 | 20番 | 伊勢由典君 |
| 21番 | 東海林京子君 | 22番 | 福島紀勝君 |
| 23番 | 伊藤博章君 | | |
-

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 昭 君	助 長	役 加藤 慶 教 君
収入役	田中 一 夫 君	総務部長	山本 進 君
市民生活部長	棟形 均 君	健康福祉部長	阿部 守 雄 君
産業部長	三浦 一 泰 君	建設部長	内形 繁 夫 君
水道部長	佐々木 栄 一 君	市立病院長	伊藤 喜 和 君
市立病院事務部長	佐藤 雄 一 君	総務部理事 兼政策調整監	小山田 幸 雄 君
総務部次長兼行政改革推進専門監 兼政策課長	田中 たえ子 君	総務部次長 兼危機管理監	大浦 満 君
市民生活部次長 兼環境課長	綿 晋 君	健康福祉部次長 兼保険年金課長	木下 彰 君
産業部次長 兼商工観光課長	荒川 和 浩 君	建設部次長 兼都市計画課長	茂庭 秀 久 君
水道部次長	大和田 功 次 君	市立病院事務部 次長兼業務課長	伊藤 喜 昭 君
総務部 総務課長	郷古 正 夫 君	総務部 財政課長	菅原 靖 彦 君
総務部 税務課長	福田 文 弘 君	市民生活部 市民課長	澤田 克 巳 君
健康福祉部 社会福祉事務所長	会澤 ゆりみ 君	水道部 総務課長	尾形 則 雄 君
総務部 総務課長補佐 兼総務係長	佐藤 信 彦 君	教育委員会 教 育 長	小倉 和 憲 君
教育委員会 教育部長	伊賀 光 男 君	教育委員会 教育部次長	渡辺 誠一郎 君
教育委員会教育部 総務課長	小山 浩 幸 君	選挙管理委員会 委 員 長	高木 英 助 君
選挙管理委員会 事務局長	星 清 輝 君	公平委員会委員	郷家 照 夫 君
監査委員	高橋 洋 一 君	監査事務局長	丹野 文 雄 君

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間 明 君	事務局次長兼 議事調査係長	安藤 英 治 君
議事調査係主査	戸枝 幹 雄 君	議事調査係主査	斉藤 隆 君

午後 1 時 開議

議長（菊地 進君） 去る 6 月 5 日告示招集になりました平成18年第 2 回塩竈市議会定例会を
ただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本議場への出席者は、市長、選挙管理委員会委員長、公平委員会委員長、監査委員並びにそ
の受任者であります。

これより、去る 5 月 24 日、東京日比谷公会堂で開催されました第 82 回全国市議会議長会定期
総会において、同会の表彰規定により、表彰の栄に浴されました方々に対し、表彰伝達式を行
います。

事務局長（佐久間 明君） それでは、初めに全国市議会議長会の議員在職 15 年以上の方々に
対する表彰状の伝達でございます。

武田悦一議員、演壇にお進みください。

議長（菊地 進君）

表彰状 塩竈市 武 田 悦 一 殿

あなたは、市議会議員として、15 年市勢の振興に努められ、その功績は著しいものがありま
すので、第 82 回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰いたします。

平成 18 年 5 月 24 日

全国市議会議長会会長 国松 誠（代読）

おめでとうございます。（拍手）

事務局長（佐久間 明君） 続きまして、伊藤栄一議員、演壇にお進みください。

議長（菊地 進君）

表彰状 塩竈市 伊 藤 栄 一 殿

以下同文でございます。

平成 18 年 5 月 24 日

全国市議会議長会会長 国松 誠（代読）

長い間ありがとうございました。（拍手）

事務局長（佐久間 明君） 続きまして、吉川 弘議員、演壇にお進みください。

議長（菊地 進君）

表彰状 塩竈市 吉 川 弘 殿

以下同文でございます。

平成18年5月24日

全国市議会議長会会長 国松 誠（代読）

長い間ありがとうございました。おめでとうございます。今後もよろしく申し上げます。

（拍手）

事務局長（佐久間 明君） 続きまして、志賀直哉副議長、演壇にお進みください。

議長（菊地 進君）

表彰状 塩竈市 志 賀 直 哉 殿

以下同文でございます。

平成18年5月24日

全国市議会議長会会長 国松 誠（代読）

どうもおめでとうございます。（拍手）

事務局長（佐久間 明君） 続きまして、菊地 進議長が該当しておりますので、よろしくお願いいたします。

副議長（志賀直哉君）

表彰状 塩竈市 菊 地 進 殿

以下同文でございます。

平成18年5月24日

全国市議会議長会会長 国松 誠（代読）

どうもおめでとうございます。（拍手）

事務局長（佐久間 明君） 次に、全国市議会議長会の地方財政委員会の委員に対する感謝状の伝達でございます。

香取嗣雄議員、演壇にお進みください。

議長（菊地 進君）

感謝状 塩竈市 香 取 嗣 雄 殿

あなたは、全国市議会議長会地方財政委員会委員として、会務運営の重責に当たられ、本会の使命達成に尽された功績はまことに顕著なものがありますので、第82回定期総会に当たり、深甚な感謝の意を表します。

平成18年5月24日

全国市議会議長会会長 国松 誠（代読）

おめでとうございます。どうもありがとうございました。（拍手）

事務局長（佐久間 明君） 続きまして、菊地 進議長が該当しておりますので、よろしくお願いいたします。

副議長（志賀直哉君）

感謝状 塩竈市 菊 地 進 殿

以下同文でございます。

平成18年5月24日

全国市議会議長会会長 国松 誠（代読）

どうもおめでとうございます。（拍手）

議長（菊地 進君） 以上で、表彰伝達式を終了いたします。

本日の議事日程は、日程第1号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（菊地 進君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、10番吉田住男君、11番佐藤貞夫君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（菊地 進君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は12日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、本定例会の会期は12日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（菊地 進君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、さきに皆様にご配付しておりますとおり、報告第1号一般会計、下水道事業特別会計、土地区画整理事業特別会計繰越計算書については、地方自治法施行

令第146条第2項の規定により、報告第2号平成17年度塩竈市土地開発公社事業決算及び報告第3号平成18年度塩竈市土地開発公社事業計画及び予算については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、それぞれ6月5日付にて議長あてに報告がなされたものであります。

また、地方自治法第180条第1項の規定により、市長に指定をしておりました専決処分の報告であります。専決第24号平成18年（ワ）第414号塩竈市営住宅の明渡し等請求事件の和解については、平成18年5月25日に専決処分がなされ、地方自治法第180条第2項の規定により、平成18年6月5日付で議長あてに報告がなされたものであります。

さらに監査委員より議長あてに提出されました定期監査の結果報告1件であります。

これより質疑に入ります。20番伊勢由典君。

20番（伊勢由典君） それでは、私から今報告がありました土地開発公社、17年度決算書並びに18年度事業予算書ですね。2と3というふうに書かれておりますが、その辺について少し質疑を行いたいと思います。

そこでまず、決算の方から、塩竈市土地開発公社の17年度の事業決算書が議会の方に報告されております。そこで、そのページ数の2ページのところに、概要として平成17年度、塩竈市より公共用地取得事業として、取得依頼はなかったと。土地の売却としては港奥部再開発事業用地として取得した貨物ヤード跡地の一部、面積3,502平米、金額で約4億3,000万円を引き渡したということになっております。

続いて、公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部及び土地開発公社の経理基準要綱が改正されたため、土地開発公社の定款の一部を改正したと、こういうことで前段触れられております。そこで改めて、決算でございますので既に承認、理事会などでも議案報告で承認をしたいきさつがございますが、ページ数でいいますと、理事会に関する事項ということで、次ページに、平成17年度5月30日以降、とりわけ先ほど述べた8月31日には議案5号が示されて、土地開発公社の定款の変更。その後、11月30日には定款の変更による県知事の認可云々と。そして、平成18年3月16日、第6号から8号までの議案で、土地開発公社の事業の変更並びに予算1号など、あるいは資金計画などですね、報告が決算として示されております。

そこで改めてお聞きしたいのは、その年1回土地開発公社の決算なり予算なり示されて、6月議会で質疑が行われていくわけですから、改めてこの17年度の事業の土地開発公社としてどういうものとして取り組み、そしてどうなったのかです。港奥部、貨物ヤードの関係でございますので、そのいきさつや経過です。決算に至った報告について、まず前段お聞きをしたいと

思います。

議長（菊地 進君） 田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長。

総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長（田中たえ子君） 土地開発公社の事務局の立場でお答えさせていただきます。

17年度決算に関する内容ということでございますが、こちらの資料 2の2ページにも記載しているとおりでございますけれども、基本的には塩竈市からの公共用地の取得の依頼はなく、土地の売却として港奥部再開発用地を3,502平米、金額で4億3,000万ほどを市へ引き渡したという内容でございます。

こちらの用地につきましては、平成16年12月、公有地の拡大に関する法律の施行令が一部改正されたことに伴いまして、土地開発公社の行う業務に、土地造成事業により造成した土地について借地借家法に規定する事業用地、借地権設定による賃貸事業が加えられましたことから、本市公社業務の範囲に同業務を追加する内容の定款の変更を行いまして、先ほど議員からお話ございましたように、8月11日の理事会で審議いただきまして、県に申請し、11月25日に承認を得まして行ってきたところでございます。これらの内容につきまして、18年度で賃貸事業として計画をしているということでございます。

それから、もう1件大きなものが先ほど出ておりました港奥部再開発事業用地として取得しておりました貨物ヤード跡地の一部3,502平米を市へ引き渡した内容のものでございます。

17年度の主なものはその二つというふうに考えてございますが、よろしく願いいたします。

議長（菊地 進君） 20番伊勢由典君。

20番（伊勢由典君） 3,502平米、4億何がしの市の財政で引き渡したということでございます。そこで、これは恐らく過般、昨年9月の議会でも市の予算措置が盛り込まれて、区画整理事業としてその当時の予算措置が変更になり、当時はたしか債務負担行為、塩竈市の一般会計で債務負担行為として4億2,440数万円程度の債務負担の方向での土地の先行取得が、その後の9月議会では、平成17年度の中では4億6,100万円、地方債にかえて、地権者からかえて、そして行うというようなことで、補正予算が組まれたと思います。そうしますと、その先行取得をしていた今まで土地開発公社として持っていた土地が、当然市が公共用地として取得をするということで予算措置をしておりますので、当然減歩が変わるわけですね。その辺の減歩の関係で、当然土地開発公社そのものの減歩率が確定します。そうしますと、一体何%から

何%に減歩が変わって、それはその区画整理事業、その後の土地開発公社の関係と、それから区画整理事業そのものの関係ではどういうふうなものに事業として組み込まれたのか。その辺についてお聞きをしたいと思います。

議長（菊地 進君） 内形建設部長。

建設部長（内形繁夫君） 区画整理事業の基盤整備の部分でございますので、建設部の方からお答え申し上げます。

まず、公社の従前地は1万8,877平米でございます。そのうち、今ご質問のございました先買い分といたしましては3,502平米を市の方で買わせていただいております。残地といたしましては1万5,375平米でございます。そのうち、現在換地済みのところは海辺の賑わいゾーン、いわゆる商業用地として活用していくというようなところで、現在公社の方には8,224平米換地してございます。これのトータル、差っ引きをいたしますと約4,339平米が残地として残ってございますが、この今ご質問のございます減歩、どのくらいになるかとなりますと、それぞれ9区画に分けてございますので、この辺の減歩率がそれぞれ違いますので、大体14%から30%くらい内の中でおさまるだろうと。全体の区画整理事業の換地といたしましては、減歩率といたしましては14.8、15%弱となるというような見込みになっております。以上であります。

議長（菊地 進君） 20番伊勢由典君。

20番（伊勢由典君） その辺、そういう減歩が確定されて、今聞いてみますと9の区画で30%ないし14%という、大変大きな減歩率なんだなというのを、改めて確認をいたしました。

そこで、質疑としては3回目となりますから、これで最後になるかと思っておりますので、その18年度の予算執行の関係で、二つの点でお聞きをしたいと思っております。

それで、今回答がございましたが、予算の関係で3ですね。18年度事業計画予算。その3のページ数で言いますと1ページ。議案1、第1号議案ということで、平成18年度塩竈土地開発公社の事業計画。18年度の概要が載っております。公共用地取得はありません。公有地の売却もなしと。そして、最後に土地造成賃借事業、港奥部再開発事業、貨物ヤード跡地8,255平米でしょうか。借りる予算としては761万円をこの公社の18年度の予算の議案として提出しております。

そこで、いわばこの第1号議案はどの土地を指し、どういう賃借契約になろうとしているのかです。18年度の公社としてのこの取り組みの予算書ですから、その点も含めて改めて確認

をしたいと思います。

同時に、昨年9月の補正の議会の中でも、全国的に問題になっている土地開発公社についてのこの土地の活用について、財政の再建計画なるものが示されて、当時の回答では3月末まで、そういうものが出されれば、国の財政支援が来るんだよという回答が、市議会の議会の中でも展開されております。しかし、今回のこの3の平成18年度の事業予算計画の中では、必ずしもそういうものは見当たらないというふうに、一通り読んでみてとらえておりますので、そうしますとそういう点の事業展開といいますか、再建にかかわる財政の立て直し、公社自身の立て直しという角度からいえば、どういうふうに今後の考え方をとらまえ、判断していけばいいのか。その辺についてお聞きをしたいと思います。2点ですね。

議長（菊地 進君） 田中総務部次長兼政策課長、どうぞ。

総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長（田中たえ子君） ただいまご質問がありました造成地の賃貸事業はどこ土地かというお話でございますが、こちらの方は資料 4に、開発公社で所有をしております公有用地の位置図をまとめたものがございます。そちらの3ページをお開きいただきたいと思います。

こちらの方が港奥部再開発用地のところ、ちょっと太目の線で囲んである細長いところです。港に面した細長いところが開発公社の所有地でございます。そのうちの1、2と網かけをしている部分につきましては、17年度の買い戻しをしていただいた3,502平米の部分についてでございます。

それで今回、賃貸事業を行うところにつきましては、こちらの後ろのところ、1、2、3、4と番号を振ってございますが、こちらを元地に平成17年に仮換地したうち約8,000平米の部分について、海辺の賑わい地区の参画事業者に賃貸をしようというものでございます。

位置的には、本年2月の予算委員会に追加資料としてご配付申し上げておりますものに位置が示されてございますので、そちらの方、後ほどごらんいただきたいというふうに思っております。

それから、契約についてはということでございますが、こちらは海辺の賑わい地区の全体の計画等がございますので、そちらは事務レベルの方で現在協議中でありまして、まだ大店立地法なり、建築基準法に係る届け出等出てございませんので、そういった中で形が出てくる段階で、契約ということになってくるものというふうに考えてございます。参考までに、見込みとすれば、私どもの方では7月から3月までの9カ月の賃貸料を見込んでおるということでござ

います。

それから、二つ目といたしまして、開発公社の経営健全化計画ということでございます。こちらの方につきましては、先ほど議員にもお話ございましたように、全国的に開発公社の塩漬け土地問題が議論されておりまして、そういった状況を踏まえまして、国におきまして平成16年12月、土地開発公社経営健全化策についてという総務次官通知がございまして、計画策定団体へ一定の財政支援措置ということで示されたところであります。

こういったところを踏まえまして、私どもの方で公社の健全化は、本市の行革並びに行財政健全化の重要な要素でありますことから、本年3月開発公社の経営健全化計画を策定いたしまして、3月末に県知事に申請し、現在県と詳細について調整中であります。6月末には、公社経営健全化団体の指定を受けられる見込みということでございますので、採択された段階で所管の協議会等に報告をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、こちらの経営健全化計画の内容なんですが、計画につきましては平成18年から22年度までの5カ年計画としておりまして、公社用地の市への買い戻しを進めながら、市の債務保証額を10%以上減少させることを基本方針という形で考えてございます。具体的には、公社の保有土地を、一定の利用計画の変更等含めました処分方針のランクづけ、A、B、Cという3ランクに設けてございますが、そういったランクづけを行いながら5年間で一定の買い戻しを行いたいというふうに考えてございます。その際、公社経営健全化団体の指定を受けたことによりまして、起債充当などの支援策がございまして、そういったものを活用しながら市への買い戻しを行おうとするものであります。

それでは、18年度予算への反映はというご質問でございまして、当計画につきましては、18年度を初年度とする計画でございまして、さらにまだ未採択の状況ということでございますので、18年度予算への計画への反映はされていない状況にございます。しかし、本年度予算では、先ほども説明しました17年度の定款変更によりまして、造成地賃貸事業等を行いながら事業収益を見込むとともに、保有土地の暫定利用なり、入札制度による借り入れ条件等の改善等で経営健全化を図っていきたいというふうに考えてございます。

さらに、6月末に公社の経営健全化団体の指定がされた段階で、5年間における抜本的な対策について、改めて計画に基づきながら検討してまいりたいというふうに考えてございます。
議長（菊地 進君） これをもって、質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4 請願第18号撤回の件

議長（菊地 進君） 日程第4、請願第18号撤回の件を議題といたします。

平成17年9月定例会において、総務教育常任委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました請願第18号個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書提出に関する請願については、6月1日付で、請願者より請願を取り下げたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。請願第18号撤回の件については、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、請願第18号の撤回については、これを承認することに決しました。

日程第5 請願第25号及び第26号

議長（菊地 進君） 日程第5、請願第25号及び第26号を議題といたします。

本定例会において所定の期日までに受理した請願につきましては、お手元にご配付の請願文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第6 議員提出議案第5号及び第6号

議長（菊地 進君） 日程第6、議員提出議案第5号及び第6号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第5号及び第6号について、提出者の代表より趣旨の説明を求めます。

まず、議員提出議案第5号について、趣旨の説明を求めます。2番田中徳寿君。

2番（田中徳寿君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第5号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

「進行性化骨筋炎」の難病指定を求める意見書

「進行性化骨筋炎」は、「進行性化骨性線維異形成症」とも呼ばれ、約200万人に1人の確率で発病し、未だ原因不明な部分が多く治療法も確定されていない難病であります。

医師や看護師でも認知度が低く、さらには患者会や支援団体も無いため、この難病に悩む患者数の実数も把握できていないのが実情であります。

「進行性化骨筋炎」は、筋肉が骨に変化し骨が身体の関節を固め、あらゆる部分の動きの自由を奪います。また、身体の変形に伴い、呼吸器官や内蔵への影響もある上に、病状の進行が速く、限度のない症状悪化に患者や家族は不安を抱えながら生活しています。

アメリカなどでは、当該疾患に係る研究がなされておりますが、日本ではまだ行われておりません。

つきましては、国において早期に「進行性化骨筋炎」を特定疾患調査研究対象事業の対象疾患に指定（難病指定）され、研究を進めると同時に一日も早く治療法の発見にご尽力を賜りますようお願いいたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

以上であります。

議長（菊地 進君） 次に、議員提出議案第6号について、趣旨の説明を求めます。12番木村吉雄君。

12番（木村吉雄君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第6号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

飲酒運転撲滅に関する決議

交通事故のない安全で安心して暮らせる社会の実現は、市民全ての切実な願いであるとともに、長年の課題でもある。

昨年5月22日、塩釜警察署管内において発生した、学校行事で道路横断中の高校生の尊い命を奪い、幸せな家庭を一瞬にして崩壊させた飲酒運転に起因した交通事故は、市民に大きな衝撃と深い悲しみをもたらした。

飲酒運転による交通事故は、危険運転致死傷罪の新設や飲酒運転の厳罰化等を背景に、全国的には減少傾向にあるものの、依然として悪質な飲酒運転による人身事故は後を絶たない状況である。

飲酒運転撲滅のためには、運転者の交通安全意識の向上はもとより、家庭や職場さらには地

域が一体となって、「飲酒運転は絶対にしない・させない」という強い意思を示すと同時に、飲酒運転の取締り、交通安全思想の普及・啓発等の施策を強化することが重要である。

よって、市当局に対し、関係機関・団体と連携のうえ、市民の交通安全意識高揚のための対策、飲酒運転等の悪質・危険運転者の根絶対策等の推進を強く要請するとともに、飲酒運転撲滅と交通事故のない安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けて不断の努力を払うことを決意する。

以上決議する。

以上であります。

議長（菊地 進君） これより議員提出議案第5号及び第6号の質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第5号及び第6号については、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、議員提出議案第5号及び第6号については、さよう取り計らうことに決しました。

採決いたします。

議員提出議案第5号及び第6号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第5号及び第6号については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第64号ないし第75号

議長（菊地 進君） 日程第7、議案第64号ないし第75号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました議案第64号から75号までにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第64号は公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例でございます。通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員災害補償法の一部が改正され、地方公務員法第38条第1項に規定する許可を受けて勤務する場合を含め、通勤の範囲を一つの通勤場所から他の通勤場所への移動等も含める通勤範囲の拡大並びに会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、有限会社法が廃止され、有限会社は会社法上の株式会社になるため、本条例に規定する有限会社の用語の削除を行おうとするものでございます。

次に、議案第65号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、議案第64号と同様に、通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴い、通勤の範囲を一つの通勤場所から他の勤務場所への移動等も含める通勤範囲の拡大並びに傷病補償年金等について、準用する根拠法条項の改正と、用語の整理を行うものでございます。

次は、議案第66号塩竈市市税条例の一部を改正する条例でございます。地方税法等の一部改正に伴い、地震保険料控除の創設、個人市民税所得割税率の均一化、市たばこ税率の引き上げ等の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第67号塩竈市保育所条例の一部を改正する条例でございますが、施設の老朽化等に伴う南部保育所の廃止及び保護者の労働時間の多様化に対応し、昼間に限定しておりました保育の実施基準の変更についての改正を行おうとするものでございます。

次は、議案第68号塩竈市集会所条例の一部を改正する条例でございます。集会所のうち、貞山通集会所、南町集会所、小松崎集会所、新富町集会所、杉の入2丁目集会所の5集会所について、町内会が指定管理者制度による管理運営ではなく、払い下げを希望したため、塩竈市集会所条例から同5集会所を削除し、用途を廃止する改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第69号塩竈市市税等滞納者に対する特別措置に関する条例でございますが、市税等の納税義務の履行における市民の公平性を確保するため、市税等を滞納しかつ納税について著しく誠実性を欠く方に対し、納税の促進及び滞納の防止を図ることを目的とし、市税等の滞納を確認した場合、本条例で定める11の行政サービスについては申請手を停止した上で、期

間内に当該市民等の方から、滞納している市税等の完納に関する手続、地方税法に定める徴収猶予の手続がなされない場合には、各行政サービスの規定により、不許可等の処分に至る特別措置を講ずるため、新たな条例の制定を行おうとするものでございます。

次は、議案第70号塩竈市漁港管理条例及び塩竈市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例でございます。平成15年の地方自治法の一部改正により、本年9月1日までに公の施設は直営による管理か、指定管理者による管理かを選択することになっております。今般、野々島漁港、寒風沢漁港、東塩釜駅東口及び西口の自転車等駐車場について、その管理を直営で行うための改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第71号塩竈市一般会計補正予算でございますが、歳入歳出それぞれ1,257万円を追加いたしまして、総額を173億757万円とするものでございます。歳出といたしましては、財団法人自治総合センターからの交付金を受けて行う袖野田町内会の行事用備品整備費に係る助成金といたしまして230万円、同じく市営大日向住宅3、4、5自治会の緑化推進事業に係る助成金といたしまして130万円、南部保育所の廃止に伴います解体工事等といたしまして850万円を、障害児通園施設ひまわり園の空調機器設置費といたしまして47万円を計上いたしております。これらの財源といたしましては、繰入金として850万円、諸収入として407万円を計上いたしております。

次に、議案第72号塩竈市水道事業会計補正予算でございますが、国庫補助内示増額に伴います老朽管更新事業の増額計上及び利子負担の軽減を図る公営企業債借りかえの活用に伴い、収益的支出から170万円を減額するとともに、資本的収入に8,060万2,000円を、また資本的支出に8,480万円を追加するものでございます。

次に、議案第73号塩竈市集会所の指定管理者の指定についてでございますが、本年2月第1回定例会におきまして、指定管理者制度を導入するため、塩竈市集会所条例の一部の改正をお認めいただきました。今般、当該集会所について指定管理者を指定するに当たり、地方自治法244条の2第6項の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、議案第74号宮城県市町村自治振興センターを組織する地方公共団体数の減少についてでございますが、宮城県市町村自治振興センターを組織する地方公共団体のうち、平成18年3月30日限りで、古川市、松山町、三本木町、鹿島台町、岩出山町、鳴子町、田尻町、気仙沼市、唐桑町が廃止され、平成18年3月31日から、大崎市及び気仙沼市が設置されましたが、今現在は市町村の合併の特例に関する法律第9条の3第1項により、合併後最長6カ月を経過す

るまでの間、引き続き合併した市町も同センターを組織するものとみなされております。

今般、地方自治法286条第1項の規定により、正式に合併した市町を新たに設置された市に改め、同センターを構成する地方公共団体の数を減少させる協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次は、議案第75号市道路線の認定及び変更についてでございます。開発行為及び玉中南側の教育財産の一部が道路として所管がえになったことに伴いまして、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により市道として認定及び変更しようとするものでございます。

以上、各号議案についてご説明を申し上げましたが、なお補足を必要とする部分につきましては、担当部長からそれぞれ説明をいたさせますので、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（菊地 進君） 阿部健康福祉部長。

健康福祉部長（阿部守雄君） それでは、私の方から議案第67号塩竈市保育所条例の一部を改正する条例の内容についてご説明いたします。

説明の関係上、資料番号9の市議会定例会議案資料の27ページ目をお開き願います。

左側には改正案、右側には現行条文を記載しております。

第2条には、保育所の名称及び位置を記載しておりますが、この3月末に、老朽化や耐震上の理由から、休所扱いにしておりました南部保育所を廃止することに伴いまして、名称等を削除し、「6カ所」から「5カ所」にするものでございます。

次に、第4条の保育の実施基準でございますが、労働の形態として昼間、昼間という言葉が使われておりますが、多様な就労形態に対応するために、本市では公立、市立すべての保育所で延長保育を実施している実態から見ますと、日の出から日没までを意味する昼間という時間的制限が実態にそぐわないという判断から、これを削除するものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（菊地 進君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） それでは、私からまず議案第69号塩竈市市税等滞納者に対する特別措置に関する条例の概要についてご説明申し上げます。

議会定例会議案の 5、18ページ、19ページをお開き願います。

まず、本条例は第1の目的に始まりまして、全部で8条の条文により構成されております。

第2条では、本条例上での用語の意味、市税等とは、納税義務者、滞納者、市民等でございます。

それから、第3条では特別措置の根拠及び行政サービスの対象。これは別表に示してございます。

第4条では、市税等の納付状況確認の根拠。

第5条ないし第7条におきましては特別措置の手続根拠をそれぞれ規定しておりまして、8条におきましては、施行に関する詳細規定の規則、委任条文を規定してございます。

また、条例附則につきまして、第1項で施行期日を本条例の公布日以降とし、第2項では納付状況を確認する市税等の適用月日を規定し、法規範の原則であります、いわゆる不利益不遡及を明確にしてございます。

第3項ないし第5項におきましては、本条例に基づきます関係条例の一括改正を行うための条例を規定し、第3項で財産条例、第4項ではいきいき企業支援条例、第5項では市営住宅条例について各条例において市税等に滞納がないことを要件とする旨を規定するための所要の改正を行っておるところでございます。

続きまして、資料 9の29ページ、30ページをお開き願います。

本資料は本条例の概要をお示ししたものでございまして、まず一つとしまして条例の目的、一つとして市税等の納税義務の履行における公平性の確保。それから市税等の徴収に対する市民の信頼の確保、それから3番目といたしまして、納税の促進及び滞納の防止を要約してございます。

2、3でございますが、第2条に規定しておりますいわゆる対象となる市税、税目を規定し、それから対象となる滞納者をそれぞれ規定してございます。

4番といたしましては、第3条第2項及び別表に規定いたします対象となる行政サービス、全11項目をお示ししてございます。

30ページでは、本条例に基づきます一連の手続について、それぞれフロー図で示してございます。まず、行政サービスに関する申請と受付の手続から始まりまして、申請書とあわせまして滞納がないことの証明書または納付確認のための同意書の提出をいただきまして、関係規則等を整備し、添付していただくことになっております。これに基づき、担当課において納付状況の確認を第4条の規定に基づいて行わせていただきます。ここで滞納がないことの確認がなされた場合につきましては、第5条に基づく行政サービスの提供を行いまして、滞納があった

場合、第6条の規定に基づいて手続の停止、申請者への通知をそれぞれ行わせていただきます。この通知を受けた日から2週間以内に納税や徴収猶予申請があり、再開の申し出がございましたら、第7条第1項及び2項に基づきまして申請手続を再開し、行政サービスの提供へと結びつけてまいりたいというふうに考えております。

この際に、納税にも至らず、また納税相談にも応じないようないわゆる不誠実な対応をとられた方々につきましては、行政サービスの不許可、不承認等の処分を残念ながら行う手続となります。

本条例の意図するところは、あくまでも行政サービスの制限ではなくて、納税を勧奨し、納税促進と滞納防止を図ることですので、手続に際しましては市民の方に納税についての理解が図られるよう最大限の努力を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、議案第71号平成18年度一般会計補正予算の概要についてご説明申し上げますので、同じく資料 9をご用意願います。

32ページ、お開きください。

まず、一般会計の補正後、予算額総括表でございますが、1,257万円を補正いたしまして、補正後の枠を173億757万円とするものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

35、36ページをお開き願います。

費目2の総務費で、360万円を計上しております。これは、コミュニティー助成金でございます。

費目3の民生費では、897万円を計上してございます。これは、南部保育所の解体等の工事費とひまわり園の空調機購入するための予算を計上したものでございます。

次に、歳入でございますが、33、34ページ、お開き願います。

費目18、繰入金として850万円。これは財政調整基金からの繰り入れでございます。

費目20の諸収入、407万円でございますが、その内訳はコミュニティー助成金と障害児通園施設助成金となっております。

以下、予算歳出性質別比較につきましては、37、38ページをご参照願います。

以上で補正予算の概要説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（菊地 進君） 棟形市民生活部長。

市民生活部長（棟形 均君） それでは、私の方から議案第73号塩竈市集会所の指定管理者の指定についてご説明申し上げたいと思います。

資料番号の 5 定例会議案、そして同じく資料 9 定例会の議案資料をご用意いただきたいと思ひます。

まず、資料 5 の22ページ、23ページをお開き願ひます。

本議案は、集会所の指定管理者を指定するに当たりまして、23ページ、右側の別紙に定めますとおり、施設の名称といたしまして、35の集会所、指定する団体といたしまして35の各管理運営委員会、そして22ページでございますように平成18年9月1日から平成21年8月31日までの3カ年間を指定期間として定める内容となっております。

次に、資料 9 の40ページをお開きいただきたいと思ひます。資料 9 の40ページです。

集会所の指定管理者指定の概要について、4項目ほどまとめてございます。まず、1番目の概要についてでございます。さきの2月定例会におきまして、集会所条例の一部を改正し、指定管理者制度を導入する旨の議決をいただきましたので、このたび現在管理を委託しております先ほどお示し申し上げました各集会所の管理運営委員会を指定管理者として指定するに当たりまして、改めて当委員会から申請書を提出していただき、この審査を所管部からなる選定委員会において選定作業を進めてきた内容について、流れを記載してございます。

2番目以降につきましては、具体的な内容について記載しておりますので、説明をさせていただきます。

まず、選定に至る経過についてでございますが、昨年3月、そして11月の2回にわたりまして、全管理運営委員会を対象に説明会を実施するとともに、今年2月の定例会上程に当たりまして、指定管理者を希望するか、あるいは払い下げをするかの意向の確認書を提出していただいている状況でございます。

今年3月指定管理者制度導入議案について議決をいただきましたので、4月に選定委員会を設けまして、同じく4月に改めて指定管理者を希望する35の管理運営委員会から、さきの意向確認書に基づきました申請書が提出されたものでございます。

管理運営委員会は、40カ所ありましたけれども、残り5カ所につきましては、先ほど市長の方からもご説明申し上げましたように払い下げの意思が示されましたので、別途関係議案の68号にありますように、今回払い下げに伴う用途廃止の議案を提案しているところでございます。

5月には、選定委員会の選定作業を行い、このたび指定管理者指定の議案を提出するという
ことになったものでございます。

3番目の審査の概要についてでございますが、指定に当たりましては集会所という施設の性
格でありますとか、あるいはその地縁性、こういったものを踏まえまして、非公募としてござ
います。選定委員会に当たりましては、先ほど申し上げました構成メンバーの中で、すべての
提出していただきました提出書類の確認を行うとともに、利用者の実態でありますとか、貸し
出しの状況、常勤の状況、収支の状況を中心に審査を行いました。集会所の生い立ちでありま
すとか、規模、あるいは実際の利用等により一部差異は認められましたけれども、適正な管理
運営が行われていたことから、指定管理者として妥当、適任と認められたところでございま
す。

4番目の今後につきましては、市と指定管理者との間で管理の協定を結びまして、9月1日
から指定管理者による管理に移行していくということになります。指定管理者移行に伴いまし
て、今後ますます地域コミュニティの充実につなげてまいりたいと思っておりますし、行政といた
しましても、協働という視点でこの充実に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願
いいたします。以上で私の説明を終わらせていただきます。

議長（菊地 進君） これより議案第64号ないし第75号の総括質疑に入ります。16番曾我ミヨ
君。

16番（曾我ミヨ君）（登壇） 日本共産党市議団を代表いたしまして、議案第66号、67号、69
号について総括質疑をいたします。

議案第66号は、塩竈市市税条例の一部を改正する条例についてであります。今回の改正
は、国の三位一体改革に伴う地方自治体にとっては、税源移譲される内容のものであり、実施
が平成19年度から実施するものを、今から改正しようというものだと考えております。

昨年度の税制改正による影響で、これまで住民税が約1万円だった方が、4万円の住民税と
なり、一挙に3万円も上がる事態になっています。税制改正の影響を受けて、なぜこんなに高
い税金になっているのか。暮らしていけないという強い不満の声も出されております。

今回、また市税条例の改正というのは、住宅ローンや地震保険などの一部の減税はあるもの
の、それ以外は、所得割の税率を200万円以下の場合、「100分の3」であったものが「100
分の6」に2倍になる一方、700万円以上が「100分の12」が「100分の6」の半分になるとい
うものであります。低所得者に重い負担となる改正となっている税制改正。さらに、定率減税

については18年度で半減になり、実質増税となって苦しんでいるのに、さらにこの定率減税を全廃する改正であります。

そこで、市長は、市民にとって増税となるこの税制改正について、どう受けとめているのか市長の見解をお伺いいたします。

議案第67号は、塩竈市保育所条例の一部を改正する条例で、具体的には南部保育所の廃止条例であります。南部保育所を3月31日で休止することに関して、2月の定例議会で市長は、南部保育所の耐震工事は、保育所を閉所しての大規模な工事になること。保育所施設が都市公園の中に存在していることなどから、休止して、18年度の早い段階で廃止手続をして解体していくと答弁してまいりました。

そこで、南部保育所は、東部保育所に次いで、塩竈市にとって2カ所目の保育所として昭和32年から開所され、50年もの長きにわたって働く親と、その子供たちの健全な発達のために尽してきた施設であります。学校校舎であれ保育所であれ、多くの人たちをはぐくんできた施設は、とりわけそこに携わった方々が多い分だけ、さまざまな思いが込められているものであります。市長は、塩竈市の保育所の先駆的な役割を担ってきた南部保育所をどういう思いで廃止してしまうのかお伺いしたいと思います。

さらに、南部保育所を休止することの方針から、25名の児童やその父兄は、保育所の先生がかわり、これまでと環境が全く違うところへ通園しなければならなくなるということは、それ自体が精神的負担は大きいものであり、その点での問題はなかったのか。その後どうなっているのかお伺いします。

施設解体後の敷地は、今後どのように活用するかについてもお伺いしておきます。

議案第69号市税など滞納者に対する特別措置に関する条例であります。これまで、市税滞納者に対するサービス制限について、制限しようとする項目が行革ニュース2号では13項目、4月25日の総務教育常任委員会資料のときは14項目、今回の6月定例議会には11項目としております。このころころと変わってきている理由について、まずお伺いします。

市税にかかわる対応は、地方税法に基づいて行われるのが基本であり、よって市税滞納についての対応も、この地方税法に基づいて対応されるべきものではないでしょうか。

市は、今回この地方税法以外に、さらに輪をかけるような市税滞納者に対する11項目のサービス制限を行おうとする条例を設置しようという提案であります。例えば競争入札参加登録では、既に入札参加の資格を定める基準で明記され、中小企業振興資金融資についても、規則

の中の条項で明記されているものではないかと考えます。

地方税法を初めそれぞれの基準や規則で既に定められているにもかかわらず、市税などの滞納者に対する特別措置の条例にした理由はなぜなのかお伺いします。

また、小規模工事など、契約者希望者登録制度がこの4月から実施され、市内の業者から大変な期待が持たれています。この制度ができて、これまでなかなか仕事がなく、税金も納められないでいる業者が、仕事をして税金を納められるようにすることが必要なのに、この条例はこういうことの意味をそぐものになるのではないかと思います。見解をお伺いします。

また、市営住宅入居申し込み制限をしようということですが、市営住宅の設置は、そもそも低所得者に対して低廉な住宅を供給しているものなのに、特別措置の条例は、公営住宅から締め出すものになるのではないかと。こういう方々は一体どこへ行けばいいというのか。まさに地方自治体のその姿勢が問われるのではないのでしょうか。制裁を加えるというやり方は、大きな問題だと考えますが、市長の見解をお伺いします。以上であります。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 曽我議員から3点にわたるご質問、いただきました。順次お答えをさせていただきますと思いますが、初めに市税条例の改正。市長はどのように感じたかということであります。

我々塩竈市職員一丸となりまして、最小の経費で最大の効果が発揮できるような組織体制を構築するというところで、今現在も取り組みを進めているところであります。そういった中で、国におきましては既に税制改正を行われております。所得減税の廃止でありますとか、あるいは三位一体改革に伴う所得税から住民税への転換等々、いろいろな改革が進められております。

議員ご質問の中には、所得税の一部を切り込んで、住民税へというような変更もございますので、トータルとしてそういうものを見た場合には、必ずしも市税の増加ということだけでは片づけられない問題もあるかと思いますが、いずれ全体として増税基調にあるということにつきましては、我々も大変憂慮いたしております。市民の方々にできるだけ最少の負担でということにつきまして、今後とも誠意を持って取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、南部保育所の閉所についてご質問いただきました。

ご案内のとおり、当施設、都市公園の中に所在した施設であります。昭和31年に開設されて

おりまして、その当時、南部地区を中心とする乳幼児、在宅世帯数が多い保育所の設置ということが地域住民の切なる願いであったというふうにお伺いをいたしておりますが、その後、市内に公立保育所が6カ所ございます。その他民間の保育所が5カ所ということで、平成17年度までは都合11カ所の保育所で子育て支援ということに取り組んできたわけでありましたが、南部保育所につきましては、さきの議会でもご説明させていただきましたとおり、残念ながら公立保育所全体として実施いたしました耐震診断調査結果が、大変憂慮される数字でございました。そういったことがあり、最終的には児童の安全性を最優先すべきではないかということで、17年度いっぱい閉所をさせていただきました。閉所式には私も出席させていただきましたが、多くの父兄の方々から、南部保育所に対して人数は小人数でありましたし、施設は老朽化いたしておりましたが、大変手づくりの保育を行っていただいたということでの感謝のお言葉をいただき、私も大変喜んで帰ってきたところであります。

そういった中で、先ほど申し上げましたように、17年度で廃止をしました影響についてということでございました。議員からご質問のとおり、36名の保育園児がおりましたが、就学児童が11名、残った方々が25名ございましたが、この方々につきましては、香津町町保育所初めの6カ所に分散をいたしました。香津町町保育所には16名の方々を収容いただきました。その後のケアといたしまして、転所した各保育所には、南部保育所で勤務していた保育士を配置することとしまして、できるだけ児童と保護者の不安定感を排除するような取り組みをさせていただいたところであります。また、民間保育所に行かれた方々とも連携を保ち、受け入れ体制等について配慮をお願いしたところであります。新年度に入って、転所した児童の状況を施設長会議等で確認をさせていただいておりますが、スムーズに新生活への移転がなされたことを確認させていただいたところであります。

跡地利用につきましては、今議会に南部保育所解体費を計上させていただいておりますが、予算をお認めいただき次第、老朽化した保育所の解体を行い、本来の目的でございます街区公園としての活用を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、市税滞納者に対する特別措置に関する条例について、何点かご質問いただきました。まず、数が変わったのではということでありましたが、さきの委員会等では、今までの審査経過として、こういったものについて特別措置を考えているということでご報告をさせていただきました。もともと制限を加えているということが趣旨ではないということは、先ほども担当部長からのご説明をさせていただきました。できる限りということで、私どもの方で精査い

たしました結果、今回ご提案申し上げている11カ所と。11件ということについて、特別措置を行わせていただくことといたしました。そもそも、こういったことに踏み切った理由であります。納税の義務の趣旨にかんがみ、市税の負担に関する公平性を図り、市民の市税徴収に対する信頼を確保すること。さらには納税促進、滞納の防止を図ることを目的に、市税を滞納しかつ納税に対して著しく誠実性を欠く場合に限り、一定の行政サービスの提供について特別措置を講じようとするものであるということにつきましては、先ほどご説明させていただいたとおりであります。

こういった滞納者に対する処分については、地方税法に基づく滞納処分によるべきではないかというようなお話をいただきました。地方税法に基づく滞納処分は、公権力を行使し、差し押さえや公売など、強制的、直接的に市民の財産の処分を行うものであることに対しまして、今回の特別措置は、その前段といたしましてサービスの利用申請の際に、市税等の納入状況を確認し、滞納がある場合には納税についてのご相談をいただき、計画的に納入していただくことにまずは結びつけていこうとするものでございます。

本条例の趣旨、目的は、さきにも述べましたとおり、納税の促進と滞納の防止を図ることにより、市税負担の公平性を確保することであり、行政サービスを制限することでサービス経費の削減を図るという目的ではないことを重ねて申し上げ、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、残余の部分につきましては、担当部長よりご答弁をいたさせます。よろしくお聞き取りをいただきたいと思っております。私からは以上でございます。

議長（菊地 進君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） 16番議員にお答えいたします。

まず、税制改正でございますが、これはことしの3月の通常国会で税法改正が国会を法案として通過してございます。本来であれば、それを受けまして専決処分ということがあったのでございますが、施行が来年度ということで極力議会の中で議案として提案したらいいということで、今回関連の条例案を改正させていただくということでございます。

それから、不利益処分の部分でございますが、特に既に融資制度なんかでは、納税証明を出すことが条件になっているのではないかとということですが、それぞれ個々の条例におきましては、許可、不許可の処分行為は含んでおりません。今回の条例は、あくまでも行政手続法によるところの処分行為でございますので、改めてその納税証明を出していただくということになったということでございます。

それから、市営住宅の関係でございますが、これにつきましては公の施設でございますので、利用に関しましては地方自治法の第244条の2項で、正当な理由がない限り住民が公の施設を利用することを拒んではならない。3項では、住民が利用することについて不当な差別的取り扱いをしてはならないとなっておりますが、平成8年、法律の一部改正の中で、当時の建設省の局長通達がございまして、入居者資格の最小限度の条件として国税、地方税を滞納していないことが条件だということを明確に通達を出されております。ですから、これは国民の当然義務ということでございますので、改めて明記したということでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。以上です。

議長（菊地 進君） これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各号議案につきましては、お手元にご配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、明13日から19日までを常任委員会並びに議会運営委員会を開催するため休会とし、6月20日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明13日から19日までを常任委員会並びに議会運営委員会を開催するため休会とし、6月20日に定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時25分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成18年6月12日

塩竈市議会議長 菊 地 進

塩竈市議会議員 吉 田 住 男

塩竈市議会議員 佐 藤 貞 夫

平成18年 6 月20日（火曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第2日目）第9号

議事日程 第2号

平成18年6月20日(火曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案第64号ないし第75号(各常任委員会委員長議案審査報告)

第3 請願第23号ないし第26号(各常任委員会委員長請願審査報告)

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第3

出席議員(23名)

1番	菊地進君	2番	田中徳寿君
3番	武田悦一君	4番	伊藤栄一君
5番	志子田吉晃君	7番	今野恭一君
8番	嶺岸淳一君	9番	浅野敏江君
10番	吉田住男君	11番	佐藤貞夫君
12番	木村吉雄君	13番	鹿野司君
14番	志賀直哉君	15番	香取嗣雄君
16番	曾我ミヨ君	17番	中川邦彦君
18番	小野絹子君	19番	吉川弘君
20番	伊勢由典君	21番	東海林京子君
22番	福島紀勝君	23番	伊藤博章君

欠席議員(1名)

6番 鈴木昭一君

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	助役	加藤慶教君
収入役	田中一夫君	総務部長	山本進君
市民生活部長	棟形均君	健康福祉部長	阿部守雄君

産 業 部 長	三 浦 一 泰 君	建 設 部 長	内 形 繁 夫 君
水 道 部 長	佐々木 栄 一 君	市立病院事務部長	佐 藤 雄 一 君
総 務 部 理 事 兼 政 策 調 整 監	小山田 幸 雄 君	総務部次長兼行財政改革推進専門監 兼 政 策 課 長	田 中 たえ子 君
総 務 部 次 長 兼 危 機 管 理 監	大 浦 満 君	市 民 生 活 部 次 長 兼 環 境 課 長	綿 晋 君
健 康 福 祉 部 次 長 兼 保 險 年 金 課 長	木 下 彰 君	産 業 部 次 長 兼 商 工 観 光 課 長	荒 川 和 浩 君
建 設 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	茂 庭 秀 久 君	水 道 部 次 長	大和田 功 次 君
市立病院事務部 次長兼業務課長	伊 藤 喜 昭 君	総務部 総 務 課 長	郷 古 正 夫 君
総務部 財 政 課 長	菅 原 靖 彦 君	水道部 総 務 課 長	尾 形 則 雄 君
総務部総務課長補佐 兼 総 務 係 長	佐 藤 信 彦 君	教育委員会 教 育 長	小 倉 和 憲 君
教育委員会 教 育 部 長	伊 賀 光 男 君	教育委員会 教 育 部 次 長	渡 辺 誠 一 郎 君
教育委員会教育部 総 務 課 長	小 山 浩 幸 君	選挙管理委員会 事 務 局 長	星 清 輝 君
監 査 委 員	高 橋 洋 一 君	監 査 事 務 局 長	丹 野 文 雄 君

事務局出席職員氏名

事 務 局 長	佐久間 明 君	事 務 局 次 長 兼 議 事 調 査 係 長	安 藤 英 治 君
議 事 調 査 係 主 査	戸 枝 幹 雄 君	議 事 調 査 係 主 査	斉 藤 隆 君

午後 1 時 開議

議長（菊地 進君） ただいまから 6 月定例会第 2 日目の会議を開きます。

本日欠席の通告がありましたのは、6 番鈴木昭一君の 1 名であります。

本日の議事日程は、日程第 2 号記載のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（菊地 進君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、12番木村吉雄君、13番鹿野 司君を指名いたします。

日程第 2 議案第 64 号ないし第 75 号（各常任委員会委員長議案審査報告）

議長（菊地 進君） 日程第 2、議案第 64 号ないし第 75 号を議題といたします。

去る 6 月 12 日の本会議において、各常任委員会に付託されておりました各号議案の審査の経過とその結果につきまして、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員会委員長の報告を求めます。

静粛をお願いします。

12 番木村吉雄君。

総務教育常任委員長（木村吉雄君）（登壇） 平成 18 年 6 月定例会、総務教育常任委員長の報告をいたします。

今期定例会において、総務教育常任委員会に付託されました関係議案について、6 月 15 日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

まず、議案第 64 号「公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例」については、通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員災害補償法の一部が改正され、地方公務員法第 38 条第 1 項に規定する許可を受けて勤務する場合を含め、通勤の範囲を一つの勤務場所から他の勤務場所への移動等も含める通勤範囲の拡大、並びに会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、有限会社法が廃止され、有限会社は会社法上の株式会社になるため、本条例に規定する「有限会社」の用語の削除を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」については、通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴い、通勤の範囲を一つの勤務場所から他の勤務場所への移動等も含める通勤範囲の拡大、並びに傷病補償年金等について準用する根拠法条項の改正と用語の整理等を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」については、地方税法等の一部改正に伴い、地震保険料控除の創設、個人市民税所得割税率の均一化、市たばこ税率の引き上げ等の改正を行おうとするものであり、質疑・討論・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 市税については、電話催告や臨戸徴収（戸別訪問）等も行いながら、収納対策に取り組んでいる状況にあるが、今後とも収納率のより一層の向上に向け、市民の納税意識の高揚や納税相談の充実を図られるとともに、総合的な収納対策の推進に努められたい。

次に、議案第69号「塩竈市市税等滞納者に対する特別措置に関する条例」については、市税等の納税義務の履行における市民の公平性を確保するため、市税等を滞納し、かつ納税について著しく誠実性を欠く方に対し、納税の促進及び滞納の防止を図ることを目的として、市税等の滞納を確認した場合、本条例で定める11の行政サービスについては、申請手続を停止した上で、期間内に当該市民等の方から、滞納している市税等の完納に関する手続、地方税法に定める徴収猶予の手続がなされない場合には、各行政サービスの規定により、不許可等の処分に至る特別措置を講ずるため、新たな条例の制定を行おうとするものであり、質疑・討論・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号「塩竈市漁港管理条例及び塩竈市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例」については、平成15年の地方自治法の一部改正により、本年9月1日までに、公の施設は直営による管理か指定管理者による管理かを選択することとなっております。今般、野々島漁港、寒風沢漁港、東塩釜駅東口及び西口の自転車等駐車場について、その管理を直営で行うための改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号「宮城県市町村自治振興センターを組織する地方公共団体数の減少について」は、宮城県市町村自治振興センターを組織する地方公共団体のうち、平成18年3月30日限りで、古川市、松山町、三本木町、鹿島台町、岩出山町、鳴子町、田尻町、気仙沼市、唐桑町が廃止され、平成18年3月31日から、大崎市及び気仙沼市が設置されているが、今現在は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の3第1項により、合併後最長6カ月を経過するまでの間、引き続き合併した市町も同センターを組織するものと見なされている。今般、地方自治法286条第1項の規定により、正式に合併した市町を新たに設置された市に改め、同センターを構成する地方公共団体の数を減少させる協議について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会で審査した案件の経過と結果の大要であります。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます、ご報告いたします。

総務教育常任委員長 木村吉雄

議長（菊地進君） 次に、民生常任委員会委員長の報告を求めます。2番田中徳寿君。

民生常任委員長（田中徳寿君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、民生常任委員会に付託されました関係議案について、6月16日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第67号「塩竈市保育所条例の一部を改正する条例」については、施設の老朽化等に伴う南部保育所の廃止及び保護者の労働時間の多様化に対応し、昼間に限定していた保育の実施基準の変更について改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号「塩竈市集会所条例の一部を改正する条例」については、集会所のうち、貞山通集会所、南町集会所、小松崎集会所、新富町集会所、杉の入二丁目集会所の5集会所について、町内会が指定管理者制度による管理運営ではなく払い下げを希望したため、塩竈市集会所条例から同5集会所を削除し、用途を廃する改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号「平成18年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において、袖野田町内会の行事用備品整備費に係るコミュニティ助成金、市営大日向住宅3・4・5自治会の

緑化推進事業にかかわるコミュニティ助成金、南部保育所解体工事費、障害児通園施設ひまわり園の空調機設備費が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 保育所の統廃合による南部保育所の廃止については、昨年度に実施された耐震診断調査において老朽化が著しく危険であるとの理由から、園児の安全を優先に考え実施されるものであるが、今後とも引き続き安心して子供を保育できる良好な環境の整備に取り組み、園児の健全な育成に努められたい。

また、南部保育所解体工事については、園舎解体及び整地等の工事を行うものであるが、その実施に当たっては、関係機関と十分協議を行いながら事故防止対策等に万全を期されたい。

次に、議案第73号「塩竈市集会所の指定管理者の指定」については、本市集会所について指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会で審査した案件の経過と結果の大要であります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

民生常任委員長 田中徳寿

議長（菊地進君） 次に、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。17番中川邦彦君。産業建設常任委員長（中川邦彦君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、産業建設常任委員会に付託されました関係議案について、6月14日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

議案第72号「平成18年度塩竈市水道事業会計補正予算」については、国庫補助内示増額に伴う老朽管更新事業の増額並びに利子負担の軽減を図る公営企業借換債の活用に伴い、収益的支出から170万円を減額するとともに、資本的収入に8,060万2,000円を、また資本的支出に8,480万円を追加するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 水道事業債における臨時特例措置借換債（高金利対策分）については、平成18年度の臨時特例措置として、一定以上の未償還企業債を有する場合、既往債の借りかえを行い、公債費負担の軽減を図るものである。

水道事業を取り巻く環境は、厳しさを増しているが、水道施設の整備拡充は不可欠なものとなっており、事業の健全経営を確保していく上からも、関係機関に対して今後も借換条件の一層の緩和並びに借換枠の拡大を求めていくとともに、現在は借りかえが行われていない政府債についても、借換債の創設について積極的に働きかけを行われたい。

次に、議案第75号「市道路線の認定及び変更について」は、開発行為及び玉川中学校南側の教育財産の一部が道路として所管換えになっていたことに伴い、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、市道として認定及び変更をしようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会で審査した案件の経過と結果の大要であります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

産業建設常任委員長 鈴木 昭 一

議長（菊地 進君） 以上で、各常任委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第66号及び第69号について討論の通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

まず、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。16番曾我ミヨ君。

16番（曾我ミヨ君） 日本共産党市議団を代表いたしまして、議案第66号及び69号について反対討論を行います。

議案第66号は、地方税法の一部が改正されたことに伴う塩竈市市税条例の一部を改正するという条例であります。

条例の改正では、3兆円の税源移譲を行うために所得税と個人住民税の税率を改正するものについては、所得税と個人住民税の合計額で見ればこれまでの負担総額が変わらないものであります。そのほかに地震保険や住宅ローンの関係もありますが、今回の条例改正での重要なこ

とは、市税条例第21条、個人の住民税の負担軽減にかかわる特例を廃止することが盛り込まれており、これによって、定率減税が廃止となるものであります。

この定率減税の廃止というのは、個人にとって増税となるもので、平成18年度に続いて、平成19年度はさらに負担がふえることになるものであります。そもそも定率減税は景気対策を目的に恒久減税として実施されたものであります。今、年金給付も減らされるなど、市全体としての市民所得は減っております。ましてや、景気がよくなっているなどという状況がない中で、税負担はふやされ、それだけでなく介護や医療などの負担もふえ、ますます暮らしにくくなっております。ところが、大企業が空前の利益を上げているにもかかわらず、この大企業の法人税減税はそのままであります。庶民だけに負担だけを強いる税制改正であり、この税制改正によって地方財政がよくなるものではないことを指摘し、反対するものであります。

既に6月18日付の河北新報に「税額10倍、なぜ高齢者に増税」の見出しで、ことし4月の税制改正に伴い、仙台の区役所に約3,000件に及ぶ苦情・疑問が殺到していたことが載っております。今、市民の間でも、これまで非課税だった方が3万8,000円の税金が取られるようになったとか、1万円だった方が4万円にもふえたなど、税金がふえて暮らしていけないという声があちこちでも出されています。

税金が高くなっている原因は、ことし4月からの公的年金控除、高齢者控除の廃止及び65歳以上に係る非課税措置の廃止、妻の均等割の非課税措置の廃止などに加え、定率減税が半減になったことによるものであります。今回、さらに定率減税が廃止になれば、市民の税負担はますますふえていくことは明らかであります。市民の立場に立ち、さらなる負担増となる塩竈市市税条例の一部改正に反対するものであります。

次に、議案第69号「市税等滞納者に対する特別措置に関する条例」であります。

市民税など滞納者に対する特別措置に関する条例設置は、市税など滞納者に対して公共のサービスを制限あるいは停止するものであります。この条例の目的について、当局は、滞納者に対して納税の促進及び滞納の防止を図るためであり、納税をしていただくためのものだと強調しております。

税の取り扱いはこれまで地方税に基づいて行われ、滞納者になった場合でも、地方税法第15条によって、納税の猶予など、法律に基づいて行われてきたものであります。ところが、今回の条例は法律以外に市が独自に市税などをその納付期限まで納付しない人を対象に11項目の行政サービスの手続を停止あるいはサービスを制限する措置をとるというものであります。納税

をしていただくためのものとは説明はしているものの、滞納者に対しては行政サービスを制限することですから、まさに制裁措置であり、到底認めることのできない条例であります。

しかも、行政サービスの制限を11項目掲げたことによって、内容が財産条例、いきいき企業支援条例、市営住宅の個別条例にも適用し制限するということでもあります。

市営住宅について言えば、公営住宅そのものは公営住宅法に基づいて実施され、塩竈市の市営住宅条例の設置目的第3条では、「住宅に困窮する低所得者などに低廉な家賃で住宅を賃貸し、または転貸することにより、市民生活の安定と社会福祉の増進を図るために設置する」と述べています。個々の生活において生活状況が大きく変わることはあり得ることであり、困窮したときにこそ公営住宅が求められ、行政はその場合に十分対応できるようにしていくべきであります。今回の公営住宅申し込みに制限を加えるということは、公営住宅法そのものを踏みにじり、憲法25条も踏みにじると言わざるを得ません。

また、いきいき企業条例を初め、中小企業などの業者の仕事に関する制限であります。中小企業などの業者の方々は、今、不況で仕事がない、あったとしても単価も切り下げられ赤字になるなど、大変な状況に置かれている。消費税課税対象が3,000万円から1,000万円になり、消費税が払えない事態に置かれている。「仕事があれば税金も払えるようになる。何とか仕事を」と叫ばれている中で、4月に小規模工事等登録制度がつくられ、業者から大変喜ばれ、また、期待もされています。業者にとって喜びもつかの間、今回の行政サービスの制限はこうした業者を励ますどころか、まさに制裁となるものであります。

前段で述べてまいりましたように、税制改正によって非課税限度額が引き下げられたり、税の負担がふえて大変になっています。税金にとって大事なことは、増税や制裁ではなく、庶民の懐を暖めるやり方が求められ、また、支払いに困っているときにこそ制裁措置ではなく、滞納者の状況を親身に相談に乗れるようにすることこそが求められるのではないのでしょうか。

以上の点から、今回の市税等滞納者に対する特別措置に関する条例に反対し、討論といたします。以上であります。ありがとうございます。（拍手）

議長（菊地 進君） 次に、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。5番志子田吉晃君。

5番（志子田吉晃君） ニュー市民クラブの志子田吉晃です。

議案第66号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」に賛成する会派を代表して、賛成討論を行います。

今回の条例改正の中身は、国の税制改正により地方税法が改正されたことに伴う改正であります。特に今回の改正は、地方分権の流れに沿った地方の自立を目的としたところの三位一体改革の柱である税源移譲を内容とした改正であります。総額3兆円に上る税源移譲の中で、今回の改正により塩竈市に移譲される税源は、所得譲与税として4億8,000万円になると試算されています。

この改正案に反対するということは、この4億8,000万円もの財源を失うということになります。日本一住みたいまち塩竈をつくろうとする今、塩竈市にとってこの4億8,000万円はぜひとも必要な税額と考えます。この基調な財源を無にするような、塩竈再生の財政政策的財源を一切考えていない無責任な反対会派の主張は、私には理解できません。この財源なしでどのようなまちづくりを考えていらっしゃるのか。また、この財源のかわりになる財源の確保をどうするのか。反対会派の市財政に対する考えが理解できないのであります。

なおかつ、今回の改正では、個々の納税者の負担増にならないように、住民税のみでなく、所得税の改正も行われています。それは税源の移譲前と移譲後の所得税プラス住民税の合計負担額が増額されないよう、税制度が工夫されていることです。例えば夫婦と子供2人の給与収入500万円の世帯では、税源移譲前の所得税が11万9,000円と住民税が7万6,000円で合計19万5,000円ですが、税源移譲後は所得税が5万9,500円に下がり、住民税が13万5,500円に上がりますが、合計は19万5,000円で同額となります。つまり、税源移譲による当市への所得譲与税4億8,000万円は当市にとって税の増収とはなりませんが、納税者への増額ではございません。国の取り分と地方の取り分の割合の変更だと言えます。このような税制度全体を見通した改正内容なのであります。

もちろん今回の改正は、国会での慎重な審議を経て全国同一の基準で改正されています。この条例改正に反対するということは、地方税法に反することであり、税制そのものを否定することになるのではないのでしょうか。私は法治国家日本では許されることではないと考えるところでございます。

以上、議案第66号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」に賛成すべきことを表明し、常識ある市民の皆様にご理解を賜り、討論とさせていただきます。

続いて、議案第69号「市税等納税者に対する特別措置に関する条例」に賛成する討論を行います。

まず、当議案に反対する会派の委員会での質疑内容を検討分析してみましたが、結局、反対

のための反対でしかないということが明らかになりました。そして、この特別措置に反対するという結果的な矛盾は、納税者に対しては地方税法に基づきいわゆる強制執行をすればいいのであり、サービスを制限するような特別措置を講ずる必要はないということになります。

そこで、当局のこの特別措置は最終的な強制手段の前段の救済措置としてサービス利用申請があった場合、市税等の納入状況を確認させていただき、納税の事実が判明した場合、納税の相談に応じようとするものであります。当局が何度も説明答弁しておりますように、本条例の趣旨・目的は納税の促進と滞納の防止であり、もって、市税負担の公平性の確保と納税に対する信頼の確保を図ろうとするものであります。

反対会派はその趣旨目的、さらに滞納の事実を正しくとらえない、一方的な論法で、仏教の八正道で言うところの正見と正思ができていないのではないのでしょうか。

次に、条例第1条で規定する「納税について著しく誠実性を欠く者」の解釈で何かと感情をあらわにされますが、当局の説明では、税務課納税推進室において、夜間・休日の徴収活動を積極的に行っているとのことであり、そして、何度も何度も訪問し、全額納入できなければ分割で納めていただくか、あるいはもう少し納入を待っていただくというような親切丁寧な納税相談に応じていることは反対会派の方々もお聞きしたはずで、それでも、相談が拒否され、何度訪問してもお会いすることができない方々には、残念ながら、行政サービス申請の際に納税状況を確認させていただき、その事実がある場合、別途納税の相談に入らせていただくものとされております。至極当然のことではないのでしょうか。

塩竈市の平成16年度決算時滞納の総額は6億3,000万円となっております。市税が落ち込み、地方交付税も減額される中で、いかにして住みよいまちづくりを初めとした福祉・教育行政を展開していくか、塩竈市の行財政環境は重大な局面に直面していると言えます。塩竈市では、市長を初めとした特別職だけでなく、職員の給与を平成14年、15年に続き、さらに平成18年、19年度の2カ年間も削減するなど、その財源確保に血の出るような努力をされているのであります。もちろん、我々議員も積極的にその削減に協力させていただくこととしております。このように、組織が一丸となって取り組んでいる行財政改革の一環としての今回の措置に対し、反対会派は小泉内閣の三位一体改革が悪いとの国会レベルでの反対論と国家否定論でもっては何らの解決にはならないのであります。

それでは、反対会派の皆様にお聞きしますが、まちづくりや、特に教育・福祉等の財源確保策としての対案を出していただきたい。何もかもが反対の主張からは何らの財源も生み出され

ないことは明らかであります。反対会派にお聞きします。財源をどこに求めるか。その答えが、その代案が示されたことは、少なくともこの3年間一度もなく、そして、反対のための無責任な反対論のみとなっております。

なお、我々日本国民には日本国憲法第30条で納税の義務が定められております。確かに、行政サービスは国民が等しく受ける権利を有することは、憲法や地方自治法第10条でも明確に定められております。しかし、この権利もすべてが絶対的な保障ではなく、常に権利と責任とが、権利と義務とが一体的に付与されていることは今さら申すまでもありません。権利のみを主張し、義務を果たさない国家は、民主的な自由国家ではありません。

さらに、宮城県内の自治体ではタイヤロックや自家用車の差し押さえ等、納税の推進に関する方策が検討、実施されてきております。地方自治体の自主・自立がこれからの地方行政の基本的なテーマとなってきたり、これまでのような放漫経営、甘い行税では破綻してしまします。その結果は、市民生活に重大な影響が出てしまいます。そうならないためにも限りある財源、特にカウントされながらも現実的に歳入として入ってこない市税に対しては、あらゆる手段を講じながら確保すべきことは地方自治体の当然の責任であると思います。もちろん、滞納されている方々にもいろいろな事情もあることから、これまで以上に市民の身になって相談に乗っていただくことを要望してまいりたいと思います。

次に、反対会派共産党は冷え切っている地元建設業界に配慮され、その特別措置の中の一つである競争入札参加登録をとらえ、余りにも酷ではないかとのごとき主張をされますが、これは厳しい業界環境と納税制度とを混同させる反対派一流の論理のすりかえの何者でもありません。全く違う次元の問題であります。

最後に、共産党は議案第66号、69号と歳入にかかわる条例案のすべてに反対されました。振り返りますと、たしか平成18年度の当初予算に反対されておりましたが、今回は各委員会で補正予算には賛成されました。自己矛盾ではありませんか。今回の補正予算にも反対される方が一貫性があり、市民には理解できると思います。一步譲って補正予算の中に南部保育所の解体等工事費、地域コミュニティ整備ひまわり保育園の空調設備費の予算があります。さて、その財源はどうするのですか。すべてを反対するという事は、これらの施策にも反対することになるのではないのでしょうか。したがって、我々は当初予算の討論の中で、すべて反対するという事は、反対会派が積極的に要望されている福祉・教育予算にもすべて反対することになるので、地方自治法に基づき修正予算を提案するのが議会人としての責任ある行動であると申し

上げてきたはずであります。今回のように、反対した当初予算の補正を賛成するという、木に竹を接ぐような態度表明、党利党略的な邪見になるのではないのでしょうか。

以上6点ほど論点を述べさせていただきましたが、議員の皆様方には責任ある態度を表明され、また、良識ある市民の皆様方にご理解を賜りますようお願いいたしまして、議案第69号の賛成討論とさせていただきます。

議長（菊地 進君） 以上で通告による討論は終了いたしました。

採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、議案第64号及び第65号、第67号及び第68号、第70号ないし第75号についてお諮りいたします。

議案第64号及び第65号、第67号及び第68号、第70号ないし第75号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立全員であります。よって、議案第64号及び第65号、第67号及び第68号、第70号ないし第75号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号及び第69号についてお諮りいたします。

議案第66号及び第69号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立多数であります。よって、議案第66号及び第69号については、原案のとおり可決されました。

日程第3 請願第23号ないし第26号（各常任委員会委員長議案審査報告）

議長（菊地 進君） 日程第3、請願第23号ないし第26号を議題といたします。

平成18年2月定例会において、民生常任委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました請願第23号並びに総務教育常任委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました請願第24号、今定例会において総務教育常任委員会に付託されておりました請願第25号並びに産業建設常任委員会に付託されておりました請願第26号の審査の経過とその結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。12番木村吉雄君。

総務教育常任委員長（木村吉雄君）（登壇） ご報告いたします。

2月定例会において、総務教育常任委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました請願第24号並びに今定例会において付託されました請願第25号については、6月15日に委員会を開催し、紹介議員及び市当局関係者の出席を求め、その所見を聴取して慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、請願第24号「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する請願については、5月に公共サービス改革法並びに行政改革推進法等の関連法案が可決成立している状況を踏まえながら、今後の公共サービスの提供のあり方について総合的に検討を行いました。質疑・採決の結果、不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第25号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出に関する請願」については、今後の国の動きを見きわめながら、時間をかけて慎重に審査すべきとの意見が大勢を占め、採決の結果、閉会中の継続審査の取り扱いにすべきものと決しました。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます、ご報告といたします。

総務教育常任委員長 木村吉雄

議長（菊地進君） 次に、民生常任委員長の報告を求めます。2番田中徳寿君。

民生常任委員長（田中徳寿君）（登壇） ご報告いたします。

2月定例会において、民生常任委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました請願第23号「患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかれる医療」を求める意見書の提出についての請願」については、6月16日に委員会を開催し、紹介議員及び市当局関係者の出席を求め、その所見を聴取して慎重に審査を行った次第であります。今後、国の動きを見きわめながら、時間をかけて慎重に審査すべきとの意見が大勢を占め、採決の結果、閉会中の継続審査の取り扱いにすべきものと決しました。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます、ご報告といたします。

民生常任委員長 田中徳寿

議長（菊地進君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。17番中川邦彦君。

産業建設常任委員長（中川邦彦君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、産業建設常任委員会に付託されました請願第26号「国に最低賃金制度の改正を求める意見書採択に関する請願」については、6月14日に委員会を開催し、紹介議員

並びに市当局関係者の出席を求め、その所見を聴取して審査を行った次第ですが、最低賃金制度のあり方などについて、今後さらに調査・研究を深めながら、時間をかけて慎重に審査すべきとの意見が大勢を占め、採決の結果、閉会中の継続審査の取り扱いにすべきものと決しました。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げ、ご報告といたします。

産業建設常任委員長 鈴木 昭 一

議長（菊地 進君） 以上で、各常任委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

請願第24号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。20番伊勢由典君。

20番（伊勢由典君） 「公共サービスの安易な民間開放を行わず、充実を求める意見書提出に関する請願」について、日本共産党市議団を代表して賛成討論を行います。

小泉内閣は、行政改革関連5法を5月20日と26日、衆参の本会議で自民党・公明党の賛成多数で可決いたしました。

第1に、法案で提出された公共サービス改革法は、市場化テストと称して、市町村の窓口業務を企業が行えるとした法制化であります。例えば国民年金徴収、戸籍謄本・住民票発行などを対象にして、大手民間企業の提案を受け、毎年政府が公共サービス改革基本方針化し、民間企業に任せるというものであります。

この市場化テストによるモデル事業は、昨年10月に東京都足立区、愛知県名古屋市熱田区、大阪府大阪市平野区、青森県弘前市、宮崎県宮崎市で行われました。足立区では、落札でエー・シー・エスという債権管理機構株式会社が受注いたしました。当然この会社に社会保険庁から、年金加入名簿が渡されております。国は守秘義務を課すとはいうものの、この業務の9割はアルバイト・派遣・契約社員と言われており、短期間の雇用による社員の取り扱いの手違いやミスで市民の個人情報が流出するのは重大であります。最近、仙台市では民間に委託した税徴収リスト6万人が流出するなどの事件も起きております。公務の仕事を民間の仕事にするものが市場化テストであり、個人情報保護が果たして守られるのかといった問題点を含んでお

ります。

第2の問題点は、政府系金融改革法で、政府系金融機関、商工組合中央金庫、日本政策投資銀行の民営化、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫など五つの金融機関の統合、公営企業金融公庫の廃止を法制化いたしました。日銀が6月8日発表した都市銀行などの大手の中小企業に対する貸出資金動向によると、平成13年270兆円から平成18年5月の時点で205兆円と、小泉内閣発足当時と比べ、この4年間で65兆円も減少しております。依然として貸しはがし、貸し渋り、高金利の貸し出しなどが行われ、中小企業は窮地に追いやられております。経済産業省の2004年中小企業白書でも、中小企業は借り入れ困難と分析いたしました。

政府系の金融機関の貸出残高を見ると、中小企業金融公庫は7兆5,000億円、国民生活金融公庫は9兆5,000億円、国民生活金融公庫の融資先は129万の中小企業であり、3割にも当たり、政府系金融機関は中小企業の経営にとって命綱であり、セーフティーネットであります。したがって、昨年11月、日本商工会議所など中小企業関連4団体は二階俊博経済産業大臣に政府系金融公庫の維持強化を要望しておりました。

ところが、この法案によって、中小企業金融公庫の民営化と統合を進め、貸し出しも2008年度、半分に縮小し、中小企業金融公庫の運転資金など、いわゆる一般貸し付けの廃止など、重大な問題を抱えたままの法制化であります。

第3は、行政改革推進法であります。国家公務員を5年間で5%削減、地方公務員4.6%以上純減するという内容であります。

国家公務員の果たしている役割は国民の安全でも仕事を行っております。違法なサービス残業を調査する労働基準監督官は、全国72万民間事業所に対し2,893人。大手企業の下請監視をする下請代金監査監は、わずか56人で仕事を行っております。今回の法制化でさらに削減を進めるとした内容であります。

地方公務員は住民の暮らしにとって大切な福祉・教育・安全を守る仕事を行っております。子供さんを預かる仕事である保育士の仕事は、現行の配置基準ではゼロ歳児は児童3人に保育士1人、1歳児、2歳児は児童6人に1人ありますが、この配置基準を引き下げるものとなっております。これでは、子供の保育の安全は守れません。30人学級や少人数学級を望む声は国民的な要望となりつつあります。文科省は小学校1年生で35人を可能とする第8次職員定数計画を立案いたしました。しかし、行革関連法のため、小坂憲次文部科学大臣は見送りました。こうした点でも、行革5法は国民の要望を踏みつづいたのであります。また、火事するとき

にいち早くかけつける消防士も現状では国基準の75%の配置であり、こうした点で、配置基準の引き下げは、国民の安全は果たせません。

国の行政改革をいうのなら、国の進めている大型公共事業、防衛庁、施設庁などの談合や、高級官僚の天下りにメスを入れることが国民の望む真の行政改革であります。小さな政府で最小の経費で最大の効果といった議論もあります。しかし、今国会では、中馬弘毅行政改革担当大臣も、国際的に見て公務員の数は人口1,000人に対し、フランス96人、アメリカ80人、イギリス73人、日本35人で、海外と比較すると以前から小さな政府と答弁しております。社会保障も先進国の中で政府支出はGDP費で、フランス53%、日本は38%で、2005年度経済白書も小さな政府と認めております。

では、なぜ、この行革関連法が出たかといえば、要求は大手財界であります。公共サービスを市場化する。つまり規制緩和の持ち込みによる法制化であります。

本請願に対しての総務教育常任委員会では継続審査となりました。請願継続は全員が賛成しており、当然6月議会までの期間に審査し、請願に対する議会の結論を明らかにすべきではなかったでしょうか。そのことを一言申し上げまして、請願に対する賛成討論といたします。

ご清聴のほど大変ありがとうございました。（拍手）

議長（菊地 進君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割して行います。

請願第23号について採決いたします。

請願第23号は、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立多数であります。よって、請願第23号については、委員長報告のとおり決しました。

次に、請願第24号について採決いたします。

委員長報告は不採択であります。したがって、採決は本請願を採択することについてお諮りいたします。

請願第24号については、採択と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立少数であります。よって、請願第24号については、不採択と決しました。

次に、請願第25号及び第26号について採決いたします。

請願第25号及び第26号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立全員であります。よって、請願第25号及び第26号については、委員長報告のとおり決しました。

お諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、明21日に定刻再開いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明21日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時05分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成18年6月20日

塩竈市議会議長 菊 地 進

塩竈市議会議員 木 村 吉 雄

塩竈市議会議員 鹿 野 司

平成18年 6 月21日（水曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 3 日目）第10号

議事日程 第3号

平成18年6月21日(水曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第2

出席議員(22名)

1番	菊地進君	2番	田中徳寿君
3番	武田悦一君	4番	伊藤栄一君
5番	志子田吉晃君	7番	今野恭一君
8番	嶺岸淳一君	9番	浅野敏江君
10番	吉田住男君	11番	佐藤貞夫君
12番	木村吉雄君	13番	鹿野司君
14番	志賀直哉君	15番	香取嗣雄君
16番	曾我ミヨ君	17番	中川邦彦君
18番	小野絹子君	19番	吉川弘君
20番	伊勢由典君	21番	東海林京子君
22番	福島紀勝君	23番	伊藤博章君

欠席議員(1名)

6番 鈴木昭一君

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	助役	加藤慶教君
収入役	田中一夫君	総務部長	山本進君
市民生活部長	棟形均君	健康福祉部長	阿部守雄君
産業部長	三浦一泰君	建設部長	内形繁夫君

水道部長	佐々木 栄一 君	市立病院長	伊藤 喜和 君
市立病院事務部長	佐藤 雄一 君	総務部理事 兼政策調整監	小山田 幸雄 君
総務部次長兼財政改革推進専門監 兼政策課長	田中 たえ子 君	総務部次長 兼危機管理監	大浦 満 君
市民生活部次長 兼環境課長	綿 晋 君	健康福祉部次長 兼保険年金課長	木下 彰 君
産業部次長 兼商工観光課長	荒川 和浩 君	建設部次長 兼都市計画課長	茂庭 秀久 君
水道部次長	大和田 功次 君	市立病院事務部 次長兼業務課長	伊藤 喜昭 君
総務部 総務課長	郷古 正夫 君	総務部 財政課長	菅原 靖彦 君
水道部 総務課長	尾形 則雄 君	総務部総務課 総務係主査	大山 貴之 君
総務部総務課 総務係主査	伊藤 勲 君	教育委員会 教育長	小倉 和憲 君
教育委員会 教育部長	伊賀 光男 君	教育委員会 教育部次長	渡辺 誠一郎 君
教育委員会教育部 総務課長	小山 浩幸 君	選挙管理委員会 事務局長	星 清輝 君
監査委員	高橋 洋一 君	監査事務局長	丹野 文雄 君

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間 明 君	事務局次長兼 議事調査係長	安藤 英治 君
議事調査係主査	戸枝 幹雄 君	議事調査係主査	斉藤 隆 君

午後 1 時 開議

議長（菊地 進君） ただいまから 6 月定例会 3 日目の会議を開きます。

本日欠席の通告がありましたのは、6 番鈴木昭一君の 1 名であります。また、7 番今野恭一君より遅参する旨の通告がありましたので、ご報告いたします。

本日の議事日程は、日程第 3 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（菊地 進君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、15 番香取嗣雄君、16 番曾我ミヨ君を指名いたします。

日程第 2 一般質問

議長（菊地 進君） 日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。9 番浅野敏江君。

9 番（浅野敏江君）（登壇） 平成 18 年 6 月の定例会におきまして、公明党を代表して一般質問させていただきます浅野敏江です。

市長初めご当局の誠意あるご答弁をよろしく願いいたします。

質問の第 1 点は、少子化対策についてであります。

6 月 1 日、厚生労働省がまとめた 2005 年の人口動態統計が発表されました。それによりますと、日本人女性 1 人が一生に産む子供の平均数に当たる合計特殊出生率が、過去最低だった前年を 0.04 ポイント下回る 1.25 となり、5 年連続低下傾向に歯どめがかからないことがわかりました。また、翌 2 日に発表された宮城県内の 2005 年人口動態統計によりますと、出生数は 1 万 9,332 人となり 2 万人を割りました。合計特殊出生率も 1.19 と、初めて 1.20 を下回り、全国順位は前年より 1 ランク落とした 39 位と極めて厳しい現実が提示されました。さらに、県内における出生率の最高は旧古川市で 10.81、多賀城市は 10.71、本市においては県内 13 市中最下位の 6.39 という残念な結果になっています。

我が党は、昨年夏より県内において少子化対策のためのアンケート調査を初め企業内保育の視察、育児真っ最中のお母さんたちからの聞き取り調査、坂口元厚生労働大臣や猪口少子化特

命大臣を迎えてのシンポジウムなどを開催し、あらゆる角度から少子化対策を図ってまいりました。その結果、行政・企業・地域が一体となり、育児支援の環境を早急に整備することが不可欠との認識を確認いたしました。

そこでお伺いいたします。育児支援とは、決して子供が生まれてからだけではなく、子供を産み育てやすい環境づくりが第一かと考えますが、市長のご見解をお伺いいたします。

公明党は、昨年3月に発表した緊急提言「チャイルドファースト社会を目指して」の中で、妊婦バッジの普及を提言しました。さらに、松あきら参議院議員が国会質問で、だれが見てもわかるように全国統一の企画のマタニティマークをつくって普及を進めるよう訴え、ことし3月10日、厚生労働省は妊婦に優しい環境づくりのためのマタニティマークを1,600の応募の中から恩賜財団母子愛育会埼玉県支部のデザインを最優秀作品として選定し、全国統一マークに決定しました。マタニティマークは妊婦が身につけたり、ポスターなどで提示して妊婦への配慮を呼びかけるものです。

子育ての原点は大切な未来の宝物を授かっている妊婦さんです。特に見た目は妊婦とわかりにくい妊娠初期ほど妊婦さんにとって大事な時期です。体のだるさ、体調不良など本人でなければわからない状態が数カ月続きます。特に満員電車やバスで押される、近くでたばこを吸われると大変だなどという苦痛を訴える妊婦さんにこたえるためにも、一目で妊婦とわかるよう全国共通のマークが決められました。

本市におきましても、このマタニティマークを活用し、妊産婦に優しい環境をつくるお考えはないのでしょうか、市長のご見解をお伺いいたします。

次に、商店・企業の協賛による子育て支援についてお伺いいたします。

子育て支援のアンケートによりましても、一番の悩みは経済負担が大きいことです。今日、出産費用は約50万円近くかかるそうです。その意味でも、ことしの10月から出産一時金が35万円に引き上がるとの政府の決定は、出産を控える家庭にとって大変喜ばしいことだと思います。これまで行政としても児童手当の支給、乳幼児医療の助成や、また、宮城県におきましてもソフト面で「どこでもパスポート」などの支援をいただいております。

そこで、お伺いいたします。最近、全国に地域の商店や企業の協賛を得て、子育て家庭の負担を軽減しようと、買い物や施設を利用する際に料金割引、特典などが受けられるサービスを提供する自治体がふえております。

一例を申し上げます、奈良県では社会全体で子育てを支援しようと、県内の企業などの参加

を募り、「なら子育て応援団事業」を昨年8月、全国に先駆けてスタートいたしました。その仕組みは県が支援する「なら子育て応援団」が、子育てを応援する企業や店舗などを応援団員と認定しステッカーなどを公布、市町村は申請のあった18歳未満の子供が3人以上いる家庭にカードを公布する。利用者はそれを加盟店で提示することによって、商品の割引や特典などのサービスが受けられるというものです。例えば美容室での10%引きや飲食代の20%引き、遊園地入園無料、定期預金の利率引き上げなど、具体的なサービスが喜ばれているとのこと。

そのほか、島根県では妊娠中、18歳未満の子供がいる世帯を対象に、「しまね子供応援パスポート事業」を展開。中身は奈良県同様、協賛店舗が設定したサービスを受けられる仕組みですが、もう1点すぐれているのは、子育て応援に登録している団体の中から、優秀な団体を毎年表彰し、相乗効果を図っている点です。

子育て家庭を応援することにより、まちの活性化にもつながるのではないのでしょうか。子育て支援の導入について、市長の見解をお伺いしたいと思います。

質問の第2点は、子供の安全対策です。

近年、子供をねらった凶悪な犯罪は大都市のみならず、地方都市や山村でも日常的に発生し、我が国における治安の悪化は極めて憂慮すべき状況にあります。警視庁の調べによりますと、全国の学校等で起きた犯罪は、平成15年で凶悪犯が99件、侵入等が8,446件、住居侵入が2,660件となっており、特に凶悪犯については平成8年の2倍になっています。さらには、15歳未満の小中学生の略取誘拐事件は、平成15年1月1日から同年10月15日まで発生した件数は126件、そのうち57件が通学路上で発生しているとのこと。

本市におきましても、これまで子供安全パトロールのパネルを公用車を初め、各校のPTAの方の車などに張っていただき防犯に努めていただいております。また、ことしも新学期から子供安全地域サポーターの皆様にご協力いただいております。

2月の定例会で私は子供みずから危険を予知して危険を回避することが大切ではないかと質問させていただきました。通学路におきましても子供たちの目から見た危険な場所、下校時怖いと思える暗い通路など、子供と一緒に歩いて総合的な点検をし、一部の学校のみならず、市内の全小中学校で通学路安全マップを作成し、PTA、教育委員会、防災課、警察、消防等々と認識を共通することが大切ではないでしょうか。

そこで、本市における安全対策として、明るいまちづくりの推進について具体的にお聞きします。2月定例会におきましても、香取議員からご質問があったスーパー防犯灯ですが、先

日、新聞報道によりますと、大崎市にこのスーパー防犯灯の設置予定が決まったとのことですが、警視庁予算では、緊急通報ボタンを押すとインターホンで警察官と通話ができるスーパー防犯灯や通学路に設置する子供緊急通報装置の整備拡充に約6億円の予算を盛り込んだとのことですが、設置条件は人口の多いところ、犯罪の発生の高いところとなっていると思われませんが、本市にスーパー防犯灯が設置される協議は行われているのでしょうか。現在、本市における防犯対策をお教えてください。

以前も取り上げましたが、例えば西塩釜駅の錦町側における安全対策はどのようになっていますでしょうか。この一帯は日中でも人通りが少なく、駅と民家の間に駐車場があり、通学路になっている道路の行きあたりは墓地にもなっております。特に夜は明るい照明が必要ではないでしょうか。犯罪社会学によりますと、だれかに見られていると思えば犯罪を起こしにくくなるということです。反対に人目につきにくい場所が多いほど、犯罪や非行が起きやすいとも言われております。この西塩釜駅の一帯は市民の方から子供の下校時や夜、駅をおりてから国道45号線までの道のりが不安だとの声も聞こえております。このほかにも新浜町にある市民プールと加工団地の入り口の交差点付近もかなりの暗さで、住民から早期の安全対策を求められております。

子供や市民を犯罪から守り、安全で安心な市民生活のためにも明るいまちづくりの推進が急務かと思われませんが、市長のお考えをお聞かせください。

同じく子供安全対策の一環として「ANSINメール」の導入についてお聞きいたします。

「ANSINメール」とは、子供の安全にかかわる確実な情報を希望者の携帯電話及びご家庭にあるパソコンに電子メールで一斉に配信し、子供たちの安全監視と見守り体制の強化を図ることを目的に、大阪池田市と携帯電話会社が共同開発して平成16年より運用しているシステムです。これはまだ記憶に新しい大阪池田市の池田付属小学校における児童殺傷事件を教訓に、犯罪防止への取り組みにより一層充実させるべく「10万市民すべてが安全の守り人」という安全構想のもと、必要な情報を共有できる目的で始められました。

配信情報については警察・学校・消防などより送られた不審者情報や子供に被害の及ぶおそれのあるものなど、子供の安全にかかわる内容であり、入手した情報を事実確認とプライバシー確保作業を行った後に事前に登録しているメールアドレスに配信する。対象者は市内の小中学校・幼稚園・保育所の職員を初め生徒・児童の保護者、一般市民など、メール配信を希望する人となっております。一斉配信により、市民が情報を共有することによる犯罪の抑止力にも

つながります。

システムを導入した効果は地域でも安全意識の高揚が高まった。また、市民と関係団体との協議、連携が進展した。または、迅速な対応で容疑者が逮捕された。犯罪の抑止力が高まった等々、高く評価されております。「ANSINメール」システム導入についての市長のお考えをお伺いいたします。

最後に、文化・芸術活動とノーマライゼーションについてお伺いいたします。

本年1月、4回にわたり教育委員会、生涯学習課、福祉事務所、また、図書館などのご協力、協賛を得て、県民大学校の事業として図書館の制作室で障害のある人もない人も一緒にアクリル絵の制作や粘土制作を楽しむワークショップが開催されました。参加された方は市内、市外から4回で延べ30人を超え、4回全部参加された方もおりました。作品をつくるという共通の作業を通し、障害の有無にかかわらず、参加者は互いの作品に感心し親睦を深め、いつしか同じ社会人として楽しい時を過ごすことができました。

このように文化・芸術を通して、障害のある人もない人もお互いに尊敬し合える社会をつくり出せる環境の整備も大切かと思われまます。例えば、浦戸諸島の自然の中で前段申し上げました障害のある人も、ない人も一緒に絵を書いたり、流木で作品をつくったりできるワークショップのようなものはできないでしょうか。

市長のお考えをお伺いいたしまして、私の1回目の質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま浅野議員から3点についてご質問いただきました。

初めに、少子化対策でございます。

合計特殊出生率の低下に歯どめがかからず、この地域につきましても少子化対策、喫緊の課題であるというふうに理解をいたしております。そういった中での塩竈らしい育児支援の考え方はというご質問でございました。これまでもさまざまな取り組みを深めさせていただきました。保育所の時間延長でありますとか、あるいは受け入れ体制の強化、さらには子育て支援室でありますとかといったようなことを「のびのび塩竈っ子プラン」の中で取り組みを深めさせていただいているところでありますが、やはりこのような問題につきましても、地域全体が子育てを支援していくという体制づくりが一番肝要ではないかなというふうに私は考えております。

そういった中で、議員から少子化対策としてのマタニティマークの活用についてというご質問をいただきました。国の健やか親子21推進検討会議で、平成18年3月に決定されましたマタニティマークは、妊産婦の方々が公共施設や公共交通機関を利用する際、身につけることによって、周囲の方々の妊産婦への配慮を促しますとともに、公共交通機関や職場、飲食店、その他の公共施設等がポスターなどを掲示し、広く啓蒙することによりまして、妊産婦に優しい環境づくりを推進するものでございます。国におきましては、既に厚生労働省を初めとし、国土交通省、経済産業省などの関係省庁及び地方公共団体を通して普及の取り組みに着手しているところでございます。

本市におきましてもマタニティマークを広くPRしていくため、広報紙、具体的には7月号でございますが、「マタニティマークをご存じですか」という記事を掲載させていただきましたほか、ホームページでの紹介、各種施設でのポスター掲示を進め、マークをつけた女性を見かけましたら、電車やバスで席を譲るとか、その女性の近くで喫煙を控えていただくなど、妊産婦に優しい環境づくりを喚起してまいります。

また、妊産婦の方がこのマークを身につけやすいよう、本市独自に子育て支援センターで手づくりいたしましたストラップを6月12日から母子手帳交付の際にあわせて配布をいたしておりますとともに、各子育て支援センターでも配布するなど、マタニティマークの普及活用を促進してまいります。

議長からお許しをいただいておりますので、そもそもマタニティマークは、ということでございますので、若干PRをさせていただきますが、こういうマークでございます。これが国が今全体として取り組んでおりますものでございます。塩竈市におきましては、母子手帳を交付する際にこのストラップを妊産婦の方々にお渡しさせていただいております、これをつけた方を見受けられましたら、市民の方々から「何かお手伝いすることはございませんか」というような声をかけていただけるような地域社会にしていきたいと思いますところでございます。

次に、少子化対策の一環といたしまして、商店・企業の特別割引等というようなお話をいただきました。

まず、子供さんを連れてこの市内の商店街に安心して買い物に行っていただけるような環境づくりも非常に大切ではないかなというふうに考えております。これまで、例えば道路のバリアフリー化でありますとか、海岸通のトイレ整備等につきましては、ハートビル法であります

とか、県のだれもが住みよい福祉のまちづくり条例に基づき、子連れや乳母車などを利用の方々も安心して買い物ができるような環境整備に取り組んでまいったところでございます。

また、民間の事業者におかれましても、ハートビル法に基づいた商業施設を整備していただき、だれもが安心して買い物ができるやすい環境づくりになお一層努めているところでありますが、本市といたしましても、例えば、今後整備が計画されております海辺の賑わい地区におきましても、この趣旨に合致したサインや歩行者専用道路などの構造について、いろいろご意見をいただきながら整備に取り組みを始めたところでございます。

子供向けのサービス提供、具体的には割引等というようなお話でございましたが、今現在、本市で取り組んでおります事例を若干紹介させていただければと思っております。

まず、やはり子供の楽しい笑い声がまちの中に響くようなまちづくりこそが商業振興策の重要な課題ではないかなというふうに考えております。これまでも市民まつりやみなと祭を初め、多くのイベントで子供向けコーナーが設けられまして、数多くの子供さんたちにも参加いただき、まちの中にぎわいを創出してきていただきました。また、観光物産協会では、塩竈の醍醐味の際に子供さんを対象とした無料のかもめクルーズを実施したり、本町通まちづくり研究会主催のイベントには子供向けの無料プレゼントを実施するなど、多くの子供さんたちにこういった行事に参加をいただくきっかけを提供させていただきました。

また、昨年からは商店街の若手有志でつくっております塩釜ワイワイワイというグループがございまして、まさに子供対象のイベントをくるくる広場で開催しており、ことしも計画中であるというふうにお伺いをいたしております。あるいは、現在、本塩釜駅に設置いたしました自転車、「トライクル」と呼んでおりますが、この自転車を活用し、できれば休日にはお父さんと子供さんと本市の商店街を探索いただくことも商店街の活性化に大きく貢献するのではないかなというふうなことを考えているところであります。

このような新たな試みにチャレンジをしながら、今後も各商店や企業の協賛をいただき、子供さんたちの声が聞こえるにぎわいのまちづくりになお一層取り組んでまいりたいと考えております。

なお、今年度から経済産業省におきまして、少子高齢化等対応中小企業活性化支援事業が新たに制度化をされました。具体的には、商店街の空き店舗に児童遊戯施設を解説する経費などが助成されるものでございまして、補助率は2分の1となっております。少子化や高齢化などの地域課題に対応するコミュニティビジネスの芽生えを支援する内容であり、支援の対象とな

る団体は商工会議所やNPO、社会福祉法人となっております。こうした新たな事業を活用することで、これまで任意で提供されてきた子供さんたちに対するサービスが日常的、組織的に制度化できるきっかけになるものと理解しており、商店や企業に適宜情報の提供と働きかけを行っていきながら、子育て支援の観点に立ち、今後とも行政もともに歩んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

なお、表彰制度というお話をいただきました。今のところ、こういった子育て支援の協力ということで商店主を表彰した事例はございませんが、今後の課題ということで検討させていただきたいと思っております。

次に、子供の安全対策についてご質問をいただきました。

小中学校の登下校時における防犯対策であります。このことにつきましては、新聞、テレビ、マスコミ等で本当に毎日報道され、我々も胸を痛めているところであります。本市といたしましては、小中学校の登下校時の防犯対策として関係機関との情報共有や迅速な対応が図られますよう、危機管理マニュアルを作成し訓練を行っているところであります。

また、夜間における安全対策といたしましては、これまで約150町内会に4,500基の防犯灯を設置するとともに、各地区の防犯協会のご協力をいただきながら、定期的な夜間パトロールの実施に努めているところでございます。こういった中、スーパー防犯灯というようご質問もいただきましたが、やはり中心都市というようなことに限られているようでありまして、まだ周辺都市までそういった整備が行き届いておりません。今後とも根気強くそういったお願いをしてまいりたいと思っております。

さらに、西塩釜駅周辺の安全対策ということでございます。

西塩釜駅、残念ながら、夜間は無人化という状況になりました。そういった時期をとらえ、塩釜駅交番所におきましては夜間時に定期的にパトロールを実施していただいておりますほか、地元の防犯協会の方々にもご協力をいただきながら防犯対策に努めているところであります。

また、教育委員会といたしましても、全国的に登下校時に子供さんたちが被害となります凶悪な事件が多発いたしておりますこと、本市におきましても、不審な人物に声をかけられたり、追いかけられたりなどの事例が4月以降9件発生しておりますことを重く受けとめ、地域や関係機関の方々のお力添えをいただきながら、防犯体制の強化を図っているところでございます。その具体的な取り組みといたしましては、約450名の子供安全サポーターの方々を初め、数多くの地域ボランティアの方々による通学路での声かけや警察官OB2名のスクールガ

ードリーダーによる学校周辺や通学路等の巡回を強化しているところでございます。

また、それぞれの学校におきましても、教職員による登下校指導や巡回の強化、通学路の点検や見直しを行うとともに、子供たちに危険を回避する意識の醸成のために、第二小学校を初め、児童の手による通学路の安全確認や安全マップづくりを行うなど、防犯・防災教育を行っているところでございます。

なお、このような動きが市内すべての学校へ広がりますよう、今、教育委員会を中心に取り組みを深めているところでございます。

その他、塩釜警察署や塩竈市婦人会では定期的に「地域の底力、子供の安全守ろうデー」と命名した通学路での巡回等を行っていただいております。塩釜消防署でも登下校時間に校門付近に署員が立ち、見せる警戒活動としてさまざまな活動を行っていただいております。さらには、クリーニング店の方々や学校への納入業者、PTA役員の車にパトロール中のステッカーを張っていただいたり、愛犬家の方々で組織したグループの方々が巡回活動等を行いたいというお申し出もいただいております。ボランティアの輪が年々広がっていることを心強く感じているところでございます。

こうした数多くの地域の皆様方のご協力を賜りながら、今後も引き続き子供さんたちの登下校時の安全確保に向けまして、より一層万全を期してまいりたいと考えております。

A N S I Nメールシステムの導入についてご質問をいただきました。

A N S I Nメールは、子供さんたちの安全についての情報を、受信を希望して登録された保護者の方々の携帯電話などにメールで提供する、配信のみの一方通行の電子メールシステムで、子供さんたちの安全監視と見守り体制の強化の一つとなっております。このようなメールを活用した情報システムにつきましては、第二小学校において、希望する保護者に不審者情報を提供する緊急連絡網を整備しているところでございますが、今後、他の学校における情報伝達システムについても具体的に検討し、児童生徒のなお一層の安全確保に努めてまいります。

文化・芸術活動とノーマライゼーションについてということの中で、ノーマライゼーションの理念に基づく障害者の文化・芸術活動と実績、今後の支援といったようなことについてのご質問にお答えをいたします。

ノーマライゼーション、言うまでもないわけではありますが、すべての人々を幸福にするという福祉の基本理念に基づき、障害のある方々も、ない方々も同じ条件でこの地域社会で生活することができる成熟した社会に改善していこうという営みのすべてを意味しているものでござ

います。

本市におきましても、ノーマライゼーションの社会を推進するため、障害者福祉プランを策定し、すべての市民が障害の有無にかかわらず、自立し、高齢者や子供などを含めて普通の市民と同じ社会に参加し、地域の中で自分らしく生き生きと健康で安心した暮らしのできる優しさにあふれるまちづくりを目指しております。

社会参加の活動の中でも、芸術活動は多くの市民の生きがいに大きな役割を果たしており、日常生活に潤いを与え、社会全体の活性化にもつながるものと確信をいたしております。本市では、市民の芸術文化活動の支援として、教育委員会の生涯学習課や生涯学習センター、あるいは市民交流センターが中心となって、事業の開催、育成、支援を行っております。市民の文化・芸術活動における施設の利用につきましては、ノーマライゼーションを理念にして、すべての市民の方々が芸術文化活動に活用していただけますよう支援をいたしているところでございます。

これまでの実績といたしましては、知的・精神的障害者の芸術文化活動などを支援している塩釜アート委員会が主催いたしましたオープンアトリエ事業を生涯学習センターが共催し、ふれあいエस्प塩竈で7回にわたり同事業を開催いたしております。油絵やオブジェづくりなど障害者の本格的なアート体験とトークイベントなどが行われ、障害者の方々の参加が数多く見受けられました。

また、ことしの1月には、図書館との共催事業として、NPO団体として活躍されておられますアートクラブが市民交流センターの創作室を会場にアート講座を開催していただきました。この団体は、地域の中におけるオープンアトリエ事業を展開しており、障害者も健常者も分け隔てなく、アートを実践できる活動を支援いたしております。

また、福祉の面ではひまわり園の卒業児童の保護者が中心となり、おもちゃ図書館を開催したり、精神障害者小規模作業所藻塩の里においては、コーラスのサークルと一緒にジョイントコンサートを開催し日ごろの成果を披露するとともに、地域の方々と心温まる時間を共有していただいております。さらに、今年度は地域の指導者による水墨画、クラフト、書道等のカルチャー教室を地域に開放する計画であり、地域の人々とともに学び、交流できる場にしてまいりたいと考えております。

以上の活動に際しましては、手話通訳を配置したり、車いす利用者に対する配慮をするなどの福祉的な支援に努めておりますが、今後ともなおノーマライゼーションの理念に基づき、障

害をお持ちの方々がより参加しやすい塩竈の環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。よろしく願いを申し上げます。

議長（菊地 進君） 9番浅野敏江君。

9番（浅野敏江君） ご丁寧なご答弁大変ありがとうございます。

また、早速マタニティマークを本市が取り上げていただきまして、既に6月12日から配布していただいているという事実を伺いまして、大変うれしく思っております。まだまだ私たち女性自身がこのマタニティマークということに対しての認識も薄いかと思えますけれども、本当に職場の方でやはり妊娠初期の方たちがそのことを口に出して言うこともはばかれるし、また、同僚の方たちもそれに気づかずにいろいろ仕事の面での配慮も少なかったりという部分で、これは逆に言えば、本当に職場で働いている、家庭にいらっしゃる主婦の方はもちろんなんですが、現在お仕事を持っている方たちにとっては、大変このマタニティマークは心強い見方になっていくかと思っております。

これは一部の自治体では京都とかそういうところでは既に今までばらばらに行っていたものでありまして、今回、公明党の松あきら参議院議員がやはり全国共通のマークをとったことに非常に重きを置いておりますので、私たちもこれは本当に全国どこにいてもピンクの、先ほど市長がチラシをお示しいただきましたように、ハートのピンクの中にお母さんと子供さんが一緒にいて、文字で「おなかの中に赤ちゃんがいます」と、その一言が入っているだけで見た方もほのぼのとして、また、つける方も違和感のない、そういったかわいらしいデザインになっているかと思えます。今後ますます市内で公共施設等におきまして、この認知度が広がっていただきたいと思いますと思っております。

ここで特に申し上げたいことが、このストラップ形式のもの、今つくっていただいたんですが、ぜひできればバッジ形式というか、ストラップ形式だとどうしても私は携帯電話にとか、バックにつけてしまうという方もいるかと思うんですが、極力自分の身につけて相手の方に認識していただけるというご努力をしていただきたいと思いますと思っております。

また、特に受動喫煙の防止、この間も新聞に出ておりましたけれども、たばこの煙というのは風に乗って本当に周囲4メートルも5メートルも飛んでいくと。その中で自分たちが、コーナーを設けたとしても、空気に、風に乗って煙が流れていくという部分もありますので、その辺のことをもう一回ちょっと関連しますけれども、公共施設等で見直ししていただいたり、また、歩きたばこの禁止、きょうはそこまで踏み込みませんが、歩きたばこが大変怖いと

いう声も聞こえておりますので、そういった部分も市民が配慮できるような優しいまちにしていきたいなと思っております。

また、商店・企業の協賛による子育て支援でございますが、市長も先ほど子育て支援を本市らしくさまざまハード面、それからさまざまなイベントでこれまでも行ってきていただいたということは十分承知させていただきました。

私が今回これを取り上げたのは何かといいますと、確かに今までの本市でさまざまな商店街でもご努力いただいておりますけれども、どうやらちょっとターゲットがといいますか、顧客の対象がどうしても高齢の市民の方を対象とされてきたような取り組みだったかなというふうに思っております。なかなか若い方がまちを歩かれているというのはちょっと余り見受けられないんですが、壱番館に子育て支援センターができたおかげで、最近やはりベビーカーを押して本町を歩いている方たちの姿も、図書館の方に、車を駐車場にとめられまして子供連れで壱番館に入って行く姿もこのごろ大分見受けられるようになってまいりました。そういった意味で、逆にこちらの方からお声がけをしていただきながら商店の方たちにも、イベントのときに子供さんに何かをサービスしていただけるのもありがたいんですが、先ほど市長もおっしゃったように、常時空き店舗を使ってというお話もありましたけれども、何かこれをまちの活性化に結びつけていけないかということもあります。

この取り組みにつきましては、特に西日本の方で広域的に取り組んでいるところも数多くありまして、商品の割引だけでなく、それこそ子供さんの一時預かりとか、授乳室の設置とか、あとベビーカーの貸出とかというものも繰り広げられているわけでありまして。徳島県では、特に親子と一緒に過ごせる機会を取り組むためにということで、企業と行政が共催してワークライフバランスの推進事業というものも行っているようであります。

先ほど市長がみなと祭のイベントのことをお話しいただきましたが、私たちがそういったときをまず一つのきっかけといたしまして、例えば今ある子育て支援室を開放していただいて、そこでお祭りの日に赤ちゃんたちと親子連れでやはりちょっと休憩をとっていただける場所とか、もし提供していただいたりすれば、またマリゲートの中でどこかそういった場所を考えていただけるようなことがあれば、第一歩としてそれに付随してまた企業・商店の方にお声がけしていただける一歩かなと思っておりますので、その辺もお考えいただければと思っております。

また、スーパー防犯灯につきましては、今回は認識を新たにして、各いろいろな場所で設置

が今国とモデル事業ということで進んでいるという状況ですので、今後とも見守っていきたいと思っています。

それに、前段、今さまざまなボランティアの方たちと防犯協会の方たちが安全対策をしていただく、人的な配慮は大変進んでいると思っております。やはりその方たちの時間帯だけではやはりどうしても防ぎ切れない部分もありますので、なお一層、西塩釜駅の本当に裏側の方、また、表側といいますか、佐浦町の方にしても駐輪場のあるあたりは本当に私たちはちょっと一人で夜あそこに立ち入りたくないなと思うような場所であります。そういったところがやはり市民が使っている、普段活用しているそういった駅とか、それから最近塩竈の新浜町にある市民プールにもたくさんの方が参加されていますけれども、加工団地の入り口の部分も奥の方はほとんど民家がない部分ですので、本当に不審者が、また、これからの夏の時期になりますと、かつてほどではありませんけれども、暴走族とか、一時のそういった若者たちが集まる場所にもなり得ていますので、常時明るさを、防犯灯という形になりますとまた管理が違うというふうになってくると思いますが、その辺は土木の方ともいろいろと協議していただきながら、とにかく市民の側からすればその管理が土木なのか防災なのかということはある程度市民側からは関係ありませんので、交通の部分だから土木とかいうのではなくて、本当に明るさを市民は求めていますので、その辺のことを、大変でしょうけれども、お考えいただきたいと思っております。

また、先ほどのANSINメールですが、第二小学校の方で今その準備を進めているということですが、これは一斉に配信することによって効果があらわれていると思っております。もしやられるのであれば、前段いろいろな学校とも協議なさって、今池田市以外にも20自治体ぐらいで問い合わせがあったり、また既に始めているところもたくさんございます。

あと、防犯と防災、例えば大雨とか洪水、そういったものとリンクしまして、そういった防犯だけでなく、防災もあわせて配信できるということをいろいろ各自治体で協議し、実際やっているところもございます。登録は無料ですが、通信にかかった費用は個人負担でありますので、それほど行政の方でも大きなお金はかからないかとは思いますが、その辺はちょっと定かではありませんけれども、その辺もいろいろ精査していただいて、できれば今本当に市民の多くの方が携帯もお持ちの方もたくさんいらっしゃいますし、あとご自宅にパソコンがある方もいらっしゃると思います。

この登録は1年更新なわけなんですね。ですから、1年間、また翌年というとき、また新た

に更新しなければなりませんので、そういった意味では無造作に登録し放しで配信も見ないというのではない状況であります。また、職員の方たちにおいては見ましたという、そういったことがちゃんと相手方に伝わるようなシステムも組み込まれているということで、年々中身も充実しているように思われておりますので、その部分、本市において取り組めるところからというか、このANSINメールに対してどのような方策を考えていかれるのかという、その段階からまず考えていただきたいと思います。

最後になりましたが、先ほど市長が申されましたように、芸術と文化とノーマライゼーションで、1月の図書館をお借りしてというワークショップの中には私も参加させていただきました、本当に私自身が今のところ障害はないと思っておりますけれども、芸術というか、絵をかこうというときに、逆に自分が不自由な感じがします。何も浮かんでこないというか。逆に藻塩の方も2名ほど参加されたんですが、彼らの持っているイマジネーションというのがどんどん、どんどんすばらしい絵をつくっていったり、また、すばらしい粘土の作品をつくっていったりという姿を見させていただいて、本当に自由なはずの私の不自由さ、それから不自由なはずの彼らの自由な考え、芸術的な向上というものを目の当たりにしたときに、守るとか守られるのではなくて、お互いにそこで共通した時間を持てたというのはすごく幸せな時間を感じられました。

私、先ほど1回目の質問の中で、そういった場所を提供できるのを、私たちは浦戸諸島の方にもしかして近い将来か遠い将来かわかりませんが、そういった場が考えられないかなということをお聞きしたかったわけでありまして、ぜひその辺もお考えいただきまして、ご答弁をお願いしたいと思っております。以上です。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 再質問にお答えをさせていただきます。

マタニティマーク、ストラップじゃなくてバッジでというお話もいただきました。我々としてはなるべく目立ちやすいように、一般の方々の目にとまらないとやはりその効果があらわれないということで、一定程度の大きさが必要なということで、ストラップ形式にさせていただきました。その効果等を検証しながら、今後どうあるべきかということについて検討させていただきたいと思っております。

それから、商店・企業の協賛についてであります。どちらかといえば、今まで商店街、顧客の対象を老人ということにしてきたのではないかというようなご質問もいただきました。決

してそうではないんだろうと思いますが、どちらかといえば、客層が多い方ということではありますので、今塩竈の高齢化率が既に23%を超えておりますので、やはり商店主の方々からするとそういった顧客の方々を対象としやすいということはあるのかと思います。ただ、やはり今お話しいただきましたように、乳幼児あるいは児童・生徒といったような方々も十分商店の顧客たり得るのかなと思っておりまして、そういった分野につきまして、先ほどご説明させていただきましたような新たな制度を活用しながらなお一層努力をさせていただきたいと思っております。

それから、受動喫煙のお話しいただきました。

例えば壱番館におきましてもかつてはエレベーターホールに喫煙所を置いておりましたが、やはり利用者の方々から受動喫煙ということでは大変困るというようなご意見もいただきまして、今はそういった方々の迷惑にかからないような場所に喫煙所を移動させていただきまして、本市におきましても、例えば本庁舎におきましても、喫煙場所については一般の方々の迷惑にならないようなというような配慮をさせていただいているところでございます。

次の、子供の安全対策で、スーパー防犯灯が着々と実現しているのではというお話でありました。我々もなお一層努力をさせていただきたいと思えますし、残念ながら、本市のすべての市内で十分な防犯対策というか、明るさがあるかといえば残念ながらそうではないということをおっしゃるを得ない現況であるということについては、私も十分認識いたしております。先ほど議員の方から建設部あるいは防災課というようなお話もいただきましたが、組織の中では、決して縦割りではなく、横の連携を十分に図りながら、市民の皆様方により安心していただけるような環境づくりということで頑張っておりますので、なお、そういった連携を深めながら、安心していただけるようなまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

A N S I Nメールであります。ちょっと説明が足らなかったのかなと思いますが、今、試行的にそういったことを第二小学校でスタートさせていただきました。これは、一つはやはり個人情報保護ということがありまして、どうしてもメールを送る方のアドレスをお聞きしないと送れないというようなことがありまして、やはりそれぞれの方々に了解をいただかないとそういう情報を発信できないという部分もございまして、今現在は第二小学校で緊急連絡網整備という中で、保護者に、一定の理解をいただいた方々に対して情報を送らせていただいているというのが今の取り組みであります。ただ、こういったことがうまくいくとすれば、児童生徒のなお一層の安全確保のために市内全域に広めてまいるということについては検討についてやぶ

さかではないと思っております。

それから、ノーマライゼーションのために、本当に障害をお持ちの方々も我々普通の市民と変わらない活動、生活ができるようなまちづくりということについては、本当に我々も真剣に取り組まなければならない課題でございます。いろいろな分野でそういったところに取り組んでおりましたが、残念ながら、例えば指導におきまして、じゃあ、バリアフリー化がすべて図られているかという、いや、そうではないというふうなことをお答えせざるを得ないような状況にはございます。そういった中で、そういった方々が芸術文化活動をできるような場についてはそれぞれの施設で最大限配慮してまいりながら、ぜひ一般の皆様方にもそういった方々に対するご配慮をお願いしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（菊地 進君） 9番浅野敏江君。

9番（浅野敏江君） ありがとうございます。

時間もありませんので、1点だけ、最後のノーマライゼーションですが、先ほどお聞きしたように、浦戸の方のことはちょっとどうでしょうか、お聞きしたいんですが。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 特別、浦戸という意識は持っておりませんでした。ただ、昨今、浦戸振興、活性化のために、例えばコンサートでありますとか、あるいは花火大会でありますとか、あるいはスローフード・スローライフのような企画でありますとか、いろいろ開催させていただいております。そういったことに障害をお持ちの方々も飛び込んでいける。あるいは通常のとくに、例えば浦戸第一小学校、第二小学校が今廃校になっておりますので、そういった施設を有効に活用したいということにつきましては十分おこたえできるというふうに考えているところでございます。以上でございます。

議長（菊地 進君） 2番田中徳寿君。

2番（田中徳寿君）（登壇） ニュー市民クラブの田中徳寿でございます。

本日、6月定例会において質問の場を与えてくださった先輩、同僚議員の皆様には厚く御礼申し上げます。

私が議員にさせていただきまして、今回が10回目の質問であり、その質問のたびに塩竈市の財政問題を取り上げさせていただきました。今回も塩竈市の再生のために財政問題より質問させていただきます。市長及び市当局の簡潔な答弁をお願いいたします。

まず、通告に従いまして、1番目に平成18年度の財政収支状況の見通しと、平成19年度以降の財政収支状況をどのようにとらえておられるのか、市長にお伺いいたします。

2番目として、資本費平準化債の活用について、どのような仕組みを考えて一般会計において活用を考えておられるか、市長にお伺いいたします。

なぜこのよう質問をするかと言えば、ある県の知事は、「地方自治体は三位一体改革の全体像がはっきりと見えるまでは、あらゆる起債の制度を活用して基金をためることが大切」と述べられております。今塩竈市において、起債の利率に関係なく、資本費平準化債に当てはまる起債の残高はどのくらいあるのか、市長にお伺いいたします。

この制度を活用していくことが大切であり、一般会計の起債残高は平成18年度末において約209億円になり、当年度の公債費支出額は元金が約18億円であり、利子額は4億円であります。元利合計は約22億円となります。これらの元利合計額を資本費平準化債等を活用して毎年度約20億円ぐらいに圧縮できる活用策を考えられるかどうか、市長にお伺いいたします。

次に、退職手当債は事実上財政難の自治体に限られておりましたが、総務省が定員や人件費の削減に努められている自治体について、平成18年度から10年間に限り、起債を認める制度を創設したとのことですが、我が塩竈市においても、職員定数条例で定数を削減し、なおかつ人件費も削減しているので、県退職手当組合への加入金の5年間の支払い分を退職手当債を発行して調達できるかどうか、市長にお伺いいたします。

次に、住民参加型ミニ市場公募債の趣旨は、地方債の個人消化及び公募化を通じた資金調達手法の多様化及び住民の行政への参加意識の高揚を図るものであると述べられておりますが、このミニ公募債は、我がニュー市民クラブでことし3月に総務省に政策の勉強に行った事柄であります。

まず最初に、塩竈市において、ある事業においてミニ公募債を発行して、塩竈市の財政が徐々に回復していることのPRに活用されるお気持ちがおありになるか、市長にお伺いいたします。

またミニ公募債を発行される場合に、公募債購入者に利息のほかに塩竈市の地場産品のPRを兼ねて年1回ぐらいマグロ、笹かま、シラウオやカキなどの産品を送られる考えがおありになるかどうか、市長にお伺いいたします。

2番目に、下水道事業特別会計における資本費平準化債の活用についてお伺いいたします。

当会派の総務省への研修会において、資本費平準化債は公的資金の縮小による民間資金の活

用であり、大変筋のよい制度と伺っております。これを下水道関係に全額適用していくことが大切であると考えております。しかし、我が塩竈市の埋め立てによる市街地を形成した場所で、下水道管が45年間使用に耐えられないところがあるのではないかと考えられますので、下水道会計の起債残高の何割を適用するつもりでいられるのか、市長にお伺いいたします。

また、下水道管の工事別、年度別の償却額の表は作成されていられるのか、市長にお伺いいたします。

3番目の職員数の削減に対する仕事の削減の基本的な考え方と対応についてお伺いいたします。

平成15年4月1日に846名の職員数で、平成18年4月1日は755名の職員数となり、平成22年4月1日には661名の職員数にするとの定員適正化の目標は示されましたが、市役所の仕事のうち、どの仕事を減らすつもりがあるのか、市長にお伺いいたします。

すなわち、市役所の仕事の中で、公務員でなければいけないコア、中心となる部分の業務を確定し、これに当たる部署はどこなのか明示し、なおかつ、官でなくても民でできるものは官がその事業から撤退し民に開放していくのがどれかを検証していられるのか、市長にお伺いいたします。

つまり、塩竈市の全業務を不要、民間、市の三つに仕分けをする、これにはプロジェクトチームを立ち上げて、市の職員やほかの自治体の職員、経営者などの外部者、住民などで事業仕分けをすることが人数を削減する案より大切であると考えますが、市長にお伺いいたします。

4番目の広報紙、封筒などへの広告掲載についてお尋ねいたします。

昨年12月の私の一般質問により、新行財政改革推進計画の収入確保策として、有料広告掲載を掲げておりますが、6月になってもいまだ有料広告が掲載されておきませんが、いつごろ実行されるのか、市長にお伺いいたします。

次に、教育問題についてお尋ねいたします。

一番目の教育力の向上についてと生徒の学力向上対策についてであります。今、塩竈市の児童・生徒に対する教育力を向上させるためには一番何が重要であるか、教育長にお伺いいたします。

なぜ、このような質問をするかといえば、教育力には学校と家庭と地域とが一体となることが大切であると考えられます。その中で、学校教育により一層力を注ぐことにより、生徒・児童の学力向上の源になり、さらに家庭や地域の皆様とより深い連携をとることで公共心や道徳

心を学ぶことができると考えます。それだけに、塩竈市の教育力が復権することこそが大切と思うようになってきたわけであります。

そのような中で、児童・生徒にどのようにして学問に立ち向かわせていくかが最大の課題であるように考えられます。今いろいろな地域で教育力を高める方法を模索しておりますが、一例を挙げれば、仙台市は夏休みを7日間短縮すると新聞に報じられ、築館地区においては陰山先生の100マス計算方法により教育力を高める努力をしておられます。今、我が塩竈市においてはどのような方法を実践されていられるか、教育長にお伺いいたします。

また、高校入試という競争社会にいる生徒たちに試験の成績の順番がつけられていないと聞き及んでいますが、本当かどうか、お伺いいたします。

次に、現在の小学1年生のうちで、何人ぐらいが読み書き計算の苦手な児童がいるか、そして、苦手な教科の児童に対して、先生方はどのような対策を立てられているか、教育長にお伺いいたします。

2番目の我が塩竈市における新生児は今400人弱と聞き及んでおります。私の小学校の同級生は1クラス50数名で7クラスであり、私たちのときの小学校1校の生徒数で塩竈市全部と同じくらいなわけなので、必然的に学区制の見直しは当然話題になるわけであります。今、教育委員会は学区制の見直しを検討しているか、教育長にお伺いいたします。

次に、浦戸二小、浦戸中を見ていると、いかに小中一貫校が時代によく適している学校教育制度と考えられます。今将来の一貫校を目指して小中学校の連携が東京都などで始まっており、これからカリキュラムの連携、小学校の高学年の教科担任が始まっていると聞いておりますが、我が塩竈市はどのようになっているのか、教育長にお伺いいたします。

3番目に、今、全国模試が来年、小中学校でどのような教科で、どの学年で実施されるのか、お伺いいたします。県の模試は実施されるのか。そして、我が塩竈市の教育委員会において、小中学校の全学年の模擬テストを実施し、その結果を公表するお考えがとおりになるか、お伺いいたします。

3番目の樹木等の選択と維持管理経費についてお伺いいたします。

道路植栽の樹木選定に当たっては、地区の将来像を見据えて決定すべきであり、桜の木を海辺の賑わい地区においてメインに据えて植栽していかれるならば、その地区の維持管理経費は将来にわたって市が負担していくのか。また、維持管理経費を余りかけられない地区は、落葉樹ではなく、針葉樹を植栽していかれてはいかがですか。このような事柄を勘案しながら植栽

する樹木のネットワークをする必要があると考えますが、佐藤市長にお伺いいたします。

2番目として、側溝の清掃協力のために町内会に職員の派遣についてお伺いします。

側溝の清掃も町内会とのアダプトが必要と考えており、特に水害地区においては市の職員も一丸となり、降雨時期前に、例えば4月から6月に清掃を実施することが必要であり、市民に対する工具の貸し出しや保険加入等も実施しながら市民との協働のまちづくりをしてはどうか、市長にお伺いいたします。

3番目として、設備・建物のメンテナンス費の確保についてお伺いいたします。

今、塩竈市のメンテナンス費の総額は幾らぐらいで、どのくらいの箇所にメンテナンスがかけられているのか。なおかつ、メンテナンスの計画一覧表を作成して一元管理されているのか。そして、どの部署が担当しているかもお伺いいたします。

4番目の道路を含む環境整備費についてお伺いいたします。

道路などの修繕計画を作成して、道路修繕や環境整備計画を策定して、塩竈市を日本一住みたいまちにしていくための重要な施策と考えますが、市長にお伺いいたします。

これで私の1回目の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 田中議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、財政問題についてのご質問でしたが、まず、平成18年度の財政状況と平成19年度以降の見通しについてでございます。

厳しい財政環境のもと、平成18年度の当初予算は、平成14年度との比較では、16.7%、34億7,500万円減の172億9,500万円という超緊縮型の予算編成を行いました。三位一体改革による交付税の減少や、生活保護費などの扶助費の増大に加え、財政調整基金が底をつく、大変厳しい財政状況のもと、予算編成に当たりましては、枠配分方式による経費縮減や他会計繰出金の圧縮、さらには職員定数の削減、公的資金の借りかえや、職員給与の独自削減など、緊急的な対応を行ったところであります。

平成19年度以降、歳入面では、税制改正等による市税収入の回復が若干見込まれますものの、歳出面では、少子高齢化対策や地震防災対策など、行政需要の増大が見込まれますことから、財政運営は依然として厳しい状況が続くものと考えております。加えて、国が進める歳出歳入一体改革では、国と地方間のバランスのとれた財政再建実現の名のもとに、国の財政再建が最優先され、地方交付税が一層削減されることが大変危惧される状況にあると認識をいたし

ております。本市はまさに財政危機の真ただ中にあり、収支均衡の回復こそが行政運営上の最大の課題と認識をいたしており、現在、実施計画の策定や行財政改革推進計画の進捗状況等整合性のとれた収支見通しの算定作業を進めているところでございます。

今後とも、国の動向を注視しながら、市長会等を通じて真の地方自立のため地方に必要な財源確保を国に強く求めるとともに、収支の均衡を早期に取り戻すため、行財政改革をより一層推進し、平準化債などの活用や有料広告などによる新たな財源確保対策に取り組み、収支の均衡が図られる財政運営に最大限努めてまいります。

資本費平準化債の活用について何点かご質問いただきました。

まず、一般会計における地方債制度の活用についてでございますが、地方債は世代間の負担の公平を図る上で、財政運営上大変重要な財源でありますので、後年度の公債費負担増に十分留意しながら、積極的な活用を図ってまいりたいと考えております。一般会計における公債費負担の平準化策として昨年度に実施いたしました公的資金の借りかえは、耐用年数よりも短い期間で借り入れしている財政融資資金などを経過済みの償還期間と合わせ最大30年間まで延長して耐用年数期間内の負担の平準化を図ったものでございます。借りかえに当たり、利子支払い予定額の75%程度を保証金として支払うことが必要になりますので、償還全体の負担は増加いたしますが、借りかえ後数年間の公債費償還額が軽減されるものでございます。平成17年度においては、利率3%以上の公的資金13億4,796万円余について利率1.81%の民間資金に借りかえたことによりまして、平成18年度の公債費償還額を2億4,000万円減額し、22億円まで圧縮いたしております。利率が3%未満で借りかえ可能な公的資金の平成17年度末残高は17億5,200万円となっております。これを借りかえた場合についても、耐用年数に合わせた償還期間の延長による平準化が図られますが、利率の低いものを高いものに借りかえる場合が出るなど、昨年借りかえ時のような効果が見込めないことから、保証金の支払いと合わせ後年度の負担が相当増大するものとなります。このようなことから、平成18年度の22億円をさらに圧縮するためには低利率で借りかえている公的資金の借りかえとなりますので、実施には十分な検討が必要なものと考えております。

退職手当債についてご質問いただきました。

これまで整理退職者や勸奨退職者を対象としておりましたが、平成18年度からは定数や人件費の適正化に関する計画を定めて、総人件費の削減に取り組んでいる場合には、勸奨退職者以外も対象として認められるように制度が変更されております。今回の変更による新算定基準が

退職手当組合の加入団体についてどのような適用になるのか、まだ詳細が示されておりません。内容を十分検証し、県との協議を進めてまいります。

ミニ公募債につきましては、地方分権の推進や財政投資改革が進展する中、資金調達の多様化の面だけでなく、市政への住民参加意識が高まる点におきましても大変に有効な地方債制度と考えております。一般的に償還期間を5年間とするものが多く、現在のような低金利時代においてはより長期化が図れないかなど、具体的事例を調査検証し、発行に向けてノウハウを蓄積してまいりたいと思っております。

また、利払いに加え、PRを兼ねて地場産品を送ることにつきましては、国、県との一定の協議が必要でありますので、これらを含めまして実施に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

下水道会計における資本費平準化債の活用についてお答えをいたします。

下水道会計における資本費平準化債の活用は、対象要件が緩和された平成16年度から行っております。

償還計画等のご質問をいただきましたが、後ほど担当からご説明をいたさせます。

資本費平準化債は、下水道事業債の元金償還期間と下水道処理施設の減価償却期間との差により生じる資金不足を補うため、一定期間後年度に繰り延べることを目的としており、当該年度の償還元金と減価償却費相当額の差額が平準化債借入額となります。平準化債活用のメリットは、世代間負担の公平性が図られますとともに、一般会計からの繰出金を減額することができる一方、デメリットとして、償還期間が実質的な耐用年数を超過するおそれがあるということが挙げられるかと考えております。資本費平準化債につきましては、制度の継続を国に要望していく一方、今後の金利の推移等を見ながら、借入期間等も含め、計画的に財源手当を行い、この危機的状況を打開する有効な方策として今後とも活用を図ってまいります。

なお、下水道管の償却額などの把握については、総務省が示しております地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究報告書を参考に、管渠費、ポンプ場費、貯留施設等の減価償却額を試算いたしております。

以上、地方債の活用について申し上げましたが、地方債は財政運営上貴重な財源であります。後年度の公債費負担が多額となり、将来の財政運営を圧迫する要因ともなり得るものでありますので、これまで償還元金を上回らない額での借り入れとなるよう留意してきたところであります。近年、地方行政の危機的な財政状況を背景として、地方債制度の拡充が行われ、よ

り活用しやすい環境が出てきております。

また、本年度から起債制度はこれまでの許可制度から協議制に移行するなど、個別自治体の自主的自立的な活用がこれまで以上に求められておりますので、今後地方債の積極的な活用と後年度の公債費負担の抑制、そして資金調達手段の多様化などに十分な留意をしながら起債の借り入れと管理に当たってまいります。

職員の定数削減に対するご質問をいただきました。

職員数の削減と仕事の削減の基本的な考え方についてご質問いただきました。

地方行政を取り巻く環境は時々刻々大きく変化をいたしております。地方分権が進展するとともに、市民の価値観、ライフスタイルの多様化あるいは少子高齢化、人口減少社会の到来による新たな行政ニーズの増大、さらには、防災対策など、地域と密着する地方自治体の果たす公共サービスの領域はますます拡大の一途をたどっております。

しかし、国においては三位一体改革の名のもとに、交付税、補助金を縮減する一方、それに見合う税源の移譲を行っていないと言わざるを得ない現況にありながらも、さらに新たな歳出歳入一体改革をスタートさせる意向を示し、2010年度初頭における国・地方合わせた基礎的収支の均衡を目標に掲げ、小さくて効率的な政府を目指しております。

この新たな改革が地方財政に与える影響はこれまで以上に厳しくなると予想されますことから、全国市長会など、地方6団体は、真の地方自立の確立、持続可能な地方の行財政運営の財源保障、裁量権の拡大などを国に求めております。地方自治体は今後さらに厳しさを増す財政運営のもとで限りある地域資源を有効かつ効率的に活用し、事業の選択と集中により増大する行政ニーズに対応していかなければならないものと認識をいたしております。

このような時代背景の中、本市は効率的な行政に転換するため、昨年10月に策定いたしました定員適正化計画に基づき、平成17年4月1日時点の791名の職員数を平成22年4月までに130名削減して661名とする取り組みを進めております。これは今後5カ年間で職員数を16%削減する内容であり、国家公務員の削減目標5%を大きく上回るものでございます。本年4月現在の目標値は前年度より16名少ない775名でありましたが、退職者不補充と早期退職募集の取り組みによりまして、755名となり、既に年度目標を20名上回る削減をいたしました。それでもなお、現在の職員数は人口、産業構造が類似している団体に比較いたしますと91名多い状況にあります。このため、民間活力の活用が期待できる分野や市民との協働が効果的な分野などにおいて、行政サービス提供のシステムを改革していかなければならないものと考えておりま

す。この4月から始まりました体育館、温水プール、あるいはマリングートなどの指定管理者による管理運営もその一つの手段でありましたが、現在市が直営で行っている施設運営や維持管理業務、また、内部的な提携業務、窓口業務などの全般にわたり、サービス提供のあり方を市民とともに検証いたしてまいります。

行革の努力のもと、200億円台で推移してまいりました一般会計の歳出規模を、平成18年度は170億円台にまで圧縮してまいりましたが、なお一層選択と集中を推進し、行政・民間・地域が協働し互いに役割分担することで最小の経費で最大の効果を上げることができる体制へと転換してまいりますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

広報紙、封筒等への広告掲載について、スピード感がないのではないかとのご指摘であったかと思えます。お答えをいたします。

本市では、行財政改革の取り組みの一環といたしまして、財源確保を目的に、本年度から市の広報媒体や施設などを活用した有料広告事業を行うことといたしました。その取り組み方針といたしまして、本年3月ガイドラインとなる有料広告掲載に関する要綱を策定し、広告収入による財源確保に創意と工夫のある企画を進めているところであります。

例えば市民課や税務課の窓口で年間約5万枚使われる封筒に広告掲載を行う準備を進めておりますほか、6月1日に見やすくリニューアルいたしました本市のホームページにもバナー広告を掲載できるようにし、今月から広告掲載の希望者を広報紙やホームページで募集いたしているところでございます。この二つの広告掲載による収入は年間で約100万円程度と見込んでおりますが、その募集に当たりましては、市内の企業などを優先的に取り扱わせていただき、地域経済活性化の一助としての効果も期待をしてまいりたいと考えております。このほか、体育館、市営汽船、公共駐車場のほか、市有地などでの屋外の広告につきましても早い時期に実施できるようにしてまいりたいと考えております。

本市の行財政改革、いずれにせよ、待たなしの状況にあり、議員ご指摘のスピードのある取り組みになお一層努力をしてまいりたいと考えております。

教育問題について何点かのご質問がありましたが、後ほど教育長よりご答弁を申し上げます。

次に、維持管理についてであります。

初めに、樹木等の選択と維持管理費についてお答えをいたします。

町中の歩道の緑は市民生活に潤いと安らぎを与えてくれるほか、交通の安全、大気の浄化、

沿道の生活環境、さらには防災機能の向上など、まちの景観や環境を創出いたし続けております。本市はこのような観点から、幹線道路を主体に道路緑化を促進しているところであります。

植栽する樹木について、ご質問いただきました。

植栽する樹木につきましては、塩竈らしさが感じていただける樹木を選定してまいりたいというふうに考えております。例えばしだれ柳、桜、あるいはその他の樹木が該当するのかなと思っておりますが、一方では、病害虫に強いもの、あるいは地域の環境、天候等に合わせた活着のしやすいもの。また、周辺の自然環境との調和等も考えて落葉樹にしたり、あるいは針葉樹を採用したりで、一定区間が統一性のある景観を創出できるように努めているところでございます。

また、海辺の賑わい地区につきましては、新たなまちが形成されますことから、市民の方々によるワークショップを開催し、将来のあり方について種々検討をいただいております。この中で、植栽についてもいろいろご議論いただいておりますが、塩竈桜をというような話も出てきております。そういったワークショップの意見等も視野に入れた植栽を進めてまいりたいと思っておりますし、また、ワークショップあるいは行政の中でも植栽の里親制度的なものに取り組んではいかがかと。家庭内の記念日でありますとか、あるいは卒業、入学といったようなときに、塩竈に記念樹的なものが……というようなことで、そういったものにも取り組んではいかがかというようなご提案もあります。真剣に検討させていただきたいと思っております。

側溝の清掃協力であります。

常日ごろから側溝を清掃し雨水を速やかに排水することは、単に水害に備えるためだけではなく、地域の環境の確保を図る上でも大変重要であります。側溝清掃につきましては、地域の皆様方からの要請や職員のパトロールにより、状況を適宜確認させていただいておりますし、年3回の市民清掃のときには、町内会あるいは災害防止協力会の皆様方のご協力も賜りながら、環境美化に努めているところでございます。大変に感謝をいたしているところであります。

市には側溝を清掃したいんだけど、ふたを開けられないといったような相談も寄せられております。このような場合には職員が直接出向き対応させていただいているところであります。現在、市が管理している側溝延長は市内で3万メートルと非常に長い延長になっておりますので、今後とも市民の皆様方のご協力も賜りながら、適切な管理に努めてまいりたいと考え

ております。

設備・建物のメンテナンス費についてご質問いただきました。

まず、メンテナンス費の総額と箇所数についてご質問をいただきましたが、本年度の当初予算におきましては施設数が186カ所、補修費用や保守点検費用、そして管理費用などを含めた総額で約4億3,100万円を計上いたしております。各施設のメンテナンスでございますが、設備や建物につきましては、整備以来相当程度年数が経過しているものが多く、きめ細かな対応を要しますので、施設内の優先順位につきましては、実情をきめ細かに把握いたしております各担当課が行い、一方、建物の耐震化等の大規模なものにつきましては、多額の経費を必要といたしますので、実施計画策定の際に市全体の中での優先順位づけを行わせていただいております。

施設を良好な状態に保つことは市民サービスの向上に直結するとともに、耐用年数をより長くすることが可能となりますので、厳しい財政状況下、なお計画的な補修を行うため、維持管理費用を一定程度確保してまいりたいと考えております。このため、予算作成時において、維持管理経費の枠を確保していく方法でありますとか、学校施設など、大規模なものや、道路の補修など有効な地方債を活用することで、財源確保に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

特に昨今ライフサイクルコスト管理という概念が一般的になってきております。これは耐用年数満杯使って、耐用年数が来たらまた新しいものをつくるという概念ではなくて、一定程度傷んだ際に大規模な補修をして、例えば耐用年数を3割、5割延ばしていくというような概念かと思っておりますが、そういった概念を導入することによりまして、より管理経費等の縮減が可能となってきた事例が数多く見受けられます。本市におきましても、ライフサイクルコストについても今後検討してまいりたいと考えているところであります。

道路等を含む環境整備であります。

特に道路につきましては、道路管理瑕疵による訴訟等がいたるところで提起されております。我々こういったことがあってはならないということで、職員のパトロールによりまして定期的に安心・安全の確保に努めているところであります。

以上、私からご答弁を申し上げました。残余の部分につきましては、それぞれ担当よりご答弁いたさせます。よろしく願いいたします。

議長（菊地 進君） 小倉教育長。

教育長（小倉和憲君）　じゃあ、私の方から教育問題についてお答えさせていただきます。

本市では、まず、塩竈を愛し、塩竈で育ったことを誇りに思い、世界へ自己の存在を発信できる児童・生徒の育成を目指し、生きる力を育てる学校教育の充実に努めているところでございます。しかし、日々変化する子供たちを取り巻く社会情勢や学力の現状を踏まえ、議員おっしゃるとおり、学校の教育力をさらに向上させる手だてを講じなければならないと考えております。本年度から3カ年計画で「わかる授業」の推進、家庭学習の定着化、そして、心の教育の充実に重点目標に掲げ取り組んでいるところでございます。

まず、わかる授業を進めるには、児童・生徒や保護者から信頼される指導力のある教員の存在が不可欠と思っております。このような教員を育成するためには、本年度から学校教育課に新たに指導主事を配置するとともに市内の優秀な中堅教員を教科指導員として任命し、各学校の研修会や授業研修会をとらえ、より専門的な立場で指導・助言を行っております。また、市内中学校一斉授業研究会を年2回開催し、お互いに授業を見合い、指導法の工夫などについて研修を行っております。

また、学力を向上させるためには、学習習慣を身につけさせることが大切であることから、家庭学習の定着化を図らせていきたいと考えております。例えば、第一小学校では、本年度から児童及び保護者に家庭学習の進め方のカードを配布し、低・中・高学年ごとに各自の目標を設定し、家庭学習の定着化が図れるよう取り組み始めております。

一方、豊かな人間性や社会性を育成するために、地域の教育資源や環境などを積極的に活用した総合的な学習の時間の充実に図り、自発的、自立的な態度の育成に努めております。さらに、感動支援事業を活用し、各界で活躍する有名人の体験談や実技などの本物に触れさせ、自分の生き方について深く考えさせる道徳教育の機会充実など、心の教育を推進しております。

次に、生徒の成績順の公表についてですが、本市では、プライバシー保護の観点から、また、それによるいじめや不登校など、社会問題化が懸念されることから、現在は順位づけや成績の公表は行っておりません。

次に、読み書き計算の苦手な児童がどの程度いるかということでございますけれども、市内小学校1年生に国語と算数が好きか嫌いかという調査をいたしました。お尋ねでは苦手な子が何人くらいいるのかという内容でございますけれども、「苦手」という概念が低学年には難しいため、「好きか、嫌いか」という聞き方をしました。その結果、国語が好きな子は464人中、365人で約78%、嫌いな子が54人で約12%、算数が好きな子は464人中、386人で約83%、

嫌いな子が29人で約6%という数値になりました。

読み書き計算の苦手な児童に対する対策であります。授業中の個別指導はもとより、本市独自に小学校に教員補助者を配置し、チームティーチングを通して個に応じた指導を行っております。また、放課後も個別的な指導を行っておりますが、月見ヶ丘小学校では夏休み中にも希望する児童に個別指導を行うなどの取り組みを行っているところでございます。

次に、学区制の見直しについてお答えいたします。

昨今の少子化の進行により、今後小規模化に対応した教育水準の維持向上や施設の老朽化を踏まえた計画的な取り組みが求められております。過日、国が法令で定める標準と同様に、小学校は1学年平均2学級の12学級以上が必要であり、中学校で1学年平均3学級とする9学級以上は必要であるとの宮城県の標準的な学校規模が公表されました。本市の現状を見ますと、浦戸第二小学校、浦戸中学校以外は、児童・生徒の推移から見て、当面は県の示す標準的な学校規模を下回ることはありませんけれども、活力ある学校運営の推進のためには、将来的には学区の見直しに向けた準備も必要であるものと考えております。

小中学校の一貫的な取り組みについてお答えいたします。

昨年4月、児童生徒の減少に伴い、小中一貫的な県内初の併設特認校である浦戸第二小学校、浦戸中学校が開校いたしました。児童生徒一人一人に対してきめ細かな指導や、教師や児童・生徒との親密な人間関係の構築など、すばらしい評価をいただいております。浦戸両校以外でも小中学校の先生方が相互に授業を見合ったり、行事を見学したりするなど、小中の連携を図っておりますし、また、各小学校では、高学年においては教師もより専門的な特性をいかした専門教科制、例えば第一小学校では、小学校高学年には理科と書写の専科教員を置いて指導しておりますし、そのようなことをしたり、交換授業を行うことなど、各校の取り組みを行っております。

次に、全国統一模擬試験についてお答え申し上げます。

来年4月24日に、文部科学省により小学校6年生と中学校3年生を対象とした国語、算数、数学の全国的な学力調査が予定されております。全県的な学習状況調査につきましては、平成16年度から宮城、岩手、和歌山、福岡で小学校5年生と中学校2年生全員を対象に、小学校で国語、算数、理科、社会、中学校でこれに英語を加えた5教科の学習状況調査を実施しております。本年度も10月に実施される予定でありますけれども、来年度以降については現在県の方で検討しているということでございます。

本市独自の統一模擬試験の実施と公表につきましては、現在本市の小中学校では、個別に標準学力検査等を実施している学校もありますので、今後学校関係者等の意見等を聞きながら、統一化などに関して検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（菊地 進君） 内形建設部長。

建設部長（内形繁夫君） 私の方から下水道事業債における平準化債の割合についてお答え申し上げます。

平成18年度の平準化債、予算でも申し上げましたが、4億8,470万円となっております。平成18年度の下水道事業債元金償還額は14億3,270万円となっておりますので、これらに充当いたしますと、充当割合は33.8%となります。ちなみに平成18年度以降の見通しでございますが、収支見通表から申し上げまして、平成19年度の割合は34.3%、平成20年度の割合は35.6%となっております。

一方、下水道事業の年度別償還でございますが、汚水だけ見ますと、平成21年度でピークを迎えますが、雨・汚水全体の下水道事業の償還見通しいたしますと、平成26年度がピークとなります。したがって、議員が45年ももつかというようなお話ございましたが、耐用年数44年でございますが、当面、平準化債を有効活用しながら下水事業の安定を図ってまいりたいと思っております。

なお、管路につきましては、我々日常点検をいたしながら、安全な管路の維持管理をしてみたいと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。以上であります。

議長（菊地 進君） 2番田中徳寿君。

2番（田中徳寿君） ていねいな答弁ありがとうございます。

残り時間わずかなので、答えができたなら答えてください、できなければいいんですけども。要望としておきます。

なぜ教育を大事にするかということ、日本で一番住みたいまち、日本で一番教育力のあるまちではないかと考えてきたからであります。人口減少を他市町村からの流入で賄うのであれば、やはり何が一番塩竈にとって魅力があるかといえば、教育力じゃないかと。そして、その教育力の育った子たちが次代の塩竈を担っていく産業構造を図っていくことが塩竈が日本一住みたいまちになる一番近道じゃないかと考えております。だから、教育力を高めて、物すごく日本でユニークな実力のある教育のまちをつくっていただきたいという要望であります。

次に、市の職員の給与削減を2年間行うわけでありまして、2年間行うのが2年後のことを考

えなければ2年後にこの解決策は見出せないのではないかと考えております。手を打った先から次の手を考えなければ、泥沼の地方税法あるいは三位一体改革で地方自治体の財政は物すごくかじを失っていくのではないかと推察されます。物すごい今嵐が地方自治体に降り注いでいるのだと考えております。そのようなことがなければ、二、三日前に起きた夕張市のようなことが新聞報道されるわけがないのであります。

一つの仕組みが崩壊し、新しい自立という仕組みをつくり上げた自治体がいち早く財政再建がなっていくのだと考えております。今までは国の、県の許可をいただいて事業を推進してきたのだと思います。地方分権というものは、地方そのものがおのずと自分たちのまちの仕組みをつくり上げ、その仕組みを発展させる根本的な理念を醸成していくことが、日本一住みたいまちをつくり上げる一番早い近道だと思います。そのためには、自分たちがもっともっと制度を変えていく。国や県に要望して、できないのではなく、塩竈市あるいは市職員、あるいは市民のためにそういう制度を突破していく推進力が今このまちに求められているのだと思います。そのためにはできないのではなく、つくり上げていく姿勢が必要なんだと思います。

私がきょう、長々と平準化債を申し上げたのは、実例として申し上げます。塩竈市の一番財政上悪い市開発公社の利息が利率として一番少ない現実なのであります。果たして本当に内容が悪いところがなぜ一番少ない利率なのでしょう。そこにこの制度の壁があるような気がしております。一番優秀な水道事業がなぜ一番高率なのでしょう。それを解き明かすときが、塩竈市が一番栄えていくときを迎えるんだと思います。今、平成20年度に公営企業金融公庫がなくなります。塩竈市がようやくチャンスを迎えるときだと思っております。そのチャンスは今向こう側に座っていらっしゃる市当局の皆様の双肩にかかっていることを申し上げ、財政を切り開いていただくことを要望して、質問を終わります。

どうもありがとうございました。

議長（菊地 進君） 暫時休憩いたします。

再開は15時15分といたします。

午後2時57分 休憩

午後3時15分 再開

副議長（志賀直哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を継続いたします。

20番伊勢由典君。

20番（伊勢由典君）（登壇） 日本共産党市議団を代表して一般質問を行います。

質問の1番目は、宮城交通の路線バス廃止についてであります。

宮城交通は、昨年12月末、県内のバス路線、61系統、114路線の廃止計画を発表いたしました。塩竈市の廃止計画は100円バスや清水沢団地線、利府町、七ヶ浜町へ向かう路線の6路線であります。路線バス廃止の沿線に当たる清水沢や後楽町在住の方の呼びかけで、100円バスと路線バスの存続を求める会がつくられ、路線バス存続の要望署名を関係する町内会にも呼びかけ、短期間でしたが、1,120筆の署名が集まりました。会では6月6日、佐藤 昭市長に署名を提出いたしました。

要望要旨は、1．100円バスの存続、2．路線バス維持のため県に働きかけること、3．塩竈市は交通機関の確保に責任を持つことの3点であります。会の代表の方は、100円バスは市民に歓迎されている。市内は坂が多く、高齢者の車の運転は難しいので、バスがなくなったらどうなるのか、不安を抱えている。ぜひ、県にも働きかけられてほしい。あるいは後楽町に住んで20年たつが、通勤の足であり、100円バスはありがたい。バスは高齢者の方の足となっている。市はぜひバス路線の存続をしてもらいたいなどの存続を願う声が出されました。この取り組みは6月14日の河北新報にも報じられました。

この要望書提出の翌々日、6月8日、県地域連絡協議会仙台地域部会が開かれ、塩竈市はバス路線廃止に納得せず、協議不調のまま廃止の方向になったのは大代、七ヶ浜循環線、七ヶ浜線、利府線、これは塩釜営業所から、しらかし台、そして利府高校は、自治体の補助を前提に存続。加瀬沼線、これは塩釜埠頭、そして加瀬沼に通じるわけですが、引き続き協議を確認し、複数の自治体に関する路線の協議は6月20日で協議終了と各新聞に報じられました。

そこで、質問は次の3点を伺います。

第1点は、昨年の市内6路線の乗降客数と収支状況について伺います。

第2点は、県地域連絡協議会がなぜ不調に終わったのか、お聞きをいたします。その上で、市内循環バス、つまり100円バスのことではありますが、清水沢団地線、これは塩釜埠頭、清水沢の市営アパート前というふうになっております。利府線、先ほど言いました加瀬沼線の市の方針と今後の協議がどういう形で進むのか、お聞きをいたします。

3点目は、路線バス存続のためには県に対する財政的な支援が欠かせないものとなっております。路線バス存続のためにこれまでの働きかけについて伺います。

質問の2番目は、塩竈市立病院についてであります。

高齢者の患者さんの負担増となる国の医療制度が自民党・公明党の賛成多数で改悪されました。ことし10月から現役並所得、これは夫婦2人世帯で年収520万円以上、あるいは単身世帯で380万円以上の70歳以上の方の窓口負担が現行の2割から3割になります。また、70歳以上の長期の療養病床入院の食費あるいは住居費の負担は月3万円がふえます。2008年度4月から70歳から74歳の窓口負担が2割に引き上げられ、負担は1人当たり年平均2万円もふえると言われております。また、2008年度4月から75歳以上の後期高齢者医療制度をつくり、扶養をなくして75歳以上の高齢者の方から独自の保険料を徴収することになりました。しかも、年金から保険料を天引きいたします。65歳以上の国保加入者は保険料は年金からの天引きとなります。年金生活者の方々にとって医療費や保険料の新たな負担は大きな負担であり、受診抑制と健康悪化を招くおそれがあります。

しかも、今回の医療制度は長期医療型療養病床、現在全国では25万床を2012年までに15万床に削減し、介護型療養病床、これを13万床全廃するとしております。しかも、7月から療養型の診療報酬、医療区分1の点数が引き下げられます。塩釜地区管内の病院・診療所は平成18年度3月末で一般病床が917床、医療型の療養型の病床が275床、介護病床45床あります。この国の医療制度の制度変更、改悪を受けて縮小、廃止することになるならば、管内の病院経営の悪化と入院患者が出ざるを得ない深刻な事態をつくることとなります。

だからこそ、この法案審議で政府与党の自民党国会議員から療養型の廃止・削減に懸念の声が出ていたのであります。6月13日、参議院厚生労働委員会で日本共産党の小池 晃参議院議員は、厚生労働省が国民1人当たりの医療費の伸びを水増しをしていることを明らかにし、政府の言う医療費35兆円が2025年65兆円となることに対する根拠がないことを指摘し、厳しく政府を批判しました。それでも、政府与党は医療制度改悪反対署名2,000万人のこの署名数の声を全く無視し、法案を強行したのであります。

新年度、診療報酬は3.16%の引き下げになり、その経営影響について、日本病院会など4病院団体協議会が全国国立・公立・大学・民間病院7,291に緊急アンケートを行いました。231の各病院のアンケート回答で経営困難、経営・運営の困難、こうした声、回答。病院138施設、精神病院で104施設からの病院経営が困難だとの結果を5月19日に発表いたしました。

そこで、次の点を質問いたします。

一つは、高齢者の負担増をもたらす今回の医療制度で、市立病院の経営に与える影響につい

て伺います。

二つ目は、療養型病床削減が進められようとしております。しかも、7月の診療報酬改定が行われ、塩釜管内の療養型病床経営と患者さんにとって受け入れ先がなくなる深刻な影響が及ぶこととなります。塩竈市立病院にも療養型38床がありますが、患者さんの受け入れ先はどうか、どうするのか、お伺いをいたします。

3点目は、緊急再生プランは医師確保について示しております。国は国基準の医師が確保されないと診療報酬を引き下げるなどの制裁措置を行っております。塩竈市立病院の医師確保は新年度何人の配置なのか、お聞きをいたします。

四つ目は、2月議会で佐藤市長は救急医療体制は休日・一次は塩釜急患センター、2次は休日夜間は救急告示6病院で行っている。夜間の1次、2次が課題で、広域行政連絡協議会で塩釜医師会に体制の意見を依頼し、医師会で救急告示病院の調査と医師会アンケートを行った。しかし、そのアンケート調査の結果は示されていないと答えました。この間の6病院院長会議を踏まえつつ、広域行政連絡協議会の依頼で塩釜医師会が救急医療についてアンケートを行った内容とこの広域行政連絡協議会としての検討はどのような内容だったのか、佐藤市長にお聞きをいたします。さらに、この医師会アンケートの内容を踏まえた塩竈市立病院の救急医療の役割についてお伺いをいたします。

質問の3番目は、水産加工業と漁港背後地の再開発についてであります。

水産加工業は市の経済や雇用を支える基幹産業であります。平成17年度塩竈市統計書では、水産加工品の数量・金額は、平成9年度、数量で14万6,942トン、製造金額は928億3,924万円でしたが、平成16年、数量で10万6,396トン、製造金額は642億1,869万円で、数量で約4万トン減少し、製造金額で約286億円と大きく落ち込んでおります。加えて、最近は石油高騰あるいはすり身原材料の高値など、水産加工業の経営環境は厳しい事態になっております。この間、水産企業3社が倒産や閉鎖に追い込まれました。一方、水産加工団地に数年前倒産した水産企業の元工場にリサイクル企業が進出する話が出ております。

質問の第1点は、水産加工業のこうした現状と市としての振興を図る課題について今後どうするのか、お伺いをいたします。また、先ほど、新浜加工団地内のリサイクル企業進出の話について、市としてどういう把握をしてきたのか、お伺いをいたします。

さきの産業建設常任協議会に漁港背後地再開発の現況が報告されました。ことし1月23日、24日、宮城県から全国組織（全水加工連）と地元組合に漁港背後地の価格提示があり、全水加

工連は東日本の拠点として1万トンの冷凍冷蔵施設をCブロック1万3,000平米に建設する計画のため、県と売買契約を3月29日に締結したと報告されました。一方、地元組合は水産加工業を取り巻く厳しい環境の中で、事業実施のため最終的な詰めの作業を行っているとのことであります。全水加工連の市内の水産加工業に与える影響は大変大きなものがあると考えます。

そこで、次の点について伺います。

第1点は、全国組織の全水加工連の事業はどのようなものなのか、伺います。

第2は、地元組合の今後の進捗と市の役割はどう果たすのか、お伺いをいたします。

質問の4番目は、防災対策について伺います。

宮城津波防災月間行事として、5月27日、塩竈市公民館で津波防災シンポジウムが開かれ、約200名の参加者で宮城沖地震や津波に対する関心のこうした高さを示しました。「津波被害軽減技術の現状、被害から生きのびるために」をテーマに東北大学大学院工学研究センター越村俊一氏の報告があり、今後に生かす話でありました。

また、津波防災教育の取り組みで、南三陸町立伊里前小学校教諭の菅原聖子氏と気仙沼土木事務所から事例報告がありました。津波防災教育後のそうした、この学校で行った津波防災教育の感想には、「津波は怖くないと思っていた。映像を見て、津波は強い力を持っているんだと知り、今後気をつける」。「今の家は海から離れている。大丈夫だと思ったが、津波被害に遭うところだった。これからちゃんと準備したい」との感想が報告されました。

塩竈市内の小中学校で防災に関するテーマで具体化されたのは、第一中学校の防災マップづくりや玉川中学校の耐震学習が行われております。しかし、地震と津波などの防災教育は行われておりません。防潮堤建設や避難場所の設置などの整備が進み始めております。一方で、塩竈市がチリ地震津波によって受けた被害を風化させない取り組みも必要ではないでしょうか。

質問の第1点は、こうした学校の教育で、関係機関の協力も得て防災教育を行うべきではないかと思いますが、伺います。

昨年12月議会で、私の質問に対して佐藤市長は、県道利府中インター線が物流と産業振興、大規模災害時の物資輸送のメインルートの役割が期待されると回答いたしました。そこで、この大規模災害時に大量の支援物資をどこにストックするかが課題となります。しおりトンネルを出た後、老健施設のももせがありますが、その後ろ側に越の浦春日線建設当時の中継基地、現在駐車場として活用されておりますが、5,400平米、大体40台と言われておりますが、こうした用地も災害時に活用できるものと思われまます。もう一方で、千賀の台の入り口左側に市の

学校用地8,650平米があります。

そこで、質問の2点目は、千賀の台学校用地を活用し、防災のストック場所として整備をし、常には地元住民のスポーツなどに活用しながら、大規模災害時には緊急支援物資の集積所や非難箇所として活用するなら、防災体制の強化と地域の活用にもつながると思います。この土地の活用についてどう考えているのか、お伺いいたします。

質問の3番目は、防災に関しての関連で、宮町川水害対策について伺います。

宮町川の沿線は平成14年7月の台風6号で一部冠水いたしました。当時冠水した市民から、宮町川にポンプをつけてほしいとの声が出されました。当市議団は当時の市政に宮町川冠水対策を申し入れております。佐藤市長は、この川は海水路で潮位と連動した水位で高潮時に側溝に逆流するので、低地部にポンプ施設を設置し、強制排水を行う計画で事業認可を受けたと、平成17年9月議会で答弁しており、2月の予算特別委員会で小野絹子市議の宮町川の水害対策の質問に対して、当局から、可搬ポンプでない水排所で対応したいとの答弁でありました。

そこで、質問は、宮町川水害対策で事業認可を受けた低地部のポンプ施設はどう進めようとしているのか、お聞きをいたします。

質問の5番目は、北浜沢乙線についてであります。北浜沢乙線の新町雨水幹線工事、これは約総事業費16億円をかけて完成いたしました。北浜沢乙線の道路工事の関係で、塩竈市広報6月号に「宮町地区県道工事のお知らせ。北浜沢乙線宮町地区、本格着工。宮町分庁舎から外科医院まで160メートル、共同埋設工事が始まる」と掲載されました。北浜沢乙線の道路工事は公園から壱番館手前までの約480メートルの工事であります。既に中央の車道整備が進められております。市の中心部にある県道の大規模な道路工事に対し、市民から、「一体いつまでかかる工事なのか」、「道路の高さと宮町側や本町側の高低差は大丈夫なのか」といった声が出されております。

そこで、北浜沢乙線の道路工事の現状と今後の工事予定についてお聞きをし、第1回目の質問といたします。ご清聴のほど大変ありがとうございました。（拍手）

副議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 伊勢議員からのご質問にお答えいたします。

初めに、宮城交通路線バス廃止計画と市の対応についてということでございます。

初めに、廃止対象市内6路線、去年の乗客数と収支状況についてということでご質問いただきました。

お答えをいたします。昨年12月に、事業者であります宮城交通から、宮城県地域路線バス等対策連絡協議会に提案されました廃止対象路線は、塩竈市内を走る単独2路線と本市ほか3市町を走る広域4路線でございます。

これらの路線ごとの利用状況、収支状況についてご質問いただきましたので、お答えをいたしますが、まず、市単独路線であります市内循環線、いわゆる「しおナビ100円バス」であります。利用しやすいダイヤにしたことなどが効果を発揮いたしまして、乗降客数は前年度の倍以上の年間約27万人を超える利用状況となりましたが、同社の試算によりますと、収支状況は約年間1,960万円赤字額ということであります。そのうち、塩竈市は1,400万円を補助いたしております。次に、清水沢団地線につきましては、年間8万5,000人の乗降客数であり、約1,500万円の赤字となっておりますが、市は130万円を補助いたしております。

また、広域4路線のうち、塩釜営業所から松陽台経由と多賀城駅から伝上山を経由する利府線でございますが、この路線は主に利府高校へ通学する学生のための便でありまして、約2万2,000人の乗降客数でございますが、990万円ほどの赤字額となっております。また、加瀬沼から大日向地区を経由し塩釜地区を走る加瀬沼線でございますが、本路線は利府町民バスと競合していることもあり、1万5,000人の乗降客数で年間約400万円ほどの赤字額となっております。塩釜営業所と七ヶ浜地区を結ぶ二つの系統からなる七ヶ浜循環線は約10万7,000人の乗降客数で1,340万円ほどの赤字額となっております。最後に、塩釜営業所と汐見台地区を結ぶ七ヶ浜線は1日1往復のみの運行であり、8,000人ほどの乗降客数で年間約820万円近くの赤字額という報告をされております。

廃止対象6路線と市の方針ということのご質問でございました。

市内単独の2路線につきましては、存続を基本に今後とも宮城交通と協議を続けてまいります。一方、広域の4路線につきましては、事業者が昨年12月20日に赤字廃止対象バス路線の廃止を地域協議会に申し入れて以降、市といたしましては高齢者や通勤・通学者への影響を考え、二市二町で連携して存続を要望するという姿勢を貫いてまいりましたが、この後もそのための協議を重ねてまいりたいと考えております。

こうした中、去る6月6日には、100円バスと路線バスの存続を求める会から要望書を受けました。要望書の趣旨を事業者に伝えてまいりたいと考えております。また、さきに報道されました七ヶ浜循環線、七ヶ浜線、大代線の廃止への対応につきましても、宮城交通からは多額の赤字ということを理由に廃止という申し入れでありました。本市といたしましては、関係市

町と引き続き存続に向けての協議を進めてまいりたいと考えております。

最後に、県への働きかけについてのご質問をいただきました。

私といたしましては、2月9日に開催されました知事と県内市長会の行政懇談会の機会をとらえ、知事に対しまして路線の存続とともに地域の足となるバス運行への自治体補助には限界がありますことから、県の支援を要望させていただいたところでございます。他の市長からも同様の要望が引き続き出され、知事からは、県としても生活の足を確保する支援策の検討に着手したい旨の回答があったところでございます。さらに、2月15日には塩釜地区広域行政連絡協議会において、知事との意見交換の場がありましたので、その場をお借りして、地方バス路線の運行維持対策の充実強化を知事に要望いたしておりますが、なお、今後ともあらゆる機会をとらえて地域の大切な足であります路線バスの存続について働きかけを行ってまいります。

市立病院について、何点かにわたるご質問をいただきました。

まず初めに、国の医療制度改正と市立病院に与える影響についてお答えをいたします。

平成18年4月からの診療報酬改定は総額で3.16%という制度史上最大の引き下げ率となっており、2,018項目にわたる診療報酬が見直され、4月1日から実施されております。今回の改正は個々の診療報酬の決定の前段に診療報酬の総額を内閣が決定するという、従来とは異なる方式で進められましたため、医療関係者だけでなく、診療を受ける側にも大きな不安が広がっているところでございます。

具体的な項目を見ますと、再診療、紹介外来加算、入院時食事療養費の特別管理加算などが引き下げ、または廃止され、一方、急性期入院医療の実態に即した看護師配置に対する入院基本料が大幅に引き上げられました。これに伴い、看護師の増員が不可欠となり、各医療関係機関では、医師、看護師確保に困難を極め、このことによる人件費の増大が今後の大きな課題となっております。また、初診料では病院と診療所の格差の解消、手術施設基準の廃止、小児科、産婦人科、麻酔科、安全対策等に対して一定の配慮が行われてはおりますが、全体としては、急性期及び慢性期いずれについても、今回の改定はこれまで以上に病院経営にとって大きな打撃となっておりますと考えております。

療養型病床削減計画の市立病院への影響についてお答えをいたします。

国では、医療制度改正の中では、療養病床の再編が計画されております。その内容は、医療保険適用の療養病床には医療の必要度の高い患者の受け入れに限定し、医療の必要度の低い患者については病院ではなく介護保険が適用される在宅、または老人保健施設で対応するという

内容の改定となっております。この方針では、全国の現行の療養病床38万床のうち、介護療養型医療施設13万床はすべて廃止し、医療療養病床は25万床から15万床に削減しようとする内容であります。

一方、診療報酬上では、7月から療養型病床患者を症状によって三つのランクに区分けいたします。具体的には、医療の必要性としての医療区分、日常生活動作能力区分に基づき患者を分類し、医療必要度が低く、自立度の高い患者の入院基本料は大幅に引き下げられることとなります。市立病院には医療療養型病床は38床ございますが、医療の必要度の低い患者の皆さんにつきましては、核家族化や老老介護あるいは住宅等の問題のため、高齢者を入院させておられる家族などの立場を配慮し、必要とするケースが認められますことから、個々の療養型病床利用者の実情等を十分勘案しながら適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

また、経営的な観点から見れば、医療度2・3ランクの患者が80%以上を占め、医療の必要度が高く自立度が低いため、大幅なマイナスとはならないものの制度改正による減収は避けられないものと考えております。

再生緊急プランと医師確保についてお答えをいたします。

医師不足は今や全国的な課題となっております。特に地域医療の中核的役割を担っております自治体病院の医師不足は極めて深刻で、当院でも平成17年4月には常勤医師が10名となり、病院存続の危機に直面いたしました。しかし、昨年度は東北大学や宮城県医師会や医療圏の病院長などに対し地域医療圏における当院の役割や再生緊急プランの進捗状況などを訴え、協力をお願いした結果、この4月には常勤医師3名の増員を見、13名の体制となっております。救急医療を含めた地域医療を担うとともに、継続安定的な経営を行っていくためには、医師の確保が不可欠でございますので、本年度は、呼吸器科、神経内科、麻酔科の医師確保に向け全力で取り組んでまいりますので、議員各位のなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

救急医療と6病院院長会議を踏まえた対応についてご質問いただきました。

受け入れ体制の整備がおくれております二市三町の夜間の救急医療につきましては、救急指定の6病院が受け入れ、各病院の当直医が対応をいたしておりますが、昨今、医師不足による労働過重などから、これ以上病院側の自主努力だけでは対応できない状況にあるものと認識をいたしております。このような状況を踏まえて、昨年、塩釜医師会に対し、塩釜地区広域行政連絡協議会長名で夜間の救急医療体制の整備に関する協力方をお願いいたしましたところ、医

師会では、救急医療検討委員会が6病院の院長会議と連携して、会員に対してアンケート調査を行ったところでございます。その結果につきましては、今年3月末に報告を受けておりますが、回答を寄せた会員の65%が救急体制の整備に前向きであり、医師会といたしましては今後具体的な体制対策の検討をされるものと期待をいたしているところでございます。二市三町としても受け入れ体制の確立に向けて一定の負担を行うとともに、市立病院といたしましても4月から医師数が増加しつつありますので、救急患者の受け入れ体制の強化に努め、地域の救急医療にさらなる役割を果たしてまいります。

市内水産加工業の実態と漁港背後地再開発についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、水産加工業の現状と課題といったような内容でのご質問であったかと思いますが、最新の統計となります東北農政局による調査によりますと、議員のお話にもございましたが、平成17年における宮城県水産加工品生産量は、平成16年に比較し2%減少したことが報告をされております。本市に関係の深い練り製品では2%、塩蔵品では12%の減少となっております。輸入冷凍魚の不足と価格高騰の影響を受けているものと予測され、本市水産加工業界においては、さらに厳しい環境に追い込まれているものと推測をいたしております。

ご承知のように、本市は北転船の発祥の地であり、全国一の基地でございました。このため、本市の水産加工業は北洋魚を原料とした練り製品と塩蔵品、調味加工品を柱として発展をいたしてまいりました。200海里以降は、各国による漁業規制の強化の中、加工原魚をアラスカ産を中心とした北方輸入冷凍魚に徐々にシフトをしながら生産量を維持発展させてきたという内容であります。

しかしながら、この加工原魚の輸入に関しましては牛肉のBSE問題でありますとか、鳥インフルエンザの影響によるヨーロッパでの魚の消費拡大、また、中国での水産加工の製造規模拡大などにより、供給量が不足し価格が高騰の一途をたどっております。その結果、我が国への北方冷凍魚の平成17年の輸入量は平成16年に比較すると、すり身やマダラで10%以上、アカウオなどのメヌケ類に至っては30%減少しており、生産量に見合う原魚の確保が困難となっております。また、その価格も40%以上上昇いたしておりますが、長引く景気低迷感の中で、原料の高騰を製品価格に反映できないため、加工業者にとっては企業努力では吸収できない大きな負担を強いられているものと憂慮いたしております。平成18年に入りましても、北方冷凍魚の輸入量の減少と価格高騰の趨勢は継続されておりますので、これらの安定確保が本市の水産加工業の喫緊の課題であるというふうにとらえております。

次に、全国組織の漁港背後地売買契約と、水産物取り扱いの事業展開見通しについてご質問いただきました。

漁港背後地の東側、約1万3,000平米のCブロックにつきましては、これまで業界と市が一体となって進出を働きかけてまいりました全国組織が宮城県より土地を購入されました。現在、引き渡し完了し、1万トン規模の冷蔵施設を建設すべく事業計画を検討している段階とお伺いをいたしております。全国組織の本市への進出により、水産物に関する国際的な情報の受け入れや、その流通網の活用による加工製品の販路拡大と本市水産加工業の活性化への好影響が期待できるものと考えており、市といたしましても今後とも計画の推進を働きかけてまいりたいと考えております。

地元組合の対応についてであります。漁港背後地の中央部1万8,000平米のBブロックにつきましては、地元組合がH A C C P対応の共同加工場を建設する計画を持っておりますが、水産加工業を取り巻く厳しい環境の中で、事業の実施に向けて今、詰めの作業を行っているという把握をいたしております。

これら漁港背後地の再開発につきましては、業界全体が取り組んでまいりました事業でありますので、当初の物流センター構想に一步でも近づきますよう、今後も業界と市が密接に連携を図りながら目的達成に努力をいたしてまいります。

防災対策、水害対策についてご質問いただきました。

初めに、津波防災教育についてお答えいたします。

先月の27日、公民館におきまして、平成18年度津波防災月間の一環として、津波防災シンポジウムを宮城県と本市が共催いたしましたところ、230名を超える多くの市民団体の方々にご参加をいただきました。改めて市民の皆様の防災に対する意識の高さに驚かされ、また、南三陸町の伊里前小学校かと思いますが、伊里前小学校における津波防災教育の事例が発表されるなど、小中学生にとりましても大変有意義なシンポジウムであったと感じております。シンポジウムでの意見発表でもございましたように、防災教育が小中学校で取り組まれますことは大変に有意義なことではないかと考えております。

本市においても、昨年10月、第三小学校において子供98名、保護者の方々53名、計151名の皆様方が実際に体育館の避難所に宿泊され、地震・津波の体験学習を行ったところでございます。また、11月には、第一中学校で二日間にわたり自分たちの通学路や学校周辺等の危険箇所を地図に書きあらわす防災マップづくりの研修会を行っておりますし、本年2月と3月には、

建築士会の皆さんの協力をいただき、玉川中学校の生徒さんと自主防災組織の皆様方と木造耐震診断教室を開催いたしました。今後とも、各学校で防災意識の高揚への取り組みを積極的に進めてまいりたいと考えております。

先日開催いたしました総合防災訓練の際にも、体育館でかつての津波の被害のニュースを映し出させていただきましたところ、大勢の方々から改めて津波の恐ろしさ、怖さを実感していただけたものかなと思っておりますし、こういったフィルムを多くの方々にごらんいただくような努力をなお重ねてまいりたいと考えております。

そういった防災の一環として、千賀の台の学校用地の活用についてご質問いただきました。

最近の報道等でもありますように、宮城県では三陸縦貫道などの高速道路を地震発生後の物資の輸送、応急対策活動を実施するための重要な道路として位置づけております。また、本市の地域防災計画におきましても、災害時の非難場所などの確保についても記述がされているところであります。

お尋ねの千賀の台の土地につきましては、昭和61年5月、千賀の台団地の造成に伴い市に帰属され、教育財産となっておる土地であります。この土地を含めまして市内に点在している市有地を災害時における、例えば仮設住宅でありますとか一時避難の場所として、また、瓦れき類の一時ストックヤードなどとして有効活用することについて、今、検討を始めたところであります。いずれ極めて高い確率で予測されている宮城県沖地震にはあらゆる場面を想定し見直しを行ってまいりたいと考えております。

宮町川の水害対策についてご質問いただきました。お答えいたします。

宮町川の水害対策につきましては、過去の本議会におきましてもご質問いただきました。その際にもご答弁をさせていただいておりますが、この水路は海水の干満の影響を直接受ける地域であります。このような観点から、公共下水道の雨水計画におきましては、宮町水路梅の宮1号幹線を事業認可区域に位置づけ、事業規模に合わせ整備を行う計画となっております。現段階での基本計画といたしましては、ボックスカルバート等を活用した整備にあわせ、ポンプによる雨水排水を計画いたしております。これは地域一帯が高潮時の海面の高さより低い地盤となっておりますことから、降雨時の排水施設であります道路側溝と海水面を直接接続することを避けることにより、側溝などの海水が逆流することを未然に防止するという立場であります。このため、着手できるまでの当面の対策としては、その際の答弁でも申し上げました、低地盤地域の降雨時による雨水排水につきまして、排水区域を最小限に限定し、短期間の排水に

対応可能な可搬ポンプを設置するなどの対策を行ってまいりましたし、今まで行ってきたところでもあります。最近、この宮町水路につきましても、市民の方々からさまざまなご意見をちょうだいいたしております。こういった市民の方々の最大公約数を集約する形で今後宮町地区の雨水排水計画に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

北浜沢乙線についてであります。

北浜沢乙線につきましては、県の方からは平成19年度末に事業が完了するということの報告がされており、いろいろな機会をとらえまして議会の皆様方にもその実情をご説明させていただいたところであります。今現在は、四方石公園から国道45号までの延長520メートル区間において、電線等の共同溝の工事が進められているところでありますが、平成18年度は主にこういった工事を進めるということで、県の方から示されております。

また、道路が終わったが……、という話でございましたが、今車両の通行の用に供しております道路はあくまでも仮設道路でございます。仮設道路に交通を切りかえながら、先ほど申し上げました歩道部に設置されます電線類の共同溝の整備を進めていくということになるものと考えておりますし、その間を活用して、近接する地盤高が低い一般の住宅地の地盤のかさ上げといったようなものが行われるというふうに認識をいたしております。

いずれ平成19年度末までまだ、時間がかかります。市民の皆様、特に沿道の皆様方にはいましばらくご迷惑をおかけすることになりますが、よろしく事業にご協力をいただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

副議長（志賀直哉君） 伊藤市立病院長。

市立病院長（伊藤喜和君） 伊勢議員のご質問にありました病院の医師数に関してお答え申し上げますが、現在、常勤医師数は13名、研修医1名ということで14名になっております。それから、非常勤医師数も加えますと17.6人ということになりまして、法律で定められた必要な医師数14人を上回っております。以上でございます。

副議長（志賀直哉君） 伊勢由典君。

20番（伊勢由典君） ご回答ありがとうございます。

そこで、バス路線について改めてこうしてお聞きをしますと、それぞれの路線ごとの利用状況の実態がきょうの議会の中でもそれぞれ明らかになったと思います。そこで問題は、私はこれを考える上で二つぐらいあるのかなと思います。

一つは、市の方針はそのとおり存続の方向で頑張っていきたいと、こういうことであります。問題は今後のどうも七ヶ浜はああいう方向で二つは廃止の方向で宮交さんは打ち出したということですね。大代線も含めて3路線ということになるのでしょうか。そこで、今後の取り扱いは、先ほどいろいろと協議会そのものはほぼ終わっているというふうに見なしてもいいのかなと思うんですが、いわば存続のための話し合いについて、どういう道筋をたどって、恐らく9月あたりに一定の結論を出さざるを得ないということになるんですが、まず、その点について、いわば詰めの協議といえますか、そこら辺についてどういうふうな方向になるのか、市の考えをお聞きをしたいと思います。

それから、県への働きかけという点でいいますと、補助対象の路線が、補助があるかと思えます。ただ、それは広域の関係の補助対象なのではないかなというふうに思うところであります。例えば利府とか七ヶ浜とか、こういう部分での国、県のそれぞれ2分の1ずつの負担割合と。あるいは県単の方もあるようではありますが、いずれにしても補助の緩和をどういうふうにそれを進めていくことが今後必要になってくるのではないかなというふうに思うんですね。

実は、当議員団、県の議員団を通じて、この5月11日の時点でどういう方向なのか、県の総合交通対策課に聞いたところ、一つは、結論から言えば、それぞれの自治体の方針がまず基本であると。それからもう一つは、こうした路線について県の補助についてどういうふうに考えるかという点で、まずその自治体はどう考えるかが先決ということと、一定の補助にすることについても住民の利便性や将来の交通体系も考え、どのようにしていくか主体的に検討することかまず肝心だという担当の方のお話でした。党も県議団を通じて路線についての県の補助の関係についてもそのように考えておりますので、改めて、先ほどいろいろな県知事への2月初めの要請なりあるかと思いますが、その辺の取り組み方について、詰めの交渉になるかと思えますので、その辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、もう一つは、こういうふうにバス路線が大変望まれている中で、先ほど、例えば100円バスについても差し引きで500万円くらいのいわば赤字ということになるのでしょうか。赤字額1,900万円に対して市が1,400万円の補助をしていますよ。その差は約500万何がしということになるわけですが、利用者をもっと拡大していくという点で、これは一つの意見です。意見ですが、例えば100円バスはぐるっと駅を回っている。そこにアクセスするような路線をもう一つつけ加えていったらどうかという話もあるんですね。例えば、伊保石の方は従来のバスのあれで100円バスはなかなか利用できないという話とか、小野市議の方も、例えば青葉ヶ

丘の方もなかなか来ないのだという話もあったり、さまざまこの路線についての評価は評価として、しかし、利用できる利用者をふやせばその赤字は埋められるわけですから。そこら辺のお考えになるのかどうか。

まず、二つの点についてまず聞いておきたいというふうに思うところであります。まず、その点について再度お聞きをしたい。

余りあと時間もありませんから、市立病院、医療については、先ほど言ったような実態だろうというふうに思います。そこで、さほど時間もありませんので、救急医療の対応について、3月末に医師会のアンケートが行われ、初めて恐らく議会でそのアンケートについての回答が、今度のきょうの一般質問の中で正式なお答えがあったと思います。3月末に報告、65%云々ということていろいろ期待をしたい。

そこで、もう一つ考えていただきたいのは、こういう方向での進め方、二次医療、夜間でのいわばそれぞれ民間病院、救急告示病院をお願いをすること。市立病院の役割もさらにそういう点では一層今後の医師確保を前提にして役割を發揮していかなければならないことと同時に、先ほど前段述べて、私も述べ、市長もある程度そういうお話もございましたが、医療機関の経営という体力という問題からいえば、今回の医療制度の大幅な変更は6病院そのもののいわば経営といえますか、この二市三町の管内の医療のいわば危機をもたらす可能性も含んでいるのではないかと。

そこで問題は、ぜひお願いしたいのは、こうしたいわばせつかく前向きないろいろな動きがございますので、ぜひ議会の方にやはりこうした6病院なり、こうした塩釜管内の医療圏の病院、救急告示を受けている病院、療養病床を受けている病院、それから診療所もあるでしょう。そういうところでの一つは実態をぜひ調査をしていただいて、議会の方に必ず報告をしていただきたい。私ども民生協議会で市立病院のいろいろ経営については時々報告を受けるんですが、残念ながら、管内での救急医療も含めた医療の実際と現状について必ずしも議会の側で報告を受けているというのではありません。こういう質問を通じて初めてこういった問題があるわけでありまして。その点で、ぜひその点について今後対応をぜひよろしくお聞きをしたいし、その辺についてお考えがどうなのか、お聞きをしたいと思っております。

それから、ちょっと触れなかったのでは、加工団地の加工業の実態について大変厳しいなと思います。やはり原材料の安定確保のためにはいろいろな取り組み方が今後必要になってくるだろうと思っております、安定確保のための。その辺の対応についてどのようにされようとしている

のか、お聞きをしたいと思います。

Bゾーンについては先ほど触れましたので、あと時間もさほど、15分までですか、ありませんので、その点についてだけ再度確認をしたいと思います。

副議長（志賀直哉君） 棟形市民生活部長。

市民生活部長（棟形 均君） それでは、私の方から路線バスの廃止の関係についてお答えをいたします。

まず、市の単独路線につきましては、市長が申し上げましたように、市内循環バス、それから今回出されております清水沢団地線、この件につきましては存続を基本にいたしまして継続協議をしてまいりたいというふうに思っております。それから、広域の路線のうち、お話のありました利府線、それから加瀬沼線、この2線につきましては、地域協議会の中でも継続して一定の条件のもとに存続が可能かどうかの協議を継続するということになっておりますので、関係する市町と引き続き協議をしながら事業者とも当たってまいりたいというふうに思っております。

それから、問題の七ヶ浜関係の3路線でございます。これにつきましても、やはり関係する七ヶ浜町さん、それから多賀城市さん、それから私どもの3市で路線のあり方あるいはその便数の確保を含めて、引き続いて協議をしていく必要があるというふうに考えております。

それから、県の指導ということで、今、宮城県の方では市町村の主体的なかかわりが大切であるというお話をされているということでありますけれども、ひとつ、広域の路線につきましては、やはり市の主体的な部分も当然でありますけれども、広域路線でありますから、補助のあり方でありますとか、存続のための指導・助言、こういったものをやはり県の方に主体的にかかわっていただけると大変ありがたいというふうに考えております。

最後に、100円バスの関係でございます。アクセスについてどうかということでございます。これまで議会の中でもいろいろな要望がございましたけれども、まず、現在100円バスの存続が大前提と、こういうことで考えておりますので、アクセスの関係についてはちょっと検討課題ということでさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

副議長（志賀直哉君） 三浦産業部長。短く。

産業部長（三浦一泰君） 水産加工の原魚確保につきましては、これまでアラスカの生産者との交流を行いながら、加工原魚の確保を図るためにアラスカシーフードフェアなどを支援させていただいております。また、議会のご協力もいただきながら燃料油の安定確保なども行って

きたところでございます。

また、このたび漁港背後地に整備されます全国組織の冷凍庫につきましては、乾燥防止などの新しい技術が入った施設でございまして、原魚保管に大変有効な施設というふうに理解をしているところでございます。私たちといたしましては、今後とも基幹産業の柱であります水産加工業の安定経営に向けまして、こうした動きを積極的に支援してまいりたいと考えております。以上でございます。

副議長（志賀直哉君） 7番今野恭一君。

7番（今野恭一君）（登壇） ニュー市民クラブの今野恭一でございます。

このたび一般質問の機会をお与えくださいました先輩並びに同僚議員の皆様には感謝を申し上げます。質問をさせていただきます。

佐藤市長は、日本で一番住みたいまち塩竈の実現を目指し、日夜東奔西走しておられますことに市民の一人として敬意を表します。

さて、東洋一とうたわれた魚市場も、水揚げ隻数は昭和45年をピークに減少し、また、陸上経路で取り引きされる魚も車両台数で見ると平成5年をピークに減少しております。一方、そのすべての取り引きを金額で見ると、昭和57年に500億円を超えてからは減少傾向をたどっております。さらに、人口は国勢調査の数値で見ると、平成7年は6万3,566人で、それまでは増加傾向にあったのですが、平成17年の国勢調査では5万9,355人と4,211人の減少となっております。このように基幹産業の盛衰が人口の増減に影響し、ひいては歳入の増減にも影響を及ぼしていることは明白であります。

今、本市の企業、基幹産業と言われる水産業や水産加工業の業者、さらには建設業者等が倒産に追い込まれ、廃業を余儀なくされております。そこで働いていた人たちはやむなく失業に追い込まれ、職を求めて他の町へと転出していきます。それが人口の減少となり、市民税が減り、交付税も減ってきているため、税収の落ち込みとなって、本市の財政に大きな影響が出ていることは否めません。

歳入が不足すると歳出を削減して帳尻を合わせなくてはなりませんが、人件費のような固定費を減らすことはなかなか難しいので、勢い事業費を削減せざるを得ない状況に追い込まれており、聖域をつくることなくすべての分野において削られているのが現状であります。私たちの議会でも定数を削減してまで努力しております。平成7年、私が初めて議員に当選させていただいたころは定数28名でありましたが、来年の統一地方選挙では定数を21名と決めました。

何と25%の定数削減となっております。

財政再建について申し上げます、歳出を削減するだけではなく、ほかに解決策がないわけではありません。それは、企業を元気にし、さらに企業を誘致して、失業者を減らし就業者人口をふやし、歳入をふやすことでもあります。

そこでお伺いいたします。財政再建につながる基幹産業の立て直しについて、市長はどうお考えなのか、お聞かせ願います。

今、本市では、海辺の賑わい地区を区画整理し、イオングループが進出してくることが決定しております。それによって300人程度の働き手が必要となり、失業者が減少し税収がふえることは期待することができます。しかし、それだけでは財政問題を解決することはできません。なぜならば、区画整理事業には数十億円の先行投資が必要です。それを取り戻すだけでも並大抵ではありません。

そこで、市長にお伺いいたします。産業誘致についてどのようにお考えなのか、お聞かせ願います。

次に、J R A ウィンズの早期誘致についてお伺いいたします。

私はJ R A ウィンズの誘致を提唱しております。J R A ウィンズは関連する仕事を含め350人程度の従業員を必要とされております。そして、J R A ウィンズの建物から固定資産税や水道料金、下水道料金もいただけるのであります。また、その周辺にある空き地が有効に活用され、新たなお店もふえたりすることでしょう。さらに、道路、交通安全施設、下水道施設、駅前広場、公園の整備など、本市が行う環境整備に対して環境整備事業費が助成されます。このように、J R A ウィンズは、本市の行政運営上、また、財政再建上大いに貢献が期待できると思います。否、財政再建には現在本市にある産業の活性化とJ R A ウィンズの誘致以外にありません。産業の活性化なくして財政再建なし、産業の活力をなくして福祉なしであります。市民が豊かにならずして塩竈市が豊かになるはずがありません。財政再建は富民政策からであると思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか、お聞かせ願います。

次に、広域市町村合併についてお伺いいたします。

塩竈市単独では開発すべきところは既に開発され、面積に対する人口も飽和状態となり、ピークを超えて減少しております。

そこで、市長は将来の市町村のあり方についてどうお考えなのか、お聞かせ願います。

次に、交通渋滞の緩和策についてお伺いいたします。

本市の東を通る県道八幡築港線、通称産業道路は港町周辺での渋滞が恒常化しており、今後海辺の賑わい地区の区画整理が進み、商業施設などが張りついた場合、さらなる渋滞が予想されますが、その対策として港町から北浜もしくは新浜町方面に橋をかけ、港町から直進させる方法があります。もちろん県道ですから、塩竈市が直接建設することはできないでしょうが、県にお願いをすることにはならないのでしょうか。市長のお考えをお聞かせ願います。

なお、国道45号線について通告しておりましたが、課題が混同してしまうと誤解を招くので、今回は割愛させていただきます。

以上で、第1回目の質問を終わります。ご清聴まことにありがとうございました。（拍手）
副議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま今野議員から3点にわたるご質問をいただきました。

初めに、産業の活性化のご質問にお答えいたします。

基幹産業の立て直しについてという内容であったかと思えます。塩竈市は歴史的に見ても海とのかかわりの中ではぐくまれてまいりました海洋都市であり、これまで港を築き、市場を築き、水産業・水産加工業を基幹産業として発展してきたまちであります。また、市内製造品出荷額約850億円ありますが、水産加工生産品が650億円を占めており、その他関連産業も含めると依然としてこのまちでは水産業・水産加工業が基幹産業であることは多くの方が認めるところであるかと思っております。

しかし、近年水産業・水産加工業を取り巻く環境は大変厳しさを増し、魚市場水揚高の減少、加工原魚不足、価格の高騰などにより、生産額の減少を招き、結果的には撤退を余儀なくされる事業者も発生しており、本当に胸の痛む思いであります。

このような状況から脱却するため、漁港背後地を活用した水産物流基本構想でありますとか、あるいはマグロのブランド化、衛生管理の充実などにさまざまな分野の取り組みを行ってきたところでありますが、市といたしましても、このような水産業界・水産加工業界の方々の苦境を脱するため、業界とともに取り組んでまいりたいと考えております。

そういった中で、新たな産業の誘致という問題を提起いただきました。

本市では、新たな企業誘致といたしまして、最近の事例でありますと、貞山地区の遊休地に自動車リサイクル施設を、また海辺の賑わい地区にはまちづくり参画事業者の誘致を進めてまいりました。本年4月からは塩竈市いきいき企業支援条例を施行し、企業の進出や施設の増設等への優遇制度を導入させていただきました。機会あるごとに地元団体での会合等で制度の説

明を行うほか、7月には県主催の企業立地セミナーが東京で開催されますので、このような機会を活用し、積極的に塩竈のPRを行ってまいりたいと考えております。

しかしながら、本市におきましては、他市のような自治体みずからが所有する工業団地が残念ながらも、あくまでも既存の民有地への誘致の働きかけというような厳しい状況であります。かつて水産関連の産業が本市の基幹産業となった背景には、他に先駆けまして漁港、冷蔵庫あるいは製氷工場を整備し、また、販路の開拓などに取り組んでまいられた先人のたゆまぬ努力の成果と考えております。やはり、次の時代の産業も日々の努力を重ねて築き上げるべきものであり、地域に蓄積された技術や人材、大消費地に近いという地域メリットを十分に生かしていくことが何よりも肝要ではないかなと考えております。

今後は、塩竈の地域特性を生かし、水産を初めとする一次産業、水産加工業を初めとする二次産業、そして、商業や観光を初めとする三次産業がそれぞれ連携・融合した塩竈ならではの独自の産業施策の展開が極めて重要と考えております。そういった中で、こういった企業がより塩竈に効果が……、というようなお話もいただきました。我々は当然のことながら直接的な便益の大きさも必要であります。間接的な便益、波及効果といったらよろしいのでしょうか、そういった効果が大きいもの等につきましても積極的に開拓していくべきではないだろうかというふうに考えているところであります。

次に、場外馬券売り場誘致の件についてお答えをいたします。

先ほど伊勢議員からご質問をいただきましたし、今野議員からご質問いただきましたとおり、本市の水産業・水産加工業界、大変に厳しい環境に追い込まれているというふうに理解をいたしております。そういった中、この問題につきましても、地元の水産物販売の組合がこういった現状を打開するため、活性化策の一環として取り組まれているものと理解をいたしております。これまで、賛成・反対、それぞれの立場からいろいろな意見、動きがあり、平成12年9月定例会では設置に反対する請願が賛成少数で否決された経過等も勉強させていただきました。この施設の認可者はあくまでも農林水産大臣であります。同省では地元町内会の状況や警察署との協議内容などを踏まえ、関係法令で定められております設置基準や交通問題、生活環境の保全などの見地から総合的に判断されることとなっておりますし、現在、これらの手続が進められつつある段階と認識をいたしております。本市といたしましては、こういった経過を踏まえ、今後ともその推移を見守ってまいりたいと考えているところであります。

広域市町村合併についてご質問いただきました。

市長としては広域合併についてはどのように考えているのかというご質問であったかと思えます。平成15年に市長選に立候補させていただきましたときに、私はこれから先、この地域はやはり合併問題に真剣に取り組むべきであり、私は合併については基本的に賛成でありますということをお願いさせていただいております。ただし、負の資産を持ち寄るような合併ということについては、多くの市民の方々の同意はいただけないのではないかなというふうに考えております。それぞれの地域が合併することによりまして、さらに地域住民の方々の生活水準の向上でありますとか、産業の活性化、あるいは学校教育の水準の向上といったようなことにつながる合併でなければならないだろうというふうに考えております。そういったことでありますので、当然のことながら、一定の方針につきましては多くの市民の方々に説明をし理解をいただいた上で進めていかなければならないものというふうに考えております。

なぜこういうことを申し上げるかと思しますと、例えば具体的に二市三町といったようなものがその候補として上がってくるかと思っておりますが、二市三町、それぞれいろいろな立場がございます。例えば塩竈を除く他の一市三町の方々からいたしますと、やはり懸念は塩竈の財政問題であります。そういったものを負の遺産として持ち寄る合併ではという懸念をされていることは事実であります。ということもありまして、我々はまずはこの地域の財政の健全化こそが今後の展望を開く上で大変重要ではないかというふうに考えておりますし、不退転の決意で行財政の健全化に今現在取り組みを始めたところであります。

また、平成17年度施行の新合併推進法では、平成22年の3月まで合併した場合の特例として、普通交付税の算定や合併推進債の発行等の財政支援が受けられることも事実であります。そういったことを広くお知らせしながら、この地域としてどうあるべきかということの議論を喚起してまいりたいと思っております。

次に、八幡築港線についてご質問いただきました。

議員から、国道45号につきましては今回取り下げるという話でありましたが、基本的な認識であります。国道45号がやはり何カ所かの交差点で渋滞が発生しているといこうとは事実であると思っております。そういった45号の交通混雑緩和のために、三陸縦貫自動車道路、国道でいきますと45号の自動車専用道路という位置づけになりますが、こういったものを国で整備し、県におきましては八幡築港線を整備することによりまして45号線の渋滞緩和に結びつけていくという道路行政が展開されているものと理解いたしております。

そういった中で、八幡築港線につきましても、不測の工事費を要したために整備までまだ若

千の時間がかかるようではありますが、この路線が開通いたしますと、若干ではありますが、45号の交通混雑が緩和されるものと思っております。そういった中、議員からは塩竈の湾奥部を横断して向かい側で国道45号にタッチさせる、いわゆるベイブリッジを整備してはいかがかというご質問でありました。

このことにつきましては、前にも木村議員からそういったご提言いただきました。長期的には大変すばらしい構想かと思っておりますが、短期的に考えました場合、例えば今現在、港を利用する船舶が出入りしているわけでありまして、具体的に申し上げますと、西埠頭等には今現在でも3,000トン前後の船舶が離接岸をいたしております。当然、船舶はこの橋の下を通過しなければならぬわけでありまして、当然橋の高さについては水面から四、五十メートルの高さになります。そういたしますと、その高さに道路をアクセスさせるためには、恐らくは塩竈市と多賀城市の境界付近から道路を上げていかないと、道路が湾奥部で横断をできないということになります。そういたしますと、沿道の方々の利用は不可能になるといったようなことになりますので、塩竈市といたしまして、こういった構想に対しまして、それぞれメリット・デメリットと申しますか、そういったものをもう一度きちんと検証した上で、改めて議会にそういった考えをお示しし、県の方にとりという手順であるべきではないかなというふうに考えているところでございます。

答弁につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

副議長（志賀直哉君） 今野恭一君。

7番（今野恭一君） ただいまご答弁いただきました内容、三つに確かに大きく分けてご質問させていただいたわけですが、実はこれがそれぞれがリンクして非常に関連性の強いところであったわけでありまして。やはり先ほど産業を誘致するという話を申し上げましたときの、産業誘致についてのお考えの中に、例えば市の用地がない。確かにそうなんです。私も申し上げました。既に開発はされて飽和状態になっているということもお話しさせていただきましたが、要するに用地がないわけですね。そうしますと、例えば新しい産業を誘致するといっても、海辺のところに来れる、いわゆる潮風が当たっても影響を受けない企業、産業というのはやはり水産加工であるとか、そうした潮風にさらされても問題のない、そういう業者さんということになると思います。そういう意味で、実はしからばもっと広い意味での産業誘致をする場合に、今度は用地が必要だということになれば、勢い広域合併というようなことになるのではなからうかというような思いもあったので、こういう質問になったわけでありまして。

やはり財政再建ということを考えたとき、市長もお話の中にあっただと思います、やはり基幹産業を元気にしていかなければならないという思いは同じことかと思しますので、その辺、今かなりことしに入ってから業者さんが廃業をやむなくさせられておりますので、その辺のところ、今後のそういった業者さんが何とか生き残っていかれるような方策といいますか、そういうようなことも、ひとつ基幹産業の支援というようなことをぜひお考えをいただきたいというふうに思っております。

それから、ウインズについて、これは地元の事業者が自主的に誘致を試みているということは私も承知しております。そしてまた、市は許可権限者でもないということも、これも承知しております。が、これだけ市民が一生懸命何とか市を豊かにしたい、何とか市のために頑張っていきたいという思いで取り組んでいるときに、やはり市民の中には賛成もあれば反対もあるというお話もございました。したがって、推移を見守りたいと、こういうことでありますが、この中身、JRAというのは果たしてどんなものなのだという、こういう中身も、これは私を初めまだまだ認識されていない部分があると思います。

私もインターネットでJRAの概要というものを見まして初めてわかったんです。JRAは昭和29年に発足したんだと、こういうことですね。それから、これは国の法律でつくられているんだというような、そういうことや何かが初めてわかりました。そして、役割というのが、競馬の健全な発展を図って、馬の改良増殖、その他畜産の振興に寄与することなどという、こういうようなことも書いてあるんですね。

それから、もっとわかりやすく申し上げますと、もし100円の勝馬投票券を買えばそのうちの約25円が控除されるというのです。そして、25円のうち、10円が国庫に納付される。こういう仕組みになっているんですね。これが第一国庫納付金と呼ばれると。それからさらに残りの15円がJRAの運営に充てられるそうです。さらに、これにより各事業年度において剰余金が出た場合にはその額の2分の1がさらに国庫に納付されます。これが第二国庫納付金です。そして、日本中央競馬会法という法律があって、国庫納付金の4分の3相当額を畜産振興事業に、そして4分の1相当額を社会福祉事業に充当することを政府に義務づけていますと。こういうふうに、これはインターネットのホームページですから、これは間違いのない情報だと思いますけれども。こういうことをやっているのです。

さらに、環境整備事業、先ほど環境整備事業申し上げましたけれども、中央競馬の開催を円滑に実施していくためには、競馬場やウインズ周辺の地域社会の理解と協力が不可欠であるこ

とから、J R Aは競馬の開催により生じる交通渋滞や不法駐車などの諸問題の改善を図るため、環境整備事業費を設けて取り組んでいます。これはJ R Aが地域社会における社会的責任を果たしていく一環であり、また、競馬開催に起因する生活環境への影響を軽減するためのものです。環境整備事業費は、地元地方……

副議長（志賀直哉君） 今野議員、もう少し質問を重視してお願いします。

7番（今野恭一君） わかりました。

環境整備事業費は、いいですか、市長、ここが大事なんです。地方公共団体が行う環境整備に対して助成されるもので、道路、交通安全施設、下排水道施設、駅前広場、公園の整備など、地元の環境改善に大いに寄与していますと。さらに社会福祉事業にもつぎ込んでいるんですよ。4分の1相当額を社会福祉事業のためにもつぎ込んでいるんです。

これ以上長くなると、議長もいろいろ気になさっているようですので、こういう内容があるということ。それでも、推移を見守っていくということなのかどうか。やはりいま一步踏み出して、塩竈市のために何とか誘致をしようという気にはならないのかどうか。そのところをお伺いしたいと思います。

それから、広域市町村の合併については、他の市町との絡みもあるので、行財政の健全化を先行させると、こういうことでございますよね。そのことは理解できると思います。行財政の健全化を先行させる。それにはやはり豊かなまちにしなければならない。先ほど申し上げましたように、市民が豊かにならなければ市は豊かにならないわけでありますから、そのところをぜひ認識を深めていただいて推進していただければと思っております。

それから、交通渋滞、これは多賀城、つまり隣の町の境のあたりから道路を直してこないといけないというお話がありました。八幡築港線、やはり確かにそうかもしれないけれども、本市にとっては必要ではないのかということです。やはり必要か、必要でないのか。必要だとなれば、それをメリット・デメリットという言葉がありましたけれども、やはり将来的な、将来100年を見つめた構想を考えていかなければならないというふうに思うわけであります。ちなみに石巻には日和大橋というでかい橋がありまして、あれができたために石巻の発展というか、石巻は急激に発展したという経緯もあるようであります。その辺のところも踏まえてひとつこの八幡築港線をベイブリッジ化していただけないかどうか。それを県にお願いしていただけないかどうか、お尋ねをして2回目の質問とさせていただきます。

副議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） この塩竈のまちをみんなで元気な明るいまちにしたいということについては、すべての市民の方々の願いだと思っております。そういったものをどういう形で実現していくかということについても、それは千差万別だと思っております。ですから、今ＪＲＡのご質問いただいたことについては、私が回答申し上げましたとおり、注意深く見守ってまいりたいというふうに考えているところであります。

広域合併については、第１回目でご説明させていただいたことに尽きるのかなと思っております。

それから、八幡築港線であります。私も旧北上川の河口の橋の工事には若干携わりました。恐らく今からこの八幡築港線の工事を進めるとすれば、さらに100億円を超える投資になるのだと思います。北上川の場合については、そういったことで有料道路ということで有料制を採用したわけでありまして。片道150円であります。１日何千台かの車が通って、そういった財源で償還していったということでありまして。ですから、例えばそういうものを、じゃあ、有料道路でやるかというような検討も、今後例えばこの整備が塩竈市にとって大きな産業・経済の発展のプラスになるとすればそういうこともあるのかと思っておりますが、私はむしろ、これは私の考えです。結果的に旧北上川の河口橋ができたことによって、残念ながら中心市街地の衰退化が発生したということも事実であります。塩竈以上にシャッター通りが中心市街地で林立いたしております。やはり一定の車両の通行があるということもまちの活性化にはある程度必要なかなというふうに考えております。

そういったことを総合的に検証した上でということでは先ほどご説明申し上げたわけでありまして、確かにこういうものを塩竈市の事業としてやるというのは、これは不可能です。ですから、そういうものを本当にやるのだとすれば、どういう形であるべきかといったようなことを一つ一つ整理していかないと、今この場でやりますとか、やりませんという話ではないものと考えております。よろしく願いいたします。

副議長（志賀直哉君） 今野恭一君。

7番（今野恭一君） それでは、最後になりますが、3回目の質問というか、こういう市民からファクスが来ておりますので、ご紹介したいと思っております。これは要望として出てきたものでありますが、それを私なりの言葉に書きかえてみましたので、要望としたいと思っております。

塩竈の基幹産業である水産業界は業績が伸び悩んでいる。その中で、仲卸市場の方々が自発的に活性化の道を切り開こうとしております。市当局はもとより、我々議員もそれを傍観して

はおられません。水産業活性化のためにも……

私に来たものを、これを私の言葉に直したと申し上げたでしょう。よく聞いていてね、いいですか。

市当局はもとより、我々議員もそれを傍観してはおられません。水産業活性化のためにもできることは全面的に支援をしていかなければなりません。我々議員、少なくともニュー市民クラブはウィズ誘致に対して最大限の支援をする用意があるので、市当局も可能な限り支援をしていただきたい。

今雑音がわきましたけれども、これは私あてに来たこういうファクスを、これを私の言葉に直して今申し上げた次第であります。これを要望として私の質問を終わります。

副議長（志賀直哉君） お諮りいたします。

きょうはこれで会議を閉じ、明22日、定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明22日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後4時57分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成18年6月21日

塩竈市議会議長 菊地 進

塩竈市議会議員 香取 嗣 雄

塩竈市議会議員 曾我 ミヨ

平成18年 6 月22日（木曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 4 日目）第11号

議事日程 第4号

平成18年6月22日(木曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

出席議員(21名)

1番	菊地進君	2番	田中徳寿君
3番	武田悦一君	4番	伊藤栄一君
5番	志子田吉晃君	7番	今野恭一君
8番	嶺岸淳一君	9番	浅野敏江君
10番	吉田住男君	11番	佐藤貞夫君
12番	木村吉雄君	14番	志賀直哉君
15番	香取嗣雄君	16番	曾我三三君
17番	中川邦彦君	18番	小野絹子君
19番	吉川弘君	20番	伊勢由典君
21番	東海林京子君	22番	福島紀勝君
23番	伊藤博章君		

欠席議員(2名)

6番	鈴木昭一君	13番	鹿野司君
----	-------	-----	------

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	助役	加藤慶教君
収入役	田中一夫君	総務部長	山本進君
市民生活部長	棟形均君	健康福祉部長	阿部守雄君
産業部長	三浦一泰君	建設部長	内形繁夫君

水道部長	佐々木 栄一 君	市立病院事務部長	佐藤 雄一 君
総務部理事 兼政策調整監	小山田 幸雄 君	総務部次長兼行政改革推進専門監 兼政策課長	田中 たえ子 君
総務部次長 兼危機管理監	大浦 満 君	市民生活部次長 兼環境課長	綿 晋 君
健康福祉部次長 兼保険年金課長	木下 彰 君	産業部次長 兼商工観光課長	荒川 和浩 君
建設部次長 兼都市計画課長	茂庭 秀久 君	水道部次長	大和田 功次 君
市立病院事務部 次長兼業務課長	伊藤 喜昭 君	総務部 総務課長	郷古 正夫 君
総務部 財政課長	菅原 靖彦 君	水道部 総務課長	尾形 則雄 君
総務部 総務課長補佐 兼総務係長	佐藤 信彦 君	教育委員会 教育長	小倉 和憲 君
教育委員会 教育部長	伊賀 光男 君	教育委員会 教育部次長	渡辺 誠一郎 君
教育委員会教育部 総務課長	小山 浩幸 君	選挙管理委員会 事務局長	星 清輝 君
監査委員	高橋 洋一 君	監査事務局長	丹野 文雄 君

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間 明 君	事務局次長兼 議事調査係長	安藤 英治 君
議事調査係主査	戸枝 幹雄 君	議事調査係主査	斉藤 隆 君

午後 1 時 開議

議長（菊地 進君） ただいまから 6 月定例会 4 日目の会議を開きます。

本日欠席の通告がありましたのは、6 番鈴木昭一君、13 番鹿野 司君の 2 名であります。

本日の議事日程は、日程第 4 号記載のとおりであります。

この際お諮りいたします。

今野恭一君から、昨日の会議において質問の一部に不適切な発言があったとの理由により、その発言を取り消したい旨の申し出がありました。この取り消しを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認めます。よって、今野恭一君からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

なお、取り消し箇所の範囲については、議事録を調査の上、処置したいと存じます。

傍聴人の方に申し上げます。

携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（菊地 進君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、17 番中川邦彦君、18 番小野絹子君を指名いたします。

日程第 2 一般質問

議長（菊地 進君） 日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。21 番東海林京子君。（拍手）

21 番（東海林京子君）（登壇） 社民党の東海林京子です。社民党を代表し、一般質問を行います。

質問の第 1 点は、障害者自立支援法の実施についてお尋ねします。

国会における政府の障害者自立支援法案の説明の中で、「障害者及び障害児の福祉の増進を図り、障害の有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、法案を提出いたします」との説明が行われました。しかし、法の理念と実態が深刻な乖離のまま動き始めたこと、当事者や事業者などの間からは大きな

不満の声が出され、地方自治体と議会から国会に対し請願や意見者が多く提出されたことを各新聞や福祉団体等の機関紙などで報告されています。塩竈市議会も当事者の方から出された意見書を採択し、国会に提出しました。

この自立支援法には、当事者やその家族、事業者など関係者の国会を取り巻く1,000人規模のデモや集会があったり、数十万筆という署名簿も国会に届けられています。

原則1割の自己負担を求めるこの法律ができて、4月から障害者を取り巻く情勢は激変しました。事業所の事務担当の方は、請求書を書く手が震えたと言っております。障害の重い人は、これまで費用負担がなかった人でも、「今回の新しい制度になってから、世帯収入と合算すれば、これまでは1万5,000円だったのが3万円も自己負担がふえるようになり、大きく家計を圧迫している」と言っています。これは障害者の自立と言いながら自立に逆行していると言わざるを得ません。政策より国の懐を優先したことの批判があります。財政難が理由のサービス抑制策だと怒っています。費用負担ができなくて、やむなく退所している人も少なくないと新聞記事で見ました。定率負担の考え方では、利用者と経営者側の対立構造も生みやすくなります。障害者もその親も例外なくどうしたらいいのかと、現在も未来も費用負担の部分、あるいは親亡き後のことなど、いつも不安を抱えています。この親亡き後の支援については、単一市町村ではできないから広域で相談しているというお答えを以前にいただいたと思いますが、その話の続きを前向きな方向でぜひ今回回答をいただきたいと思います。

自立支援法では、1割負担は全国一律に定められましたが、自治体独自の軽減をすることもできるため、障害者にとっては住んでいる自治体の中でどこの町や市に住むかによって負担額に差があります。全国では、横浜を初め東京23区の市、京都の中の一部、北海道帯広など福祉サービス利用料金の軽減は62自治体、医療費助成86自治体、精神通院医療費70自治体など、自治体が軽減策を行っているところも徐々にふえています。塩竈市もこのような自治体軽減策なども考えてほしいという要望もたくさん寄せられています。当局の考え方をお伺いします。

法が滑り出して日も浅いのに、障害者とその家族、施設の方々は先行き不安でいっぱいです。障害者自立支援法は当該者のためになる制度になったのか、そして法への評価と今後の課題、展望についてどのように変化したのか、具体的に答弁していただきたいと思います。

二つ目の質問は、きのうの9番浅野議員の質問と一部ダブりますが、児童・生徒のための防犯強化について伺います。

最近、毎日のように子供の事故や事件が日本のどこかで必ず起きています。子供を誘拐し殺

害に及び、悪質非道な事件が次々と発生し、何も悪いことをしていない将来のあるかわいい子供たちの命が軽々しく扱われ、簡単に奪われています。ついこの間秋田で起きた豪憲君殺害事件、犯人が仲のよい友達のお母さんというニュースは本当にショックを与えました。だれを信じたらいいのか、本当に嫌な社会です。もう子供たちを外に出せない、通学もすべて家の玄関から学校の玄関まで送り迎えしなければ安心できないというご父兄もふえています。

塩竈市は、これまでも教育委員会、学校、PTAの皆さん、地域ボランティアの皆さんの協力で、より安全に子供たちを通学させるために努力されていることは、きのうの教育長の答弁でわかりました。しかし、どこまでやれば安心かということはだれにもわかりません。塩竈市でも危険箇所の点検を子供たちと一緒にいき、二小学区では既に学区マップをつくっていることが昨日明らかになりました。きのうのご回答でもご説明がありましたので、この点については本日は時間の節約上ご答弁は省いていただいて結構です。

また、お母さん方から、「こんなに子供の事件が多くて登下校のことが心配だ。連絡がとれないのが不安だ。そんなときのための携帯電話だから学校で携帯を持たせることを許可していただきたい」という要望もあります。もちろんいろいろ制限つきはやむを得ないと思いますが、せめて授業が終わった時点からの使用開始でもいいから許可してほしいというのがご父兄の要望です。不都合や不具合は問題も出てくることもあります。本当に慎重にしなければ、むしろリスクを背負うことの方が多くなる場合もありますから、大変難しいと思いますが、学校現場を踏まえた教育委員会のご見解、ご理解をよろしくお願いいたします。

次の質問は、仲よしクラブの現況についてお尋ねいたします。

前の項で申し上げましたとおり、最近いろいろな事件、事故が発生し、放課後の児童の安全を考えると、仲よしクラブのある学校や児童館などで放課後引き続き子供たちが過ごしてもらった方が親は安心だということで、今、仲よしクラブの需要が多くなっているそうです。そのため、各クラブの定員をオーバーしているクラブもあり、また、待機児童もいると聞いています。現状はどのような状況になっているのか、また、学校側から、障害児を受け入れたり学校行事に空き教室が必要だが、現在防災備蓄倉庫や仲よしクラブに貸しているのでは学校側で使いたい教室が不足しているとも聞いています。以上のような現況について、教育委員会では今後どのように対応されるのか、仲よしクラブのために今後も継続して空き教室を使用できるのか、あるいは、他へ移るようになるのか。さらに、学校を借用しているクラブと学校側とご父兄の連絡網や責任体制について、それぞればらばらになっている現状もあると伺っています。

お互い不信感になることは避けなければならないと思いますが、教育委員会のご見解、ご答弁をよろしくお願いいたします。

四つ目の質問は、市民の健康管理についてお伺いします。

塩竈市民の健康管理については、住民健診を初め健康に関する取り組みは、歴代首長を初め保健関係職員、事務・財政スタッフの皆さんの健康に取り組む常に前向きな姿勢と熱意で、制度等は他の自治体の前を歩いてきたと思います。このことについては私も尊敬しております。

最近健康についてのテレビ番組やコマーシャルが多くなってきました。特に食事と病気の関係、ダイエット食品についての話題が多く目につきます。テレビでこれはよく効くの「効く」と言われている食品は、地域の食料品店、スーパー、デパートの果てまで、その日のうちにあっという間に売り切れてしまうそうです。しばらくはそのブームが続き、何度食料品店に足を運んでも買えないのです。しかしやがて忘れられてしまいます。

そんな話題の一つでしょうか、ここ1カ月ぐらいの間でテレビや新聞、ラジオで何度か話題になっていたのが、メタボリック症候群という耳新しい言葉で、その対策についての話題でした。新聞からの知識ですが、メタボリック症候群とは、内臓に蓄積した脂肪が一因となって高血圧、高脂血症、高血糖など重複して発症した状態を指す新しい病気概念で、放置すると脳卒中、心筋梗塞、糖尿病などに進行する危険性が高まります。主に40歳以上の中高年が対象となりますが、年齢が高くなるほど増加傾向を示し、国内では昨年4月に日本肥満学会や日本内科学会が中心になって、腹囲、へそ周り、血中脂質、血圧、血糖値の診断基準が示されました。その結果、既に病気にかかっている人、有病者が40歳から74歳までの人の調査では約940万人、予備軍が約1,020万人になります。両方合わせると約1,300万人。人口の1割がメタボリックの症状を持っているそうです。男性では2人に1人、女性では5人に1人が該当しているのです。皆さんもちょっと周りを見渡してください。すぐに見つかります。メタボリック症候群かどうかを知るためには、へそ周りが男性は85センチ、女性は90センチが基準値以上の人で、高血圧症、高脂血症、高血糖の二つ以上に該当する場合は有病者、病人です。一つ該当は予備軍と定義しています。皆さん、あなたは大丈夫ですか。

メタボリック症候群は、栄養の取り過ぎと運動不足から来るもので、生活習慣病の予備軍と認識する方は大いに注意する必要があります。しかし、放っておけば心筋梗塞や脳梗塞などを起こす危険があります。今日社会的に、塩竈ではこれまで長年にわたり市民の健康については大変気を配り、金も使い、住民健診の項目でも他市町村あるいは国の制度化の前に先取りして

健診項目を充実してきた歴史があります。塩竈市は早速メタボリック症候群の対策にいち早く取り組めるよう、まず住民健診で腹囲の測定を入れ、健診の結果、結果表通知に血压、血糖、脂肪の標準値数以上の人には一目でわかるようにカラーチェックをし、有病者が予備軍かの範囲をお知らせし、治療や保健指導を徹底する方向で対策していただきたいと思います。

今社会的に大変話題になり、厚生労働省も対策を考えているとは思いますが、塩竈市は「日本で一番住みやすいまち」を上げている自治体ですから、一日も早くメタボリック症候群の検査を住民健診の中に加えて、「健康で長生きするまち塩竈」をぜひとも実現していただきたいと思います。メタボリック症候群については、私が知るだけの範囲で申し上げましたが、市長は私が落とした部分の説明にとどめていただき、取り組みの方向性、姿勢についてのみ詳しくお答えいただければ大変ありがたいと思います。よろしく願いいたします。

次の質問は、住民基本台帳大量閲覧制度について伺います。

最近、夕方6時前後から夜8時、9時までの間に子供の受験用教材や家庭教師あっせんの電話がよく来ます。明らかに子供や保護者が帰宅している時間帯をねらってかけてきます。「

さんのお宅でしょうか」、「そうです」と言えば、「君はおりますか」と名前を読み違っていますので、「うちにはその子はおりません」と言えば、住所、年齢、保護者名まで読み上げて確かめようとします。そこまでされれば、また教材売りつけか塾勧誘か家庭教師のあっせんかと筋書きはばればれですから、「うちは間に合ってますから結構です」とお断りしますが、なかなかしつこくて取り合わず、話をやめません。こちらから電話を切ってしまうまでですけれども、私もすぐに切れない職業病ですから、またあちらの一方的なおしゃべりにつき合ってしまう。「今食事中です」とか「来客中です」と言っても「君を出してください。高校生の人がいますよね」というように、本当にしつこくやってきます。「この情報はどこから入手したのですか」と聞くと、はっきりと、しかも誇らしげな口調で「市役所です」と言われてびっくりしました。「うそでしょう、市役所がそんなことを教えるわけがありません。個人情報簡単に商社に教えるわけなどないでしょう」と言えば、「お母さん、住民基本台帳大量閲覧制度というのがありましてね、使用目的をつけて閲覧を申請すれば、13条6項によってだれでも自由に閲覧することができるのですよ」と逆に開き直られてしまいます。

事情説明が長くなりましたが、私はあちらさんの言っているような市役所が大量商法の顧客名簿づくりや送付のために出生名簿を閲覧させているとは信じがたいのですが、そのことはどうなのでしょう。情報公開もありますが、個人情報保護条例もあります。塩竈市の住民基本

台帳の大量閲覧制度の許容はどのようになっているのでしょうか。市役所から情報をとったのだ、何が悪いかと言わんばかりに市役所の住民基本台帳大量閲覧が悪用されていけば、一市民や自治体にも迷惑がかかる大問題に発展しないとも言い切れないと思います。今後は閲覧に関しては思い切った制限のかけられる条例制定などを検討した方がよいと私は思います。

それから、公共施設の中で管理の行き届かない私物のパソコンが使用されている部分は、速やかに公費で買い与えるべきだと考えます。市当局の見解をお聞かせください。パソコンを持ち歩いたりして盗まれたとか、ごみに捨てたとか、または紛失事件がこれまでも本当に明らかになっていますので、市役所の窓口だけでなく、すべての職場から私物パソコンを置かない方がいいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後の質問は、地方自治体の知事及び首長の退職金制度について伺います。

宮城県議会の3月定例議会に新知事の村井嘉浩知事は、県の特別職の退職手当を2009年11月までの知事の任期中に限る特例条例案で全廃することで提案され、県議会総務企画委員会では修正案も出されましたが、議論の末、委員会も本会議も賛成多数で可決されました。この特例条例は全国初の試みであり、県議会の間でも「本来なら好ましくないが、村井知事の公約だから原案に賛成した」と言う委員も多くおり、修正案否決、原案賛成で可決成立されました。

知事の提案理由は、「本件は、今後4年間で2,260億円の財政不足が見込まれており、特別職がみずからを厳しく表することで困難を打開しようとする意志と覚悟をあらわすため」という説明でした。この条例の内容は、まず2009年までの任期中に限ること、対象となる特別職は知事、副知事、出納長、公営企業管理者、病院事業者、教育長などです。1期務めた場合、知事では5,213万円、副知事は2,523万円、出納長、公営企業管理者、病院事業者は1,337万円、教育長は1,278万円など、合計金額では約1億3,000万円であり、本県の4年分の赤字の2,260億円にはほど遠い、到底及ばない数字ではありますが、その報道の反響は大変大きく、賛否両論いろいろありました。小泉総理も記者会見で、「退職金はあきらめて、私も要らない。知事とか市長の退職金は多過ぎる。私も要らないから知事や市長もあきらめてもらったらどうか」と廃止を求める発言をしたという報道もされています。県内自民党県議からは、「退職金は正当な労働の対価、選挙の人気とりで公約に上げるようなことが当たり前になってきたら問題だ。知事は今回の6月議会で副知事人事を提案しようとしている。副知事に民間企業の幹部や女性の登用をしたいと考えているようだが、優秀な人材の確保にはそれだけの待遇が必要である」というコメントが出されています。

また、千葉県の堂本知事は、「小泉総理が知事ら自治体トップの退職金廃止を求めたことについては乱暴な議論。それぞれの事情もあること」と批判した。「知事の退職金をゼロにすることは議会や職員もという連鎖もあり得る。給与構造の全体の検討が必要であり、短絡的にゼロがいいとか半分がいいとか言うつもりもない」というコメントがあった。また、全国知事会も小泉首相に反論をしています。公務員や知事、首長の退職金制度については、それぞれに歴史的経過や背景があり今日に至っていると思いますが、そのことの議論は余り知られていないし、特段明らかにもされておられません。しかし今日的に、国も地方も財政難という究極の情勢の中で、とりわけ目につきやすい手をつけやすい公務員の人件費にその集中攻撃を置き、並行して知事や首長の報酬や退職金、国会や地方議員の報酬、議員年金問題など、国民の批判の目にさらされてきました。宮城県知事が日本で初めて退職金全廃という特別条例案を期限を限定してやったとしても、大変格好よく国民の目に移ったと思います。だからとは申しませんが、県内でも合併選挙の首長立候補者の中に二人ほど知事と同じような首長の退職金を返上するという公約で選挙戦を戦った候補者もいたようです。その方が当選したかどうかは私にはわかりません。市長にお伺いしますが、首長や公務員の退職金制度が生まれてからの今日に至るまでの歴史的な経過と村井知事が行った知事等特別職の退職金全廃特例制度に対し、市長はどのような見解かお答えください。よろしく願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいまは、東海林議員から6項目にわたるご質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

初めに、障害者自立支援法の実施についてのご質問でございました。

現状について、まずどうかと、どんなふうに変ったのかということの確認であったかと思っておりますが、障害者自立支援法、4月に施行されたことによりまして、身体障害者、知的障害者、精神障害者に対するサービスの一元化が図られることとなりました。これまでは障害の種類によって利用できるサービスが区分をされておりましたが、どの障害をお持ちの方も共通の福祉サービスを受けられることとなりました。また、働きたい人々への支援策でありますとか、地域生活の支援、さらにはサービス支給決定の基準や手続、サービス費用をみんなで支え合う仕組みが制度化をされております。

介護給付についての障害程度区分は市町村で審査判定が行われることとなりますが、サービ

ス利用の申請後、各市町村の調査員が全国統一の項目で面接調査を行い、調査データにより客観的に一次判定を行います。次に専門家による審査会で二次判定を行いますが、この業務のために、この地区におきましては二市三町の広域で審査会を設置させていただきました。この審査会の委員につきましては、国の基準に沿って医師、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、理学療法士、作業療法士等で構成されることとなります。

1割負担の話をしていただきました。新しい制度の施行により、4月から福祉サービス利用料の1割を負担していただいております。居宅サービス利用者では、所得とサービスの利用状況によって負担額が減少された方もおられますが、施設サービス利用者については、グループホームや居宅サービス利用者との公平性を図るため、食事代とホテルコストが自己負担になり、負担額が増加いたしました。利用者負担には所得による限度額が設定されており、また、低所得者場合には社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置がございます。また、施設やグループホームを利用する方々には個別減免策などが設けられておりますが、この法律の施行後、障害者の方々が生活の負担とならないよう軽減措置が制度化されたところであります。

新しい制度ということで不安を抱いておられます方々もおられます。制度の周知に我々なお一層努めるとともに、制度を活用して安心してサービスを利用できるよう相談・指導を行いながら、今後のことにつきましてはアンケートやヒアリングを行い、実態や希望を十分把握した上で、さらに課題の整理に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、児童・生徒のための防犯強化についてご質問いただきました。

現状につきましては、議員より繰り返しの答弁は結構でありますというお話でございましたので、その分につきましては割愛をさせていただきながら、そういった対策の一環として携帯電話についてご質問いただきました。

現在、市内小中学校では、特別に認めたケース以外は授業に直接関係のないものとして、原則学校への携帯電話の持ち込みを禁止いたしております。昨今、全国的に児童・生徒の携帯電話利用をめぐるトラブルが数多く発生し、大きな社会問題になっており、各学校でも授業参観でありますとか学校だより等を利用し、折に触れ使用について注意を呼びかけさせていただいております。その中で、議員から授業が終わった後に限ってというようなお話もいただきましたが、児童・生徒に果たしてそういう制約が十分守っていただけるかということについては、甚だ不安であります。また昨今、塩竈市父母教師会連合会でも、子供たちの携帯に関するトラブルを未然に防止する趣旨で研修会等を自主的に実施していただいているところであります。

このように子供さんたちの携帯電話をめぐるトラブルが懸念されますことから、携帯電話の持参につきましては、当面、今までどおり原則として認めない方向で父兄の方々に協力を要請させていただきたいと考えております。

仲よしクラブの現状について、2点ご質問いただきました。

現状についてでございます。現在、市内6カ所の小学校区に7カ所8学級の仲よしクラブが設置され、定員255名のところに6月1日現在で266名の児童が入級いたしております。現在12名の児童さんに待機をしていただいておりますが、家庭において一定程度児童を見られる環境にある方にこういったご協力をお願いさせていただいております。各クラブとも定員をオーバーして入級をいたしておりますが、人数に見合いました指導員の体制を整え、各クラブが工夫する中で、安全で楽しいクラブ運営に努力をいたしているところでございます。今後の対応につきましては、教育委員会、学校関係者との連携を十分に図り、放課後の児童の居場所づくりを考える中で、待機児童の解消に向けて、なお一層取り組んでまいります。

余裕教室の問題についてご質問をいただきました。

学校における特別支援教育、少人数指導等の実施により、学校によりましては余裕教室が不足している現状でございます。このような中、これまで放課後児童クラブは厚生労働省の事業として位置づけられてまいりましたが、先月9日、政府は文部科学省と厚生労働省の連携による事業として、放課後子供プラン、仮称であります。の創設を打ち出しております。この事業は、教育部門と福祉部門の連携のもとに、地域子供教室推進事業と放課後児童健全育成事業を一体的にあるいは連携して行おうとするものでございます。我々も、相互に目的達成のために十分な調整が図られることが大前提となりますので、これらの制度の今後の方向性を十分見守ってまいりたいと考えているところであります。

近年の少子化傾向に対しまして、子供を産み育てられる環境づくりでありますとか、ふえ続ける子供をねらった犯罪の防止策を早急に考えなければならない状況でございます。本市におきましても、これまで開設してまいりました仲よしクラブをさらに充実強化していくとともに、放課後における児童の安全と健全な遊びを希望する児童すべてに提供していくために、関係機関と密接に連携、交流を図りながら取り組まさせていただきたいと考えております。

なお、緊急時の連絡体制ほかについてご質問いただきましたが、後ほど担当よりご答弁をいたさせます。

次に、メタボリック症候群、太り過ぎと言ったらいいんでしょうか、そういう現象が最近ふ

えているのではというご心配をいただきました。

私もちょっと勉強させていただきましたところ、議員の方からもお話しいただきましたように、「腹周りが85センチ以上の男性、さらに90センチ以上の女性で、高脂血症、高血圧、糖尿病といった生活習慣病がたとえ軽度であっても二つ以上持っている方」ということがメタボリック症候群の定義になるそうであります。こういった方々は自覚症状がないまま放置しますと、動脈硬化が急激に進行し、先ほど議員もお話をしておられました脳卒中や心筋梗塞等を引き起こすリスクが極めて高いというようなことが報告されているようであります。そういったことをぜひ塩竈市の健康診断でも取り入れられてはというご提案でありました。

この判断は、おなか周りをはかることによって一定程度判定ができるわけであります。いわばメジャーがあれば自宅でも簡単に測定ができるというものであります。国においては、医療制度改革に伴う生活習慣病の予防強化のため、平成20年度よりメタボリックに着目した健診に移行することといたしております。本市におきまして、この検査項目を近々中に実施をさせていただく予定でございます。それまでの暫時の対応といたしましては、スペースがとれる健診会場におきましては、メジャーを用意させていただきまして、自分で測定できるコーナーの設置をさせていただきたいと考えております。さらに、健康しおがま21プランの重点項目でもございます生活習慣病の予防対策として、今年度はメタボリック症候群をテーマとした市民健康講座や、メタボリックに対応した生活習慣病改善モデル事業、さらには地域の健康教室を開催し、健康づくりをなお一層促進してまいりたいと考えております。

次に、住民基本台帳大量閲覧制度についてご質問賜りました。

現行の住民基本台帳法では、原則としてどなたでも閲覧を請求できるとされており、商業目的と思われる閲覧につきましても、それを理由とした拒否はできず、本市においてもこれまで商業目的と思われる大量閲覧の事例がございます。ただし閲覧のできる情報は、氏名、性別、生年月日、住所の4情報でございます。本市では、個人情報保護法施行に伴う国からの通知に基づき、平成17年5月に取扱規程を定め、住民基本台帳の閲覧に際してはその利用目的を詳細にし、その利用目的以外に使用しない旨の誓約書の提出を義務づけ、かつ閲覧した部分の写しを保管するなど、取り扱いには慎重を期してまいったところであります。

次に、大量閲覧制度の条例制定を行ってはどういうご質問にお答えいたします。

今国会において何人でも閲覧を請求できるという現在の閲覧制度が改められ、個人情報保護に十分留意した制度として住民基本台帳法の一部を改正する法律が可決されました。改正内容

は、原則公開から原則非公開となり、閲覧も成果が社会に還元されます世論調査でありますとか学術研究などのうち公益性が高いものに限定されますとともに、不正な手段による閲覧や目的外利用に対する罰則規程も盛り込まれており、施行は今年秋ごろと見込まれております。これによりまして商業目的の大量閲覧については規制されますことから、本市におきましても改正住民基本台帳法を遵守し、住民基本台帳の趣旨にのっとり業務を遂行いたしてまいります。

議員から事務の際使用しております私物のパソコンということについてのご質問をちょうだいいたしておりますが、通告の内容が住民基本台帳大量閲覧制度についてということでございますので、改めて機会をとらえましてご報告をさせていただければと思います。よろしくご理解いただきたいと思っております。

最後に、地方自治体の知事及び市長の退職制度についてご質問いただきました。

宮城県知事などの退職制度の特例に対してお答えをいたします。宮城県の村井知事は、退職金制度の特例廃止を公約として立候補され、就任後に特別職の退職手当を全廃する特例条例案を今年2月定例県議会に提案し可決されました。この特例条例は、知事、副知事、出納長、公営企業管理者、病院事業管理者と教育長が対象となっております。

議員から、この村井知事の今回の措置にということで感想を求められておりますが、これは村井知事が自分の政治哲学に基づいて取り組まれたものだと考えております。我々が軽々にそういったことに感想を申し上げるべきではないというふうに考えております。

次に、地方公務員及び市長の退職金制度発足の歴史的経過、関連しまして市長の退職金ということであったかと思っております。

まず、事実関係をご説明させていただければと思いますが、地方公務員に支給される退職手当は、地方自治法第204条第2項の規定による条例に基づいて、一般職・特別職を問わず常時勤務に服することを要する職員、いわゆる常勤職員に支給がされております。本市では、昭和29年に職員及び特別職の退職手当支給条例が制定され、その条例に基づいて支給されてまいりましたが、平成17年3月に本市が宮城県市町村職員退職手当組合に加入したことに伴い、17年3月末の退職者からは宮城県市町村職員退職手当組合条例に基づいて支給されることとなります。したがって、私の退職金につきましても、この条例に基づき支給がされるものと認識をいたしております。

私の退職金につきましては、私は、市民の方々から市長の給料並びに退職金が極めて妥当であると言われるような精いっぱい行政活動をするのが何よりも大切ではないかと思ってお

ります。そういった観点から、24時間、365日、この塩竈市の市政を運営するためのリーダーシップを発揮し、責任を全うしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（菊地 進君） 阿部健康福祉部長。

健康福祉部長（阿部守雄君） 障害者自立支援法の実施についてご質問のありました親亡き後の支援についてでございますが、これはさまざまなケースが考えられまして、例えば中軽度の障害であれば在宅でのサービス支援ということも予想されますが、重度の障害者の場合はグループホームや施設への入所など施設支援が必要になってくると考えております。その際にも、事前に親御さんとの相談も必要になりますし、例えば金銭管理を含めた権利擁護事業の取り扱い、あと施設を利用するということになれば契約関連が出てきますので、成年後見制度の活用など幅広い相談が必要になると考えております。

特に広域での取り組みでございますが、市長の方からも答弁ありましたように、市町村審査会、消防の方で広域で今実施しておりまして、この4月から県内に先駆けてスタートしております。4月22日には委嘱状の交付、5月の下旬には第1回目の審査が行われてございます。また、従来の社会参加促進事業というものが拡大されて、地域生活支援事業というものが出てまいりました。これにつきましては10月までその体制について整えなくてはならないんですが、相談事業を初め手話通訳者の派遣、あるいは移動支援、日常生活用具の給付などがございまして、これも圏域の中での一体性も事業を再編する上で重要な要素と考えておりまして、10月に向けて検討している段階にございます。

あと、メタボリックシンドロームの、症候群の関係で、健診成績表にカラーチェックしてはどうかというお話がございましたが、17年度におきましては基本健康診査の受診者数が7,395人、受診率としては56.5%を示しております。前年の実績に比して3ポイントほど向上しておりまして、健康推進を初めとする方々の取り組みの成果であると考えております。健診成績表には、健診項目ごとにA・B・C・Dの判定基準が示されておりまして、正常値との比較もできるようになってございます。またあと、総合所見として、「要治療」あるいは「経過観察」などの市民がみずから健康管理する上で必要な情報が網羅されてございますので、これを十分活用していただきたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（菊地 進君） 小倉教育長。

教育長（小倉和憲君） では、私から2点について。

まず、1点目は携帯電話の児童・生徒の使用ですけれども、これにつきましては、先ほど市長が説明したとおりでございますけれども、学校としては、家庭の事情でぜひとも緊急に親と連絡をとらざるを得ないというような、そういう事情のある子にとっては保護者からの申し出により各学校長の判断で幾らか許可している場合もあります。しかし、市内の学校においても携帯電話等によるトラブルというのも見受けられますので、先ほど市長がお話ししましたように今後とも原則としては学校への持ち込みは禁止する予定であります。

次に、余裕教室の今後の対応についてお答えいたします。

余裕教室の有効活用につきましては、従前より学校運営に支障を来さない限り仲よしクラブの教育財産の目的外使用として開放しておるところでございます。これは児童が放課後に他の場所へ移動するよりも学校施設内を利用した方が、防犯、交通安全を考慮したものでございます。しかし昨今、同一年度内に、複数の特別使用を要する学級の新設が生じ、余裕教室に比較的そういう余裕のない学校も現状としてはありますけれども、今後におきましても学校運営に支障を来さない限り、余裕教室につきましては施設の有効活用を図る観点から積極的に開放してまいりたいと考えております。

また、保護者との緊急連絡体制につきましては、各学校と仲よしクラブとの連携を密接に図りながら、児童の安心・安全を確保するよう努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（菊地 進君） 21番東海林京子君。

21番（東海林京子君） どうも詳細にわたりましてご回答いただきましてありがとうございます。2回目の質問をさせていただきます。

1回目のご答弁でおおむね私の希望に沿えるような回答が得られたという感じもあります。

それでは、最初に精神障害者の自立支援法についてお伺いしますけれども、この中身は、まず改革のグランドデザインが基礎になって提案されたというふうに思うんです。このグランドデザインは多くの問題点を指摘されているんですけれども、厚生労働省では当該者や福祉団体から改善を求められてきたと思うんです。精神科通院医療公費負担制度、これを廃止して、今、自立支援医療の枠組みに転化してきたと、こういうことで大変、今まではほとんどが公費負担の中で賄われていた部分が、今度は自立支援になってから、かなり、5%が10%の通院費になったり、それから食費、施設に行けば施設を使っているということで住宅費とか、そうい

うものも取られるような状況になってきていて、大変負担が多くなってきている。

こういうことに対して、ほかでは、先ほども私数字を上げましたけれども、軽減措置がとられているわけですがけれども、塩竈としては何も考えていないのか、これから考えていくのか、そういうことをまずお伺いしたいと思います。そして例えば精神障害者の重度の方ですと、これから1割負担、10%の負担ということになって、自分たちのお金は、精神障害の年金ですか、そういうものがまず上がらないわけですから、取られる方だけが多くなっていく。そうすると今まで週に1回行っていたのを2週あるいは3週に1回通院するようになるとかですね。そうすると必ずそこに弊害が私は出てくるのではないかと思います。

限られた経費の中で、経費といいますか生活費の中で、年金額にしても10万円がいいところだと思いますけれども、そういう中でこれまで若干で済んでいた支払いの部分が、これからは3万円なり、食費だけでも2万円以上とられるとか、そういうような状況になってくると、本当に大変な状況が出てくるんだと思うんです。結局通院をやめざるを得ないとか、そういうふうになった場合に大変なことが起きてくるんだらうと思います。閉じこもりになったり、あるいはむしろ外に出っ放しになったり、社会的にも大変問題になるようなことが出てくる。それから病気の再発が考えられる。そういうことだらうというふうに思うんです。そういうことに対して自治体としてどうお考えになっているのかということ、まずお聞きしたいというふうに思います。

それから、結局いろんなことで不安だらけ、そういうものが不安だらけになってくるわけですがけれども、結局家族の方が今までは若干の負担だったから何とか家族としても支援してきたしやってきたわけですがけれども、今自立支援と言いながら家族の収入まで含めてそれで見られるわけです。それで応能から応益になっていく。そうすると負担がだんだん多くなっていくという状況の中で、やっぱりこれまでやってきた部分の省略しなければならないこととか、それからやっぱり家族の中でも、それなら、家族の部分の収入も入れられるんだったら世帯分離するかということまで出てきているわけです。それでもやっぱり障害者を世帯分離するということは何か突き放すような形でできないということで大変お悩みになっている。このことに対して市は何らかの助成をしてあげられないのかどうなのか、そういうことを私は一つ質問したいというふうに思います。

それから、厚生労働省が減免措置というものを設けるとしているんですけども、具体的な基準はこれからどうなっていくのか、そういうことを一つお尋ねしていきたいというふうに思

います。

それから、住民基本台帳の問題ですけれども、これから法律が変わってきて、平成20年には変わるでしょうと。ですからこれまでよりは厳しくなって、商法に対する規制も大体きつくなっていくだろうと思います。今までのような野放し的なそういうものはなくなるということで大変ありがたいというふうに思います。ぜひそういう点は、むしろ本当は先取りしてやっていきたい、やっていけるんならいいというふうに思います。

それから、メタボリックのことですけれども、これもやっぱり平成20年から健診の中でやっていくような話をしていますけれども、先ほど腹囲のことを言いましたら市長は、どこか部屋を設けて腹周りを自分ではかかれるようなことをやっていくと。これはすぐできる問題ですし、うちではかってくるということできるんだと思いますよね。問診表にそういう項目を設ければ、こうはかってきてくださいということやっていけば簡単なことですから、これはすぐにも取り入れていただきたいというふうに思います。

それから、自立支援のことでもう一つ忘れましたが、第一次審査会が市町村の中で行われると思うんです。その中で、やっぱり該当者とあるいは家族ときちんと会って、いろいろその様子を見て、どういうふうにランクづけしたらいいのか、そのランクづけによってやっぱり支援という部分が出てくるんだと思いますけれども、何か専門者の方だけ、専門者といいですか、第二次審査の中では、市町村審査会の中では、ほとんどが専門の、専門といいですか、医師、看護師とか、障害者と常に触れているというような中身でない人たちの方が私は多いような気がするんです。ですからぜひその障害者の担当の方とか家族、じっくりと話し合っ、そして審査をしていただきたいというのが私のお願いでございます。よろしく願いいたします。

議長（菊地 進君） 阿部健康福祉部長。

健康福祉部長（阿部守雄君） 今回の自立支援制度、グランドデザインはというお話がありましたが、従来の措置費制度から一時期支援費制度というものに移って、今回自立支援ということでさまざまなサービス体系が一本化されてきたと。支援費制度時代にはサービスの形態もさまざままで、そのとらまえ方、ボリュームも全国ばらばらというような感じで、最大7倍ぐらいの開きがあったというのもあって、今回新たな制度見直しの中でつくられてきたというような話が国の方から示されております。

特に医療関係では、先ほど出ました精神障害者通院医療については、従来から制度もあった

し、今回自立支援医療ということのくくりになりましたが、同様に身体障害者福祉法でやっておりました更生医療、あと児童福祉法でやっていた育成医療等々も同じような医療制度の枠組みの中ということで、同様な負担、1割負担という制度が確立されています。それまでは所得階層ごとに、扶養義務者も含めての所得階層ごとの負担ということで、当然その所得水準に応じては新たに高い負担を強いられる方も中にはおられます。

今回施設入所者については、住宅関係といえますかホテルコスト、あるいは食費というものが自己負担になりました。これは、介護保険法も従来から同じ考え方でスタートしていますし、医療関係では当然食費については通常食事をとられるという意味合いもあると思うんですが有料化されているということもあります。当然今まで以上に負担強いられるわけですので、これまでの収入からは目減りするということもございますが、それに合わせた国の減額制度、例えば個別減額あるいは社会福祉法人の減額というものが手続としてとられることとなります。ただ、さらに負担軽減策を講じても、どうしても定率負担あるいは食費などで生活保護対象水準になる可能性もあるわけですので、その場合については月額上限額の引き下げとか、あるいは食費等の実費負担も引き下げられるということで、保護対象にはならないような仕組み、軽減策というのが講じられているという状況でございます。

審査会関係については、二次判定ということで、医師の意見書の詳細の検討を行うわけなんですが、その前段は担当者による家庭訪問によって一次判定を行っておりますので、その中でも十分家族あるいは生活の問題も含めていろいろお話をいただいているような状況でございます。

世帯分離とか扶養義務者の問題がございましたが、今の法体系の中では扶養控除を受けられるということとなれば収入認定されますし、中には世帯分離された方々もおられるように聞いております。

以上でございます。

議長（菊地 進君） 12番木村吉雄君。（拍手）

12番（木村吉雄君）（登壇） ニュー市民クラブの木村吉雄でございます。

前者に引き続き6月定例会一般質問を通告に従い順次させていただきます。

なお、ニュー市民クラブは4年前より、市内の集会所に土曜日5時半以降に2時間ぐらい地域の住民と懇談を持ちまして、市民が今何を求めているか、市に対し、また我々議員に対して、そのことをずっと続けております。今後また続けますが、そのことは皆さんもご存じの

とおり、市民の方もご存じのとおり、ニュー市民クラブの市政報告という形で各お宅に配っております。私たちの質問は、自分個人のことだけの考えではなく、そういう全市民の皆様の懇談の中から出てまいりました質問も多々ございます。ぜひ当局におかれましては、その辺のお含みを願いまして答弁をお願いしたいと思います。

それでは最初に、市長の政治姿勢について伺います。

一つ目、リーダーシップと行政力について。

佐藤市長は、塩竈市政のリーダーとして登場し、はや4年目を迎え、任期の最終年度となりました。就任以来、議会を初め市民に向かって「日本一住みたいまち塩竈」の実現の公約のもと、施策の集中と選択を柱としてまちづくりを進めてこられました。また、行財政改革では、チャレンジ・アンド・チェンジとして政策目標を明確にして推進しようとしております。

そこで伺います。住みやすく暮らしやすい、豊かで個性を持つ魅力的なまちを望む6万市民の幸せのため、佐藤市長はどのようなリーダーシップを発揮し、行政力向上に取り組んでいるのかお聞かせください。

二つ目、人口減少について伺います。

人口減少は、都市の衰退や消滅につながると言われて久しいです。市内の人口は、平成6年の6万3,704人をピークに年々減少し、平成18年3月30日では5万9,904人です。昭和63年の長期総合計画で6万7,000人、現在の第四次長期総合計画では6万3,000人を想定し、各事業計画がなされてきております。この現状の中、我が市の各施策における想定人口はどのように考えておられるのでしょうかお聞かせください。また、定住人口をふやすための対策として、空洞化している中心部の定住増加策、浦戸振興策や子育て支援などが必要ではないのかお尋ねいたします。

2番目に都市環境整備について伺います。

一つ目、国道・県道・市道整備についてであります。市内中心部を南北に走る国道を初めとし、各種各様の道路がありますが、私たち市民が常に利用しているこれらの道路の果たす役割の根幹は何なのかについてお聞かせください。また、市内の動脈たる国道45線の新浜町地区は、災害時の緊急輸送道路という観点から早急な拡幅整備が必要ではないかと考えますが、その点についてもお聞かせください。また、既に整備中ではありますが、北浜沢乙線の延長線につながる赤坂入り口の東北本線ガード下から向ヶ丘に至る道路整備状況はいつごろになるのかお聞かせください。

二つ目、環境美化条例について伺います。

日本で一番住みたいまち塩竈を実現していく中で、環境美化はその成果を全市民が肉眼で見ることができる重要な施策の一つと考えます。本市には、昭和60年に20項目にわたる罰則つきで施行されました環境美化条例があります。この条例のもとでこれまでどのような取り組みがなされてきたのか、また、行政として今日市民の皆様に向かってどう対応し取り組んでいるのか、具体的にお聞かせください。なお、この条例の概念や基本的な考え方を今日的課題で見るとき、現在の市内の事情にマッチしていないように思いますが、今後どのように考えようとしているのかお尋ねいたします。また、環境問題を考えるとき、子供たちに対する環境教育が大変重要と考えますが、この辺についてもお伺いいたします。

次に、思うことですが、環境行政を進めるに当たり、一つの部課だけが進めるのではなく、また縦割り行政の中でおのこの課独自の検討対応するのではなく、関係各課が連携をして推し進めることが非常に大切であり、大きな効果を発揮するのではないのでしょうか。また、全市民の協力を得て、一丸となって取り組むべきものと考えますが、いかがでしょうか。

私は以前に、市内の電信柱などに張られている不法と思われるビラを除去すべきと問題提起させていただきました。相変わらずそのようなビラが散見され、美観を著しく損なっていることに非常に残念に思います。この辺の取り組みはどうなっているのでしょうか。私たち初め全市民が、塩竈が本当にごみ一つ落ちていない美しいまちにしたいと考えております。そのためにはこのまちに住んでいる子供から老人に至るまで、そして行政、市民、事業者が一体となって環境美化に取り組むべきと考えます。当初申しました環境美化は、全市民が肉眼で見ることのできる重要な施策の一つと申しました。改めて市長のお考えをお聞かせください。

3番目、重要文化財と芸術文化について伺います。

一つ目、文化財の保存と活用について。

文化財は、先人たちの汗の結晶であり、そのまちの歴史を如実にあらわす生きた財産です。また、私たちが社会的・教育的見地からも後世にしっかりと正しく確実に残していかなければならない貴重な財産です。そこで伺います。現在市内に何件の文化財が存在し、維持管理、活用状況、また、市民や観光客への公共性としての情報提供等の取り組みはどのようになされているのかお聞かせください。

二つ目、芸術文化の発信について。

芸術文化の支援に、国では毎年1,000億円単位で公的資金を投じております。このことは芸

術文化の振興発信は国民に対する重要性を強く認識しているからだと思います。我が市においても、毎年多くの事業がなされていることと思います。芸術文化に対する基本理念や公共政策としての取り組みをお聞かせください。また、市制施行66年が経過しておりますが、市内に美術館、博物館一つございません。財政的に厳しいとは思いますが、今後建設の考えはあるのかどうかお聞かせください。まちづくりの見地からも多くの市民が願望しているのではないのでしょうか。

最後に、二市三町の広域行政と合併について伺います。

一つ目、一部事務組合の統合について。

まず一言、新たに塩竈に転居された市民と初めて耳にする市民の方に改めて申し上げます。

二市三町とは、我が塩竈市と隣接する多賀城市、七ヶ浜町、松島町、利府町の二つの市と三つの町の計五つの自治体のことでございます。これらの二市三町での広域行政の意義とメリットを求め、各地区現在に至っている消防と環境の一部事務組合の運営について、規模の経済性や制度の有効利用等の広域行政の意義から考えても、一つに統合し、複合事務組合に早急に移行をする必要があるのではないのでしょうか。このことは二市三町住民の大きな行政サービス向上につながることはないのでしょうか。現在消防事務組合と環境事務組合の管理者の立場でいる市長がリーダーシップを発揮し、積極的に広域行政連絡協議会の場で議論していくべきと考えますが、いかがでしょうか、市長の所見を伺います。

二つ目、合併について伺います。

国での旧合併特例法に基づき、県内の市町村は、平成16年4月の69団体から本年4月には約半数の36市町村になりました。平成17年から施行された新たな合併特例法は、平成22年3月末日の期限つきでございます。この新合併特例法に基づく内容と、県の構想や考えはどのようなものなのか、また、我が塩竈市の市長としてどのような見解をお持ちなのかお聞かせください。

以上1回目の質問を終わります。ご清聴ありがとうございます。（拍手）

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま木村議員から4点にわたるご質問をいただきました。

初めに、市長の政治姿勢について、行政力を高めるためにどのようなリーダーシップを発揮してきたのかというご質問でございました。

私は、行政もまた経営であり、そのためには市長が行う経営管理としてのトップマネジメン

トを中心軸に、組織全体のマネジメントを機能させていくことこそが行政能力を高めていくことにつながるといふように判断をいたしております。このような判断のもと、市長に就任させていただきました平成15年から、1年間を通しての課長の政策目標への取り組み姿勢について「チャレンジ」としてまとめてもらい、その政策目標について個別にヒアリングを行ってまいりました。さらに16年度からは、それぞれの担当部長が各部の年間を通じての最重点課題とその取り組み方針を「ミッション」という形で明確にすることとし、3年を経過いたしました。ようやくそういった制度も庁内に定着し、職員と私の意思の交流も深まってまいったものと考えておりますことから、本年度から各部課長のこういった取り組み方針である2006年度版ミッション及びチャレンジを、去る6月9日にホームページ上に公表することにいたしました。

その制度の目的であります。まず、庁内におきますそれぞれの分野の政策課題に対する職員の認識を共有するというところであります。また、事業の目的や、そのために配分する人あるいは予算などを公表することにより、市民の方々に市政に対する情報の拡大を図らせていただきますとともに、評価をしていただき、ご意見もいただこうとするものでございます。言いかえますと、このことは各年度の政策目標やそれを実現する事務事業についての私と各部課長との協定でありますと同時に、その年度の取り組みについて市民の皆様にご約束をさせていただくマニフェストであるというふうに認識をいたしております。

ちなみに、このたび公表いたしました2006年度版のミッションは、45件の政策目標と、その重点項目137項目を掲載いたしております。

また、ご質問の組織横断的な取り組みについてであります。本市におきましては、部制を採用して部内の調整など一定の成果が達成はされましたが、業務の進め方が各部ごとの縦割りになりがちな一面があることも、依然として組織の大きな課題となっております。このため、平成15年には企画員制度を発足させ、所属する組織を超えて斬新な発想で横断的に取り組む制度を設け、行政力の向上を図ってまいりました。しおナビ100円バス等がその取り組みの成果の一つでございます。

近年の複雑多様化する行政ニーズに対応するためには、あらゆる角度からの視点が求められる課題が多くなってきておりますことから、行政も常に市民の目線や視点に立ち、関係する部門の連携を密にし、市民の皆様の期待にこたえられるよう課題に取り組んでまいります。今回の「ミッション」や「チャレンジ」を庁内外に公表することも情報の共有による組織横断的な取り組みの一環の環境づくりであるというふうに考えております。このような取り組みを通し

て、全庁が一丸となり、市民の皆様のお力添えをいただきながら、私自身なお一層リーダーシップを発揮し、市民の皆様方に本当に安心して暮らしていただけます「日本で一番住みたいまち塩竈」の実現にお一層努力をいたしてまいります。

次に、人口減少についてご質問いただきました。

議員のご指摘いただきましたように、現在の第四次長期総合計画では、平成22年における想定人口を6万3,000人といたしておりますが、昨年10月に行われました国勢調査におきましては、本市の人口は5万9,355人となり6万人を割り込みました。このような状況を率直に受けとめ、今後における本市の各種施策の立案に当たりましては、今までのような右肩上がりの人口推計ではなく、人口指標の再検討が改めて必要な状況にあるというふうに認識をいたしているところでございます。

また、人口減少に対する対策が大きな課題でありますことを認識し、この塩竈のまちで市民の皆様が安心して安全に元気に暮らしていただけるまちづくりを進めていくことを基本としてまいります。

具体的な取り組みといたしましては、安心して子供さんを産み育てることができる子育て支援策でありますとか、浦戸地区での特認校といった本市独自の教育環境の整備、あるいは100円バスの運行など、さらには道路や下水道などのインフラの整備によりまして、暮らしやすさをより追求してまいりました。今後は、中心市街地を活性化させる海辺の賑わい地区の整備などが重要な課題であると認識し、なお一層取り組みを深めてまいりたいと考えております。

そのような中、最近の情勢であります。例えば庚塚地区に造成された団地におきましては約140区画のうち50戸で居住が開始され、本塩釜駅前に建設中のマンションも売れ行きが好調であるというふうにお伺いをいたしましたし、塩釜駅前にもマンションの建設のつち音が開始されたところであります。このような集合住宅の建設も人口誘致には効果があるものというふうを考えておりますし、こういったつち音が高くなってまいりましたことも、塩竈のまちづくりに一定の評価をいただいた結果ではないかなというふうに考えているところであります。

また、浦戸振興策といたしましては、市営汽船の建造や野々島の漁業集落排水事業を行うとともに、近年のふるさと回帰志向を踏まえながら、浦戸地区の空き屋情報の提供などを進めさせていただいているところであります。さらに、かつての水産・港湾のにぎわいの中で、工業・商業の面において本市が近隣市町の中心的な役割を担い続けてまいりましたし、基幹産業の振興による人口増加策や次代を担う新たな産業誘致にも積極的に取り組みを深めてまいりま

す。

一方、日本全体が人口減少に転じておりますことから、交流人口の増加対策が今後ますます重要になってくるものと認識をいたしております。今月4日に市民団体により開催されました「おいしおがま食べ歩き」には、わざわざ仙台などから多くの方々に訪れていただき、塩竈のすばらしさ、美しさを満喫いただいたものと考えております。そのほかにも、JR本塩釜駅から市内散策の乗り物を貸し出す、「乗って、ぶらぶら輪」という名称にいたしておりますが、こういった事業でありますとか、塩竈神社の表坂にろうそくを灯した「神々の花灯り」、あるいは本町地区の賑わいのための「もとまち宵市」など、多くの新たな取り組みがいろいろな方々のご協力のもとに始められております。今後におきましても、人口の増加策といたしまして、市民の皆様とともに、安全で安心して、元気に住んでいただけるまちづくりになお一層邁進してまいりたいと考えているところであります。

次に、都市環境整備についてご質問いただきました。

初めに、そもそも道路とはというご質問でございました。道路は私たちの生活を支える最も基礎的な社会資本であり、だれもがいつでも使うことができ、人・物・情報が自由に行き来し、あらゆる施設の存立や土地の有効活用を可能といたしております。道路は決して車のためだけではありません。通行する人々、あるいはお祭り広場等のコミュニケーションの場として、あるいは教育の場としてもご活用いただいている大変幅広い基礎的なインフラであるというふうに認識をいたしております。

機能といたしましては、国土の骨格としての日本の経済・社会基盤を形成するといったような意味での重要性も保有いたしております。また、先ほど申し上げました公共空間としての機能も有しており、議員のご質問にもございました緊急時の避難路、火災遮断空間、あるいは都市内の通風や採光の確保、景観形成、コミュニティ・祭りの場など、さらには電気・水道などの公共施設、地下鉄などの公共交通機関を収容するなど、日常生活に不可欠なものとなっております。国道・県道・市道などそれぞれの目的で整備されておりますが、それぞれの道路の機能が単一で効果を発揮するのではなく、これらの道路が相互にネットワークを形成することによりまして、地域住民の方々に便利さ、豊かさを提供することになるというふうに考えております。

市内の道路整備についてご質問をいただきました。45号線につきましては、現在市内5,730メートルであります。そのうち1,990メートルにつきましてはははまだ二車線というふうな状況

になっております。災害時の緊急輸送路としての機能をより効果的にするために、なお一層、国道45号の整備等につきまして国に整備を要請してまいりたいと考えているところであります。

また、45号に並行いたしまして、昨日の今野議員のご質問にもお答えさせていただきました。例えば三陸縦貫自動車道、あるいは八幡築港線といったような45号のバイパス的な機能を果たす道路の整備も今現在整備が完了し、あるいは整備が進められているところでありますが、こういった3路線を有効に活用しながら南北の連携機能の強化を図っていくものと考えております。

さらに、これらの3路線が有効に機能するためには、それらを横方向で結びつける道路の整備が大変重要となります。具体的に申し上げますと北浜沢乙線であり、今後の整備を待っております越の浦春日線といったようなものがこの役割を果たす道路になるかと思っておりますが、北浜沢乙線の赤坂方面の延伸であります。今現在の北浜沢乙線の工事が平成19年度末に完了することになっておりますことから、その後に継続して第二期工事を進めていただきますよう国・県に強く働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、環境美化条例についてご質問をいただきました。

都市内の環境、市の印象を意味づけるということでは大変重要であるというふうに考えておりますし、市民が自分の目で直接確かめられるわけでありますので、評価がすぐにわかることになるわけであります。大変このまちの大きな課題となっておりますわけでありますが、そういった中で塩竈市環境美化の促進に関する条例が昭和60年3月に制定されております。この条例におきましては、市民、事業者、土地または建物の占有者の方々に、ごみの散乱防止でありますとか回収容器の設置、また関連する場所の清掃や環境美化に関する啓発、協力などについての責務を定めているところでございます。市におきましても、総合的な環境美化の促進に関する施策を策定し、これを実施するとともに、市民、事業者、占有者、県及び国に対して必要な協力要請を行うことが定められております。このように、この条例は市民、事業者、占有者と市が一体となって環境美化の推進に取り組むことを基本理念としているもので、その理念はまさに「日本で一番住みたいまち塩竈」を実現していく重要な要素であるというふうに判断をいたしております。

現在本市では、この条例の基本理念のもと、例えば年3回実施しております市民清掃には、その都度、町内会の約8割、人数にいたしまして7,400人の方々が参加していただいております。

市内の小中学校でも、児童・生徒による学区内のごみ拾いや、災害防止協力会を初めとするボランティア団体による環境美化活動なども積極的に行われております。

先日の市民清掃におきまして、小雨の降る中、早朝から本当に多くの市民の方々に熱心に取り組んでいただき、心より感謝を申し上げるところでございます。市の職員も市民清掃とあわせまして、塩釜駅や本塩釜駅あるいはマリングート周辺などを定期的に清掃活動を行っておりますとともに、市立病院においては、医師・看護師の方々も職員と一丸となって病院周辺の環境美化に取り組んでいるところであります。また、日常的に仕事が始まる前に道路や植え込みを清掃されるなど、積極的に取り組んでいただいている事業所も年々多くなってきております。心より感謝を申し上げるところであります。

また、市では、ごみの分別方法のパンフレットを作成して、ごみの出し方のルールの周知に努めるなどでありまして、学校での環境教育を通したモラルの啓発や育成を行ってまいりました。昨年10月に開催されました第2回塩釜子どもゆめ議会におきまして、子供たちから海へのごみ捨てを少なくするための方策、あるいはごみ箱の設置、さらにはまちの清掃隊の発足などについて活発な提案をいただき、その関心の高さに改めて感心したところであります。今後ともこの条例の趣旨、基本理念を皆様方にご理解をいただきながら、市民、事業者、ボランティアの方々、そして市が一体となった活動が市全体に広がってまいりますよう、なお一層環境美化活動を推進してまいります。

こういった活動に縦割りではなく、各課が連携し、市民の方々の協力を得るべきではないかというご質問でありました。市といたしましては、これまでも組織横断的に環境美化を進めてまいったところでありますが、今後ともなお一層それぞれの役割を果たしながら、連携を密にしていきたいと思いますというふうに考えているところであります。

ビラ撤去についてご質問をいただきましたが、現在、市では、各関係部課が連携し、市民と協働する新しい取り組みとして、みやぎ違反広告物除去サポーター制度の積極的な活用を考えております。この制度は宮城県が平成17年度に制度化したもので、地域景観の保全と環境美化の推進を目的とし、美化意識の高いボランティアを募り、電柱などに張られた張り紙を除去していただくものでございますが、その実施に向けて庁内の関係部署が連携し、その取り組みを進めているところであります。

なお、この制度につきましては、今月から各団体に対して募集を行っており、市職員も率先してサポーター団体に加入することを進めてまいりたいと考えているところであります。この

ような活動を通して、今後とも環境美化の推進に市民の皆様方ともども取り組んでまいりたいと考えております。

重要文化財と芸術文化についてご質問をいただきました。

初めに、本市の文化財の保存と活用についてお答えいたします。

本市所在の文化財は、塩竈神社を初めとする国指定文化財が5件、宮城県指定文化財4件、塩竈市指定文化財12件の21件であります。そのほかにも歴史的遺産や貴重な史跡名所も数多く存在いたしております。この市民共有の財産である文化財につきましては、塩竈市文化財保護委員会に諮問し、総合的、専門的な見地による審議をいただきながら、委員の皆様方のご協力による文化財パトロールなどを行い、保護・保存に努めているところであります。

また、建造物等の文化財につきましては、施設の維持補修に当たり、市として必要な財政的支援を行うなど、文化財の保全を図っているところであります。

いずれ先人たちが残した貴重な遺産である文化財の保護にとって、その大切さを広く市民に周知し、文化財愛護の精神を持っていただくことこそが最も肝要であり、そしてその文化財を市の貴重な資源として活用し、広く発信していくことが必要であるというふうな認識をいたしているところでございます。

次に、芸術文化の発信についてお答えをいたします。

芸術文化は、「古きを温め新しきを知る」という伝承と創造の営みであると考えております。本市の芸術文化活動には、これまでの歴史の積み重ねの中でさまざまな貴重な伝承文化が残されるとともに、またそれを下地とした新たな文化の創造が市民の皆様方の努力で広がりとつあるというふうに認識をいたしております。古くは塩竈神楽の伝承に始まり、近年における本市ゆかりの芸術家の方々、例えば杉村画伯の絵画、佐藤鬼房先生の俳句の世界、さらには長井勝一様の漫画文化を広める活動、また現在活躍されている芸術家の方々、写真家の平間至さん、ピアニストの菅野潤さん、鶴田美奈子さんらによる芸術文化の発信が盛んに行われております。こうした本物の芸術文化に接することを通して、市民レベルの文化活動も広がり、市民ミュージカルの創作上演でありますとか、浦戸の子供さんたちによる本市の歴史に残るラッコ船を題材にした演劇「運命のいかり」の上演など、新たな活動の輪が広がっております。

生涯学習センターや市民交流センターでは、本市の芸術文化の発信、創造の拠点として、あらゆる文化の芸術鑑賞の機会を提供させていただいておりますとともに、練習、創作、発表など、市民の芸術文化活動に幅広くご利用いただいております。さらに、32年の歴史を持ち本市

の芸術文化の振興に多大な貢献をしております塩竈市芸術文化協会への支援を通して、市民の皆さんが本物の芸術文化に触れる機会を数多く提供させていただくとともに、市民の方々が新たな芸術文化を創造する活動を今後とも積極的に支援を行ってまいります。

とは言いながら、市内に美術館、博物館がないのではないかとのご質問でありました。残念ながら本市には今現在塩竈神社と私設美術館の2館があるのみであります。行政側といたしましても、本市の歴史文化にかかわる史料が数多く保管されておりますが、大変申しわけないと思っておりますが、現在の逼迫する財政状況にかんがみれば、今、新たなこのような施設の建設に着手することはなかなか困難であるというふうに判断をいたしております。将来「芸術文化の薫りが漂うまち塩竈」と言ってもらえるような博物館建設を夢として、今後とも持ち続けてまいりたいと考えております。

二市三町の広域行政と合併についてご質問をいただきました。

一部事務組合については、塩釜地区消防事務組合、それから環境組合の二つの一部事務組合がありますが、そのほかに本市が加入しておりません宮城東部衛生処理組合の3組合がございます。また、現在は本市の都市施設として運営をいたしております斎場ですが、移転も含めまして今後広域化の検討が必要となってきました。私といたしましては、こういった分野も含めまして、二市三町が大変厳しい財政状況下にありますので、一部事務組合の統合といったようなことにつきましては、塩釜地区広域行政連絡協議会の中で真剣に議論を重ねてまいりたいと考えております。

合併についてご質問いただきました。昨日のご答弁でもご説明させていただきました。

先日、村井知事と我々二市三町の首長との懇談会がございました。本年2月でございます。その際にも合併の課題が取り上げられており、出席者の全員が二市三町の枠組みこそが今後の目指す方向性であるということで意見の一致を見ておりますし、私といたしましても、二市三町の合併こそが実現性が高い合併ではないかということを知事に意見として申し上げさせていただきました。

一方におきましては、各市町間にはそれぞれ個々の事情が横たわっており、調整が必要な課題等も山積をいたしております。本市について見ますと、厳しい財政状況をいかに乗り越えるかといったような課題がありますし、さらに行財政改革を推進し、行政能力を高めまして、まずは周辺の市町からぜひ塩竈との合併を望まれるようなまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますし、このようなことを進める上では何よりも市民の方々のコンセンサスを得ること

が重要であるかと思っております。さまざまな機会をとらえまして、現下の厳しい財政状況、さらには将来の方向性等につきまして市民の方々と意見交換をさせていただきながら、こういった気運を醸成してまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（菊地 進君） 12番木村吉雄君。

12番（木村吉雄君） 詳細にわたって答弁していただきまして感謝申し上げます。2回目の質問をさせていただきます。

なかなかふだん一般質問の中で市長のリーダーシップと行政力なんていうのは余りする方もおりませんが、私自身はこういうものが議会の中で市長と私たちと議論をし合うようになれば塩竈がますます発展していくのではないかと、中身はどうあれ私の能力ではなかなか太刀打ちが市長とはできませんが、こういうもののとらえ方を市民にも聞いていただきたいと思っております。

それで、市長、先ほど私の質問に対してとっても私が気持ちよく受けとったことに、「経営者的な考え方で経営をさせていただいております」という言葉をいただいただけでも、もう次の質問がなくなるくらいでございます。そのようなもののとらえ方を大分前から私は質問をしておりました。前市長さんにも質問していました。皆同じですよと、経営も同じですよということ。

そこで、そんな難しいことではないんですが、一般論としてリーダーの不可欠な資質、リーダーとしてどういう資質があったらいいのかと。私はごく一般論で書生っぽいのはございますが、昔ちょっと習ったことで、一つ活動力と持久力、これは市長さんだけじゃなくて部長さん、課長さん、将来の部長さんもちょうと聞いていただきたいと思うんですが、どんな本を見てもこいなことが必ず昔から、40数年前から出てまいります。活動力と持久力、判断力と決断力、責任感、知的・技術的能力、人間性の洞察と大局的見地、こんなことがいろいろ出てまいります。そんな中で、これは一般論でございますから、行政の長として、我が市の最高経営責任者としてどのような、リーダーとしてどんな資質を持ったらいいのか、または持つべきなのか、市長さんどういうふうにご考えているのか、所見があればお聞きしたいなと思っております。

こんなことを聞いて大変失礼でございますが、もし私が似たようなことを、地方議員の一議員としてあなたの議員としての資質は何ですかなんて聞かれまして、何か前もって私は、議員でもいろんな方がおられるでしょうねと前置きしながら、私自身は議員としては市民以上の常識

と良識を持ち、真摯に謙虚に行動することを心に思っておりますと、こんなことを私だったら議員として言おうと思っております。またそれを心に刻んでおきます。そこで、ございましたらで結構でございますから、自治体のリーダーとしての不可欠な資質とはどんなものなのか、お持ちならお聞かせください。

それからあと、市長さん答弁されました2006年度ミッション、これを早速ことしホームページに出しますよということで、こんな形でプリンティングして出してきました。A3で30ページ。つい数年前までは、あらっ、こんなものが塩竈、間違っどこかの町のシーンじゃないのかと思って、ずうっと興味深く読ませていただきました。そんな中で特に、ここの中でトップマネジメントの強化の一環として各部の政策目標45件、数値目標137件を重点項目を内容とする部長のミッション、「ミッションを使命ととらえる」と書いてありますが、それを受け、各課長いつまでに何をどの水準まで維持するのかをチャレンジして明確にすると、このことは年度終了段階で1年間の到達状況など成果を公表しますと。このようなことを議員の皆さんは、前々から私は議論を聞いていますとこういうことを望んでいたのではないかと、喜んで今後とも勉強させていただきたいと私自身は思います。ぜひこのようなことをしていただき、またよい結果を期待しておりますが、この結果を早く市民生活に反映させることが私たちの願いなのでございますし、当局側もそのことだと思えます。スピードだと思えます。ぜひその辺の心をお考え願って、研究されて、いい結果を出していただきたいと思えます。

このような物のとらえ方をしている県内の他の自治体があるのかどうか、その辺またほかに日本じゅうのどこかにあるのか、お聞かせ願えればありがたいと思えます。

それからあと、人口減少について、いろいろこのごろ二、三日前の新聞でも、国でももう早急に対策を立てると、取り組んでいくということが新聞に出ておりました。全国的なものにとらえ方とは思いますが、私たちのまちが、市長が常々申しております「日本一住みたいまち」、私は「日本一住みやすいまち」ということを8年前から申していますが、大体パッシブかアクティブの違いだと思いますが、その辺のところ塩竈の立地を口供したら、まだまだ住む方たちが塩竈に出てくるんじゃないか、その立地とは何かと。こここのところの勉強を我々はしなきゃいけないんじゃないかと。当局の皆様も浦戸振興と申しております。言葉はたびたび皆さん、我々議員の皆さんもよく言います、浦戸振興のために、浦戸振興のためにと。だけど私8年ここになります、さあ何ができたかな、何ができたかなと。どんどんどん今から団塊の世代の方が退職してまいります。県内外から、塩竈の浦戸は整備がされて、いろんな条

例が撤廃されて、とってもしやすいですよと定年者に申し上げることもできる。それから、市長先ほど言っていたUターン、昔住んでいた方たちのUターンを促進する。そのためには整備もいろいろ金もかけなきゃいけないだろうと。それから、現在住んでいるお孫さん、ひ孫さんたちのUターンというもの、それには仕事が必要なのか産業が必要なのか、観光地にできないのかあそこはというもののとらえ方を抜本的にやっぱりこの人口減少対策として考えるべきではないかと思っております。ぜひその辺のことをお願いして、どう考えて、先ほども答え出ておりましたが、それには多分いろんな特典を与えなきゃいけないと思うんです。企業誘致に対しても特典を与える、人口増加に対しても特典を与えるということではないかと思えます。その辺をお考えあればお聞かせ願いたいと思います。

2回目の質問を終わらせていただきます。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 私の方からは、市長の資質はというご質問であったかと思えます。

議員のいろいろ考えも聞かせていただきましたが、塩竈市の行政を推進するという意味でのリーダーの資質ということになるのかと思えますが、塩竈市の行政については、実は99%以上は職員の皆様に担っていただいていると思っております。そういったものを相互に私の方が最終的に決断をさせていただくという手順になるのかなと思っております。そういったことから、私としては職員と私の信頼関係の構築ということこそがこの塩竈の行政推進に大変重要になるのかなというふうに考えているところであります。

それから、ミッション・チャレンジにつきましては、決してやりっ放しということではなくて、毎年年度末に当初立てました目標がいかにか達成されたかと、それから中間時点で進行管理をさせていただいております。何が問題でこういったことが進まないのかといったようなことの中間時点でのチェック等もさせていただきながら、全体として当初立てました目標が年度内に達成されますよう、職員とともに機会あるごとにそういう話をさせていただくということでもあります。

人口減少、本当に我々にとっても大変突きつけられた大きな課題であります。先ほど申し上げましたように、市内にもそういった人口をふやすことの対策、方策ということについては、いろいろ取り組みを始めたところでもありますし、浦戸につきましてもさらなる取り組みを深めてまいりたいと思っております。

なお、残余の部分につきましては担当からご説明いたさせます。

議長（菊地 進君） 小山田総務部理事。

総務部理事兼政策調整監（小山田幸雄君） それでは、ミッション・チャレンジにつきまして、他の市町村での取り組みはどうかということについてお答えいたします。

都道府県レベルで言いますと宮崎県が行っておりまして、あとは政令市では横浜市、ないし市町村で言いますと兵庫県の三木市とか小田原市などが行っております。

こういう中で塩竈市の特徴といいますのは、市民との関係を双方向で持っていくということで、意見を寄せていただきやすいように電話番号とかあるいはメールのアドレスなどもつけさせていただいております。それからもう一つは、到達すべき目標と、それから評価をしやすいように数値化している、この2点であるというふうに思っております。

議長（菊地 進君） 12番木村吉雄君。

12番（木村吉雄君） 3回目の質問に入ります。

一番大事なところ、将来の私たちの塩竈合併というところでもっともっと議論をしたかったのでございますが、一つだけちょっと申し上げておきますと、二市三町議員連盟という二市三町の60数名の議員さんが一つになって広域行政を考えている会がございます。その中で広域行政と書いているのがありまして、その中でも昨年来この合併というものをとらえてきております。いろんな勉強をさせていただいております。その中でもおおむね時代の要望ではないのだろうかと、皆さんの意見が、部会の意見ではそういうことに今なっております。

最後に、市当局の皆さんにお願い申し上げて終わらせていただきます。

皆さんご存じの中国の孫子の言葉に、「巧遅は拙速にしかず」とあります。行政執行者である市当局の皆さん、ぜひ我が6万塩竈市民の幸せのため、孫子の「巧遅は拙速にしかず」を心に刻んで仕事に励んでください。

以上終わります。

議長（菊地 進君） 暫時休憩いたします。

再開は15時15分といたします。

午後2時59分 休憩

午後3時15分 再開

副議長（志賀直哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

18番小野絹子君。

18番（小野絹子君）（登壇） 私は、日本共産党市議団を代表しまして、伊勢議員に続いて一般質問を行います。

第1は、各駅へのエレベーター設置についてお伺いいたします。

本塩釜駅にエレベーターが設置されて5年になります。共産党市議団は、本塩釜駅に続いて東北本線の塩釜駅、仙石線の東塩釜駅、西塩釜駅へのエレベーター設置の要望を現在の国土交通省やJR東日本仙台支社に行き、また毎年市長に要望書を提出し、議会でも吉川議員を初め再三取り上げてきました。

党議員団は5月16日に、JR東日本仙台支社に対して駅へのエレベーター設置と須賀踏切の安全対策を要望しました。駅へのエレベーター設置について対応した総務部の企画室企画課長からは東北本線の塩釜駅と仙石線の東塩釜駅にエレベーターを設置したいという意向を表明されました。その財源は国とJRが3分の2を持ち、自治体に3分の1をお願いしたいというものでした。また、西塩釜駅については、二つの駅が完了した後に市の財政見通しがあれば設置していきたいとも述べました。

党議員団は6月6日に、横田県議や高橋卓也県政対策委員長とともに県の企画部長に会い、県の財政支援を求めました。県の企画部長は、市から正式に要請が来ていないが、実施主体は塩竈市であり、塩竈市が施行するなら県で負担した経過があるので対応したいと述べられました。早速市長にこのことを伝え、取り組みを急いでいただくよう要請したのです。そこでお伺いいたします。各駅へのエレベーター設置について市の方針はどのようになっているのかお聞かせください。

第2は、県道利府中インター線（越の浦春日線）の早期整備についてお伺いいたします。

党議員団は5月29日に、横田県議とともに東土木事務所を訪ね、県道利府中インター線、いわゆる越の浦春日線の残り2キロを早期整備されるよう要望しました。対応した東土木事務所の所長は、「この路線は重要路線と認識しており、18年度中に市と県で勉強会を行い、地元の協力を得ながら計画路線のアセスメント調査や路線の線引き、工事工法などの方針を固めていきたい。18年度は航空写真などで調査費は使うものの、具体的には19年度で調査費を要請していきたい」と述べました。そこでお伺いいたしますが、第1点は、県との協議内容と今後の計画についてお伺いするものです。第2点は、路線の線形などについてどのように考えているのかお聞かせ願います。

大きな第3点は、市道藤倉梅の宮線の藤倉一丁目、二丁目の雨水対策についてお伺いいたします。

平成3年から始まった藤倉三丁目側の雨水幹線工事は、街路に沿って取り組まれ、平成20年度で海までの排水幹線と藤倉雨水ポンプ場が完備される予定であります。今回の藤倉雨水ポンプ場は計画の3分の1の能力のようですが、とにもかくにも一日も早い完成を願ってやみません。こうした整備に17年間もかかっていることについて市長はどのように考えているのか、最初にお聞きします。

さらに、藤倉二丁目、一丁目側の雨水対策の抜本的な対策について。これは現在街路計画の見通しがないのでありますが、そういう点で抜本的な対策について、市の基本的な考え方と当面の対応についてお伺いいたします。

第4点は、市における経済の現況と大型店進出問題及びその再検討についてお伺いします。

大型店進出問題、つまりヤード跡地へのイオン進出問題であります。イオンが示していた出店計画では、ことしの4月建設着工し、10月にはオープンの予定だったのではないのでしょうか。しかし、いまだイオンの計画が示されていません。イオンの計画がおくれているようですが、現在どのようになっているのか、市当局が掌握している状況及びその見通しについてお伺いいたします。

私どもは、イオンが来ることに基づいて、地域経済が潤う循環型の開発にはならないのではないかと疑問を持っております。また、今回の開発は、造成したところにイオンに来てもらうことで莫大な市税の投入が行われます。それに対して地代の収入が入るわけですが、投資した市税がきちんと回収されていくものかも疑問に思っております。

具体的に申し上げますと、賑わい地区の区画整理事業は、基盤整備と下水道整備を入れますと約73億円かかります。この区域の面積は7万4,000平米であります。塩竈市土地開発公社がイオンに貸す土地8,224平米に係る金額は約8億円になります。イオンから土地の賃貸料として入るのは年間2,000万円、20年の契約ですと4億円になります。つまり8億円かけて整備した土地にイオンを呼んできた場合、イオンから入るのは4億円で、とてもかけた分の回収はできないと思われるのです。また、イオン進出に伴って周辺商店がやれなくなるなど地域経済の打撃が心配されます。当然市税への影響も出てまいります。そこでお伺いしますが、市は開発に要した金額との収支バランスについてどのように考えているのかお聞かせください。

この問題での第3点目に、グランドデザイン策定委員会では地元主体の計画推進組織とし

て、NPO、TMO、まちづくり会社への移行を早期に検討する必要があると述べておりますが、なぜこういった組織が出てこないのかお伺いします。

第4に、海辺の賑わい地区の開発は、もともと市の活性化の起爆剤になるように中心市街地活性化基本計画で位置づけられてきました。中心市街地活性化の基本計画の方針では、塩竈神社、御釜神社、本町商店街、本塩釜駅、ヤード、マリングート、海、浦戸諸島を含めての既存のストックを生かしながら、点から線へと連続させる新たな中心軸の創出を行うと述べております。そこでお伺いしますが、例えば本塩釜商店会や、西町の商店など、それぞれの既存の商店街の開発についてはどういう状況になっているのかお伺いします。

大きな第5点で、場外馬券売り場の進出の見直しについてお伺いするものです。

5月に入って中央競馬会が、新浜町の一つの町内会と仲卸の一般会員への説明会を行いました。問題点がますます明らかになってきました。平成11年当時利用人員を1日1万4,000人と見ていたのを、今度は5,400人と低く抑え、土曜日は3,500人、日曜日に7,300人と試算し、来場車両を土曜日は1,450台、日曜日は3,000台と見込んでいると説明しております。ところがウィンズ入場者の全国平均は約2万人でありますので、当初の1万4,000人の来場者を見込んだ場合で計算しますと、6,000台からの車両がふえるものと思われれます。

昨年塩竈市が行った交通量調査では、国道45号線の新浜町交差点は1日1万7,200台以上、これは平成17年11月平日の調査であります。この交通量であり、慢性的な交通渋滞が起きております。これに6,000台の車両が場外馬券売り場に殺到します。しかも午前9時過ぎから夕方4時過ぎまでの日中の7時間に新浜町に集中するものです。6,000台の車両は往復しますので1万2,000台になり、年間のほぼ毎週土曜・日曜104日間は約2万8,000台の交通量になるものと思われれます。新浜町はどこから来ようが必ず国道45号線を通らなければなりません。国道初め周辺道路は大渋滞が起きることは素人でもわかることです。

中央競馬会は、こうした交通渋滞緩和策として、「現段階では仲卸市場入口交差点改良工事を行う方向で市及び所管警察と調整を行っております」と文書で説明しております。市の道路管理者にはお話があったのでしょうか。あればどのような内容だったのかお伺いいたします。

さらに、「地元協議会の設置について、交通問題、環境問題の迅速な解決のため、所管警察、市についても協議会への参加を要請する所存」と述べておりますが、市に対してそのようなお話があったのか、あった場合はどのような対応をするのかお伺いします。

仲卸の一般会員を対象にした交通問題での説明会が初めて行われました。重要なことは、中

中央競馬会から仲卸の営業に支障があれば計画を断念したいと明言したことであります。中央競馬会が考えている駐車場は、全漁連跡地6,187平方メートルに3層4階で650台を確保し、臨時駐車場を岸壁方面に650台確保したいと述べておるようです。現在の仲卸市場の北側約200台分の駐車場はウィンズ建設の予定地となり、南側正面にはシャトルバスのロータリーが予定され、数十台の駐車場が使用できなくなります。さらに北東・南東駐車場についてはウィンズに来るお客さんは誘導しないと述べているが、入れないとは約束しておりません。そうしますとますます仲卸に来るお客さんへの駐車場は現在よりも少なくなることが予想されます。しかも現在特例の縦駐車ができませんと、主に仲卸の人たちがとめている部分が駐車できなくなります。その数はおよそ317台と言われております。だれしものが売り場近くに車をとめて営業するのは当たり前のことです。

さて、場外馬券売り場は本当に仲卸市場の再生につながるのでしょうか。反対に一般のお客さんや観光客はギャンブル施設や交通渋滞を敬遠し、仲卸の駐車場は馬券売り場の来場者に占められてしまいます。仲卸の中からは「これでは商売にならない」という声さえ出ております。

さらに、新浜町地区の住民や事業所への影響についてです。ギャンブル施設があるということだけでイメージダウンとなり、新たな住民が来ない、反対に地区から転出していく人たちが出てくると思います。交通渋滞や地区内道路が駐車場化し、開催日は住民が動けない状態になります。まさにマイカーも緊急車両も動けない。さらに地区内の土地が駐車場化していきます。加工団地内の道路は現在駐車禁止ではありませんので路上駐車化してしまいます。事業所での操業や運送などに支障を来し、営業時間が困難になり、新規の事業者など進出は望めなくなります。新浜町の場外馬券売り場設置予定の周辺2キロ圏内には、杉の入小学校、第二中学校、新浜町保育所の教育福祉施設があります。また、場外馬券売り場予定地を初め主要な道路は通学路にも指定されております。特に子供たちを取り巻く悲惨な事故が相次いでいるだけに、子供を取り巻く環境を良好なものにし、子供たちをしっかりと守っていくのが行政の責任、大人の責任ではありませんか。ギャンブル施設はどうしても受け入れられないものであります。

私は今までの述べてきましたが、今場外馬券売り場の進出について市長の明確な対応が求められていると思いますので、市長の対応を改めてお伺いいたします。

最後に、子供たちの安全対策を求めて、今議会でも多くの議員から質問がありました。場外

馬券売り場が近隣に設置されることについて、子供たちの取り巻く環境としてどのように受けとめているのかお伺いいたしまして、第1回目の質問を終わります。ご答弁をよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。（拍手）

副議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま小野議員から5点にわたるご質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

初めに、各駅へのエレベーター設置についてのご質問でありました。

公共交通機関のバリアフリー化につきましては、平成12年度に制定されました高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律、いわゆる交通バリアフリー法により整備を進めてきております。公共交通機関の整備基準では、1日当たりの利用者数が5,000人以上で高低差が5メートル以上の鉄道駅につきましては、平成22年度までに原則としてエレベーターの設置等によるバリアフリー化を実施することとなっております。

本塩釜駅につきましては、平成12年度にエレベーターが設置されましたが、他の3駅については未設置の状況となっておりますので、本市も会員となっております仙石線整備促進期成同盟会でありますとか宮城県鉄道整備促進期成同盟会におきまして、駅のバリアフリー化について機会あるごとに要望をいたしてまいりました。

駅へのエレベーター設置事業につきましては、JRが実施主体となります。この地区の場合でありますとJR仙台支社になるのかと思っておりますが、交通施設バリアフリー化整備費補助金制度を活用し、議員ご指摘のとおり国と地方公共団体からの3分の1ずつの補助を活用し、実施されるものでございます。さらに宮城県では、鉄道駅舎等バリアフリー整備事業費補助金制度により市町村負担の2分の1を補助することとなっております。しかしながら、県が行いました18年度実施に係る希望アンケート調査では該当がなかったということで、本制度は18年度は休止という扱いとなっております。現在、本市としましては、19年度以降に県に復活するよう要望をいたしているところでありますが、他の自治体やJRからも県への同様の働きかけがあるというふうに聞いております。各駅のエレベーター設置につきましては、本市の財政状況、さらに県の補助金の制度復活の動向などを踏まえながら、検討を重ね、議会へ基本方針を明らかにしてまいりたいと考えております。

県道利府中インター線、都市計画道路越の浦春日線の残り2キロの早期整備についてご質問

をいただきました。

この道路であります、利府中インターから45号線まで4キロ、およそ4キロの区間です。事業着手に当たり市と県で話し合いをいたしてありまして、宮町吉津線に接続するまでの区間、約2キロメートルにつきましては、塩竈市が先行して整備を行い、その後に県が国道45号と三陸縦貫自動車道利府中インターを直結するという道路の重要性にかんがみ、県が事業主体となって整備を行うと、調整がなされております。

市におきましては、第56回国体の際のバドミントン会場が本市にありましたこともあり、早期に整備を促進する必要があり、道路公社の立替事業により施行していただきましたが、補助金の受け入れにつきましては平成17年度までといたしてありました。平成17年度に補助金の受け入れが終わりました後、県におきましては、昨年12月に県道昇格の認定をしていただきました。そこで県道利府中インター線という路線名が誕生することになりました。また、県議会の2月議会におきまして、地元選出の県議会議員の質問に対し、県は整備に向け市と協議を始める旨の回答がなされておりますし、5月12日には県議会建設企業委員会による現地視察が行われ、現地において約1時間にわたり東土木事務所から内容説明がありました。

このように県は、市と約束いたしました事項につきましては紳士的に遵守していただいていると考えておりますし、我々は今後早期に事業が着手になるようにということで働きかけを行ってまいりたいと思っておりますし、共産党市議団の皆様方にもそういったことで県の方に足を運んでいただいたということには感謝を申し上げるところであります。

こういった状況を受けまして、6月8日に仙台東土木事務所と市の建設部とで整備に向けた検討のための第1回の協議が持たれ、同事務所から実施に当たっての問題点の洗い出しと整備に向けた本格的な調査を行いたい旨の説明があり、早期着手に向け双方が今後協力していくことを確認いたしましたところであります。

路線の線形についてということでご質問がありましたが、路線につきましては既に都市計画決定がなされております。利府中インターから国道45号に直結する道路であります。45号線の接続につきましては、東北本線さらには仙石線の上を越えまして、ループで45号に接続し、交通の安全を図るという形態になっております。

次に、市道藤倉梅の宮線のうち藤倉一、二丁目の雨水対策ということについてのご質問をちょうだいいたしました。

公共下水道計画による藤倉地域の雨水対策であります、地域を東西に横断する都市計画道

路新浜町杉の下線の地下空間を利用した大口径の雨水幹線、おおよそ3メートル弱ぐらいの雨水幹線により、藤倉ポンプ場を經由して塩釜湾へ排水をすることになっております。お尋ねの藤倉一、二丁目につきましても、この雨水幹線の整備によって雨水を排水する計画でございますが、雨水幹線の建設には、一定規模の連続した用地が必要となりますので、計画されております都市計画道路の地下空間を活用する計画となっております。しかし、都市計画道路整備には整備に伴う用地確保などでまだ多くの課題が残っております。現段階では、藤倉二丁目3番地先交差点から西側への都市計画道路整備に着工することは困難な状況であります。したがって、下水道の整備につきましても暫定的な対応をしてみたいと考えているところであります。

具体的にであります、当面の目標といたしましては、時間雨量を30ミリ程度に設定し、これまで藤倉排水区138ヘクタールの雨水対策の基幹施設として藤倉1号幹線、3号幹線の整備を完了させていただきましたが、本地区につきましても、当面既設排水口の能力向上でありますとか、雨水幹線までの流入経路を確保するなどの対策を行うことにより排水能力の向上に努めてまいり、地域住民の方々の不安を解消してみたいと考えております。

こういった雨水対策に17年間もかかっているのではないかとご質問をいただきました。

今日まで本市におきましては、下水道整備といたしまして汚水幹線の整備事業あるいは雨水幹線の整備事業を並行して進めてまいりましたが、まずは地域の方々の生活環境の向上ということで、今日まで汚水幹線の整備を重点的に行ってまいりました。おかげさまで平成17年度末で98%の整備率に汚水幹線がなっております。今後は雨水幹線の整備に重点が移行すると思っておりますので、スピードが早まるのではということ考えております。

市における経済の現況と大型店進出ということの中で、大型店進出につきまして何点かのご質問を賜りました。

具体的な内容につきましては担当部長より説明いたさせますが、おかげさまで海辺の賑わい地区の土地利用に関しましては、平成18年3月末に第2回目の仮換地指定を行い、計画区域内の3万3,379平米、面積比にしまして76.8%の仮換地指定を終了することができました。このようなことに伴いまして、今後は区画整理地域内の基幹施設整備がより促進されるものと考えております。一日も早くこういった事業整備を促進し、土地区画整理事業の事業効果が早期に発現されますとともに、この海辺の賑わい地区の活性化が市内全域に波及いたしますよう、なお一層努力を重ねてまいりたいと考えております。

場外馬券売り場の進出についてご質問をいただきました。

市長の対応ということでございましたが、昨日も同様のご質問を賜りました。この件につきましては、地元の水産物販売の組合が大変厳しい現下の経済環境状況を打開する活性化策の一環として誘致活動を推進されているというふうに認識をいたしております。

市におきましても、これまで賛成・反対それぞれの立場でいろいろな動きがあり、平成12年の9月定例会でございましたか、設置に反対する請願が本議会で賛成少数で否決された経過等も勉強させていただきました。繰り返しになります。この施設の認可者は農林水産大臣であります。先ほど議員の方からご質問いただきました交通混雑の問題でありますとか駐車場の問題等々を含めまして適正な形での計画の内容かどうかということにつきましては、農林水産大臣が審査をされるものと思っておりますし、交通問題につきましては、所管の警察署で今協議を重ねているということをお伺いいたしております。

そういった中で本市に今寄せられておりますJ R Aからの交通協議につきましては、塩竈市内の一部の市道に誘導標識の設置が可能かどうかといったような問い合わせをいただいております。対応いたすことといたしております。

なお、子供さんたちを取り巻く環境につきましてもご質問をいただきました。後ほど教育長よりご答弁をいたさせます。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

副議長（志賀直哉君） 小倉教育長。

教育長（小倉和憲君） それでは、場外馬券売り場の進出に伴う子供を取り巻く環境についてお答えいたします。

児童・生徒を取り巻く交通問題につきましては、以前場外馬券売り場を有する地方自治体に対して行ったアンケート調査や電話調査の結果では、特に児童・生徒への影響や教育環境の悪化にはなっていないということでありました。今後の動向を踏まえて、関係機関との連携を密にしなが、子供たちの防犯、交通安全の確保等に努めてまいりたいと思います。

以上です。

副議長（志賀直哉君） 内形建設部長。

建設部長（内形繁夫君） それでは、私の方からご質問の4番目でございます市における経済の現況と大型店進出問題及びその再検討についてということで、具体的な質問4点ほどございましたので、お答え申し上げたいと思います。

まず、1点目の海辺の賑わい地区のまちづくり参画事業者の進出のおくれをどうとらえているのかというようなご質問でございますが、まず、進出についての進捗状況につきましては、これまでの議会の質疑等を通じまして随時ご説明、ご報告をさせていただいてきておりますが、土地所有者との合意を受け、いよいよ事業実施の段階に入ってきておりますということは、さきの2月定例会でも経過報告をさせていただいたところでございます。

市といたしましては、この間進出事業者には、賑わいのあるまちづくりにどうかかわりを貢献していただけるか、そういったような視点でよりよい実施プランをご検討いただけるものと認識しておりますし、近々本社の方で最終プランの決定がなされるということにも聞いておりますので、間もなくこういったような具体的な計画が出てこようかと思います。我々としていたしましては、一日も早く実現をしていただくことで、まちのにぎわい創出にも結びつけたいと期待しておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

次に、2番目のご質問でございます区画整理事業への投資とまちづくり参画事業者の誘致との収支バランスをどうとらえているかというご質問でございますが、まず区画整理事業は、郊外などで保留地用地の売却費用を前提にして事業収支を見込んで行われる一般的な区画整理事業とは海辺の賑わい地区は異なっております。駅に近接する既成市街地の事業であります。古くから市街地が形成されてきました当該地区は、道路の未整備など地域課題を抱えております。また、駅からマリングートに向かって海沿いにあります港湾道路は、大きなカーブがあったりマリングートへのアクセスも不便だったりと多くの課題が上げられております。そして、何よりも本塩釜駅からわずか一、二分の距離に広大な空間があり、それを長く生かしていないことは塩竈市にとって大きな課題でもありました。こうした地区の長年の課題解決を図るため、都市の基盤であります道路や公園などを整備することによって土地の利用促進を図り、質の高い市街地の形成を目指すのが今回の区画整理事業の目的であり、多くの議員の皆様のご賛同を得まして事業着手したところでございます。

採算性の点につきましては、前段申し上げましたとおり、今回の事業は都市基盤の整備でございますので、市が通常行っております街路など都市計画事業と同様に都市環境の整備でございまして、長期的な税の収入でもって対応していく事業と認識しております。

なお、進出事業者の既存店はパート従業員を含めて300人以上の雇用がございまして、当該事業者からはこれらの雇用を継続していきたいとの考えを伺っておりますし、新たに建物が建築されますと、固定資産税の収入など雇用や税収面といった市政全般でとらえたときには、経済

的な効果が十分評価していただけるものと考えているところでございます。

次に、3点目でございますTMOの状況についてでございますが、かつてこの件につきましては商工会議所が中心となっていたきまして検討された経過がございましたが、残念ながら設立までの形には至っておりませんでした。一方、海辺の賑わい地区では、地元権利者の方々がまちづくり推進会議を組織し、話し合いを行いながらランドデザインに基づく共同化事業などの検討が進められており、交通広場や歩行者専用道路のアドプトなども議論されております。今後の検討テーマといたしましては、地区のまちづくりに関する運営管理の法人化等も推進会議で取り組む課題として上げられておりますので、よろしくこの辺をご理解賜りたいと思っております。

次に、4点目でございます中心市街地活性化法は、西町から本町、海岸通、海辺の賑わい、そしてマリングート、こういったような連たん性のある計画でないかというようなご質問でございますが、現況についてご報告させていただきます。

まず、平成11年に策定いたしました中心市街地活性化基本計画では、神社から本塩釜駅、マリングートを結ぶ中心軸に、歴史の薫る環境型都心居住ゾーン、駅前賑わい集積ゾーン、海辺の賑わいゾーンと三つのゾーンに分けまして、賑わい創出と回遊層の形成を目指し、活性化施策に取り組むことといたしております。現在これら3ゾーンを含む本塩釜駅周辺の約80ヘクタールを平成21年度までの5カ年間で重点的に取り組むべき都市再生整備計画のエリアに位置づけまして、国のまちづくり交付金を活用いたしまして総合的にまちづくりを進めてきております。

中心となります事業の一つは海辺の賑わい地区の区画整理事業でありますし、もう一つの柱といたしまして北浜沢乙線の修景事業に取り組んでおります。神社から駅、そしてマリングートまでの回遊ルートの形成を図りながら賑わいを創出していくこととしております。そして事業実施に当たりましては、市民の皆さん方の参加していただいたワークショップを企画段階から開催するなど、市民の皆様がまちづくりに関心を持っていただき、参加いただけるようなきっかけづくりを心がけてきております。

一方、青年団体や多くのボランティア団体の皆さんが中心となって開催されました「おいしおがま」など、本町周辺でさまざまな形でイベントが開催され、賑わいづくりの一翼を担っていただいております。

今後はこういった方々と行政が協働いたしまして、中心市街地の回遊性を高めるサインなど

を考えながら、市民協働での事業実施を強化し、中心市街地の活性化を図ってまいりたいと思います。

以上であります。

副議長（志賀直哉君） 18番小野絹子君。

18番（小野絹子君） 2問目の質問をさせていただきます。

時間の関係上、イオン関係と場外馬券売り場の問題について絞らせていただきます。

まず、イオン関係では、近々来るのではないかというふうなお話がありました。しかし、私の調査によれば、これは3月議会が終わって、実は3月16日に商工会議所で第2回目の説明会がやられたわけですね、イオンが来まして。その後、6月6日あたりにはほぼ決まるのではないかと、どういう方向性が、そういうお話もあったようであります。しかし依然としてそれが出てこない。それが何なのかと。そういう点をつかみもしないですよ、そのうちにそろそろ決まるというふうな言い方はないんじゃないですか。そういう点で、やっぱりイオンが実際に塩竈の業者の人たちを含めてどういうふうにさらにつかんで、出店する希望の人たちをつかんでやっているのかわかりませんが、そういった方向性も何も示されないままですね、それが業者の人たちを試みれば、全然保証料も検討の状況も示されていないというのがあるわけですね。聞くところによりますと、14通りとか12通りとか何種類かのいろんな方法があるようなお話もお聞きしています。やっぱりそういう点では議会に今の実情をきちんと説明すべきだと、私はそう思います。調査をしてきちんと説明すべきだと思います。

それから第2点目、いろいろ都市計画と同じような考え方だと、区画整理の事業について。それはそれでいいと思うんです。ただ私は、そこで整備したところにイオンを誘致するということになれば、やっぱりさっき市長は市役所は企業の考え方でもっていくというお話を再三言っているわけですから、そういう点からしても、私は必ずしもそれには賛成するわけじゃありませんけれども、やっぱり投入した税金に対してどういう収支バランスになるのかというのを試算して、これを市民に、そして議会に示すべきだというふうに思います。先ほど部長は、雇用が300人以上あるというふうに言いました。これはどこから聞いた数字かわかりませんが、現在よく今のジャスコには300何人がいるとかというお話をしているようなんですけれども、イオンはこちらに出たときにその人たちもみんな移るという保証があるんですか。ですから、これだって言われたままを言っているという状態にすぎないと思います。実情をきちんとつかむべきだというふうに思います。

それから、実際にはこの海辺の賑わい地区の開発は、市民にとってこの市経済が全体として潤うものでなければならないというふうに私は考えます。イオンに人が集まれば、その周辺の商店街がいつかはよくなるというような考えでは余りにも無責任だというふうに思うんです。イオンが進出した場合、どうしたら周辺の商店街もよくなるのか、そのために行政として何をしていかなければならないのか、ここをきちんと考えていく必要があると思うんです。私たちはそういう点で現在のようなイオンへの丸投げの開発そのものに反対で立場を異にはしておりますが、それぞれの、イオンが来た場合ですよ、どうしたら既存の商店街に人が流れるのか、イオンが来る場合にはどういう役割をお願いするのか、そのためにも市当局が市民からよく話を聞くことが大事だというふうに考えるわけです。イオンが現在に至っても具体的計画を出せていないと、そういうふうに思われても仕方がないんでないかと。このことはイオンが収支見通しを持ってないでいることが土台にあるのではないかとさえ思うわけです。イオンが進出を断念することもあり得るかもしれません。また進出する場合でも、進出するのであれば何があっても構わないという、そういうやり方の状況にもなるのではないかとということも心配されます。

私はこの開発計画全体について最大の問題は市民参加がないことだと思っております。市民の声を生かし、住民参加を行うことが大事なんです。先ほど商工会議所を中心にTMOを立ち上げようとしたけれどもできなかった、そういうお話がありました。TMOの立ち上げが行われていない、このことは非常に重大なんです。市民が発言できる場を今後どう確保していくのか、こういったことも重要です。そういう点では先ほどありましたが、大事なことはこの拠点に観光客や仙台から人を呼んで、本町、西町にどのようにその中心から流れていくのか、人の流れをどうつくっていくのか、その計画を話し合っ決めていくべきだと思うわけです。

今商店街の新たな努力が始まっております。先ほど市長の方からもありました。本当に並々ならぬ努力をしていると思います。しかも政府機関も賑わいのあふれるまちづくりに向けて頑張る商店街ということで、こういう「77選」を選んで激励しているんです、商店街を。これは自主的につくられています。TMO立ち上げに対してやっているという状況があります。そういう点で私は市民参加のまちづくりこそ今重要だと思いますので、改めてそういった点で今私が申し上げたことに対してご答弁をお願いしたいというふうに思います。

それから、場外馬券売り場の進出の問題です。

市長は盛んに、許可を出すのは農林水産大臣だと、道路の問題は警察だと、だから私は推移

を見守っていると。市長さん、これはとんでもない間違いなんですよ。それは場外馬券売り場の、ＪＲＡから申請されて、そして許可を出すのは農林水産大臣ですよ。しかしそこに至るまでの環境の状況ですね。たかが国道であれば、先ほどもありました、45号広げてくれと、新浜町。しかし国土交通省はその計画は今ないと。市長は要望していくということですけども、そういう点でこの国道については国ですね、ここは県道は直接今のところはかわり……かわりなしと言うとあれですが、市道が多いわけですよ。先ほど市長が交通誘導の問題で、誘導板ですか、これを市道につくれなかと。それを思うと、藤倉の方に入って、藤倉の方に誘導して、そこからどう掃くかということの意味しているのかなというふうに思います。そういう点では、そういう方向を含め、また大事なことを言ってないですが、実際市の道路の管理者に来てるんでしょう。だって県の方は5月17日に県警とＪＲＡは話し合いをしてるんですよ。塩竈にだって来てるはずですよ。そういう件でそこもはっきりさせていただきたい。

しかも今度の中身は住宅の中を通すという計画があるわけですね。入ってきた車。そういう点では、市はもちろんですけれども、かわりがある住宅街も地域の町内会、住民の方々のやっぱり意向を十分に聞く必要があります。はっきり言って私の前も通るわけです。恐らくはそうですよ、三陸縦貫に行くわけですから。そういう意味で、住民の意向を十分に聞いて、これでいいですよと言うのが塩竈市なんです。それは道路の一定の人が出すんじゃないんです。市長名で出すんです。だから市長がそれで出して、それでそのまま許可されていってですよ、実際には道路が混雑して、もう生活が大変だという事態になったとき、何かがあったとき、市長さん責任とるんですか。そういうふうに言われちゃうんです。だから市長に全く責任がないんじゃないくて、道路の問題で、いざここに来て市長が問われるところに来ているということですので、そういう点でもう一つ交通問題についてＪＲＡの方から正式に話があったらと思いますので、それについての対応をどういうふうにしようとしているのか。市が簡単に決めてしまうということになったら大変なことです。ぜひ地域住民の、やっぱりＪＲＡにきちんと説明させて、そして地域住民の意向を市は十分つかんで判断すべきだというふうに思います。それについてお伺いします。

副議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 私の方からは、初めにイオンの立地について申し上げます。

先ほど担当部長から2月議会の際に進行状況についてご説明をさせていただいたということをお知らせしました。そういった矢先に、来なくなるのではないかとかというようなことを、逆

に私の立場からすれば、どこからの情報ですかということをお伺いしなきゃなくなるわけであり、その際にも申し上げましたけれども、今から先、今議会でもいろいろ議論されております。企業誘致条例等を制定しながら、やはり既存の企業とあわせまして新たな企業をぜひこの塩竈に立地していただきながら、全体としてまちに活気を取り戻してまいりたいということをお願いしているわけであり、そういう中でやはり我々はこのまちにふさわしい方々にはぜひ来ていただきたいという立場でございます。イオンにつきましても、再三再四申し上げますが、審査委員会の中で諮っていただきまして、希望される中でイオングループが一番ということでありましたので、それに基づいて、このまちに元気・活気を取り戻すためということで肅々と進めているわけであり、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

それから、JRAの道路問題であります。

先ほど木村議員の質問にもございました。基本的に道路というのはだれでもが通れるわけであり、これはあなたが通ってだめだ、この方が通っていいですよというものが公道ではないわけであり、ですからこそ全体として新たな負荷要因が出てきたときには、全体として公安委員会がそういった道路利用に支障がないかどうかということを検討するわけであり、そういった検討の中で市道の利用上問題があるとするならば、当然公安委員会等からこういうことについて塩竈市はどうかというような意見の召喚があるかと思っておりますし、そういったことについては、今まだ具体的な話としては、先ほど申し上げました案内標識板の設置等についてはいかがかというようなお話があったということではございますが、なお詳細については担当部長よりご答弁をいたさせます。

副議長（志賀直哉君） 内形建設部長。

建設部長（内形繁夫君） まず、イオンの、事業参画者の進出なぜおこなっているかと、再度の質問でございます。

6月19日、産業部長と私二人で、塩竈の特色を出すような企業進出ということを目指しまして、仙台の事業者のところに行ってまいりました。そのところにも企業進出、事業参画者、イオンさんも一緒に紹介させてくださいということで紹介してまいりました。今イオンおこなっているというのは、はっきり申し上げますと、塩竈の特色をどうこの商業施設で展開できるかということをおこなっております。これははっきり申し上げさせていただきたいと思っております。単純に日本全国で展開しておりますイオンの店舗を進出するならば、それこそ本当にこの春先でももう県の方に新店協議あるいは建築確認申請とか上がってきております。金太郎あめにならな

いようにということで今吟味をしながらイオンさんの方では考えておりますので、この辺がおくれと。

先ほど私近々中にもと言いましたが、今本社協議を行っているということですので、我々は本当に期待をしております。本当に塩竈の独自色を出すような商業展開になるのかなということで期待をしておるところであります。

またあと、企業感覚を持って収支、いわゆる土地の賃貸の場合、売るときは造成費でそのまま売れますが、賃貸する場合はそれなりの路線価とかそういったような評価がございます。我々はその特定のイオンのために安く賃貸するというよう指導をしているわけではございません。これは公社の方で貸し付けるわけですので、この辺はご理解いただきたいと思います。それ相当の額でお貸ししているということでございます。

それとあと、雇用300名と言いましたが、これは現在363名ほど我々の調査のもとでは把握していますが、こういった方々が新しいところに移った場合そのまま継続して使っていただけるということで、300何名の方々の雇用の安定が図れるというようなことで私は答弁させていただきました。

それと、イオンの役割とかをやっぱり市民総参加でやるべきでないかというようなご質問で、まさにそのとおりでございます。我々はそのスタンスでやっております。この7月3日にも商工団体のグループの方々、商工会議所ではなくて、そういった方々からの要請も受けております。ぜひ現況を説明してほしいと。それらについても我々は拒むことなくそういった機会も設けておりますし、先ほど申し上げましたとおり、ここのいわゆる景観整備とかサインとか、そういった部分については多くの市民の協働参画を求めて今やっておりますし、地区内での共同化についても、我々積極的にやっておりますので、ひとつこの辺はご理解いただきたいと思います。本当に市民参加、住民参加でやらせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上であります。

副議長（志賀直哉君） 三浦産業部長。

産業部長（三浦一泰君） J R Aからの交通規制に関する相談内容でございますが、私どもの方にございましたのは、J R Aの方からは、現時点で、その時点で交通規制について警察と協議中であると。その協議の過程におきまして、藤倉地区への誘導標識の設置が可能かどうかということが課題となっております。ついてはこの道路は市道であるので、市の方にご相談を

したいという協議があったという内容でございます。

副議長（志賀直哉君） 小野絹子君。

18番（小野絹子君） 時間もなくなりましたので、そういう点では今産業部長からの報告だけだったんですが、本当はないんですか、来ているのは。協議事項はないんですか。

それで、やっぱり問題は、市長さん笑ってますけれども、最終的に今部長言ったでしょう、市の方の意向を聞いて、そしてやると。警察の県警の方だって地元警察だって市の管理者がどうなのかというのは聞くわけですよ。ですからそれは軽く考えていられては困るし、もちろんすぐにそういう点では求められるというふうに思います。大事なものは、だからといって市が直接簡単に出すというんじゃなくて、関連する町内会・地域と十分な合意が得られるような取り組みこそ必要ではないかということをお願いしておきたいというふうに思います。

それから、教育長、教育委員会の答弁は私はなっていないというふうに思います。それはいろいろ考えが違うからでしょうけれど、やっぱり現実的にできるとなったら、子供がそこから、120人ぐらいの子供が二小や杉小に来るんです。

この間、二小の子供が土曜日ランドセル背負って学校に通っていました。学校の行事予定いろいろありますね。だからそういう点では真剣に受けとめてもらわないと困るんですよ、子供たちを取り巻く環境について皆さんいろいろ真剣に言っている矢先に、これについては前は前の資料はこうだったからという、そんなことがありますか。これについては私は苦言を呈したいというふうに思います。

それから、イオンの関係では、実際にこれから近々出るということのようですが、出るなら出るで、塩竈市が、やっぱり塩竈市の関連で地元の商店を含めてどういうふうにかかわりを持ってもらいながらやってもらえるのかということは非常に重要だと思うんです。来るのをただ待っているような状態ではないだろうというふうには思いますけれども、そういう点を再度お聞きしておきたいというふうに思います。

副議長（志賀直哉君） お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明23日定刻再開したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明23日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後 4 時 1 6 分 散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 1 8 年 6 月 2 2 日

塩竈市議会議長 菊 地 進

塩竈市議会議員 中 川 邦 彦

塩竈市議会議員 小 野 絹 子

平成18年 6 月23日（金曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 5 日目）第12号

議事日程 第5号

平成18年6月23日(金曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第2

出席議員(22名)

1番	菊地進君	2番	田中徳寿君
3番	武田悦一君	4番	伊藤栄一君
5番	志子田吉晃君	7番	今野恭一君
8番	嶺岸淳一君	9番	浅野敏江君
10番	吉田住男君	11番	佐藤貞夫君
12番	木村吉雄君	13番	鹿野司君
14番	志賀直哉君	15番	香取嗣雄君
16番	曾我ミヨ君	17番	中川邦彦君
18番	小野絹子君	19番	吉川弘君
20番	伊勢由典君	21番	東海林京子君
22番	福島紀勝君	23番	伊藤博章君

欠席議員(1名)

6番 鈴木昭一君

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	助役	加藤慶教君
収入役	田中一夫君	総務部長	山本進君
市民生活部長	棟形均君	健康福祉部長	阿部守雄君
産業部長	三浦一泰君	建設部長	内形繁夫君

水道部長	佐々木 栄一 君	市立病院長	伊藤 喜和 君
市立病院事務部長	佐藤 雄一 君	総務部理事 兼政策調整監	小山田 幸雄 君
総務部次長兼行政改革推進専門監 兼政策課長	田中 たえ子 君	総務部次長 兼危機管理監	大浦 満 君
市民生活部次長 兼環境課長	綿 晋 君	健康福祉部次長 兼保険年金課長	木下 彰 君
産業部次長 兼商工観光課長	荒川 和浩 君	建設部次長 兼都市計画課長	茂庭 秀久 君
水道部次長	大和田 功次 君	市立病院事務部 次長兼業務課長	伊藤 喜昭 君
総務部 総務課長	郷古 正夫 君	総務部 財政課長	菅原 靖彦 君
水道部 総務課長	尾形 則雄 君	総務部 総務課長補佐 兼総務係長	佐藤 信彦 君
教育委員会 教育長	小倉 和憲 君	教育委員会 教育部長	伊賀 光男 君
教育委員会 教育部次長	渡辺 誠一郎 君	教育委員会教育部 総務課長	小山 浩幸 君
選挙管理委員会 事務局長	星 清輝 君	監査委員	高橋 洋一 君
監査事務局長	丹野 文雄 君		

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間 明 君	事務局次長兼 議事調査係長	安藤 英治 君
議事調査係主査	戸枝 幹雄 君	議事調査係主査	斉藤 隆 君

午後 1 時 開議

議長（菊地 進君） ただいまから 6 月定例会 5 日目の会議を開きます。

本日欠席の通告がありましたのは、6 番鈴木昭一君の 1 名であります。

本日の議事日程は、日程第 5 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（菊地 進君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、19 番吉川 弘君、20 番伊勢由典君を指名いたします。

日程第 2 一般質問

議長（菊地 進君） 日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。5 番志子田吉晃君。（拍手）

5 番（志子田吉晃君）（登壇） ニュー市民クラブの志子田吉晃です。

平成 18 年 6 月定例会において一般質問の機会を与えていただき、関係各位の皆様には感謝申し上げます。

早速質問に入らせていただきます。

まず、初めに 1 番目、行財政改革の進捗についてお聞きします。

佐藤 昭市長が就任されてから、早 3 年が経過しました。残すところ任期はあと 1 年を切りました。そこで、これまで市長が重点的に取り組まれてきました行財政改革について、どのような成果が上がったか市長就任以来の 3 年間の実績を公表していただきたいと思っております。

質問の 1 点目は、職員定数削減について、市長の公約である定数削減の計画と実績について、平成 14 年あるいは平成 15 年から比較して、どの程度の進捗を見たのかお聞かせください。

また、定数の削減が市民への行政サービスの縮小につながるのか。

また、官と民との仕事の仕分けの仕方や内部組織の変更、つまり将来の部、課、係の部署削減の考えがとおりかお聞きします。

地方自治の原点は、市民福祉の増進と最小の経費で最大の効果を上げることと言われておりますが、なお一層の努力をお願いいたします。

質問の2点目、一般会計における歳出事項別割合の変遷、これは予算上から見た歳出割合の特徴、予算の使い方に対し、集中と選択でもって対処されていると伺っていますが、市税収入の減少や交付金の削減に対応し、なおかつ社会保障費の増大、特に扶助費の急上昇に対し、どのように対処されたか、そして670億円を超える市債残高に対する公債費の問題等をどのように分析し、対処するのか、お聞かせください。

また、新行財政改革推進計画は、その計画どおり実行されているかお尋ねします。

質問の3点目、一般会計、特別会計、企業会計の決算収支状況、つまり決算上から見た市の財政状況についてお聞きします。

塩竈市は平成7年度以降毎年実質単年度赤字が続き、まちから活力が失われております。そこで、この状況を冷静に見つめ、打開の対処、処方箋が必要です。決算上の各会計、一般会計、特別会計、企業会計の現状分析と対処、治療の方法について市長の考え、診断をお聞かせください。

質問の具体的な内容は、各会計の決算状況と全体的な評価及び一般会計の経営財務分析指数や繰出金、各種基金残高の3年間の変化、変遷についてお知らせくだされば幸いです。

なお、私の意見、私見を述べさせていただくとするならば、塩竈市が赤字と言われる最大の原因は魚市場の特別会計の累積赤字3億6,800万円が未処理のままになっているので、一般会計と特別会計の合計決算で、どうしても毎年単年度赤字になってしまうと思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

また、高齢化社会に伴う社会保障費の増大や市立病院に対する毎年4億円ほどの繰出金も主な原因であると考えますが、名医からの処方箋をお聞かせください。

以上、3年間の実績を踏まえ、健全な財政基盤づくりにこれからも全庁一丸となって取り組まれますようご期待いたします。

続いて、2番目、市立病院事業についてお尋ねします。

この件はたびたび質問させていただいております。先ほど前段で言いましたとおり、この病院事業の改善が塩竈市の決算をよくするため、塩竈市を黒字にするためどうしても必要だからです。16年度17年度は医師不足と人件費比率アップで多大な損失が出ております。そして、本年18年度は、収支均衡が求められる大事な時期に差しかかったと言えるのではないのでしょうか。

質問は、緊急再生プランの進捗と公営企業法全適について。

具体的内容は、17年度決算見込みの累積赤字、累積不良債務、人件費比率を中心に決算状況をお聞かせください。

また、緊急再生プランの本年度18年の進捗状況や開放オープン病床の利用実績について、あるいは療養病床の利点を生かした病院ネットワークづくり、また、手術数加算廃止制度の影響と経営内容について、加えて各課ごとの損益計算は行っているのかお尋ねします。

次に、公営企業法全適に対し、そのような方向に進展しているのか、企業管理者の選任に向かっているのか、そして公営企業法全部適用になるのは、いつからかお聞きします。ライバル病院に負けないう、競争力をつけていただくよう祈念いたします。

次に、3番目、医療費の適正化についてお尋ねします。

2004年度の概算医療費が31兆4,000億円、前年比2%アップと発表されております。国民1人当たりの医療費は年間24万6,000円、高齢者医療費は73万9,000円です。この医療費全体の膨張に対しては、医療費の適正化と予防医療、予防医学の体制が望まれています。塩竈市の医療給付費は、国保、老保、介護の3事業合計で17年度保険給付費実績が122億円となっております。その金額が毎年の市民の使命の国民健康保険税として、互助会的な負担額として割り当てになります。

質問の1点目は、国保、老保、介護保険事業と給付の仕組み。

2点目は、国保、老保、介護保険事業の支払いチェック体制です。

この122億円にのぼる医療給付費の適正化、適正なチェック体制でもって市民の国保税の値上げ傾向にストップをかけていただきたい。特にレセプトの審査に対しては、支払いの適正化を通し、十分に対応していただきたいと強く要望いたします。チェック体制は現行人員で十分か、122億円の審査に見合った体制かお尋ねします。医療給付のフローチャートや、国保連合会との役割分担、あるいは給付対象外の非該当請求などお聞かせください。

質問の3点目は、納付期限や未利用者への割り戻しの考えはです。

現在国保税は、7月から2月までの8回払いとなっておりますが、なぜこのような制度になっているのか、また、収納率向上対策のため、12回払いにできないのか、12回払いは考えられないかお聞きします。

次に、現在国民健康保険の未利用者1年間医療費を全然使わなかった加入者に対しては、どのような特典サービスがあるのか、また、割り戻し制度などの考えがとおりかお尋ねします。

以上、医療費の適正化、公平化に努力をお願いいたします。

続いて、4番目、入札制度の改善についてお聞きします。

ことし1月から独占禁止法の罰則が強化されました。独占禁止法の不当な取引制限違反の場合、個人の最高刑は3年以下の懲役または500万円以下の罰金、法人は5億円以下の罰金、このほか公取委からの課徴金納付命令や、6月21日の横浜ごみ焼却炉談合では、契約金一部返還命令判決で30億円の返還命令が出されています。談合は犯罪です。刑法96条の3では、偽計入札妨害罪と談合罪が定められています。談合とは、前もって仕事を受注する業者を定めておき、割り当てられた額を入札することで、八百長レースを演出することです。談合により本来安くなるはずの公共事業の経費が高くなり、税金のむだ遣いとなります。ですから、塩竈市の入札制度には、透明性、公平性、競争性が求められ、品質性能向上も確保されなければなりません。本当の入札、真の入札が求められます。談合の疑惑の起さない制度に改善すべきであります。

質問の1点目、債務負担行為導入による落札率の見込みについて。

ことし2月議会で議決導入された債務負担行為後の入札状況について、一般会計10億3,600万円、全会計で14億9,200万円分ありますが、入札による落札率の結果並びに今後の見込みをお聞かせください。

また、塩竈市の平均落札率は平成15年度89.98%、平成16年度93.99%でした。宮城県の17年度建設工事の平均落札率は75.8%と発表されましたが、果たして17年度の当市の落札率は何%だったのかお尋ねします。この落札率は90%を上回るような入札には自由競争が働いていないと言われます。落札率が95%以上のときは談合の疑いが濃いとされ、98%以上のときは、予定価格が談合業者に漏れていると言われるものです。95%以上の落札割合が談合疑惑度として新聞発表されています。宮城県はこの談合疑惑度1.5%で47位、つまり県別で一番疑惑が少ないとされています。塩竈市の落札95%以上の割合、談合疑惑度は平成14年度で78.9%、平成16年度で77.5%です。この数字、市長はどのようにお考えでしょうか。そして、平成17年度の当市の疑惑度は幾らになるか。

質問の2点目、随意契約の見直しによる効果について。

国の随意契約の慣行化が問題視されています。6月14日付財務省の発表によると、中央省庁全体で随意契約件数の94%、公益法人以外で77%が不適切な契約だとして、今後入札に踏み切ることになりました。塩竈市はこれまでの随意契約に対して見直しされたのか。また、随契の見直しによる入札の効果があればお聞かせください。

質問の3点目、競争性、公平性確保のための制度改善について。

入札制度の改善には、新しい仕組みの創設、創造が必要です。そこでまず、これまでの入札制度では、設計見積もりから入札契約までの手順としてどのように行われてきたのか。予定価格はどのように決定されてきたのかお尋ねします。

次に、本年18年度より、予算項目の委託費について、個別に予算額が計上されるようになりましたが、予定価格の事前公表制は導入されたのかお聞きします。岩手県ではこの事前公表制により落札率が90%以下になったと、6月15日付新聞で報道発表されました。

次に、制度の改善のために、宮城県で実施されているような一般競争入札の枠の拡大の方法や、あるいは談合防止のための現場説明会の廃止、あるいは郵便入札、電子入札などのお考えがあるかどうかお聞きします。

次に、入札回数の制限を行い、回数は2回目までで打ち切り、不調のときは業者を入れかえて入札し直す方法や、あるいは3回までの入札制であれば、最低価格の1位業者が1回から3回目まで1位不動の場合、失格にするなど、新しい仕組みをつくるお考えがあるかお尋ねします。

以上、入札制度に関して提案させていただきました。談合疑惑が起こらない制度を希望いたします。

続いて、5番目、生活保護扶助費についてお聞きします。

生活保護の受給者は全国的に増加傾向にあり、2004年の受給者は137万人、国民91人に1人となり、その保護費は2兆4,000億円となっております。当塩竈市でもことし18年度の生活保護扶助費は11億5,300万円が計上されています。国の世話にならずに、苦しい生活に耐えている低所得者層と受給者との間に収入逆転現象が起き、ボーダーライン層より生活保護受給者の方が恵まれているとして、過剰なばらまきを見直すべきだ。あるいは給付水準が総体的に高いため自立を阻害している。あるいは、年金保険料の不払いの誘引になっているのではないかなど、公平、公正、適正の観点からさまざまに指摘されております。

質問の1点目、自立支援対策とケースワーカーの指導の徹底について、この事業の現況と生活保護のための該当要件、被保護世帯の実態や1人当たりの受給金額をお知らせください。また、ケースワーカーの人員は不足していないか、ワーカーからの指導はどうかされているのか、その中で就労支援はどうかされているかお尋ねします。

質問の2点目、市独自の対策と、不公平感の解消について。

生活保護事業は国の法定受託事務とされていますが、市の負担分は全体の4分の1、18年度分2億8,800万円になります。この市の負担分の金額が塩竈市が独自の自由裁量分として自立支援の政策が行えるよう、国に働きかけるべきだと思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか。そうすれば、本市として環境美化のための仕事を被保護者の方々やボーダーライン層の方々に就労していただくことにより、生活向上が期待できます。

次に、被保護者には、現在預貯金が認められない制度となっていますが、これはいつまでも自立ができないのではないのでしょうか。また、保護費を受けながら、仕事についてした場合、なかなか増収にならない制度であると伺っておりますが、仕事をしたら収入がふえるという努力が報われる制度に改善すべきと思いますが、市長のご意見をお聞かせください。また、低所得者層に対する特別な相談受付も不公平感の解消に必要と思われませんが、対策があればお知らせください。

最後に、6番目、自殺者対策。

6月15日、自殺対策基本法が制定されました。この法律では、自治体に地域に応じた施策を策定実施するよう責務が与えられ、基本的施策として、

- 1．職場や学校、地域で心の健康を保つ体制整備
- 2．自殺のおそれのある人に必要な医療提供
- 3．自殺者の親族に心のケア等7点定められ、毎年報告が義務づけられます。

自殺者数は、1998年から毎年3万人を超え17年は3万2,555人となりました。我が国の10万人当たり自殺者は25.5人、アメリカは10.4人、イギリスは7.4人、ロシアは39.4人です。

質問は自殺防止対策と方法についてであります。

交通安全対策は30年で半減しました。塩竈市として自殺予防のキャンペーンや市民への広報、教育等の体制づくりが必要と思いますが、これからの施策予定をお知らせください。

以上、6項目質問させていただきました。公平、平等、適正の観点からお答えくだされば幸いです。ご清聴ありがとうございます。（拍手）

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいまは志子田議員から6項目にわたるご質問をいただきました。

初めに、行財政改革の進展について、主にその成果はということについてお答えをいたします。

職員定数の適正化であります。私は平成15年に市長に就任させていただいた際、行財政改革の推進として、歳出予算の1割削減とともに、職員定数削減を公約の一つとして掲げてまいりました。5年間で100名を削減する数値目標を掲げさせていただきました。その結果、平成15年4月時点の職員定数846名に対しまして、3年経過いたしました本年4月現在の職員数は755名で、91名の削減の実績となっており、既に目標の91%を達成している状況にあります。

この3カ年間の人件費削減額であります。職員を削減した分野での委託経費などを考慮して、約50%の削減効果と見た場合、1人当たり350万円の縮減に結びつく試算し、3億1,000万円の歳出削減に結びついたものと考えております。この3カ年間の具体的な取り組みといたしましては、まず、未策定でありました定員適正化計画を昨年10月に策定し、17年4月1日時点の791名の職員数を22年4月までに661名とし、さらに130名を削減する目標の上積みを行い、行財政運営の抜本的な改革の重点事項として取り組んでおります。

また、この計画と連動し、職員数の上限を明確に位置づけるため、本年2月定例会において11年以来未改正でありました定数条例の改正を行わせていただいたところでございます。

この間、職員の退職不補充を基本としながら、18年度に一般職の新規採用を見送り、さらに、市立病院の再生緊急プランに基づく早期退職を募集するなどの取り組みを進めました結果、目標を上回る進捗状況となっております。

しかしながら、今年度の定員管理調査の結果では、人口、産業構造が同規模である類似団体との比較において、なお91名の職員が超過している現状となっております。昨年の調査時点での88名超からさらに3名開きが拡大をいたしております。このことは、他の自治体での定員適正化の取り組みが地方自治法の改正による指定管理者制度への移行、市場化テスト、自治体業務の民間委託などにより、スピードを加速させていることの一つのあらわれではないかという認識を新たにいたしましたところであります。本市におきましても、この状況を真摯に受けとめ、新たな定員適正化の目標を達成するため、行政、民間、市民の役割分担を進め、議会、市民の皆様のご理解のもと、なお一層取り組みを深めてまいりたいと思っております。

行政サービスの低下がなかったか、あるいは組織を再編する意思はというお話でありました。

私ども、職員定数の削減が行政サービスの低下であってはならないということで、職員一人一人が努力に努めさせていただいているところであります。組織の再編につきましては、私も来年3月までであります。現行の組織体制で、なお一層頑張ってもらいたいと考えておりま

す。

次に、行財政改革によって、一般会計における歳出が……、（「4月までです」の声あり）失礼いたしました。（「1カ月早い」の声あり）4月まででありますので、大変恐縮であります。なお一層現行の組織体制で頑張ってまいります。

次に、行財政改革によって一般会計における歳出がどのように変化してまいったかというご質問でありました。

本市の行財政運営に当たりましては、これまで歳出予算額の10%削減や職員定数の見直しにより人件費や建設事業を削減するとともに、選択と集中を進め、市民サービスの向上になお一層努めてまいりました。平成18年度の一般会計予算額は、事業の厳選と経常経費等の削減を図り、前年度と比較いたしまして7億9,420万円の減、率では4.4%減の172億9,500万円といたしました。これを平成10年度と比較いたしますと、金額では34億7,500万円、率では16.7%の減となるものであり、本市の税収などから類推いたしますと、170億円規模が本市の適正な一般会計規模になるのではと認識をいたしております。具体的な歳出事項別の推移につきまして14年度と18年度の当初予算での比較を述べさせていただければと思います。

まず、人件費につきましては、職員定数の見直しに努めるとともに、大変苦渋の選択ではありましたが、職員給与の独自削減等によりまして、5億5,400万円、11.3%の減となっております。

また、事業の選択と集中を進め、ソフト面での施策の充実を図りながら、建設事業の進度調整等を行わせていただき、普通建設事業費は22億5,200万円、84.3%の大幅な減となっております。歳出全体における構成割合も12.9%から2.4%へと減少をいたしております。

また、本市の財政運営上の大きな課題であります特別会計等への繰出金につきましては、経営健全化を図ってまいりました交通事業や資本平準化債を活用した下水道事業への繰出金の減額により、1億6,500万円、4.7%の減少となっております。

さらに、公債費につきましては、建設事業費を抑制したことや、昨年度に公的資金の借りかえを行いましたことから、3億2,500万円、12.9%の減となっております。

一方では、少子高齢化の進行や長期にわたる景気低迷から児童手当や生活保護費などの扶助費が毎年増大をいたしております。平成14年度との比較では7億円、31.1%の大幅な増であり、構成割合におきましても11.0%から17.3%へと増大しており、財政運営をさらに厳しいものとする一つの要因となっております。

目的別では、普通建設事業の圧縮により、土木費が22億4,600万円、46.1%減少し、構成比でも23.5%から15.2%へと低下をいたしております。

一方、扶助費の増や介護保険などへの繰出金の増加により、民生費が8億9,600万円、19.6%の増、構成比でも22%から31.6%へと大きく増加をいたしております。

地方債残高につきましては、普通建設事業費の減少によって、起債発行額の縮減を図っており、16年度末で221億円、17年度末では218億円、さらに18年度末では208億円と減少する見込みでございます。

一般会計、特別会計及び企業会計の決算収支状況について現状分析というご質問でございました。

まず、一般会計の平成17年度決算見込みといたしましては、行財政改革の推進による歳出の削減に取り組んだことによりまして、実質収支では2億7,000万円の黒字になるものと見込んでおります。しかしながら、少子化対策や防災対策など、緊急かつ重要なサービスを支えるために、基金からの繰り入れをしておりますことから、実質単年度収支では約3億3,600万円程度の赤字となる見込みであり、依然として厳しい財政状況となっております。このようなことから、17年度末の基金残高、主な基金であります財政調整、市債管理、港まちづくり、庁舎建設の4基金合計で3億7,000万円ほどとなっており、基金に頼らない財政運営がこれまで以上に求められているところであります。

特別会計及び企業会計の決算収支の状況ではありますが、決算見込みでは交通、国民健康保険、下水道、老人保健医療、漁業集落排水、公共用地先行取得、介護保険、土地区画整理の各事業特別会計につきましては、収支均衡が図られる見込みであり、また、水道事業につきましても収益的収支で純利益を生じる見込みとなっております。

一方で、魚市場、駐車場、病院の各会計につきましては、累積赤字を生じております。

また、決算収支が均衡しております特別会計につきましても、基準外の繰り出しによって、経営が支えられている会計がまだありますので、経営健全化の推移は依然として大きな課題となっております。

特別会計全会計について見ますと、交通事業会計では、経営健全化が着実に進められており、一般会計からの繰り出しも激減いたしております。

また、駐車場会計につきましては、管理委託の見直しにより、歳出削減を図るとともに、新たな料金制度の導入などにより、実質的な単年度収支では黒字化いたしており、できるだけ早

期に累積赤字の解消に努めてまいりたいと考えております。

また、病院事業につきましては、再生緊急プランに基づき、これまでに職員の早期退職募集や開放型病床の開設等を行うとともに、医師の確保に努めて、現在は13名体制を確保し、医療サービスの向上と医業収入の増大につなげるなど、経営改善に努めているところであります。

魚市場会計について議員の所見をいただきました。我々も解決すべき大きな課題であるというふうに考えておりますが、一方では、魚市場、まさに本市の水産業を支える大黒柱であります関係者の皆様方と相互に意思の交流、意見の交流を図りながら、早期にこういった状況が打開できるような取り組みをなお一層努力をしてまいりたいと考えております。

市立病院について何点かご質問いただきました。

緊急再生プランの進捗状況、公営企業法全適についてであります。

緊急再生プランにつきましては、今議会でもご報告をさせていただいておりますが、17年には人件費の見直し、職員の早期退職募集などを行いました。残念ながら1年を通じたという成果にはなっておりません。収支改善額は約2億円というふうに考えております。

一方、早期退職を募集するに当たりまして、退職手当の積み増しといったようなことを行った結果、1億5,000万円程度が相殺される結果となっております。累積不良債務は17年度末24億3,100万円程度となる見込みであります。平成18年度におきましては、17年度中に取り組みました職員数の削減でありますとか、開放型病床の開設、あるいは各種手数料等の見直し等による改革の成果が1年間を通してあらわれることとなります。また、宮城県のドクターバンク制度からの医師派遣も受けまして、本年は3名増の13名体制でスタートをいたしております。

4月から2カ月間の医業収益を前年同時期と比較して、外来収益は3.2%の増であります。入院収益費は21.8%の増と、それぞれプラスに転じております。特に、こういった事業が軌道に乗り始めました5月を前年同月と比較いたしますと、入院患者数は585人増、入院収益は41%アップ、3,300万円ほどの増収となっております。病院利用率は、現在配置できる看護師数で受け入れられる病床利用数の95%を超えておりますことから、病棟では医師を初め、日勤の看護師が夜の10時、11時まで勤務が続くこともあり、多忙をきわめております。今後入院患者のさらなる受け入れ拡大に必要な看護師の一部採用等を行いながら、一層の収益確保に努めてまいります。

新たな取り組みといたしましては、収入確保策の一環として、医療行為に見合う診療報酬を正確に漏れなく請求するため、医事課長職として業務に精通した人材を民間に求め、今年5月

に採用し、診療報酬業務を委託しております職員の指導強化に取り組みを始めたところであります。

一方、経費削減策といたしましては、酸素凝縮装置の契約先の見直しや、採用する薬品を絞り込みますとともに、在庫管理を見直して、年間2億5,000万円の薬品費の8%に当たる2,000万円の削減を目標に取り組んでいるところであります。

また、市民から愛される市立病院を目指し、塩釜医療圏を放送エリアとする地域FMラジオ局を活用しながら、月2回、市民の健康相談に市立病院の医師が答えるという番組にも出演させていただくこととなりました。

各課ごとの損益計算につきましては、後ほど担当よりお答えをいたします。

地方公営企業法の全部適用であります。

地方公営企業法の広がりには他の自治体病院にも拡大いたしております。全自治体病院の4分の1に達しております。地方公営企業法の全部適用はそれ自体が経営改善の切り札ではありませんが、事業管理者の積極的なリーダーシップと柔軟かつ迅速な意思決定による経営、職員の意識改革を促す効果があるというふうに考えております。その導入に当たりましては、事業管理者への権限委譲、管理者の資質、職員の意識改革、企業としての効率性を向上させる仕組みなどの要素がかみ合っていかなければならないと思っております。こういったことをなお今後一生懸命検討させていただきたいと思っております。

医療費の適正化についてであります。

国保老人医療、介護保険の各事業の医療費の仕組みとチェック体制ということであります。いずれの給付費も高齢化などの進展により、年々増加をいたしております。保険者である本市が支払う給付費につきましては、各事業の審査機関である国保連合会の審査を経た上、請求に基づき国保連合会に支払い、連合会から医療機関など、各事業者を支払う仕組みとなっております。

国保など、3事業の給付費のチェックであります。審査機関である連合会に審査を委託しておりますが、国民健康保険と老人保健医療保険の医療費の点検につきましては、本市独自に専門的な知識、技能を有する医療事務有資格者メディカルクラークというんだそうありますが、こういった職員を5名配置して、投薬や検査料の算定について重点的な検査を行っているところであります。点検により事故が確認されたもので、その事由が医療機関の責に帰すべきものについては、再審査を申し立て、それが認められたものについては、過誤調整がなされる

こととなります。

次に、納付期限や未利用者への割り戻しについてでございます。

国保税は、所得、資産、均等、平等の4区分により積算されておりますことから、市民の皆様の混乱を避ける意味で、所得が確定する6月以降に年税額を算定し、7月から年度内の2月までの8期に区分した納期で納税をいただいております。しがたって、12回ということではなくて、このような事由で本市におきましては8回という対応をさせていただいておりますし、なお、納期内に納税することが困難な方々、あるいは分割納付のご相談もお受けいたしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。国民健康保険における未利用者の割り戻しというご質問でありました。

健康世帯に対しまして、塩竈市の商品券をお贈りする制度、表彰制度でありますとか、各種がん検診での自己負担金に対する助成、さらには人間ドックなど保健事業を行わせていただいているところであります。

入札制度の改善についてであります。

常々私ども入札の透明性、公平性のなお一層の確保に努めさせていただいているところでありますが、そういった中、年度初めの4月1日から業務を開始する委託業務などについては、2月議会において債務負担行為の設定をいただいております、入札事務につきましては、従来より早い時期にスタートすることができました。このことによりまして、これまでは3月下旬に集中して入札事務を行ってございましたものが約20日間前倒しをすることができました。こういったことによりまして、入札参加業者の受注意欲の増進でありますとか、競争性の向上につながったものと確信をいたしております。このようなことから、4月1日開始業務委託の前年度との比較であります、落札率では2.1ポイント低下をいたしております、契約額では1,637万円の減額につながることができました。

随意契約の見直しによる効果ということであります。

地方公共団体の契約は基本的に競争入札であります。そういった中で、特殊な業務、あるいは特許などの利用が必要な業務等につきましては、一部随意契約をさせていただいておりますが、こういった随意契約につきましては、年々減少させてきております。今後なお一層指名競争入札、あるいは一般競争入札採用ということにさせていただければと思っております。

競争性、公平性確保のための制度改善であります。

これまで、一般競争入札の導入、完成保証人制度から履行保証制度への移行、これは談合の

元凶ではないかと言われておりましたので、こういったこともいち早く取り入れております。あるいは、公共工事の発注見通しや、入札結果の公表、さらには指名基準の見直しによる参加業者数の拡充などに努めてきているところであります。

また、議員の方からご質問がありました本年7月からは、予定価格の事前公表にも試行的に着手をさせていただきたいと考えておりますし、あるいは簡便な登録手続で見積り徴収に参加できる小規模工事等契約希望制度も発足をさせたところであります。こういった中で、なるべく落札率を下げするために、なお一層の努力をという中で、本市の落札状況について議員の所見をいただきました。私どもも、例えば一般競争入札等についても一定の基準額以上を超えるものについては導入をさせていただいております。

一方、大変地元の建設業界の方々も受注機会の減少、あるいは民間工事の受注減といったようなことで、大変な苦しみをされておられるわけでありまして。こういった税金を納めていただいております地元業界の方々に、受注機会を与えていくということも我々に課されました使命ではないかと考えております。そういった適正な形での入札執行ということについては、今申し上げました事情等も配慮しながら、なお一層取り組んでまいりたいと考えているところであります。

生活保護費についてご質問いただきました。

生活保護世帯478世帯、710人、保護率11.86パーミルという大変高い率であります。上昇率は依然として続いております。こういったことが適正に行われますよう、ケースワーカーの人数がというお話でありました。ケースワーカー、おおむね80世帯に対して1名という基準であります。本市におきましては、その基準からまいりますと5名程度になるわけですが、7名を配置し、被保護世帯の自立支援や指導相談にきめ細かな対応をさせていただいているところであります。

また、受給者の自立支援についてご質問いただきました。

能力のある65歳までの被保護者を対象に、就労・求職管理台帳を作成し、毎月就労状況、求職活動状況を調査報告いただくとともに、就労支援事業を活用しながら、自立についていろいろな指導をさせていただいておりますが、55歳年齢層以上の求人は残念ながら大変厳しい状況にあり、大変苦慮いたしているところであります。

市独自の自立支援というお話でございました。

平成17年度からセーフティーネット支援対策事業という新たな制度が行われており、生活保

護の各実施機関において、その地域の特性、保護の状況に合った自立支援プログラムを策定していくこととなっておりますので、市の独自性を持った計画を策定できるものと考えております。こういったことにつきましては、今全庁的な連携を図りながら、そのような事業の洗い出しをいたしているところでありますし、また早期にそういったメニューを提供させていただければと思っております。

最後に自殺防止対策と方法というご質問でありました。

本市におきましても、年に12名から15名の方々が尊い命をみずから絶っておられ、40代から60代の男性が多い状況にあります。みずから死を選ばれるということは本人にとってこの上ない悲劇であるということだけではなく、残されました家族や周囲の方々に大きな悲しみや困難をもたらすとともに、社会全体にとりましても、大変に大きな損失であります。このたび、自殺対策基本法が成立し、国や地方公共団体の責務が明記されました。同法では自殺対策は自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであり、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならないというふうに規定をされております。本市におきましては、悩みが深刻化する前に気軽に相談していただけますよう、市民相談の窓口を設け、相談内容により、弁護士相談や消費生活相談、あるいは家庭児童相談、健康や精神保健での相談は保健センターへ、生活困窮の場合は福祉事務所へと、各担当につなげながら、悩んでいる方々が最悪の道を選択しないような支援をさせていただいているところでございます。私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（菊地 進君） 伊藤市立病院長。

市立病院長（伊藤喜和君） 市立病院の方から志子田議員のご質問にお答えしたいと思っております。

最初に人件費比率はどれぐらいかということでございますが、平成16年度の職員人件費が14億1,000万円、平成17年度は再生緊急プランとか、退職者不補充によりまして、1億円の削減をしまして1億1,500万円ぐらいに圧縮されております。しかし、16年度は収入が22億1,000万円程度だったんですが、17年度は医師が退職しまして、収入が非常に落ち込みまして、17億8,000万円ということでございまして、そのために人件費比率が16年度は63.7%だったんですが、17年度におきましては、73%ということで、非常に上昇しておりました。人件費の高さというのは大体50%を超えると赤字が、病院で厳しいと言われておりますが、15年度におきましては56.3%ということで、病院では人事給与の制度の見直しを徹底的に行うことと、収入の確

保、18年度は4月からかなり前年度と比較しまして収入も上がっておりますが、引き続き収入をアップして、そして人件費を見直して、その比率を下げたいと、努力してまいりたいと思っております。

それから、各科別の損益というご質問ございましたが、17年度分はまだ決算をベースに分析を行っている最中でございますので、まだ出ておりませんが、16年度のデータに基づいてお話し申し上げますと、100万円収入上げるにどれくらいかということで計算しまして、200万円以上かかっているという診療科が耳鼻咽喉科、眼科、婦人科ということで、これらの診療科は非常に市民にとって大事な医療を提供する部門ではございますけれども、常勤医がおりませんので、非常に採算が悪いということがあります。ただ、人間ドックも多く行ってございまして、これにどうしても眼科とか、婦人科の検診が必要になってまいりますので、引き続き非常勤をしてお応じていかなければならないと思います。

それから外来に関しましても常勤の看護師なんかは病棟に配置します。外来はなるべく非常勤の臨時職員で対応してまいっております。

それから、開放型病床、オープン病床のことでございますが、昨年の9月から4階の病棟なんですけど、5床開放しまして、開業医の先生方においでいただいて、自由に使っていただいております。主に眼科の先生が多いんですけども、昨年は7カ月、現在までの7カ月で延べ人数が117名、これによる入院収益が約800万円の増収となっております。ことしは4月、5月で2カ月間で22名、私も回診しましても多くの眼科の患者さんが入院して、白内障の手術を受けられております。病院の先生と開業医の先生が共同しまして、クリニカルパスというものをつくりまして、医療が安全に効率的に行われるような仕組みをつくっております。

白内障の開業医の先生との共同に関するクリニカルパスに関しましては、先週の土曜日横浜でやりました全国医療マネジメント学会で、当院の看護師が発表しております。

それから、今回の診療報酬に伴いまして、手術の点数の見直しが行われております。以前は手術の件数を満たした場合に手術の点数の加算が行われておりましたが、今回それが取り払われまして、特に難しい手術、特にうちの病院では肝臓の手術、すい臓の手術、食道の手術と非常に大きな、宮城県でもそう普通の病院ではなかなか行われておりません患者さんの手術も行っておりまして、いい成績をおさめておりますが、肝臓の手術の点数に関しましては、4万3,260点が4万9,000点と、5,740点ほどアップしております。食道の手術に関しましても、若干アップしまして、4万9,980点が5万点ということにアップしております。うちの病院で

のあれにはプラスになってきております。

それから、療養病床のことでお答えしますが、療養というのは非常に大事な部分でありまして、医療と福祉をつなげていく部分でございまして、私も多くの高齢者の方を診させていただいておりますが、うちは38床ございまして、一般病棟にはもう入院できる期間に限りがございまして、普通の病院ですと大体1カ月たちますと動いてくださいと、早い病院ですと3週間程度で移ってくださいというようなことになるようなことがございます。うちの病院では療養病床がございまして、そこは非常に効率よく、一般病棟である期間過ぎて安定した方にとりましては、療養病棟に移しまして、そして在宅に向けてリハビリ等を行いまして、できれば家に帰れる。それがいかない場合には施設を何とか探していただくような方向に努めておりまして、これはいろいろな病院からも療養病床を目的で患者さんを紹介いただいております。この近くの病院のみならず仙台市内からも多く紹介もいただいております。今後も療養病床の活用といたしますか、そういうほかの病院との連携も非常に大事だと思われまます。以上、私からは。

議長（菊地 進君） 阿部健康福祉部長、簡潔に答弁をお願いします。

健康福祉部長（阿部守雄君） 何点か事業の詳細とあと係数的なご質問ありましたので、まず、医療費の適正化の関係では、過誤調整、給付対象外となるような請求件数、金額どの程度かというお話ありまして、16年度の実績でお話申し上げますと、レセプト総件数が23万8,000件に対して、減額対象件数となったものが1,682件、調整金額としては552万1,000円という数字になってございます。

次に、生活保護の関係では、該当要件ちょっとお話しございましたが、保護の請求権無差別平等の原理があるということで、原因や理由に問われず、あくまで生活困窮しているというのが大きい判断になります。ただ、自分で最大限自立、自助努力しているかどうかというのが大事なわけですが、その際にも扶養義務者の関係、あるいは3親等以内の仕送りによる収入認定等々がございまして、それに対して最低生活費を出しまして、収入認定額に足りないときにその差額が保護費として支給されるというような内容でございまして。

あと、1人当たりの平均受給金額につきましては、17年度の扶助費で見ますと、生活費の基盤となります生活扶助費、これについては年間1人当たり52万7,872円という数字になります。しかし、医療扶助が1人当たり年間111万3,955円という高額な水準でございまして、扶助費全体で見ますと1人当たり160万7,000円程度になる予定でございまして。

あと収入と仕事、扶助の関係ということでございましたが、収入に対して基礎控除や必要経費を控除したものを制度に基づいて運用して、それを差し引いて扶助費を支給するというような内容になってございます。

あとは預貯金の関係では、最高裁の判例でも蓄えることについては法の趣旨に反しないという判例もございまして、当市においても生活費をさらに切り詰めながら預貯金することについては法の趣旨に反しないという考え方でおります。

あと、低所得者への相談体制ということでございますが、まず福祉での相談を受けながら、一方では社会福祉協議会でやっております生活安定資金、あるいは社会福祉資金のご相談にも応じながら対応しているところでございます。以上でございます。

議長（菊地 進君） 11番佐藤貞夫君。（拍手）

11番（佐藤貞夫君） （登壇） 平成18年の6月定例議会も最終日になりました。佐藤 昭市長が平成15年の4月27日の夜誕生して以来、5月1日初登庁して、きょうで1,150日を迎えました。来年度4月24日恐らく第4日曜日が選挙だと思われまますから、それまでこれから303日ほどあります。約300日のこれからの闘いですね。やっぱり皆さんとやらなくちゃならないわけではありますが、今市民の間からいろいろな意見が出ているわけです。

特に、この間私も聞いてびっくりしたんですが、「市長さん1期でやめるんですか」「そんなことないですよ、2期も3期も場合によっては4期もやるし、そして塩竈の最後の市長になるかもわからない」と、こう申し上げると、「ああ、そうですか、安心しました」という方がおったようでありますが、やはりやめさせたい人が単刀直入に言えないものですから、そういう言い回しをしているのかなと、こう思ったわけではありますが、いずれにしても、日本一住みたいまち塩竈を目指し、大好きです、元気です、安心です、この塩竈。しかも選択と集中によって塩竈の再生を目指して頑張っている佐藤市長に私は心から敬意を表し、再選に向けた努力をぜひともひとつお願いをし、市長みずからがいつ立候補表明されるかわかりませんが、とにかく頑張ってもらいたいと、このように思っているところでございます。

私は今議会でいろいろな通告をいたしました。先ほど志子田議員からも市立病院の問題が質問されました。先日は伊勢議員からもありました。やはりこの市立病院の問題は本当に深刻な問題であるだけに、本当にこのどうしたらいいのか、やはり議員の皆さんも相当悩んでいるんだろうと思います。そして私は、去年宮城県の市会議員の研修会で気仙沼に行ったときに、全国の自治体病院連絡協議会の会長さんの話を聞いて、まだまだやれるのかなと。でも問題はあ

るなど、こう思いましたけれども、やはり市が我々に示した17年、18年の緊急プランがこれが最後の一つの計画なのかなと。

というのは、平成10年に県の公営企業課の診断を受けております。11年にも当時自治省のいわゆる公営企業の診断を実質的なアドバイザーの診断を受けたのかなと。このアドバイザー制度というのは、平成7年に当時自治省時代に発足をしているのであります。したがって、11年にこれの診断を受けたとすれば、もう1回ぐらい情勢の変化があるわけでございますし、12年に出した再建計画、健全化計画、さらには14年、15年に出した計画も相当変わっておるわけでございますし、また今回の緊急プランが具体的に進展しているようでありますけれども、どうなるかわからない状況からいったら、もう1回このアドバイザーの診断を受けたらどうだろうか、こう思っているわけでありませう。

というのは、塩竈市もかつて2回ほど再建団体の事業団体の指定を受けております。昭和30年、それから昭和42年、したがって、この2回の経験がやっぱり何と申しますか、塩竈市の財政をこれ以上悪くしたくない。あるいは3度目の財政再建にはならせたくない、こういう意見が議会にも当局にもあるだろうと思っておりますから、そういう意味では、市立病院はその時期に至ったのかなと、こう思いますので、その辺の考え方もお尋ね申し上げたいなと思っております。

特に、昨年示しました医療体制、病棟体制、あるいは診療体制ですか、さらに21名の削減による効果が今志子田議員の質問に対していろいろ明らかにされましたけれども、果たしてそれで再建が可能なのか、もう1年ずらしてみてもどうなのかという疑問を私持っているわけでございますので、その辺の考え方を改めてお尋ねを申し上げたいなと、こう思っているわけでございます。

それから、次に、市街地の再開発のまちづくりについて、通告をいたしました。

このいわゆる市街地再開発、貨物ヤード跡地の問題は、我々から見ても、市当局から見ても、市民参加のまちづくりだったと私は理解をしているわけでありませう。市民サイドで選定し、民主的な手続で議会にも報告をされ、そして議会も承認を与え、手続を踏んできたと思っております。きのうのいろいろな質問の中でも、特定の業者に便宜を与えたかのような発言があったのが非常に残念でありますけれども、私はそう思っておりませう。しかし、東証一部上場の流通業者が本当に参加するんですか。あるいは収支計画はどうなっているんですかと、できないんですかという話に至っては、どうも地権者に、あるいは関係者に動揺を与え過ぎやしないだろうか、そういうふうな危惧をしているわけでありませう。私はそうい

う意味で、やはり本当に大丈夫なら「大丈夫」と、明確に答えていただいて、我々も同意を与えたこの事業に明確に答えてほしいなと、こう思っているわけでございますので、その辺もぜひひとつ当局、市長から明確なご答弁をお願いしたいと。

特に、テナント業者に3月に説明会をやりまして、この間来なかった業者がいますけども、実際いろいろ慎重に検討しているんだらうと私は理解をしているわけでありまして。特に、地権者、それから市職員についてもやはり信頼のおける業者であるだけに、我々は同意を与えてこれまで進んできたことを踏まえれば、そんなに簡単にやめましたということとはできないだろうと、そういうふうに思いますから、この辺もぜひひとつ明確に答えていただきたいなと、こう思っているわけでございます。

次に、本町の旧徳陽シティ銀行跡地の活用についてどう検討されてきたかということについて、これは通告を申し上げました。

やはり、建物がどうなっているんだと、市民の関心が高いわけでありまして。私はそういう意味ではいろいろなイベントの事務局なり、あるいはいろいろな事務局に使用されている面がありますけれども、まちづくりの中心はやはりあそこにあるだろうと。そしてしかも、イベントの中心、本町のイベントの再生をかけた取り組みがいろいろなされているようであります。そういう意味では何としてもこの建物がどう活用されるかによっては非常に注目をしているわけでありましてから、特に、市民サイド、老人サロンのような活躍の活動の場、そういう集まりの場を持って、もっと中心的な活動の場をつくり上げる状況にあそこにあるのではないだろうかと、そういう意味での考え方もまとまったならば、ぜひお聞かせいただきたいなと、こう思っているわけでございますので、ぜひひとつお願いを申し上げたいと思います。

で、この問題は、本町最近いろいろなイベントをやっていますだけに、関心が高いわけでありまして。それだけにあの建物を撤去するべきだったという意見もありましたけれども、私も一時はそう思いました。しかし、取り残した以上は、いかに活用するかにかかっているわけでございますので、その辺の考え方も示されれば幸いだと思っておりますので、ぜひお聞かせいただきたいと、こう思います。

それから、東北本線塩釜駅前に公衆トイレの設置についてどう考えているのかお尋ねを申し上げたいと思います。

実は、この何年間に表坂、いわゆる西町ですね、さらには海岸に公衆トイレが設置されました。やはり観光地のメッカであるあの場所に当然必要だと思いますが、かつて東北本線塩釜駅

は外部からトイレが使用できておりましたけれども、やはり15年に内部にトイレができてしまって、なかなか使用できない。したがって、一々断っていかなければなかなか貸していただけないと、こういう状況で非常に不便を感じているわけでございます。何とかならないかという形で西部町内会の会長会議でも出たという話は聞いておりますけれども、非常に西部地区だけでなく、あそこの駅前、白萩、野田、桜ヶ丘、みんながあそこを利用する人たちがやはりあそこにはトイレが必要だと。何とかならないのかという意見が多いようでございますから、やはりいろいろな計画があると思いますけれども、前もってできないものだろうか、こういうふうに思いますので、その辺の考え方をぜひお聞かせいただきたいと、こう思っているわけでございます。

次に、県道泉塩釜線、東北本線の玉川ガード下に、わきに非常に歩道専用道路については、かねてからのいろいろな要望がなされておりました。これは県道でございますので、県の事業であります。もっと声を大にして、塩竈市が地区の交通安全、あるいは斎場利用、その他の通行の人のためにも、住宅も相当建っているわけありますから、交通安全を考えたならば、やはりいろいろな事故が起きる前に、何とかしてほしい、こういうふうに思いますので、その辺の考え方もぜひお聞かせいただきたい。そういうふうに思いますので、ぜひひとつこの辺の考え方もお尋ねを申し上げたいと思います。

次に、新エネルギーのいわゆるバイオマス燃料の見通しについてお尋ねを申し上げたいと思います。

いわゆる塩竈独自の施設として、この問題に取り組んでまいりました。特にことしの3月31日に日本の総合戦略、バイオマスの総合戦略が閣議決定されたようであります。この問題につきましても、いろいろな計画が議会に示されました。しかし今、このエネルギーをめぐる燃料の見通しというのは世界的に非常に研究が進んでいるわけあります。特に、アメリカではトウモロコシ、サトウキビ、大豆を使っての栽培奨励が非常に進んで、これがかなりこれに消費されるという形のようにあります。私トウモロコシが鳥や豚やあるいは牛のえさになるかと思っておったんですが、そのような状況も進んでおりますし、ベトナムではナマズからその廃油を利用してのバイオマスエタノールをつくって、いろいろな燃料にしていると、こういうのも報道されておりました。確かに、今燃料の高騰から見れば、この問題は避けて通れない問題でありますし、大手企業、特に建設業者、機械業者、食品業者、あるいは相当な電気会社もそう、あらゆる分野の企業がこのバイオマス、いわゆる燃料について相当な研究が進んでいるよ

うであります。で、今バイオマスエタノール、あるいは発電、さらには燃料ですね、この問題について相当な研究が進んでおりますし、ただ、塩竈が先んじてこの問題に自治体として取り組んだのは塩竈が非常に早いわけでございますから、ぜひ成功させてほしいなど。

特に、廃油の購入の長期的な見通し、あるいは販売の見通しですね。特に、毎月ドラム缶で何十本と出るわけでございますから、この販売戦略をきちんと立てて、収支の計画をきちんと立てて、経営が安定するように、加工団地をぜひ指導してほしいなど、こう思いますので、その辺の考え方をぜひお聞かせいただきたいと、こう思っているわけでございます。

次に、社会体育施設の充実と振興についてお尋ねを申し上げますが、年を重ね、年代を重ねてもスポーツのよさは普遍であります。むしろ年々スポーツに対するよさというものは高まってきたらと思う。人間は、夢と希望を持ってそして大きな人間性をつくり上げるためには、スポーツの持つルール、あるいは連帯性、これを重視して、本当に豊かな人間性をつくり上げていく、そういう意味ではスポーツの大切さはみんな理解しているわけでありませぬ。私もいろいろスポーツ団体に関係をしている関係で、ソフトボールや還暦の野球なんかを通じて、県内外に行ってみますと、ほかの市町村の施設は整っているなど、つくづく感心をされるわけでありませぬ。今思い出しているんですが、昭和50年代に清水沢にスポーツ広場ができました。あの当時、単なるバックネットだけの計画でございました。せっかく野球場をつくるのに、ダッグアウトぐらいつくるべきだという形で計画を変更させて、ぎりぎりダッグアウトをつくって、やっぱり野球場らしくやるべきだという形で計画を変更させたということがありました。

今二又のスポーツ広場、中途半端であります。あそこにもソフトボールの球場ができました。サッカー場もできました。まだまだ施設は充実しなければなりません。そういう意味では夜間照明は玉中だけありますから、そういう面ではもっともっと充実をさせるためにはやはり意気込みを示すためには、スポーツ基金ぐらいはつくったらどうかという考えを持っているわけでありませぬ。土地開発基金とか、あるいは庁舎建設基金もありますけれども、スポーツ振興基金ぐらいはつくって、そして意気込みを示したらどうだろうと。そして、スポーツ団体、あるいはスポーツ関係者にやる気を起こす。そういう意気込みを示したらどうかと。そういう意味ではスポーツ基金というものを私は必要だと思っておりますけれども、この辺の考え方をぜひひとつ聞かせていただきたい、こう思っているわけでございます。

各種大会でいろいろな誘致をしているのは、まず今少年サッカーで神社杯を4月から5月に

かけて、関東、あるいは静岡あたりからも来るようです。関東を含めているいろいろな30チームぐらい塩竈市を中心として大会をやっているようでもあります。ソフトなんかもシニア大会も県内で毎年開いているし、あるいは2市3町の中学生の大会でいろいろなことを誘致をしてやっているわけではありますが、やはりあらゆる団体を誘致するためにはスポーツ施設が充実をしなければなりません。この間還暦野球も県内の大会を清水沢でやりましたけれども、やはり来れば、やっぱりにぎわいができるし、それからお昼の弁当でも何でもやっぱり地元から買うんですね。そしてみんなその行事を組んで、潤っているわけなんです。ですから、そういう面では、せっかく来たから塩竈に食べさいくべと。あるいは終わってから食べさいくべという形、あるいは弁当買うべという形であるようでございますから、スポーツのイベントがもたらす役割も重要視をしてほしいなと、こう思っているわけでございますので、ぜひその辺も考え方をお聞かせいただきたいものだと、こう思います。

それから、次に、水産振興についてお尋ねを申し上げます。

昨年バチマグロが見直されまして、三陸塩竈ひがしものという形で名を売って、いわゆるマグロの産地塩竈のブランド化をうたい上げました。私はそういう面ではきのうですか、塩竈にも夏漁で第2船が入ったと。けさの新聞でにぎわっていますけれども、やはりマグロを取り巻く状況はなかなか厳しいようでございます。それだけに、このブランド物をせっかくうたい上げた文句を絵にかいたもちにしないためにも、きちんといろいろ施策を講じてほしいなと思っているわけでもあります。

それから、5月に市長初め関係者が三重県ですか、漁船誘致に伺ったようでもありますけれども、これから四国、あるいは九州、場合によっては沖縄ですね、沖縄からも相当マグロが来ているようでもありますから、やはり漁船誘致に力を入れて、他港に負けない取り組みをやっていただいて、やはり産地市場としての役割を十分果たしていただくようお願いしたいものだなと、こう思っているわけでございますので、その辺の考え方もお尋ねを申し上げたいと思います。

それから、最近加工業者が大変な状況にあることは労を待ちません。これは、原料がなかなか確保できない。しかも高くなってきているんです。その割には製品が値上げできないと。大手商社に押されてなかなか対抗できないというところに問題があるようでございますが、やはりそういう面では水揚げ不振と、この原料確保の問題というのは非常に大きな問題であります。白身魚がヨーロッパで非常にどんどん食べられるようになって、今中国がいわゆるかつて

内陸の人たちが川や沼の魚を食べておったら、海の魚がうまいという形で、どんどん中国の消費が高まって、非常に日本に原料が入ってこなくなった。日本でいろいろえさにしているサバとかイワシとか、あるいは油の乗っていない、そういう安いやつを中国どんどん買っているわけですね。そういう面ではなかなか原料不足になっているわけでございますので、やはり原料確保がいかに大切か、そういう意味では産地市場と加工品を含めた取り組みをしていかなければ、やはり基幹産業が非常に脅かされる。こういうことでございますから、その辺もぜひ真剣に考えてほしいなど。こう思いますので、その辺の考え方もお尋ねを申し上げたいと思います。

それから、浦戸の振興と観光についてでございますが、年々浦戸の人口は減っております。いわゆる民宿も減りました。ことしは潮干狩りも中止になったようであります。首都圏から3時間や4時間でここに来られるわけであります。もっとPRをすべきじゃないだろうか。そういう意味では松島湾に浮かぶ4島5部落のよさ、そして本当に純朴なこの島で、一生暮らしたい、こういう方も首都圏の中にはいらっしゃると思います。そういう面ではやはりなかなかその居住は難しいと思いますけれども、何らかのいろいろな形を変えて、ここに住む人をふやす努力をしなかったら、ますます浦戸は寂れるだろうと思います。いろいろな規制がありますけれども、規制の一つ一つを検討して、住める島に変えていく努力が必要だろうと、こう思いますので、その辺の考え方も一つお尋ねを申し上げたいと思います。確かに、これは仙台都市圏の中でもいろいろ議論なされると思いますけれども、仙台の方もいわゆる相当利用しておったようでございますが、これも年々先細りのようでございますから、それも大々的にひとつ宣伝してほしいなど、こう思います。

それから、市民相談の充実につきましては、先ほど志子田議員からも自殺防止対策についていろいろ質問がありました。確かに、この10年間、平成10年から3万人を超えている自殺者があるわけであります。いろいろ理由はあると思いますが、特に、市民相談には大体1割がパチンコ、あるいはパチスロの依存症対策について、破産宣告のいろいろな指導をしたり、あるいは弁護士を紹介したり、あるいは法律、扶助協会を紹介したり、いろいろやっているようでありますけれども、1割はこの相談のようであります。

かつて巨大レジャーと言われましたが、実際はレジャーを超えているわけです。もうレジャーではないと思います。そういう面では、このパチンコ屋、パチスロのやはり破産指導、そういう面で真剣にかつて仙台なんかでも110番、いろいろな弁護士使ってやっているようであり

ますけれども、その辺も真剣に考えていかないと、自殺者が相当ふえることになるだろうと思います。この間消防署にいろいろ伺って、どれくらい自殺者あるんですかと聞いたら、やっぱり警察だねと。警察に伺いました。やっぱりその年によってばらつきありますけれども、結構二市三町の塩釜署管内で取り扱っているようではありますが、数字はいろいろ聞きましたけれども、なかなかこれ難しい問題があるよという形で、ここで言いませんけれども、ある程度の数字は教えていただきました。しかし、いろいろな理由があって、そのこれだけの理由、いろいろありますけれども、やっぱりその対策は、国のあるいは地方自治体でも今度法律ができましたから、一生懸命取り組まざるを得ないなと私思いました。そういう意味で、これはやっぱり防止するには、市民相談活動が一番かなと、こう思いますので、この辺の先ほどの質問と関連しますけれども、ダブリますけれども、もう1回お願いをしたいと、こう思います。

以上で第1回目の質問を終わりたいと思います。ご清聴ありがとうございます。（拍手）
議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま佐藤議員から7点にわたるご質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

初めに、市立病院の再生、再建についてということでございます。

再生緊急プランの進捗状況ということではありますが、先ほど委員長からも申し上げましたとおり、自治体病院の人件費比率はおおよそ50%が採算ラインというような話をさせていただきました。市立病院についてはということではありますが、残念ながら17年度は医師数不足により収入の減というようなことがありまして、逆に人件費比率は高まったという状況であります。今後、やはり採算性のとれた病院の運営ということになりますと、例えば職員数の見直しでありますとか、開放型病床の開設、あるいは人間ドック等についても新たな拡大を行っていくといったようなことが必要になるのかと思いますが、いずれやはり人件費比率というのが判断の大きな材料になるわけであります。人件費比率を変化させるためには、一つは歳入の増を図ることによりまして、人件費比率を薄めるというのも一つのやり方かと思えます。あるいは、人件費そのものを削るということも再生プランの一つになるのかなと思っておりますが、市立病院といたしましては、その両方を組み合わせることによりまして、病院の経営の健全化を目指そうとするものであります。

おかげさまで、先ほど申し上げましたように、例えば、13名体制でスタートいたしました5月を見ますと、入院患者数が前年同月比で585人の増加と。入院の収益は41.0%増加と。金額

にいたしますと、3,300万円ほどの増収ということで、大変プラス方向に再建計画が動き始めたのかなということで、喜んでおりますが、まだまだその途についたばかりであります。やはりあらゆるものをもう一度点検しながら、病院の経営健全化に総力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

そういった中で、議員からは、かつて実施いたしました公営企業病院経営アドバイザー診断をもう一度やってはいかがかというご質問でありました。

平成11年度に国の事業指定を受けまして、旧自治省からの派遣アドバイザー2名による診断が行われ、市立病院の運営のあり方及び経営改善の方策について具体的な指導助言を受けております。この指導助言を受けた内容で、平成12年度から5カ年間の経営健全化計画を策定し、取り組んだところであります。しかしながら、不測の医師数の減少というような事態が発生いたしまして、残念ながら目的がまだ達成されておらないという状況にあります。

こういった当面の危機回避と将来の安定的な経営につなげるために、先ほど来申し上げております再生緊急プランを17年度に策定し、収支両面にわたる改革に職員一丸となって取り組んでいるところであります。病院経営を改善し、安定的な経営を継続していくためには、やはり何よりも患者さんとの信頼性の向上が肝要であるかと思っております。そのための一つの方策として、今市立病院では、こういったことを目指しております。

現在、各医療機関では医療機関の機能を評価する日本医療機能評価機構の認定取得というものがありません。県内では東北大学医学部附属病院、宮城県立がんセンター、仙台厚生病院、仙台市立病院等が既に認定を受けておりますが、その他についてはまだまだであります。市立病院におきましても患者の皆様が病院を選択するときの基準に同機構の認定を受けているかどうかということが加わり、当該取得が患者を増加させる大きな要因になるのではないかとということで、今後医療機能評価機構の認定取得に向けまして病院挙げて取り組みを深めてまいりたいと考えているところでございます。

市街地再開発とまちづくりについてであります。

初めに、貨物ヤード跡地の再開発の見通しというご質問でありました。

面的な整備につきましては、おかげさまで順調に推移をいたしてありまして、本年3月29日では、権利者107名のうち、14名、面積にいたしまして76.8%の仮換地指定を終え、順次土地利用が可能な状況に移行しつつあるということについてはご説明を申し上げたところであります。

そういった中、海辺のにぎわい地区に出店を計画されておられます流通業者の方の立地であります。昨日もご質問いただきました。その際にも申し上げました。まちづくり参画事業者等は毎月定例的な打ち合わせの場を設けさせていただいておりますが、出店予定者につきましては、ぜひこの塩竈の海辺のにぎわい地区を都市型の店舗展開のモデルにしたいということで大変な意気込みで取り組みをいただいております。特に、この地区については、地元商業者との連携を深めるモデル事業としたいということで、本社でも社長以下が真剣にこのプランについてご議論いただいておりますというふうにお伺いをいたしております。そういったことから、若干当初の期日より時間をオーバーいたしておりますが、この塩竈の出店につきましては、ぜひ今までどおりの考え方で臨みたいということでもあります。

なお、昨日も私のところにも心配のお電話をちょうだいいたしました。同様の趣旨で計画どおり出店いただけるというご報告をさせていただいたところでございます。

次に、本町の旧徳陽シティ銀行跡地の活用についてということで、議員の方からご質問いただきました。

本町地区、本市商業の中核を担ってきた地域であることはだれもが否定しないことであるかと思っておりますし、本市商業の活性化に果たす今後の役割の重要性は引き続き大きいものというふうに認識をいたしております。

ご質問の旧徳陽シティ銀行であります。平成16年に耐震診断判定のための基礎調査を実施いたしました。ほぼ安全との判定結果ではございましたが、東西方向に関しましては、2次診断が必要であるという判定をされております。

で、老人クラブなど、各種団体のサロンのなもとして活用してはいかがかというようなご質問でありました。

このような活用をしていただくためにということで、今現在市民活動推進室を今年4月に本町地区に新たに開設させていただきました。パソコンやコンピューターなどもそろえ、資料などもこの推進室で検索できるようになっておりまして、老人クラブ、町内会等を初め、多くの方々に活発にご活用いただき、大変喜んでいただいております。また、本町通りまちづくり研究会を初めといたしまして、地元の方々が御釜神社宵まつり、もとまち味覚市、あるいは本町くるくるクリスマス等々の多岐にわたる取り組みをいただいております。民間レベルでの地域の商店街の活性化ということに立ち上がっていただいておりますことには、大変感謝を申し上げておるところであります。市もこういった行事に連動いたしまして、例えば、花まつりの際に

は、市民祭りと呼応した本町宵市を、また、ふれあい均一セールやセピアな本町写真館といったような行事を市も参画しながら進めさせていただいているところであります。いずれ、このような形をなお一層進めることによりまして、かつての中心市街地でありました本町地区に買い物の客の足が戻りますよう、なお一層頑張ったいと考えております。

東北本線塩釜駅前の公衆トイレ設置であります。

東北本線塩釜駅のトイレは、以前までは駅舎東側にあり、だれでも利用できる状況でありましたが、使用上のマナーの問題があり、駅側の負担が増加するというところで、15年3月にバリアフリー対応のトイレとして改築を行った際、現在地に移設されております。このような経緯ではありますが、塩釜駅では職員に声をかけていただければ、駅利用者でなくてもご活用いただけるような配慮をされております。この駅前広場のトイレ整備につきましては、西部地区町内会連絡協議会の折にもご質問いただきました。具体的には今駐輪場として使っている場所という具体的なご質問もいただきました。実は塩釜駅開設50周年であります。私もいろいろ古い資料を引っ張り出させていただきました。その開設の際、JR、当時は国鉄でした。国鉄と塩竈市の間で一定程度塩釜駅が活発に利活用していただけますように、駐輪場を塩竈市が用意するというような協定をいたしております。その際には具体的な面積要件等もあるようですが、昨今、大分時代の変化があります。JRさんとはこういったことも踏まえながらいろいろ協議をさせていただきたいと考えております。

東北本線玉川のガード下わきの歩道設置であります。

我々も機会あるたびに声を大にして、県にお願いをしまっております。また、当地区の近接した場所には、塩釜斎場等もあり、車両の通行等も年々ふえております。こういった状況を踏まえまして、ぜひ主要県道泉塩釜線に歩道の設置をということをお願いいたしております。県といたしましては、今現在塩釜駅前の交差点の形状が極めて不規則な形の交差点になっております。残念ながら、そういったことに起因する事故等も若干発生をいたしております。こういった全体的な交差点改良の取り組みの中でないと、こういう部分的な取り組みはなかなかできにくいという話を残念ながらされておりますが、我々からは今交通事故がますますまたふえてきておりますし、そういった交通事故の撲滅、そしてお年寄り、子供さんたちの交通安全のためにはぜひこういったことについて再考させていただきたいというお願いをさせていただいておりますし、市といたしましても、歩道の設置は設置といたしまして、周辺にございます市道網を有効に活用しながら、駅まで今よりは安全に到達できる道路ネットといったようなものに

ついて検討させていただきたいと考えているところであります。

バイオマス燃料であります。

京都議定書によりまして、CO₂の削減が課題になっております。また、限りある化石燃料の代替エネルギーをどうするかといったようなことも、世界的な課題であります。バイオディーゼル燃料が改めて見直しをされているわけではありますが、そういった中、本市の基幹産業であります水産加工業から排出されます揚げ油をリサイクルし、軽油の代替燃料へと転換するバイオディーゼル燃料化事業は塩釜市団地水産加工業協同組合が環境省の補助を受けて現在取り組んでおります。事業の進捗であります。4月18日に起工式を行い、6月末の完成に向けて工事を進めているところであります。現在基礎工事が完成し、建物の骨組みが立ち上がりつつある状況でございます。

このプラントで扱います量につきましては、年間約55万リットルの廃油であります。既に、受け入れを始めておりますし、今後とも受け入れを促進していきたいということでもあります。

販売計画についてご質問いただきました。

販売につきましては、まず組合員の利用ということで計画を進めておりますが、大口利用が見込まれます市内の運輸関係事業者との協議が整いまして、計画量の全量販売の見通しが立つとともに、最近、原油高騰を受けまして軽油価格が上昇しておりますため、各企業からの問い合わせも多いと報告を受けております。

さらに、事業全体の収支計画につきましては、昨年度の団地組合における臨時総会において承認をされたところでありますが、その計算によりまして、損益分岐点となる廃油の回収量40万リットルであります。現時点では55万リットルの見込みがあるといいながら、変動の要素があります。塩釜市もともにそういった量が確保されますよう努力をいたしてまいりたいと思っておりますし、また、回収する燃料の品質も大変重要な課題であります。酸化度等を十分にチェックしながら、燃料油として適切な物が生産されますようともに見守ってまいりたいと考えているところであります。

社会体育施設の充実と振興についてのご質問でございます。

塩釜市は、皆様方の大変なご尽力によりまして、スポーツが大変に盛んな地域であるというふうに私も認識をいたしております。サッカー、バドミントン、早起きソフト、ママさんバレー、野球、グラウンドゴルフ等々に限らず、さまざまなスポーツが楽しまれております。その集大成が例えば畑中みゆきさんのトリノオリンピック出場ではなかったかなと思っております。

し、我々市民もオリンピック選手をこの塩竈から輩出したということについては、大変誇りに思っておるところであります。こういった第2、第3のという選手を生み出すためにも、スポーツ施設の強化ということは我々の課題であるというふうに理解をいたしております。

屋内スポーツ施設につきましては、上の原グラウンド跡に建設されました体育館、それから新浜にございます温水プールであります。屋外施設は、清水沢公園、新浜町公園、月見ヶ丘スポーツ広場、二又スポーツ広場の4カ所、テニスコートが中の島公園に2面という状況であります。スポーツに親しむ市民の方々の数を考えますと、やはりまだまだ不足をいたしておるのかなと思っております、例えば学校開放でありますとか、その他の利活用ができます施設等を有効に活用しながらスポーツの需用に対応をしてきているところでもあります。

二又スポーツ広場についてご質問いただきましたが、二又スポーツ広場につきましては、ソフトボール上、ゲートボール場、ミニサッカー場として県の土地を無償で借り受け、利用させていただいているところでもあります。利用者駐車場の確保等を考えますと、さらなる拡大がほかの利活用の圧迫にならないかどうかといったようなことを検討させていただきながら今後の課題とさせていただきたいと思っております。

各種大会の開催であります。

バレーボール、バスケットボール等は日本リーグを誘致したり、あるいはサッカーは中学生の全国的な大会、バドミントンも中学生の東日本大会を開催するなど、体育協会加盟の団体は各種大会の開催に大変努力をいただいております。今年8月には、第33回の東北総合体育大会のバドミントン競技がこの本市で開催される予定となっておりますし、こういった各種大会の開催が地域の経済効果に与える影響は極めて大きいものがあると思っております。例えば宿泊、食事、あるいはお土産等々になるかと思いますが、こういったことを考慮し、なお一層各種団体とともに、今後ともこういった大会の開催を招致してまいりたいと考えております。

スポーツ振興基金についてご質問をいただきました。

先ほどほかの議員のご質問にお答えいたしました。残念ながら、財政調整基金を取り崩して基金の残高が大変厳しい状況にあります。税收についてもまだまだ明るい見通しというところまでは至っておりません。こういった財政状況を解決後に取り組むべき課題とさせていただければと思っております。

水産振興であります。

漁船誘致については、議員の方からもお話いただきました。昨年から三重、高知、徳島、大分、宮崎の生産者の方々をご訪問させていただいております。単に訪問するだけでなく、塩釜の魚市場を利活用いただく上での課題等についてもそれぞれお伺いをいたさせていただいております。大変に厳しいご意見もありました。しかしながら、すべての生産者の皆様がやはり我々にとって塩釜市場は大変な魅力であるということを書いていただき、関係者、意を強くして帰ってまいったところでもあります。今後とも、そういった生産者の方々の利用の利便性等も考慮させていただきながら、なお一層漁船誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

販路拡大であります。

牛肉のBSE問題や鳥インフルエンザの影響、さらには中国での水産加工の製造規模の拡大などによりまして、世界的な原材料の供給不足であります。その結果、我が国への北方冷凍魚でありますとか、アカウオ、メヌケなどの原材料が30%以上減少しているという大変厳しい環境にあり、生産者の方々は大変苦慮されております。18年度以降もこういった傾向がなお続くものと考えておりますので、生産者の方々と原材料確保に向けた努力をなお一層傾けてまいりたいと考えております。

浦戸振興についてであります。

浦戸は本当に離島ならではの豊かな自然環境に恵まれ、都会にはないゆったりした時間が流れる独特な魅力を有する離島であります。これまでは、生活基盤や生産基盤の充実ということに努めてまいりましたが、今後はこういった魅力をいかに発掘し、いかに開発し、いかに他の地域の方々にお伝えするかということが我々に課されました大変重要な課題であります。その一環といたしまして、例えば7月からは、市内の小中学生を対象に、休日におきます市営汽船の乗船料を無料にいたしました。浦戸子供パスポートと呼んでおります。ぜひまずは市民の方々にも浦戸に足を運んでいただきたいと思っております。恐らくは5万9,355人市民の方々が足を運ぶことによりまして、浦戸に活気、元気が間違いなく戻ると思っております。

また、5月に開催されました浦戸イン・ウォークには、JR本塩釜駅のご協力のもと、関東地方の方々の参加も数多くございました。帰りには、私もお迎えにあがりました。本当にきょうは楽しいすばらしい1日であったというお言葉をちょうだいいたしまして、大変うれしく感じました。こういう島の魅力をなお一層発信してまいりたいと考えておりますし、平成20年の10月から12月に予定されております仙台宮城ディステーションキャンペーンにはぜひこの浦戸の観光もPRさせていただきたいと考えております。

自殺防止対策として、相談室の充実というご質問をいただきました。

残念ながら我が国では8年連続で3万人を超える方々が自殺で亡くなっておられます。こういったことを1件でも2件でも少なくしていくということは、大切な課題であります。本市におきましては、市民相談、消費生活相談、家庭児童相談、健康や精神保健での相談、あるいは福祉等の相談を承っているところでありますが、市民相談室への17年度の相談件数は394件でありました。内容を見ますと、家庭内の問題や多重債務などの相談が多く、ご質問のパチンコ依存等の相談は約20件であります。ここ数年横ばい状況にあります。パチンコ依存症の場合は、家族の相談が多く、多重債務に至っているケースも見られますので、消費生活相談員と連携しながら、相談に応じているところであります。市といたしましても、自殺防止策やパチンコ依存症対策などは、悩みが深刻化する前に、気楽に、気軽に相談していただけるよう、関係各課の相談窓口が連携しながら、今後とも対策の一助となるようなお一層努力をいたしてまいります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（菊地 進君） 11番佐藤貞夫君。

11番（佐藤貞夫君） 各課にわたって具体的に答弁をいただきまして、心から感謝を申し上げます。

パチンコ依存症ですね。

これはパチンコ店舗はずっと全国的に横ばいなんですね。人口も減っているんです。ところが1人当たりの消費量といいますか、使う、金がむしろふえているんですね。それだけ非常にこの巨大レジャーよりもむしろレジャーを超えているという形でありますから、やっぱりそういう面では、やっぱり新しい機械がどんどん入ってくるものですから、それに引かれて行かざるを得ない。そういう状況でありますから、この辺は、やっぱりもっとこの依存症がふえるんじゃないだろうかというふうに全国的に見られているわけですね。ですから、そういう面での市民相談活動を充実して、少しでも相談に乗ってほしい。そういう形での対応策をひとつさらに強化をしてほしいと思っております。

次に、スポーツの問題で、確かにいろいろなイベントをやりますと、確かに我々も行って、見てきますけれども、たまたま市長もいろいろな団体に入って、ここでは特に、3年に一遍ですか、塩竈、あるいは福島と山形と交流戦をやっているんです。たまたま塩竈におととし来たときに、「朝早く行くから市場を案内してける」ということがあったんですね。山形のチームと福島のチームが、それで連れて行って、せっかく塩竈に来たからって、市場で買い物をした

いという形で、やっぱりそれなり効果があるんですね。ですからそういう面でのイベント、行事によって少しでも塩竈に役立てていきたい。そういういろいろなやつがありますから、少しでもそういう面でのやっぱり活用を考えていく必要があるんじゃないかと。そういう意味ではやっぱり施設の充実が必要だと。

たまたまこの間、清水沢のグラウンドに行ったら、ダッグアウトの中に相当な落書きされているんですよ。いろいろなあれちょっとみっともないなと思いましたから、あの辺もやっぱりせっかくなつくたダッグアウトですね、落書きでみっともないですから、その辺もきちんと整備をしてほしいなと思いますので、その辺もよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、貨物跡地の問題については、いろいろこれは市が出店業者に、あるいは企業に対して便宜を与えているということは我々は思っていません。というのは、これは実施計画をきちんとやっぱり見た上で賃貸しているわけですから、そういう形じゃないです。正しい理解を我々はしているわけでありますので、そういう面で、帳簿価格と実勢価格を判断した上で賃貸借を結んでいると、こういう形で20年の賃貸借をやった気持ちで理解をしていますから、その辺はきのうの質問では何かそういう形で一定の便宜を与えているような感じもあったようでございますが、私はそういうふうに見ていませんから、当局も自信と確信を持って、きちんとやっぱり進めてほしいと。やはりあの土地をいつまでも放置してあったんでは、塩竈はますます衰退するわけでありますから、やはり塩竈の再生をかけた、あるいはまちづくりをかけたやっぱり市民プランであるという理解の上に立って、我々は見ているから、当局も自信と確信を持ってやってほしいとこう思っています。

それから、あの事業費にいわゆる工事費は実際は家屋の建物保証が一番なので、実際の事業費は少ないと。しがたって、45億円の事業費に占める割合はむしろ少ないんだと。したがって、建物保証が主だということを十分我々も理解していますから、その辺は決して地権者の人の十分理解を求めてやっているわけでございますので、その辺も皆さんこれまで積み上げてきた実績を無にすることなく進めてほしい。あくまでも進出業者の便宜を図ってやっているとは思っておりません。あくまでも市民サイドでこれは理解したと、決めたということで我々は理解していますから、その辺は自信と確信を持って皆さん進めてほしいと思います。

それから、市立病院問題は、いわゆる何と言ったって収入の確保なんですよ。で、支出の削減なんですね。これまでいろいろ示された137項目ですか、何かのいろいろな検討項目があったようですが、もっと努力をするという形で示されておりますけれども、ゼロから始まって、

4、3 もありますけれども、ゼロ、1 ですね、まだまだこれから切り込むという形だと思うんです。議会に示した以上は、そういう形で進めて、やはり本当に緊急プランが少しでもこの我々にいい形で示してもらえるように、ぜひお願いを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

議長（菊地 進君） 暫時休憩いたします。

再開は15時15分といたします。

午後3時00分 休憩

午後3時15分 再開

議長（菊地 進君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

10番吉田住男君。（拍手）

10番（吉田住男君）（登壇） 本日6月定例会も最終日を迎え、最後の一般質問となりました。各議員の皆様のご配慮に心より感謝申し上げます。

初日の浅野議員に引き続き、公明党を代表して一般質問を行います吉田住男でございます。

質問の内容については、既に通告どおりでありまして、市長のわかりやすく、前向きなご答弁をいただけるものと心よりご期待申し上げ、質問いたしますので、よろしく願い申し上げます。

質問に入ります前に、先月13日、公明党宮城県本部主催による観光振興シンポジウムを松島のホテルで開催したところ、佐藤 昭市長のご出席を初め、県内各自治体の市長、町長、当局関係者、観光業界多くの関係者のご出席をいただき、大変有意義なシンポジウムとなりました。改めて感謝と御礼を申し上げます。これには、村井嘉浩宮城県知事、齋藤弘山形県知事、公明党の渡辺孝男参議院議員、そして旅行者、ホテル業者の代表の方々をパネリストとして出席を賜り、魅力ある観光地づくりに向けて活発な意見が交わされました。

冒頭、観光振興の意義については、地域の活性化につながるだけでなく、外国人観光客がふえることによって、国際平和や友好親善にも大きくつながっていくとの意見表明があり、今観光に求められているのは、健康づくりを兼ねた観光、文化、歴史を味わい、質の高い観光であり、また自然体験や教育的側面を持つ観光など、多様なニーズにこたえられる観光地づくりを推進すべきであると。

さらに、村井知事からは、観光による県内の経済的波及効果は年間約8,700億円に上ることを紹介し、観光はさまざまな業種がかかわる相互産業であるとの認識を示されました。齋藤山形県知事は、やはり大切なことは連携を深めていくことであり、特に観光資源である自然には、県境はないとの上で、広域連携の必要性を強調し、また海外に活路を求めることも大切であるとの外国人観光客を受け入れるまちづくりの重要性を指摘しました。

ほかのパネリストからも、観光によって地域を元気にしようという機運を盛り上げていくことが大切であるなどの多くの意見が出されました。これらの観光振興策を推進していく上で、大変貴重な意見をいただきました。これを今後どう具体化し、地域の再生、そして活性化につなげていくのか、どのようにつなげていくのか、本市にとっても最重要課題として位置づけ、積極的に推進していくべきではないのかと新たな思いをいたしたわけであります。

実はこの観光シンポジウムを開催するに当たり、前段、県内自治体や観光事業者の協力をいただき、観光振興に関してのアンケート調査を実施いたしました。その結果、特に、自治体としてどう取り組んでいくのかについて、観光振興推進の必要性を強く認識し、その進め方について各自治体では、圧倒的に広域観光の取り組みをトップに挙げ、もう既に広域観光に取り組んでいる、また今後予定していると答えた自治体が相当数ありました。

広域で観光振興をさせていくためには、各自治体が連携を取り合い、各自治体の実情に合わせた取り組みをし、観光事業者と協議を進めていくことが大事であるとの意見もありました。

さらに、国や県に対しては、アクセス道路の整備、観光客の足の確保など、ハードな面、また観光を振興させるための補助金、交付金を求める声も多数を占めました。観光行政を推進するにしても、各自治体では、まことに厳しい財政状況の中で推進しなければならない、どうしても国、県の支援は欠かせないとの強い要請が浮き彫りになったわけであります。

一方で、宿泊関連業においても6割以上の事業者が利用客の減少を訴えております。利用客をふやすためには、やはり広域観光の振興や外国人観光客誘致の必要性を感じていることが明らかになりました。特に、行政に対する要望としては、道路網の整備、町並み、景観の整備、ユニバーサルデザインによる観光案内板の設置などを求める答えが多くありました。

国では、今観光立国を目指して、各種の施策や事業を進めようとしておりますが、国の財政支援は絶対に欠かせない。今後も国、県、地方自治体の連携を深め、各自治体が特色ある観光行政を進めていくことが喫緊の課題になっていると思われまます。今回の観光シンポジウムの開催での貴重な意見を踏まえ、本市としては今後地域再生へ向けた観光振興策をどのように強力

に推進していかれるお考えなのか、通告に従い、順次質問いたしますので、市長のご答弁を求めます。

まず初めに、観光全般にわたる経済的波及効果は、県内で年間8,700億円に上るとのことです。本市におけるここ数年の経済的波及効果について、概算している数値があればお示ししていただきたいと思います。

また、経済的波及効果とか、いわゆる観光客と言われる数値をカウントするのにどのようなとらえ方、方式で行われるものなのか、基本的なこととして前段お伺いしておきたいと思えます。

次に、広域観光については、前に述べたとおり、観光振興を推進する上で、最も重要なことは、広域観光をどう進めるのかということが明らかになったわけです。広域と一口に言っても、エリア的にはその範囲を規定するものではありませんが、基本的には各自治体間で一つの観光資源を通して、どう共通認識を持って連携していくのか、広い意味では、東北、県レベルでの他県との交流、狭い意味では県内市町村との交流、とりわけ本市としては松島湾を抱える玄関口としての2市3町を初め、近隣自治体とどう連携を進めていかれるのか、例えば、近隣市町村の観光資源を連結する観光ルートの開発が必要であることは、多くの観光業者の声であります。

一方、国際化時代と言われて久しいわけですがけれども、私は前市長のときに国際交流の一環として、外国都市との交流を強力に進めるよう求めたことがありました。以来、国際友好都市の締結に至らないまま、今日を迎えております。しかし、当時ラッコ船の開盛丸の遺留品を通じて、アメリカの市と一時交流がありました。教育面からも、カメイ基金を一部活用した中学生たちのホームステイ交流がアメリカのベンチュラ市との間で行われました。

また、経済産業面では、アラスカのシーフード会社との友好関係もありました。現在、民間市民グループ、行政サイドによる外国都市との経済交流、文化交流はどのような状況になっているのでしょうかお伺いいたします。

一方で、国内都市との交流については、いまだ単独でどこの都市と縁結びしたとか、友好関係を結んだとかは聞き及んでいないところであります。しかし、門前町サミットでの交流とか、県内では近隣自治体と防災対策の一環として、災害時における協力体制を締結している宮城館懇談会では多様な面での相互交流が深められているようであります。

観光産業面では、宮城寿司街道をキーワードに、観光ルートづくりが軌道に乗っております。

す。さらに、各都市からの特産物の即売会、地元特産物もあわせ、地元で時折行われております。これらの一連の地域活性化に向けた市民、行政の努力によって、他市町との交流ができつつあります。これらの事業をさらに拡大していくことが観光振興の推進力となるものと思います。これからもさらに国際都市とのかかわりを促進し、外国人観光客の誘致、国内の友好都市交流を積極的に推進し、交流人口の拡大を図るべきと思いますが、いかがでしょうか。広域観光の推進とあわせて市長のご決意をお伺いするものであります。

次に、塩竈のいにしえの歴史と文化をどうよみがえらせるのかについてお伺いいたします。

我が郷土塩竈は東北で最も長い歴史を持っていると言われております。遠く800年代にさかのぼることができ、文献などから塩竈の浦は、歌枕として使われ、すばらしい景勝の地であったことが和歌に詠まれております。源氏物語の主人公である光源氏のモデルとされる源融が864年に多賀城国府に赴任した際、塩竈に屋敷を構え、塩竈の浦の景色を楽しんだようであります。その後、源融は都に帰ってからも焼きついて離れられない塩竈のすばらしい景色を思い浮かべ、京都の鴨川のほとりの広大な土地に塩竈の浦を模した庭園をつくり、塩竈に来られない貴族たち、歌人がこの庭園を塩竈の浦と見立てて、塩竈に来た思いで数多くの和歌を詠まれたのであります。古今和歌集、新古今和歌集、伊勢物語などの多くの作品集におさめられて、何とその数317首にも及んでいます。塩竈の歴史に思いをはせるとき、いにしえのロマンに身の震えるほど感動を覚えずにはおれません。317首のうち、抜粋し、塩竈百人一首にまとめられておりますが、これは市民の文化的資産と言えるものであります。

その後、塩竈の地には、都から風流人が訪れたり、歌人の西行、その後には俳人の松尾芭蕉の奥の細道へとつながってきているのであります。塩竈の歴史は当時から途切れることなく続き、今日を迎えているのは東北では塩竈しかありません。

この塩竈の歴史について、市民の皆さんの中には現在の塩竈の力、いにしえの状況がなかなか想像できないでいた方もおられたと思いますが、塩竈の歴史、文化に詳しい多くの市民の皆様のおかげにより、そして行政の側面からの支援によって、今まで以上に多くの市民が郷土の歴史、文化に関心を持ち、実感できるようにいにしえをよみがえらせていただいていることに敬意を表したいと思うのであります。これら歴史、文化を一つの観光資源として、どのように創造していくのか、とりわけ、塩竈百人一首を生かした事業が既に進められております。北浜沢乙線の景観整備で、道そのものを博物館として塩竈を詠んだ和歌を自然石に刻み、現在、西町地区に44基配置しておりますが、今後残りの56基はどういう計画で配置されるのでしょうか。

さらに、この百人一首を地域再生、観光振興にどう活用されるのか、また、教育という面から児童生徒や市民に対し、このすばらしい歴史、文化をどう教え、また、塩竈百人一首にどう親しみを感じてもらえることができるのか、お考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

私から一つの提言として、塩竈百人一首かるた大会を毎年1回開催してはと思いますが、いかがでしょうか。ご見解をお伺いするものであります。

次に、戦略的観光振興についてであります。

以前は、本市の観光行政は普遍的観光資源である松島湾、浦戸の自然や社、祭り、水産物などがあるので、観光客はいつでも来てくれるとの受動的な対応で積極的に取り組む姿勢に欠けていたのではないかと考えられます。そしていつしか通過観光のまちと言われるようになったのですが、その後、少子高齢社会が現実的なものとなる中で、本市の経済的低迷が長期化し、活力を失いかけている状況から何としても活力を取り戻したい、そういう厳しい現実の中で、どうしたら塩竈に人を呼び寄せることができるのか、市民は立ち上がりました。塩竈のまちづくりにかかわる多くの市民や商業界、会議所青年部の皆さん、行政も含めて、真剣に知恵を出し合い、研究や努力を重ね、実践してこられた結果が、今海、食にかかわるさまざまなイベントが開催され、塩竈の活性化への勢いが感じられるようになってきたことは大変にうれしく思うものであります。

これからの観光は体験型、本当に短期滞在型観光といって、地域住民とともに参加する形態に移行しつつあると言われております。地元住民が主役となって、本市の持っている資源の価値を再発見して、観光客と地元住民がともに感動や幸福感を共有できるような新しい観光を創造していくことが求められております。塩竈にはどのような魅力ある資源やイベントがあるのか、これは本市の観光情報や塩竈市観光物産協会のホームページを開けば知ることができます。

一方で、塩竈に来られた観光客が安心して安全な行動をできるように、気配りの配慮が必要であります。そのためには、観光ガイドや観光ボランティアの養成は欠かせません。実は、私ども公明会派で、関西以西、九州方面に視察に参りました折に、駅の観光案内所には残念ながら塩竈はもちろんのこと、宮城の観光案内情報チラシはほとんど、いや全く見かけませんでした。今後戦略的に推進していくために、旅行代理店や観光業界との連携を深め、国内外に情報を発信し、また強力な宣伝効果を高めていかなければなりません。観光客を誘致するために、いろいろな事業が考えられます。今日まで行われてきている事業やイベント、情報の発信、観

光客の受け入れ、誘客事業など、総合的な窓口の設置が必要であります。現在、JR本塩釜駅構内に1カ所ありますけれども、やはり今後はマリングート塩釜がその拠点としての役割を果たすべきであると考えますが、いかがでしょうか。

また、庁内に新しい観光を創造していくため、さまざまな企画、指導、支援が強力に行われるように、仮称観光振興対策推進室を設置し、短期、中期にわたる戦略的観光を推進できるようご検討いただきたいとご提言申し上げるものであります。いかがでしょうか、ご見解をお伺いいたします。

次に、ウォーターフロントの整備についてお伺いいたします。

松島への表玄関口であるマリングート塩釜から一目見渡せばダイレクトに飛び込んでくる北浜造船団地跡地の光景は、まち全体としても、また環境美化の点からも、観光客を受け入れるにふさわしくない景観であると多くの市民が感じているところであります。長年の懸案である北浜造船団地跡地の整備は、地域再生へ向けた事業であり、また観光振興の上でも極めて重要な事業であります。1日も早い整備が望まれておりますが、いつごろ着手し、完成を見るのか、改めて事業計画の内容を説明願いたいと思います。

海とのかかわりの中で、歴史を刻んできた本市にとって、海は本市の顔と言えるのではないのでしょうか。顔はいつもきれいにしておかなければなりません。いつもきれいな海を見れば、人の心は澄み、汚れていれば心までよどんでしまいます。塩釜湾の海面清掃については、定期的に行われているようではありますが、特に日々観光客が集まるマリングート付近の港奥部の海面清掃については、殊さらに気を使っていかなければならないと思います。海は潮の干満、また雨、風、季節によって様相が変わることがありますけれども、時折私は空き缶やペットボトルが回遊物として1カ所に寄せ集められているのを見かけることがあります。いつでもそういう浮遊物を取り除けるような清掃作業の体制を組んでいただければと思いますが、ぜひご検討をお願いするものであります。

次に、みなとオアシス認定についてお伺いいたします。

昨年7月国土交通省東北地方整備局から本市がみなとオアシスの認定を受けました。東北地方では、いわき市、酒田市など、7カ所が認定されたと聞いております。この制度は、どういう事業に対して支援するものなのか、その内容についてご説明をいただきたいと思います。

昨年12月、議会におきまして海辺のにぎわい地区に桜並木の美しい景観の道を形成してほしいとの請願に対して、全会派一致で採択しました。この事業に対し、このみなとオアシスの制

度を活用できるものなのかどうかお伺いいたします。

最後の質問となりましたが、民生委員の活動区域についてお伺いします。

日ごろ尊い人道主義に立って、地域の福祉向上にご活躍をされている民生委員の皆様に、心より敬意を表したいと思います。民生委員の果たす使命は市民の世話役として、今日一層その重要性が高まっております。さらなるご活躍を期待申し上げます。

そこで、現在本市の民生委員は何人おられるのでしょうか。

また、民生委員の数と活動区域はどのような基準で定められているかお伺いいたします。

現在民生委員の推薦に当たっては、町内会に依頼し、選ばれているようであります。であるなら、選ばれた民生委員はその町内会全域をまず担当することが基本であると思います。しかし、以前からの経過があって、その活動区域が他の町内会の区域の一部またがっているところもあります。またがっている地域の住民は、自分の所属する町内会の活動と他の町内会からの民生委員にお世話になっているということが遊離している形では不自然ではないかとの声が寄せられております。以前にもかような声があって、一時見直した経過あり、今日を迎えているとのことですが、今日まで自分の活動区域を日夜守り続け、お世話役に徹してこられた民生委員の立場からすれば、いろいろなご意見があると思います。いずれにせよ、民生委員もお世話を受ける地域住民も、できるだけすっきりした形で活動ができることが望ましいわけです。現にまたがっている地域も何力所があるわけですが、町内会の区域の中には、直ちにすっきりした形にできるところもあります。このことについては、行政の権限でどうこうすることもできないことは理解しております。ぜひ、担当区域を改めて精査していただき、見直しできるところから順次進められるように、民生委員協議会で諮っていただければと思います。いかがでしょうか。ご答弁をいただき、第1回目の質問といたします。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま吉田議員より2点にわたるご質問をいただきました。

初めに、魅力ある観光地を目指しての振興対策、地域再生への取り組みについてでございます。

過日実施されましたシンポジウムの際、観光客による経済的波及効果と、観光客数のとらえ方について、宮城県が積算した観光客数による経済波及及び効果の算出根拠というお話であり

ました。

まず初めに、観光客からのアンケート調査により、日帰り客及び宿泊客の平均消費額を算出いたします。続きまして、算出したしました日帰り客及び宿泊客の平均消費額にそれぞれの実人数を乗じまして、観光客による直接の影響額を算出いたします。宮城県の8,700億円の内訳は、このケースの場合は5,086億円でございます。この5,086億円をもとに、県が統計上、使用いたしております産業連関表に当てはめ、観光客による波及効果の影響額を算出いたします。この額が宮城県のケースでは3,618億円でございます。観光客による直接の影響額5,086億円に波及による影響額3,618億円を加えて宮城県が算出した観光客による経済波及効果額8,700億円が算出されております。

こういった手法で算出した場合、塩竈への影響額はどのくらいであるかというご質問でございました。

県では個別の市町村ごとの影響額としては把握しておりませんが、仮に、塩竈における経済波及効果額を県と同様の基準で積算いたしますと、観光客による直接の影響額は161億円と推計されるところでございます。

続きまして、観光客数の把握についてであります。県の観光統計におきましては、志波彦神社、塩竈神社、塩竈みなと祭、各海水浴場、マリングート塩釜、塩釜水産物仲卸市場、塩竈魚市場への入込客数で観光客をとらえております。観光客数の把握方法及び観光客による経済波及効果額の算出につきましては、統計総数値という性格でもございますので、県の取り組みに合わせながら、本市の効果等の数値等につきましても、改めて検証してまいりたいと考えております。

次に、広域観光への取り組みについてご質問いただきました。

2市3町を含めた広域観光への取り組みについてご質問いただきました。

2市3町を含めた広域観光の取り組み主体といたしましては、宮城県国際観光テーマ地区推進協議会、仙台松島地区観光協議会、宮城黒川地域地場産業振興協議会がでございます。国際観光テーマ地区推進協議会につきましては、外国人来客による国際観光の振興目的に、現在は特にアジアからの観光客の受け入れに力を入れております。仙台塩釜地区観光協議会につきましては、仙台、松島地域を同一の地域経済としてとらえ、観光事業の振興と文化経済の発展を推進いたしております。宮城黒川地域地場産業振興協議会につきましては、宮城黒川地域が一体となり、地域の豊富な資源から生まれる地場産品の販路拡大や郷土色豊かな商品の開発と地場

産業関係者の支援を行っているところであります。いずれの取り組みにつきましても一つの市町村では対応が難しくなってきました。多様化する観光客のニーズに対しまして、広域的に取り組もうとするものでございます。

また、県内の他都市との連携といたしましては、宮城県観光連盟、宮城県物産振興協会、宮城県都市観光協議会、東北都市観光協議会がでございます。さらに、最近の新しい取り組みといたしましては、県のご協力をいただき、松島及び塩竈の観光振興を推進することにより、その効果を県内各地に波及させようといった取り組みも今動き出そうとしているところであります。その他の地域といたしましては、例えばマリゲート塩釜を活用した古川八百屋市でありますとか、丸森市、さらには本町まちづくり研究会の方々が主催されております西馬音内盆踊り、秋田の羽後町になるんですかね、といったような交流、さらには現在ワークショップを通じて、大崎市鳴子町東鳴子温泉との交流が始まっております。

また、仙山交流味祭りといたしまして、本市と山形県の山形市が、そば、あるいは寿司を題材とした交流を行っているところでありますし、そば、寿司談義寿司街道といたしまして、山形県村山市とも新たな事業の交流を始めたところであります。

そういった中で魅力ある観光を目指す上での国内外との友好都市交流についてのご質問でございました。

議員ご質問のとおり、本市は友好都市としての調印をしております都市はございませんが、これまで多くの国際交流を重ねてまいりました。水産業関係で申し上げますと、平成2年から水産加工業の方々が中国遼寧省からの研修生を受け入れ、今まで約延べ1,000名の研修生が本市を訪れていただいております。また、平成13年から16年まで、3回アラスカシーフードフェアを開催いたしております。教育分野におきましては、カメイ子供の夢づくり基金を活用いたしました塩竈市中学校海外研修派遣事業として、平成9年度から平成13年度までの5カ年間、中学生延べ58名をアメリカ合衆国カリフォルニア州ベンチュラ市へ派遣してきた経緯がございます。

また、本年2月には小学校友好交流プログラム事業として、第二小学校とアイルランドの小学校の児童と教師がそれぞれ相互に相手国を訪問し、相互交流を図りながら、異文化を理解する機会といたしております。この10月には日本フルブライトメモリアル基金米国教育者招聘プログラム事業として、米国の教育者22名が本市を訪問し、日本の教育制度や文化の現状を視察するとともに、本市の教職員、生徒たちとの交流、PTAとの懇談会を通しての多様な国際交

流も予定されているところであります。

さらに、平成5年から6年には、ユネスコ協会によるラッコ船開盛丸の縁により、議員の方からもお話をいただきましたアメリカシトカ市との交流も行わせていただいております。シトカ市の高校生さんが3回ほど本市へホームステイのために訪問し、交流を深めさせていただいたところであります。

このように、現在海外の友好都市はございませんが、民間の方々のお力をかりながら、草の根の交流として、水産業界、教育分野、さらにはユネスコ、ロータリーなどの活動の連携の中で、なお一層国際交流を深めてまいりたいと考えております。

いにしへの塩竈の歴史と文化についてご質問いただきました。

景観十年、風景百年、風土千年と申します。塩竈市にはこの豊かな風土千年を超える歴史が蓄積されているわけであります。源融に例を借りますとおり、古くから文人、墨客の方々が本市を訪れていただき、数々の歴史、文化を刻んでいただきました。議員の方からお話をいただきました塩竈百人一首もございませう。今現在こういった事業につきましては、北浜沢乙線の完成目標年次であります平成20年3月までに完成させようということで、取り組んでまいりました。既に、西町地区には46基の塩竈をうたった和歌を刻んだ石版を設置させていただいておりますが、引き続き20年度までに56基を配置させていただく計画でございませう。これによりまして、西町地区と合わせ塩竈百人一首の配置が完了し、塩竈の豊かな歴史、文化を十分に堪能していただけるものと確信をいたしております。

また、石版の整備に合わせ、菰川をイメージしました塩竈曲水、和歌にちなんだ植栽を施すなど、塩竈らしさを表現し、なお一層古くの門前まちの雰囲気味わっていただけるような整備を進めてまいりたいと考えておりますし、あわせまして、今年4月には、下馬春日線沿いにオープンいたしました句碑公園鬼房の小道や赤坂交差点のポケットパークにございませう句碑とともに、塩竈の俳句の文化を感じていただける道づくりも進めさせていただいております。これら、一連の整備が完了いたしますと、中心市街地活性化計画の歴史の薫る環境型都市居住ゾーンと駅前にぎわい集積ゾーン、海辺のにぎわいゾーンが形成され、神社とともに歩んだ本市の歴史と、海に向かって開かれまして近代史とを結ぶ道が形成されることになると考えているところでございませう。

そういった中で、やはり今後は戦略的観光策が必要ではないかというご指摘でありました。

議員のお話にもございませうとおり、塩竈市青年4団体連絡協議会の方々を初め、塩竈をど

うしたい会、本町通りまちづくり会、NPOみなと塩竈などの民間団体の方々、さらにその他多くの市民の皆様方には、観光事業の振興につきまして、自発的に連携した取り組みを行っていただいているところでございます。どの団体におかれましても、年齢はもとより、職業などの垣根を越えた方々により組織が運営されており、各団体の方々が連携した成果として、塩竈神々の花灯りや、おいしおがま食べ歩きといった新たなイベントが開催されており、県内外から訪れた多くの皆様方に大変ご好評を博したところでございます。

また、既存のイベントの開催につきましても、イベント相互の相乗効果をねらった取り組みが積極的に展開をされているところであります。塩竈神社の花まつりにあわせて行われております市民祭り等がその代表的なものかと思っておりますが、さらには塩竈神社門前市と塩竈神社観光茶会の同時開催でありますとか、塩竈神社門前市と塩竈神社菊祭りの同時開催等のイベントも開催され、相互の相乗効果が発揮されているところであります。

これらの観光につきましては、やはり市民の方々お一人お一人が自分のできる範囲の中でいかにほかからお越しいただく観光客の方々のおもてなしにかかわっていただけるかということが非常に大切な要素ではないかと認識をいたしております。本市担当職員につきましても、既に企画段階から各団体の方々に協力をさせていただき、ともにこういった取り組みを深めさせていただいているところであります。

なお、先ほどもご紹介させていただきました県や国との連携強化の中で、平成20年の10月から12月に開催される予定であります仙台宮城ディステーションキャンペーンの際にはなお一層塩竈のすばらしさをPRしてまいりたいと考えております。

また、観光案内所につきましてご質問いただきました。

観光案内所につきましては、駅に1カ所ございますが、そのほか青年4団体の方々によるしおナビアイショップ事業が取り組まれておりまして、既に市内23事業者の方々にご協力をいただきまして、観光案内の強化等が図られているところでございます。

また、本港町の景観整備に極めて大きな意義を持ちますウォーターフロント、具体的には北浜造船所跡地の早期実現についてご質問をいただきました。

今日までの進捗状況、触れさせていただきます。県事業 港湾環境整備事業と呼んでおりますが、につきましては、平成21年度までに用地補償をすべて完了し、25年度までに防潮堤機能をあわせ持つ憩いの親水空間としての緑地が整備される計画となっております。現在までの進捗状況といたしましては、全体面積約1万8,000平米のうち、約1万1,000平米の補償契約が

済みしましたので、面積ベースでの進捗率は61%になります。また、今年度から用地補償と並行して、一部地盤改良工事に着手する予定と聞いておりますが、市といたしましては、想定されます宮城県沖地震に備える意味でも用地補償が完了した部分から早期に整備に着手していただきますよう県に働きかけを行ってまいります。

また、港奥部のごみ問題でございますが、確かにきれいな海は市民のみならず、内外から訪れる方々がひとしく望むものであります。塩釜港内の海面清掃につきましては、県所有の海面清掃船シークリーン号と呼んでおりますが、平成17年度で38回、また、塩釜港清掃協議会におきましても7回の海面清掃を行っております。港を利用されます皆様方には清掃協議会の活動などを通じ、ごみを捨てないよう引き続き啓発運動を行ってまいりますほか、浮き桟橋間のごみ等につきましては、マリンゲート塩釜及び船会社などに協力を呼びかけてまいります。

みなとオアシス、どういう事業を行っているのかということではありますが、みなとオアシスはマリンゲートが指定をされております。目的としましては、道路の道の駅の海版というような性格のものでございます。地域や観光情報の提供をさせていただくことはもちろんであります。休息の場があること、あるいは地域の祭りやイベントが開催される場所であることと等を要件に、国がその施設を認定し、指定をすることとなっております。そういったことで、東北では既に七つの施設が認定を受けておりますが、本県では唯一マリンゲートがこの指定を受けております。

みなとオアシスにつきましては、直接的な経費の支援などは残念ながらございませんが、国ではインターネットのホームページやパンフレットなどで施設のPRを行っていただいておりますほか、国内にある道の駅とも連携し、各道の駅にポスター掲示を行っていただいております。また、仙台駅での駅に港がやってくるといったようなパネル展も計画されておりますが、この際には、この道の駅のご紹介もいただくということで予定をされております。いずれ、まだ道の駅スタートしたばかりであります。地域の方々のご意見等も賜りながら、多くの方々に愛していただけます拠点としてまいりたいと考えております。

次に、民生委員、児童委員の活動区域の明確化についてご質問いただきました。

民生委員、児童委員は、民生委員法及び児童委員法に基づき、社会奉仕の精神を持って、地域においてさまざまな理由により社会的な支援が必要とされるの方々に対して、その立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉に寄与するため、市町村を単位として厚生労働大臣の委嘱を受けて活動をされております。本市におきましても、109名の方々が委員として委

囑を受けてその職務についていただいております。

委員の定数及び活動区域につきましては、民生委員法により厚生労働大臣が定める基準に従い、市町村長の意見を聞いて、都道府県知事が定めることとなっており、本市においても東西南北の4区域に分かれております。また、その区域内で、民生委員が担当する地区については民生委員法において市内の民生委員、児童委員で構成する協議会が定めることとされており、本市においても塩竈市民生委員児童委員協議会がそれぞれの委員の実情を調査し、担当地区を決定いたしております。

委員の活動単位を町内会単位の区域にしてはとのご提案であります。現在、塩竈市の町内会等は浦戸の行政区を含め168地区となっております。民生委員児童委員協議会では、平成16年度より担当区域の全面的な見直しを行いました。その決定に当たりましては、委員の支援が必要な世帯数など、地域の状況、町内会未加入世帯への支援など、さまざまな検討を行う必要があると考えております。これまでも、委員が十分な活動を行うためには、やはり町内会との連携は非常に重要であると考え、委員の推薦に際しましては、担当地区の町内会長様から推薦をいただいております。

民生委員、児童委員が町内会や行政機関と協力し合うことによって、本市の福祉がさらに推進されると考えておりますので、その活動地域がより適正なものとなりますよう、今後関係機関に働きかけを行わせていただきたいと思いますと考えております。以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（菊地 進君） 10番吉田住男君。

10番（吉田住男君） ただいまは、市長から私が冒頭申し上げましたこの観光振興問題について前向きに、そしてわかりやすく説明を期待しておりましたとおりのご説明、ご答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。今のご答弁を聞いて、私の方から特別にこれはどうなのというような質問がないくらいに具体的に説明をいただきまして、本当にありがとうございます。

私から順次追って、再度質問させていただきますけれども、この経済的波及効果、また観光客数と。

今観光振興を進める上で、基本的に何人の観光客が来ているのか、最近減少しているのかという話聞きますけれども、実際に塩竈に前年度よりふえているのか、減少しているのかということ把握するということは非常に重要なことですので、先ほどの市長の答弁にあるとおり、

今後この数値を観光振興策をこれから進めて受けて、基本的に毎年度のそういう数値が皆さん、市民、あるいは議会に対しても示されるように、今後大変難しいとは思いますが、努力していただきたいなと思います。

それから、広域観光についてもいろいろな観光団体協議会、いろいろなものがある、そこで進められているということが今市長の答弁で本当にわかりました。そういうことで、広域観光、それから国内外の都市の交流ということで、私の方からちょっと申し上げたいことは、以前は国際交流を都市の姉妹都市提携、どちらかというと、国内よりは国際都市との交流ということがメインになってありましたけれども、そういうことで、私たまたま2市3町のどの都市と交流を図っているかということで調べさせていただきましたら、多賀城市では国内では福岡県の太宰府市。それから最近山形県と締結、これは公式に自治体同士間で締結をしたということで、それから七ヶ浜ではアメリカのマサチューセッツ州のプリマス、これは公式に締結しています。それから利府はニューカレドニアのリーフ島、これは利府とリーフの言葉の発音が同じということで、それから松島はやはりニューカレドニアのイルデバン島、これは松の島というような縁で交流を締結していると。しかし、あそこオーストラリアのところなんて、大変遠くて毎年毎年交流できないというのが現状、やはり国際交流姉妹都市提携はお金がかかるというのは確かに現実だと思います。

でも、今この世の中、本当に自治体間の交流というのは今市長が言われたように、いろいろな都市とそういうふうに進められているということがわかりましたけれども、これはどれだけ多くの都市と交流しても構わないと思うんですね。これは観光面だけじゃなくて、各自治体の活性化を促す意味でも交流というのは大変必要なことだと思っております。

特に塩竈が今説明を受けましたけれども、そのほかにいにしへの歴史と文化をよみがえらせるということで、私が申し上げたいのは、やはり文化交流というのもしっかりメインにしていかなきゃならない。今、食文化とか特産物とか、そういう形での確かに交流というものが図られておりますけれども、文化面からいたしますと、例えば、塩竈と京都市、これは関係結ばれないかなというふうに思っているんですよ。これはご存じのとおり、先ほども第1回目の質問で申し上げたとおり、塩竈の浦という歌枕が和歌にうたわれているんですね。そういう事実があって、今京都市の下京区に本塩竈町と塩竈町という地域二つ現存しているんですね。そういう事実があるということは、なぜ京都に塩竈という地名が使われている地域があるのか、それはやっぱり確認する意味でもやはり京都の自治体間でちょこっと打診して、そういうこと

での関係性を持つことができるのじゃないかなと、そういう感じもいたします。

さらには、江戸時代松尾芭蕉が俳人としてこちらに赴いてきて、いわば奥の細道、そういういわゆる歴史街道というものがあるわけですね。ですから、歴史街道に縁する地域の交流というものも考えられますし、また、昨年はNHKの大河ドラマ、テレビで、源義経が放映されました。そのときに、義経が平泉の藤原秀衡に赴く際に塩竈に尾張の国から船で来ているんですね。そこから陸路を歩いて平泉に行ったということが、これこの間のテレビドラマで塩竈という名前が出てきたんですね。だから大いに全国的にPRされたなと思うわけなんです。義経の東下りという言葉がありますけれども、やはり塩竈がそういう起点になっているという、そうであるならば、その塩竈の義経の東下りにかかわる歴史的事実を共有する地域との交流も考えられるんじゃないかなと。

さらには、今伊達政宗が築造した貞山掘、これ普通貞山運河と言っておりますけれども、そこに隣接する地域、その貞山掘をどのようにするかということは何か県サイドでも話題になって、整備、あるいは地域再生のためにどのようにするかというような話が出ているようでございますけれども、そういうエリアにかかわる地域との関係性、そしてまた、ひいては仮称貞山掘サミットというような形で交流を図っていくということも一つの案かなと。そういうことで、いろいろ考えられると思います。それは、塩竈市が自治体が何でもかんでも率先して主導権を握ってやるということではなしに、先ほど市長が言われたように、民間サイド、外国との交流にしても民間のボランティア、市民ボランティアが動いて提携に、そういう起因を成したという、だからやっぱり民間の市民たちが動いて、それに対して側面から行政が強力に支援していくと。そういう形でこういう交流というものを進めていかなければならないのかなと思っております。

そういうことで、今回、広域観光にしても、都市間交流にしても、行政と市民、市民団体、いろいろな団体と共同して進めていくことが一番大事であると、こういうふうに思っております。

それから、戦略的観光振興策の推進については、これからもいわゆる宣伝効果という、強力にやっていかなくちゃならないと思いますし、行政側としてもやはりこの振興対策というものについて強力に進めていただきたいということで、今の観光商工課の機能をさらに拡大していく必要があるのではないかと。それから、またこれからの観光振興というのは塩竈市としてどういうふうな方向で進めていくのかということに関しては、やはりこの振興計画みたいな短

期、中期にわたるそういうものをきちんと計画を策定して、その上で民間、市民の皆さん、ボランティアの皆さん方の協力を得ながらやっていく、そのためにきちんとした行政側の体制づくりが一方で必要なんじゃないかな、そういう思いであります。

それからウォーターフロントにつきましては、今説明を受けましたのでわかりました。ひとつ、船会社とも協議して、できるだけ浮いていれば即取り除くことのできるような体制にさせていただけるように検討していただきたいと思います。

それから、みなとオアシスの認定制度については、これはわかりました。先ほど請願に出ている内容、桜並木、このことについて、何か今いろいろとワークショップの中でイオンのあたりの図面ができていますけれども、その辺にも桜が植えられると。そういうことに対しても提案者の方からちょっと若干不満足があったものですから、私たちこのことについては全会派議員も賛成し、採択したわけですから、私たちにもある程度納得できるような形での提案者との協議をさらに進めて、そのような対応をやっていただきたいなと思います。

それから、民生委員のことについては、ご回答いただいたとおり理解しますので、これからはぜひできる地域から進めていただきたいと思います。

以上、第2回目の質問ですが、これで終わりますけれども、もしご回答ありましたらよろしくお願いいたします。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 吉田議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、観光の経済的波及効果、先ほども申し上げましたように、極めて大きいものがあるかと思っておりますし、今後は定住人口とあわせて交流人口の拡大に努めていかなければならないということを今議会の答弁でも申し上げさせていただいております。

また、他地域との積極的な交流を図ることによりまして、経済のみならず、文化、教育、あるいは福祉といったようなものの向上に直接、間接的につながってまいるものと思っております。なお一層促進をしてみたいと考えております。

国内外との都市の交流についてであります。

残念ながら本市まだ友好姉妹都市と呼べるものはございませんが、先ほど申し上げましたような民間レベルでの活発な交流を通じまして、ぜひパートナーを今後探してみたいと考えております。

文化交流についてであります。

歴史街道というようなお話をいただきました。私も吉田議員のお話をお伺いしながら、古事記、万葉の時代の面影を頭の中に描いておりました。こういった本当にすばらしい歴史、文化を所有する本市であります。こういったものをただ単に一部の所有にとどめずに、広い範囲でこういったものを味わっていただけるようなまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

戦略的観光の中で、商工観光課の機能拡大というお話がありました。今、商工観光課、本当に365日、まちの中に出向きまして、商工者のみならず、例えば各種のイベント、これから開催されますみなと祭等々、多岐にわたる行政需要に対応いたしております。今後ともこういった機能の強化といったようなことにつきましては、なお一層努めさせていただきたいと思っております。

それから、私先ほどの回答の中で、塩竈百人一首のかるたというお話がありました。回答いたしておりません。ちょっと勉強しまして、また改めて機会を見まして回答させていただければと思います。よろしく願いいたします。

議長（菊地 進君） 以上をもって本定例会の全日程は終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、本定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 4 時 1 5 分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 1 8 年 6 月 2 3 日

塩竈市議会議長 菊 地 進

塩竈市議会議員 吉 川 弘

塩竈市議会議員 伊 勢 由 典